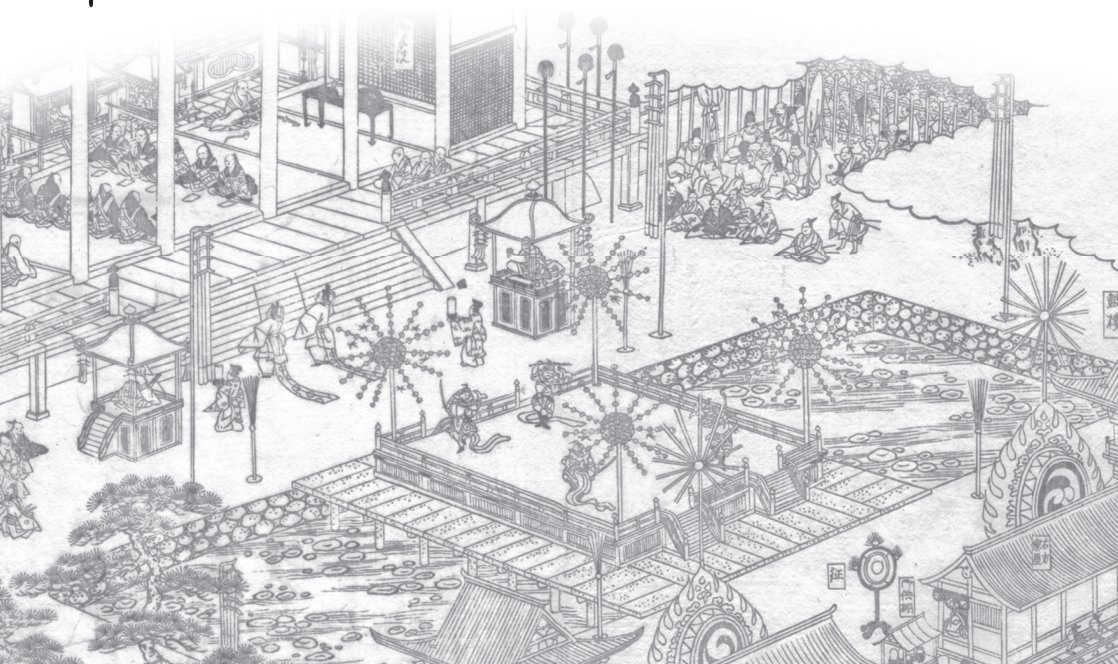
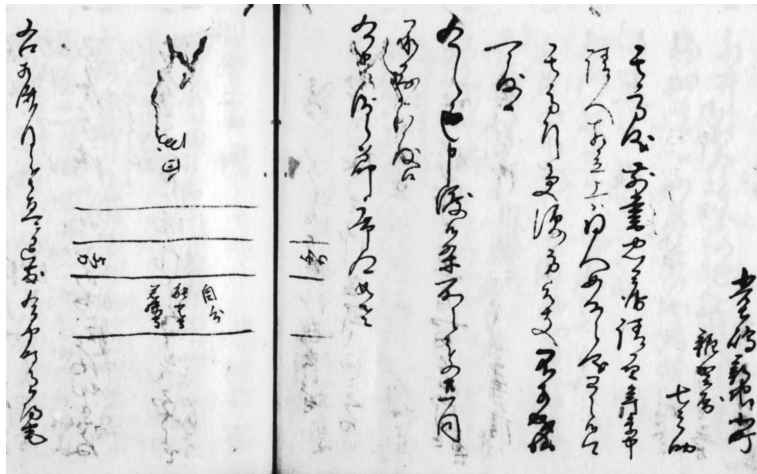


大坂代官竹垣直道日記(三)

関西大学・なにわ大阪文化遺産学研究センター





弘化2年7月21日条。大坂西町奉行永井能登守尚徳の役宅において、川渡方を任命したときの図。図中の「若狭守」は大坂東町奉行水野道一、「自分」は竹垣直道本人を指す。(p.95 ~ 96 参照)



『摂津名所図会』(関西大学総合図書館所蔵)に描かれた「安治川橋」の一場面。帆を下した多数の廻船が見える。竹垣直道は、大坂代官の職務の一つとして、安治川・木津川の河口や兵庫湊・神戸浦において、廻船見分を行った。(p.296 ~ 302 参照)

なにわ・大阪文化遺産学叢書 10

大坂代官竹垣直道日記(三)

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

目次

目次

i

凡例

ii

『大坂代官 竹垣直道日記』(弘化二年正月～三年十二月)

1

解説

大坂代官による城米船の調達と事故への対応

吉川 潤 296

大坂代官所の人足寄場

松永 友和 303

凡例

一、本書は、東京大学史料編纂所蔵『竹垣直道御代官日記』の弘化二年正月元日～弘化三年十二月晦日を全文翻刻した。

一、翻刻にあたって、改行をはじめとする体裁ならびに用字については、原本の形を尊重するようにつとめた。ただし、編者の判断により、必要に応じて読点「、」、および並列点「・」をつけた。

一、用字については原則として原本の表記に従った。異体字・古体字・略字は正字または現在通用の字体に改めた。ただし、以下のものについては、編者の判断により、原本のまま使用した。

「夕」(より)「メ」(しめ)「哥」(歌)「躰」(体)「釵」(劍)「鶴」(鶴)「杵」(杉)「寫」(島)
「畧」(略)「俣」(儘)「富」(富)「柰」(松)「鴈」(鴈)「卯」(卯)「鍔」(鉄)「峯」(峰)「邨」
(村)「昏」(紙)「罎」(町)「碁」(棋)

一、変体仮名は平仮名に改めた。ただし、助詞として使用されている、「江」(え・へ)「而」(て)「与」(と)「尔」(に)「者」(は)「茂」(も)は、活字を小さくして使用した。

一、編集者による校訂は()に入れ、傍注とした。誤記・意味不明などの場合には、正字を傍

注とするか、(ママ)を付した。脱字は(脱)と注記した。疑念が残る場合には、(カ)を加えた。

一、虫損箇所については★、判読不能箇所については■とし、推読できた場合には()に入れ、傍注とした。

一、抹消された文字で判読できる場合や、訂正・重ね書きは、左傍に見せ消し記号「~~〜~~」を付し、右傍に訂正後の文字を記した。

一、闕字については一字あけとした。

一、原本中の行間の補記については、へ 〉で括り、原則として本文に挿入した。

一、印章については、ⓐ印などを用い、印面の文字については、()に記した。

一、本書には、現在の人権意識からみて明らかな身分的差別表記がみられるが、差別の歴史を科学的に研究し、その理解に供するため、そのまま掲載した。利用者はこの趣旨を理解して利用して頂きたい。

十九

從弘化^三五乙巳年

正月至六月

日記

右年礼申置

○越中守殿逢有之○加番松平中務少輔

○水野日向守 ○松平備中守

○内藤因幡守○御目付

前同断 御城出

○水野若狭守 ○玉造公用人★軒^三

○本多為助 ○西小弥太

○設樂八三郎 ○銅坐詰

○同御普請役

○坂本鉦之助 ○鈴木清左衛門

○西井源次郎 ○池田庄太夫

○近山藤四郎 ○飯室次郎兵衛

○ ○ ○

○安食善之丞 ○祖父江孫輔

○比留間兵三郎○四軒屋敷<sup>山室弥兵衛
服部源左衛門</sup>

○土屋四郎二郎○石川良左衛門

○山村与助

右相濟、九ッ時少し過帰宅

正月元日 晴

一朝六ッ半時役所一統・家来共年礼受ル

一右相濟

御城入出礼、自分第一番ニ罷出ル

○丹後守殿逢有之

○御目付 ○西番頭稻垣安藝守

○東番頭本多對馬守

一池田庄太夫・坂本鉉之助年礼入来

通候よし、其外地役共、其外町人在方

之もの共凡人數百人年賀入来

設楽者兼而申合、相互ニ申置

同二日 半晴四ツ時比シ曇

一朝六ツ半時比設楽入来、暫時談話

同道出宅、年礼其外左之通廻勤

○専念寺例之通金二朱献備

御靈屋拜礼、畢而坐敷ニ而休息、院主ニ逢

○尼崎又右衛門○天満組屋敷左之通

○内山彦次郎 ○荻野勘左衛門○近藤左衛門

○朝岡助之丞○磯矢頼母○葛山久之丞

○浅羽太膳○小川甚五右衛門○松井金二郎

○松井与五右衛門○中嶋豹三郎○杵浦兵左衛門

○工藤左之助○吉田覚之丞

右相仕舞○宮寺五平次通逢、暫く

談話○杉浦重郎兵衛通逢、直ニ退散

昼九ツ時過帰宅

建国寺

御宮拜礼者御服中ニ付無之

設楽ニ而天満組屋敷ニ而別ル

一年賀来客、其外凡

同三日 雨昼後収曇

一天王寺

御靈屋拜礼之處、昨夜シ雨天ニ付延引

一右之趣設楽江書通申遣ス、返書来ル

一江戸飛脚別便、勝安殿シ之封物一ツ、届

一坂本シ侍使ニ而御沙汰書返し

采石父子江之壺封差越ス

一江戸平届

大坂御城代 松平和泉守

御老中 青山下野守

寺社奉行 松平伊賀守

大坂町奉行 永井能登守

同四日 朝漸雨曇夕晴

一朝六ツ半時谷町濱分乗船、堤方切

廻村懸与八郎・保助召連ル、淀川分

安治川・逆川通、中津江出ル○稗寫

○野里○成小路 右丁張、成小路者渡し場
★手★行

突当難差置場所ニ付、自分★石長三十間

廿間之水勿杭出式ヶ所目論見、今日丁張いたす

長廿五間迄之杭出者は迄有之候(留志)★★卅間

已上之分者今般初而仕立候事○居村中

茶店ニ而弁当、夫々罷越再應見分いたし

八ツ半時比引拂 ○川口新家丁張

右相済淀川江出、夕七ツ半時過歸宅

○右序参り懸、如左年礼廻勤

○紀州殿蔵屋敷○尼崎同断

○甲斐庄喜右衛門○藤山勝次

○酒井圓五郎

右樋や市二郎宅ニ而着替、又川口

筑前や宅ニ而仕度いたし直ス

一留守中、杉浦重郎兵衛罷越申通候由

一年賀來客、水野若狭守其外罷越ス

一夜ニ入設楽江文通、明日夕刻可参旨

申遣ス、承知之旨返書有之

同五日 雨

一摂河州村々之もの共為年礼罷出、四ツ半時比

一同礼受ル

一設楽相招、夕七ツ時過分罷越ス、酒飯振舞

夜四ツ時過歸ル

一今朝同人分文通、肴差越、及返書

同六日 晴

一無記事

同七日 晴

一御用始ニ付、役所ニ而一同祝義受ル

一朝四ツ時比玉造用人共分切紙差越ス

兩人之内今日九ツ時罷出候様申越ス、及

返書

一九ツ時比出宅、越中守殿方江差越ス

地役共者老役壹人ツ、罷出ル、九ツ半時過

小書院ニおゐて越中守殿一同江逢有之

書取被相渡候如左

旧臘廿八日、青山下野守殿御懇之以

上意連判之列被

仰付之、松平和泉守事於

御前大坂御城代被

仰付、被叙四品候

正月七日

右之趣直達有之相濟、用人分銘々江右書取

老通ツ、差越ス○立歸リニ而珍重廻申置

○下野守殿江為歛罷越申置○京橋

珍重廻申置帰宅

一設楽江文通、右達書写遣し、珍重廻

心得申遣、返書来ル

一当地初番御用状差立ル

○久須美六郎左衛門殿江老封

内○先生老封○順三郎老封○正一郎一封

○順三郎江杉浦之老封

○永井能登守江老封年始状・歛状共

式封入老封

○坂本分順三郎江之老封

同八日 晴風

一水野若狭守分自書差越、八部郡石井村

風聞書差越ス、写いたし本紙者返し

返書遣ス

同九日 晴

一朝五ツ半時過出宅、年礼残如左罷越ス

○京橋用人三軒○瓦屋藤左衛門

○兩東願寺 右申置

○今橋学校復市ニ逢、毎月三ノ日
夜講相願来ル、廿三日分

罷越候積、
修次ニも逢、九ツ時過歸宅

一成瀬九郎右衛門方江潤八郎・慎平

差遣、旧臘已来平市一条ニ付手数相懸ル

為挨拶白縮緬一疋・鯉節巻箱

差遣ス

一岡田理作播州ノ帰着

一夜ニ入龍太郎・おかよ・おミち今宮

恵比須江參詣為致候、当地ニ而者十日

恵比須与唱候、今明日群集

同十日 曇

一朝六ツ半時出宅、設楽江申遣置、本町

筋ノ罷越同所より同人同道、天王寺

御靈屋江拜礼、例之通金式朱猷備

拜殿脇ニ而休足いたし、谷丁筋歸途

桃溪江廻り、坂本江立寄候處

留守ニ付申置、鈴木丁ニ而設楽ニ者別れ

四ツ時過歸宅

一岡田理作儀先般御普請役格

被 仰付候ニ付、紋付肩衣ヲ遣ス

同十一日 晴暖和

一江府三ヶ日御規式済、御定番廻状

昨日到来之よし、設楽ノ写差越ス

一右ニ付設楽ノ問合及返書

一四ツ時比ノ御城入、兩御定番・御目付江

御規式済恐悦申置、且明十二日堤方

出立、届書玉造者渡辺金四郎、京橋者

戸田吾八郎江出ス、御目付者取次江渡ス

○山本新左衛門江年礼罷越申置

浦野橘藏家来分ニ成罷越居、今日

改而逢、九ツ時過歸宅

一播州新附村々惣代并庄屋共年礼

受ル

播州太郎太夫村

百姓

仁右衛門

右年礼初而受ル、且親代々奇特之

取斗いたし候ニ付、袴着用帯釧上訴差免ス

右申渡相済、坐敷江呼出逢、心得方

及教諭、六諭衍義一冊遣ス

一木柴や平右衛門年礼ニ出礼受ル

一坂本鉄砲稽古始ニ付龍太郎出席

一設楽金市郎年礼ニ来、鼻紙袋

年玉ニ遣ス

一水野若狭江文通、短冊頼遣し

但州之策・唐梅実壺ツ遣ス、受取

来ル

同十二日 快晴

一朝六ツ半時過谷丁濱分乗船、堤方

廻村懸兩人召連ル、如左

淀川通

○南名柄村去秋急破出来栄

○磯寫村右同断

〈長拾六間内法七尺四方〉

○渚村自普請船通し樋

出来栄（樋ノ中を通）船ニいたし及見而見分、兼而見込

之通地上勝手次第可取斗旨

申渡ス

○鵜殿村去秋急破之場所

見廻り、春定例之分同村并

梶原村立合外嶋江仕立候杭出

式ヶ所丁張いたす

右相済、夕七ツ半時過鵜殿村百姓

三郎兵衛宅江泊○永井遠江守使者

罷越、与八郎江面会为致不逢

○堤役長束又右衛門御預所役人

并河源次郎場所江出、泊江も罷越

○渚村江罷越候砌、同村内御殿山与

唱候處ニ罷越出見、居村分南之方

小高キ山ニ而平坦之場所眺望佳

山頂ニ小松多く、右小松江為堀取候

此地を惟喬親王花畑与古へ

言傳ふ

○夜八ツ半時比宮部潤八郎罷越

起出逢、播州高砂湊為積立

出役申付置候、斉藤徳藏義出役

先ニおゐて取斗場不宜、村々及

難儀候由を以、多可郡村々連印を以

歎願書差出、加東郡太郎太夫村

亀藏義も本草屋平右衛門を以

内訴いたし候趣も有之由ニ付、旁

山口作助江出役申付、徳藏者早々

婦泊可致旨可申遣段申付ル、潤八郎者

明朝婦坂之積○右便おきくより

宅状差越、平安

同十三日 朝少し雲立快晴

一朝六ツ半時泊出立○鵜殿村・梶原村

立會新田外寫杭出拾三間廿壹間

都合式ヶ所、再應見分之上丁張致ス

○従立會家来上月金助昨夜着

いたし候よしニ而今朝逢、堤役長束

又右衛門も罷出逢、五ツ半時過当村引拂

○礮寫村昨日見分、残之分及見、出来

栄見分濟申渡、永井肥前守家来罷出

逢○唐崎○三寫江○柱本

右丁張○上ノ村出来栄見分いたし

見分濟申渡、同村年寄清五郎宅ニ而

昼食、九ツ半時比同村ヶ乗船○天王寺庄

杭出見分候處、打方不宜候ニ付直し方

申付ル○三番村出来栄見分相濟

夕七ツ半時比帰宅

一齊藤徳藏代山口作助出役申付、今夕

播州江出立

一設楽ヶ使、鯉魚到来

同十四日 昨夜今終日雨

一朝六ツ時過出宅、堤方廻村自分

駕籠懸兩人連ル

河州大和川通

○七堂領大和橋詰分堤通

堤上懸丁張

○沼村杭出丁張

同村庄屋実太郎宅ニ而

弁当、当村者土岐伊豫守

領分也

石川通

○新堂村川除丁張

同村庄屋正左衛門宅江夕

七ツ半時過着泊、当村者都筑

金三郎支配所也

○此邊分大津表江式拾里

大坂江五十丁六里、五条江五里

有之候よし

○築留分信貴山江凡百三十丁

有之候よし、村継○築留○安堂

○大平寺○大縣○平野

○恩知○教光寺是より信貴山江
三十丁半

○黒谷○信貴山

同十五日 半晴

一明六ツ時少し過進堂出立、築留ニ

五ツ時少し過着、忝番樋并河堤

上置見分、會所ニ而朝飯支度致ス

一体昼飯之積之處存外刻限早く

候得共、前後道も遠く候ニ付、飯為

差出候也、是ニ而支度いたし駕籠荷物者

直ニ平野郷江遣し置、歩行ニ而信貴

登山○安堂○大平寺○大縣

○平野 是より登山、山越四十二丁

尔して和州信貴畑ニ出ル、農家處々ニ

あり、今日者一年一日之縁日ニ而遠近

之老若男女群集、坂地之ものと

打交見ル、境内石坂を登りて

寺門ニ到ル、信貴山——与云、本堂

毘沙門天を祀ル、山腹江造り懸たる

堂なり、初瀬観音堂之趣あり、此堂

前より和州国中の村々を遠望す、堂を

廻りて元之道ニ出ル、鐘樓并壇あり

登りて見ル、壇前壇之松葉を採ル

處々遊歩、帰路ニ赴く、山越又四十二丁

尔して教光寺村江到ル、此道大坂

より之登り道也、山口——

——宅ニ而小休、此處江築留

惣代共出案内致ス、八尾・久宝寺

ニ到り、両村共相應之村ニ而、八尾之方

家数も多く、村柄大ニ勝ル、平野郷々口

夕七ツ半時比着、例之茶屋ニ而休足

支度いたし、是より乘輿、天王寺村へ

暮六ツ時比帰着致ス

○信貴畑ニ而田甫之薄紅桜を折帰ル

一今日鈿術居合稽古始ニ付、西小弥太

其外一同出席、稽古始相濟候よし

一寸酒差出し、跡ニ而雑煮差出候由

同十六日 半晴八ツ時過雨夕収

一九ツ半時過 御城入、昨日帰坂届

玉造 小原作左衛門

京橋 川上猛次郎

御目付耆人者不在

右相濟、八ツ半時比帰宅

一夕刻水野若狭へ使、過日之返書并

短冊認メ差越、三枚之内壹枚書損いたし

候よしニ而、別之短冊江認メ来ル、且

肴一器之内贈ル

一右返書認メ置、又新短冊二枚遣し

認メ替頼移りニ小杓子一・釜敷一・

梅香一具遣ス、明朝為持遣候積

一播州鉄山方地役人小針忠太左衛門

年礼ニ出ル、悴逢之儀願候ニ付、一同逢

遣ス

一同州宍粟郡惣代年礼ニ出ル、兩人

逢遣ス

同十七日 曇雪

一朝六ツ半時谷丁濱分乗船、堤方廻村

懸兩人連ル

淀川通

○點野 当春丁張

○七番 (急破)出来栄
当春丁張

○八番 右同断

神崎川通

○江口 当春丁張

右相濟、夜六ツ半時過帰宅

○江口村庄屋孫右衛門宅江立寄小休

一君堂什物一覽

○君之像十八才之時之像与云

古法眼元信筆与申傳候よし

古土佐又者浮世又平なと之画与

見ユ

○西行真蹟之色紙一枚下之

句計、上者無之よし

すまて とも

あはれは

しらん物かハ

○君堂江參詣致ス

一釵術居合稽古有之候よし

同十八日 晴風

一朝五ツ時比谷丁濱分乗船、堤方廻村

懸兩人連ル

淀川通

○三大道 当春丁張

○上ノ辻・馬場・貝脇 急破出来栄

○今市 同断

○天王寺庄 当春丁張

右相濟、夕七ツ半時過歸宅

一石川今文通、道中絵符之儀為

問合申越、夕刻及返書

一龍太郎坂本稽古出席、御沙汰書

返ス

同十九日 朝晴曇薄雪寒風

増山正作

齊藤徳蔵

六嶋清次郎

岡田銃助

右之もの共存寄有之、出勤止為申達候

増山正作

齊藤徳蔵

右之もの存寄有之他勤申付、当月中

引拂肩書者三月中居ニ置候旨為申達候

岡田理作

中山昇三郎

中沢斉助

右之もの共出精相勤候ニ付、金壺両ツ、加給

昇三郎者理作次席、齊助者清次郎次席

申付ル

一昼後今懸兩人召連、樋屋市二郎木場江

罷越、諸色見分、夕刻帰宅

一水野若狭今文通、短冊認メ差越直間

短冊到来、及返書

一旧冬赤穂家士江堀部弥兵衛書簡懇望

いたし置候處、表装いたし今日差越候由ニ而

潤八郎持参、追而評義および候積

同廿日 晴

一午時過出宅、堤方諸色見分、懸り兩人

召連、股引ニ而罷越、八ツ時比九條村江

罷越関板七拾間余見分致ス、夕七ツ時比

帰宅

同廿一日 曇時々雨

一河州茨田郡今津村庄屋弥十郎

先支配申送有之ニ付、袴帯釧上訴

差免申渡

同廿二日 晴

一釧術稽古有之出席、煩懸為致ル

同廿四日 晴

一設楽江文通、孫八郎地方助之儀申遣

一宮部孫八郎儀、当分之内地方助可相勤旨

申渡

一夕刻並河復市罷越、龍太郎素讀

いたし、夫々暮六ツ時比夜講為致候

論語学而之篇学而より道子乗之

一国之旁ニ到ル、五ツ時過帰ル

同廿四日 晴折々曇風雪

一朝六ツ半時谷丁濱分乗船、川渡見廻

○堂嶋川渡所与力——同心

——逢○江戸堀上手分木津川上ノ口

渡所与力同心共逢、四ツ半時比帰宅

○木津川邊ニ而設楽廻船見分ニ罷越ス

途中間会致ス

一安田玄筑入来逢

同廿五日 曇時々雪

一朝四ツ時比分堤方諸色見分、出宅懸兩人

召連、吹田屋木場ニおゐて見分いたす

昼九ツ時少し過帰宅

一番外御用状道中六日限を以差立ル

○二條御詰米運送之儀、見込可申旨

去冬之御取箇組頭分申越候、取調書

老通江組頭書状相添差立ル

但、書状者当月廿一日附

同廿六日 半晴

一六嶋清二郎・岡田銑助昨日慎差免

今日より出勤申付ル

一理作儀、岡田完一郎与改名いたし、別段

相願候付承届ル

一近山藤四郎罷越逢、伊丹酒買入方

之礼承知之旨及挨拶

同廿七日 曇時々少し雪

一朝五ツ時比谷丁濱乗船、堤方廻村

懸兩人召連ル、淀川通新家村外寫

新規水刳杭出目論見、毛馬村仕立中

見廻候、夕七ツ時比帰宅

一今日例之通稽古有之よし

同廿八日 朝晴曇寒風

一朝四ツ時比出宅、堤方廻村懸兩人連ル

中津川通成小路村杭出再應見分

水引ニ應し、又場所替いたし仕様等

夫々申付ル、庄屋寿二郎宅小休弁当

夕七ツ半時比帰宅

一増山正作・斉藤徳藏、来月十五日迄

引拂猶預相願承届ル

一当巳初番御用状到来

○築山今年始状

米倉・土屋 届状頼越ス

○諸向年始状

○木原半兵衛・松村忠四郎書状

メ

同廿九日 半晴雨霰

一釵術稽古有之出席

一撰州成小路村水刳杭出、昨日見分いたし則

仕様帳引替遣ス

二月朔日 半晴

一朝六ツ半時過 御城入出礼いたす

米倉丹後守殿者風邪ニ而逢無之

米津越中守殿者逢有之、四ツ時過

帰宅

一松平大和守領分武州川越松山町百姓

丹二郎儀、今般上方筋分四国順拜与して

罷越、昨夜着坂いたし候よしニ而罷越

菓子老折贈ル、奥江呼一同逢遣し

移りニ扇子遣ス、路用差支候由を以金

三兩借受度旨申聞、同伴人兩人受ニ而

則貸遣ス、夕刻帰ル

同三日 曇時々雪

一中津川通成小路村当巳春

定例川除御普請、今日分取懸候旨

昨日届出ニ付、為見廻与八郎遣ス

一初午前日ニ付役所半引

一坂本分文通、難花梅後篇巻冊

返し呉候様申越、園中之花を贈ル

返書則右巻冊相返し、御沙汰書二冊

貸遣ス

同三日 曇時々雪風

一初午ニ付役所休日、当年者仕来之通

裏門通用ニいたし、稻荷江参詣のもの

入ル

一三岡源太郎之事、当時八王寺千人同心

三岡兵助分身寄之もの登坂いたし候

幸便書状差越手元江書面差越ス、

岡田理作江も書状差越候ニ付、右手元江

差越候書付者落手いたし候旨、為申遣候

一山本新左衛門江及書通、鮭并強飯

煮メ等遣ス、返書来ル

同四日 晴風

一 昼後出宅懸兩人召連、樋屋市二郎

木場江罷越堤方諸色見分、夕七ツ時過

帰宅

一 釵術稽古有之、西与力成瀬傳二郎

初而出席、自分者御用有之出席不致候

同六日 晴

一 播州青野原新田之もの共異躰ニ而

村方立出、昨夜小濱泊ニ而当地江

罷出候よし相聞候ニ付、為取締中山

昇三郎・鳶林梶三郎相遣候處、不

見当よしニ而夕刻帰坂いたす

一 当已春定例御普請、淀川・石川・

大和川通御料私領村々仕様帳渡

方いたし候ニ付、手代家来共呼出直ニ

渡方いたし、村々江も定例之通取締

申渡ス

同七日 晴春暖

一 正六ツ時出宅、自分駕籠ニ而東海道

往還筋より枚方船渡し、西縁堤ニ

移り、昼九ツ時比淀川上手鵜殿村江

罷越、弁当後先般一應丁張いたし候

鵜殿寫水刎杭出再見分いたし

上手拾三間之處拾七間廿壱間之處

三拾間ニ相延、水行ニ應し場所替

いたし、八ツ半時過見分相濟、遠江守使者

堤役例之通出ル、堤役荒木泰象者

小休所ニ而逢遣ス○右水刎之義者上郷

村々悪水吐をも兼相仕立遣候儀ニ付、右村々

をも呼出心得方申論

鈴木菊次郎知行
鈴木清左衛門

高濱村

庄屋

半右衛門

年寄

九右衛門

永井遠江守領分

桜井村

年寄

茂兵衛

右者上郷悪水吐村々之分、此外廣瀬村も

両村ニ准し候事のよしニ付、右両村へ通達いたし

水刎杭出先附并船除杭都合六本之分者

御普請村六ヶ村江相加り可相仕立旨申論候處

何れも承知いたす

鵜殿村外五ヶ村立會

惣代

永井遠江守領分

梶原村

庄屋

仁之助

鵜殿村

年寄

源五郎

永井肥前守領分

鈴木清左衛門 知行 入会

烏丸家領

上牧村

庄屋

惣平

右御普請立會村々ニ付、前条悪水吐

村々申合可相仕立旨申論

右相濟、夕七ツ時比同村へ乗船帰帆

夜六ツ半時過帰宅

一今朝守口手前迄罷越候處、大坂市中

出火、南堀江凡壺丁四方斗焼失之よし

一坂本江文通、昨夜認め置改元之

詔一枚返ス、返書来ル

一江戸御用状到来

同八日 快晴暖氣

一 在宿

一 居合稽古出席、西井乙次郎今日合

居合為始形教遣ス

一 釵術稽古有之、御用多ニ付不出

一 坂本今文通、河野氏婦人之上書

取ニ来ル、返ス返書

一 水野ニ而馬術申合稽古、今日合始候ニ付

龍太郎・比留間・近山同道ニ而罷越ス、此間

築山今頼越候若狭江之書状壹封

為持遣し、俸延四郎江相渡候よし

一 石川良左衛門廻状土屋今差越ス、明八日

四ツ時丹後守殿江呼出有之候よし申越

杉浦江順達

同八日 曇時々雨

一 巳式番御用状八日限差立ル

○築山・青山・松村忠四郎江返書

三封

○播磨や借用巳正月
書替證文

一 設楽江文通、堤方廻し物遣ス、夜ニ入

返書来ル

同九日 半晴

一朝五ツ時前出宅、難波御藏為立會

罷越ス、池田庄太夫・飯室二郎兵衛・京橋王

組与力宮部一朔・東組与力八田種藏

罷出京橋組渡米有之、八ツ時比退散

○設楽江罷越酒飯等出し、夜五ツ時比

帰宅

一 釵術稽古有之、内山逸之助・成瀬

傳二郎罷出候よし

一 石川良左衛門御具足奉行兼役吹聴申置候由

同十日 曇

一 昼後出宅、堤方諸色見分吹田屋

木場江罷越相済、夕七ツ時過帰宅

一 杉浦大二郎分文通、正一郎江兄弟分

両封差越ス

同十一日 晴

一 杉浦江奥分使幸便、順大二郎江

昨日之返書遣ス

同十二日 晴

一 昼後坂本江罷越談話○秋元

但馬守家来鈴木急与申者ニ逢、嶋田

寅之助門人ニ而釵術執行いたし候もの、由

自宅稽古ニも出候様申聞ル、夜五ツ時過

帰宅

同十三日 晴

一 林泰蔵尼崎大物橋為見分遣ス

一 昼後出宅、堤方諸色見分与して

九條江罷越関板見分、夫分代地場江

相廻り、塚樋模様替願之場所及見

春日出新田江相廻り、同所塚樋及見

夕七ツ半時過帰宅

一夕刻、並河復市入来夜講

一 戌上刻孫八郎妻女子出生之よし

届書出ス

同十四日 晴暖氣

一 朝釵術稽古有之、今日稻荷社前ニ而

稽古為致候

一 巳三番御用状到来

○松原釣之助分巻封、新三郎孫正月

上旬分御不快ニ而御重躰之旨為知

申越ス

ノ

一 明日堤方廻村ニ付、出札不致旨設楽江

表状ニ而申遣ス、返書来ル

同十五日 快晴暖和

一 暁正六ツ時出宅、谷丁濱ハ乗船懸、兩人

召連、淀川通登船鵜殿村外寫

字鵜殿寫水刎杭出再々丁張

いたす、上七拾三間下拾九間之場所見分

之上繩張致ス○遠江守使者并堤役

上野八百藏罷出逢、九ツ時比場所着

八ツ半時少し過引拂、暮六ツ半時比帰宅

同十六日 晴

一 設楽江文通、孫八郎明日ハ出勤儀

申遣ス、返書差越ス

一 昼後出宅、樋屋市二郎木場江罷越

堤方諸色見分致ス、懸兩人召連ル、夕

七ツ時過帰宅

一 石川良左衛門江文通、先般御具足奉行

兼帯被 仰付候歛扇十本箱入遣ス

返書来ル

一 尼崎又右衛門治平江脱太差遣、明朝馬借受度段

申遣、差越候積申越

同十七日 快晴夕暖和

一 暁七ツ半時過住吉屋町ハ出火、六ツ半時

比迄焼失、鈴木丁最寄江見舞遣し

設楽其外江龍太郎罷越ス

一朝五ツ半時比出宅、馬ニ而罷越ス尼崎又右衛門

所持之馬
借受ル懸兩人召連堤方廻村

○淀川通新家村外寫杭出再々見分

庄屋又左衛門宅ニ而弁当休

○中津川通成小路村見廻り、庄屋

寿二郎宅小休

右相濟、夕七ツ時比帰宅

○帰途住吉屋町江廻り焼場

及見、凡壹丁四方斗焼失

一 釵術居合稽古有之候よし

淀川通

同十八日 晴

鶉殿村外五ヶ村代

一 設楽入来逢、昼飯振舞遣ス

梶原村役人

新家村役人

一 松平遠江守使者罷越

右呼出、新規水刎杭出仕様帳相渡、心得方

一 紗綾 式卷

申論遣ス

一 干鯛一折

一大草太郎左衛門之書状到来、難波御藏納

一金式百疋ツ、手代式人江

為挨拶金三百疋贈ル

右大物橋懸替御用ニ付、彼是世話ニ相成候

由を以相贈候間、伺之上可及挨拶旨

同十九日 曇昼後雨

為申遣候

一朝釵術稽古有之、御用多ニ付欠席

一 六日限八日限を以御用状出ス、八日限之方江

一 久須美順三郎之正月廿九日附之書状

松原釣之助江之返書差遣、干菓子

到来、（巻冊并）別紙四通并海苔三帖

一 折御病氣見舞ニ遣ス

○坂本江壹封并海苔式帖

山方地役人

是者即日文通ニ而遣ス、返書来ル

伊助養子

○杉浦江壹封并佐州之壹封共

杉尾慎一郎

是者前同断

右見習勤、父願之通申付ル

○設楽江壹封

○近山壺封

○西井壺封

○金明丸 壺包尼又江届物

ノ

青山下野守殿家来

小野田宇右衛門

清水勘太夫

右元御役知八ヶ村諸書物為引渡

罷越逢、受取目録相渡ス、畢而於

評席八ヶ村受取候段申達ス

摂州東成郡中川村

外式拾壺ヶ村

惣代

東今里村

庄屋

権右衛門

野江村

庄屋

治兵衛

荒生村

庄屋

長七

上辻村

庄屋

市兵衛

今福村

庄屋

惣右衛門

右下野守殿家来受取、即日和泉守殿

家来江引渡候趣申渡、證文申付ル

○下野守殿右引渡ニ付、世話ニ相成候

由を以自分江銀式枚・干鯛一箱

潤八郎・泰藏・昇三郎江金三百疋ツ、

被相贈候ニ付、礼状差遣ス

一昼後八ツ時比今前書惣代共為召連

八ヶ村諸書物為引渡潤八郎・完一郎

和泉守殿中屋敷江差遣ス、御同人

家来阿部官七郎・津川團次江

面会引渡相濟候由、官七郎受取目錄

受取来ル

一右受取渡御届与して

御城入届書如左出ス

丹後守殿 今藏熊藏

越中守殿 北原作左衛門

御目付兩人取次

右相濟、夕七ツ時比帰宅

一池田庄太夫入来逢

一夜ニ入設楽合地役廻状到来、一昨十七日

出火之節、追手江不相詰出義ニ付云々

自分心得方書面江認メ為差返候、委細者

留記ニ有之

同廿日 雨時々強雨

一江戸合番外御用状当月十二日附

到来

○松平新三郎様御儀、御病氣之處

御養生無御叶、当月十一日御病死

御届差出候由申越、事实者当月

六日御差届之よし、御法号をも

差越ス

一夕刻水野若狭合今晚明朝

之内罷越候様いたし度申越ス、及

返書

一暮六ツ時比水野江罷越ス、畧服

内玄関合罷越ス、博奕一件之義ニ付

云々内話有之、六ツ半時過帰宅

一右之儀申遣林泰藏設楽江

遣ス、及書通

一西小弥太・比留間其外江龍太郎合

稽古休之義申越ス

同廿一日 雨

一 設樂入来逢、水野今内談之趣及演舌

一 今日今銀術朝稽古休

撰州西成郡

南濱村

伊三郎

外 六人

右博突いたし候由を以、村役人取押

訴出ニ付、村預申付ル

同州東成郡

天王寺村之内天下茶や

藤兵衛

外 六人

右前同断訴出ニ付、村預申付ル

一中沢斎助、東成郡鳴野・新喜多

新田江差遣、博突之もの取調方為致候事

兔原郡

大石村

吉左衛門

六左衛門悖

庄七

御影村

庄兵衛

神戸村

傳吉

二ツ茶や村

文助

右不正之品買取候風聞有之ニ付

召捕吟味之上、入牢申付ル

一 巳四番御用状出ス

○ 松平釣之助江文通、悔申遣

御靈前江備物料金式百疋相贈ル

○ 明廿二日之積忌服届書類

ノ

一 明廿二日御定番其外江差出候忌服届

其外設樂江完一郎を以遣ス

同廿二日 雨

一松平新三郎様御病死之旨為知狀、到來
之積を以御届方左之通

○御定番式人○目付式人

右設楽を頼差出ス、町奉行地役者同人を以

一紙并文通差遣相濟

一右之趣八三郎同人ハ文通申越、及返書

一夕刻ハ坂本ハ入來逢、夜四ツ時過

帰ル○前書忌服届之儀、廿日の十日

之積取調、夫々届方為知共相濟候處

右者相違之旨鉉之助心得具候ニ付、泰蔵江

調直し申付書類出来、夜中設楽江

遣ス

一門番犬飼清蔵病氣之處、暮

六ツ時過差置候よし

一忌服相違之儀ニ付、江戸表江御用狀

差立ル

同廿三日 曇

撰州西成郡

江口村

佐次兵衛

武助

弥兵衛

周蔵

天王寺庄

要助

新家

善右衛門

佐七

新七

右博奕一件之内、重立之もの、由ニ相聞候間

一通吟味之上、入牢申付ル

一今日紀州殿通行之處、自分者堤方

設楽者廻船方御用ニ付難罷出旨、一昨日

堤方懸之もの蔵屋敷江遣し申達不

罷出候通行者相濟

一 自分忌服届昨廿二日一日遠慮忌

服半減之旨届出引替之儀、設楽江

頼今日出し直相濟

一 右ニ付昼後

御城入両御定番御目付江一日遠慮

相濟候段、夫々申置平服玉造口より

退出○本多為助方江罷越父子逢

鯉節十本土産ニ遣ス、坂本方角場

取建候儀云々申談ス、暫く談話

○石川江立寄昨日悔ニ罷越ス、挨拶

申置、夕七ツ時過帰宅

一 池田庄太夫入來逢

一 暮六ツ時過今並河復市入來、例之通

夜講論語学而之篇今日ニ而相濟

五ツ半時比退散

同廿四日 半晴

一 坂本ハ書通御沙汰書戻ル、服忌

書冊卷差越、受取遣ス

一 松平和泉守殿家來阿部管七郎

使者与して罷越、銀式枚・干鯛

一 折被相贈候、潤八郎・泰蔵江

金三百疋ツ、被相贈候、管七郎江者

初而逢遣ス

一 右為答礼昼後御城代中屋敷江

罷越申置○設楽江罷越逢

○池田江立寄留守申置、七ツ時過帰宅

同廿五日 時々雨陰又晴

一 巳五番御用状出ス

○牧野駿河守江巻封

ノ

一 夕刻龍太郎召連川崎邊江罷越

桜宮桜花遠望、社前之花満開

山桜単者都而開、其余者いまた不開

暮六ツ時過帰宅

一足輕犬飼清藏病死ニ付、跡中間

茂助足輕ニ取立、門番申付ル

同廿六日 半晴

一杉浦重郎兵衛入来逢

一鍛術諸稽古有之出席

同廿七日 晴

一鍛術居合稽古有之出席

一池田庄太夫入来逢

一坂本の文通、柏餅并昆布到来

留守ニ而不及返書

一昼後諸色見分、吹田屋木場江

罷越樋三艘丸太見分、懸両人

召連ル

一尼崎又右衛門江侍使口上ニ而菓子一折

差遣し、過日手馬借用いたし候、挨拶

申遣ス、且采石より之届物金明丸

一包差遣ス、留守受取

同廿八日 晴

一朝六ツ半時谷丁濱の乗船、川浚見廻

安治川口臨時浚并定式浚之場所共

見廻、市岡新田地先捨場をも見廻ル

出役中山昇三郎・与力荻野勘左衛門・

同心共茂詰居夫々逢、四ツ半時過

南新田迄帰帆、同所江堤方懸両人

罷越居堤方乗船、乗替中津川通

見廻○西野新田○蕨の野里

○成小路同所杭出打懸候處、長

廿間之方水中深く相成候ニ付、水丈

改致ス、同村九ツ半時過引拂上手

見廻り淀川江出、夕七ツ時過帰宅

○帰帆桜宮の花一望山桜

満開

昨廿七日分

一松田治平太、今日夕三十日之暇遣し

在所肥後熊本江罷越、金百疋扇三本

遣し逢遣ス

同廿九日 曇夜少し雨

一朝六ツ半時出宅、谷丁濱へ乗船、廻船

見分森田慎平・中山昇三郎召連ル

木津川口見分左之通

薩州木谷浦

丹後

栄屋久蔵船

千四百石

国太郎乘

右木津川口之分

摂州三軒屋村

越前

淡路屋幸七船

千式百五拾石余

忠五郎乘

右安治川口之分

○御用達平四郎改方新左衛門罷出ル

八ツ半時過帰宅

一設楽堤方廻村いたし候ニ付右見分

自分罷越候也

一杉浦江文通、武用弁畧取ニ遣し

差越ス

一中山昇三郎願ニ付、明一日暇上京

承届ル

同晦日 雨夜収

一朝五ツ半時過分設楽江罷越、同人

昨日堤方出来栄見分与して淀川

筋江罷越候處、鳥飼柱本村ニおゐて

見分之砌、逐而川中江落入、聊

怪我いたし候よしニ付、為見舞

罷越ス、最早得与快く寛話

九ツ半時過帰宅

一來月三日之夜講節句ニ付繰替

今日並河復市罷越、暮六ツ時過分

論語為政之篇を講、五ツ時過

歸ル

一夜九ツ半時比新喜^多田新田出火ニ付

先手之もの差出、八ツ時比自分出馬

手代泰蔵・孫八郎・銃助・清二郎・

石郎召連ル、途中野田町ニ而水野

若狭ニ逢、夫々場所江罷越ス、百姓

源七宅より之出火ニ而家数四、五軒

類焼、追々下火ニ成、東与力丹羽

定次郎外名前不存候もの兩人休所江

呼入逢、及挨拶、惣年寄三人同断

逢遣ス、夫々場所見廻り、支配人

重助呼出取締方申渡、銃助・石郎

兩人相残し、七ツ半時過帰宅

一新喜多新田出火、見分^与して改而

岡田銃助・寫林梶三郎差遣ス

一夕七ツ時比^多京橋榎屋市二郎木場江

罷越、堤方諸色見分致ス、塚橋

八艘外諸色共見分、黄昏帰宅

同二日 晴

撰州東成郡

新喜多新田

百姓

源七

右之もの儀、去月晦日夜居宅二階^多へ

及出火類焼も有之段、心付方等閑

故之儀、不埒ニ付押込申ニ付證文申付ル

一右出火昨朔日見分^多之もの差遣候趣

を以、水野若狭守江書取を以申達ス

一設楽^多書通、米子墨摺之代金老兩

差越ス、及返書

三月朔日 曇風

一出札無之

同三日 半晴

一朝六ツ半時比役所一同礼受

一六ツ半時過

御城入○両御定番出礼逢有之

○加番番頭不残祝義申置

四ツ時過退出○紀州殿蔵屋敷江

罷出、先日紗綾式卷使者を以被下候

御礼申置、四ツ半時過帰宅

同四日 晴

一 弐術朝稽古有之出席

同五日 雨

一 西井源次郎入来逢

一 坂本分文通、久須美順三郎江之一封

差越、及返書

同六日 晴

一 林泰蔵其外之もの共、灘目酒造

改与して今日差遣ス

一 昼後堤方諸色以樋見分、吹田屋

木場江罷越懸兩人連ル○水野江

罷越逢、過日内話有之候博奕

御仕置筋之儀ニ付、口達書写一冊

遣ス、暫く談話、暮六ツ時過帰宅

同七日 半晴

一朝稽古有之出席形一覽致ス、昼後

居合稽古も出席

一 江戸表より御用状到来

○御取箇組頭分書状、高梨官平

舟手之儀申越ス

○久須美正一郎分老封筥文庫

之料差越ス

○同人分比留間并小弥太江老封差越ス

一 西宮庄屋木村十左衛門罷越、逢遣ス

差出初之儀承ル、六論衍義一冊遣ス

一山本今使浦野三男差越通し逢

墨一挺水滴一ツ遣ス

一龍太郎水野江馬術稽古与して

一昼後罷越ス、若狭江壱封改元詔写遣ス

同八日 晴昼後少雨

一尼崎又右衛門罷越逢、天王寺

御靈屋御普請寄附物之儀ニ付、内談

有之

一水野若狭守今文通、明後十日今寝

屋川筋ニおゐて、五郷船今夕改有之段

申越、及返書

一成小路村江為見廻堤方懸、兩人差遣ス

一池田庄太夫入来逢

一御定番廻状写設案今到来

前畧

今朝從江戸宿次到来、去月

廿九日之達書拜見候處、

公方様 右大将様益御機嫌

能被成御坐恐悦之御事候、然者

先月廿八日

公方様

精姫君様

御本丸江被遊御移徙誠以目出度

御儀不可過之旨被仰下候、後畧

三月八日 米津越中守

米倉丹後守

自分共地役不殘宛

同九日 晴

一昨夜到来いたし候

御移徙濟恐悦与して朝四ツ時比

御城入、両御定番・両御目付廻勤、例之通

申置帰宅

但、自分設案者服紗麻ニ而廻勤

之處、地役其外共鬨斗目麻ニ而

廻勤いたし候様子也

新喜多新田

百姓

源七

右出火押込日数昨日ニ而七日相立

候ニ付、呼出押込差免申渡、證文申付ル

一坂本江文通、借覧いたし候水府公

直筆之写壹冊返し、御沙汰書其外

貸遣ス、受取来ル

一江戸番外御用状到来、高梨官平

一条申越ス

一本庄村藤左衛門呼出、坐敷ニ而逢

貯穀一条申論遣ス

同十日 晴

一坂本分昨日之返書御沙汰書戻ル

天王寺村

庄屋

与三左衛門

庄屋後見

孫三郎

南平野町

庄屋

庄左衛門

東高津村

庄屋

源助

右呼出、貯穀之儀ニ付心得方申論ス

江口村

庄屋

善左衛門

下新庄村

同

助左衛門

三番村

右前同断

黒田傳右衛門

同十一日 晴

一 釵術稽古出席

一 龍太郎并近山篤太郎・池田鋪蔵・

設楽金市郎同道、昼前（ママ）天保山江

罷越ス、権ノ進附遣ス、暮六ツ時比帰ル

一 御用状差立ル、但八日限

○竹内清二郎・岡田利喜二郎江老封

高梨官平身分之儀、書付老通封入

差立ル

一 水野若狭守（ママ）書通、北平野町風聞書

老冊差越、及返書

一 撰州天王寺村地内疵受死人引合

木野村又右衛門外老人口書申付ル

同十二日 晴

一 昼後出宅坂本江罷越逢、七ツ時過

退散○設楽江罷越逢、貯穀

取斗方之候儀打合、天王寺

御靈屋修覆寄附金之儀申談ス

夕七ツ半時過帰宅

一 右留守江設楽罷越通直ニ帰候よし

同十三日 晴

播州多可郡

中村町

百姓

重敲

惣兵衛

庄屋

急度叱

四郎兵衛

年寄

叱

五右衛門

右博突いたし村預中逃去候一件

落着申渡

一夕刻々坂本入来いたし、談話中

並河復市夜講ニ付罷越、暮

六ツ時過々講訳相始、為政篇

を講ス、同人者四ツ時比退散、坂本者

九ツ時過退散

一 水野若狭江文通、一昨日差越候風聞書

壹冊返ス、受取来ル

同十四日 晴

一 設楽江文通、凶年手当向取斗方

之儀ニ付云々申遣ス、返書来ル

撰州東成郡

北平野町

卯右衛門借家

久兵衛後家

しめ

同町

手鎖村預

嘉兵衛

右嘉兵衛盗いたし候風聞書、水野

内々差越候ニ付召捕、一通吟味之上

書面之通申渡ス

一 昼後樋屋市二郎木場江罷越

諸色見分致ス

一 平野屋市郎兵衛親類共より

地方廻船方江都合銀五拾貫目

相納手形遣申

一 右之儀ニ付、夜ニ入設楽人來逢

五ツ時比歸ル

一 昼八ツ時過伏見兩替丁三丁目

出火、四、五軒焼失之よし

一 右ニ付御城代江見舞遣ス

一 御弓奉行寫田鉄太郎今朝着

之旨、石川一紙坂本へ到來

留りニ付返ス

一 凶年手当向之儀ニ付、村々心得方

今般被仰渡之趣を以、撰河州村々江

直印觸書差出ス

地役不残自分共迄連名

同十五日 少雨曇

一右ニ付早朝石川江文通、出礼有無
問合有之段申越ス

一昨夜九ツ時比設楽御定番廻状

一朝六ツ半時過

写到来

御城入、而御定番共出礼有之候處

以廻状申合、然者有栖川宮去月

宿繼差立ニ付、御用多之よしを以

廿八日薨去候

逢無之

右大將様御機嫌被為替御儀——

右大將様御機嫌伺者取次江手札

無之候

相渡し申置、御目付兩人も同断

右大將様御母方御伯父御定式

申置、四ツ時過帰宅

十日三十日之御忌服ニ而残日数去——

一昼後吹田屋木場江罷越、堤方

七日迄之

諸色以樋共見分、八ツ半時比帰宅

御忌被為請

撰州兔原郡

精姫君様ニ者御実父御定式

石屋村

之通、去六日夕五十五日十三日之

宿預

喜兵衛

御忌服被為請候、此段申入候、已上

同人下代

三月十四日 米津越中守

手鎖
宿預

伊兵衛

米倉丹後守

同人召仕

頭司

同断 伊兵衛

右酒過造一件、一通吟味之上書面
之通申付ル

同十六日 曇

一江口村庄屋善左衛門江国分寺村

外四ヶ村惣代相願之通申付ル

一近山藤四郎入来逢、伊丹樽三樽之

切手三枚渡遣ス

同十七日 雨

一釵術稽古出席、打拔類懸等

為致褒美遣ス、一同江手製之團子

振舞

一坂本江文通、團子贈ル、返書来ル

摂州江口村

太左衛門

外拾壹人

下新庄村

茂助

外廿三人

新家村

新七

外拾人

天王寺庄

要助

外拾五人

三番村

安兵衛

外四人

六拾八人

右之もの共博奕いたし候始末口書

申付、一同手鎖村預申付ル

但、佐次兵衛外七人者出牢之上

書面之通申付ル

同十八日 晴昼後曇少雨

一貯穀見分并村々凶年手備教諭与して

東成村々廻村宮部潤八郎・六嶋清二郎

召連ル、朝五ツ時過出宅

○森村 庄屋嘉右衛門宅
郷蔵ニ有之 ○中道 村内
貯穀

蔵ニ有之 ○玉造 中道蔵江今般
寄石ニ致ス

○本庄 郷蔵之内を仕切
詰有之 ○大今里

郷蔵内ニ有之、今般
新規貯穀蔵取立候積

右相濟、本庄藤左衛門宅江休、右村々

役人共呼出心得方得与申諭ス、昼弁当

九ツ時比本庄出立

○木野 貯穀郷蔵を仕切詰有之

○小橋 貯穀蔵有之、当村庄屋
次兵衛宅小休、木野役人一同

心得方得与申諭ス

右相濟最寄ニ付東高津江相廻ル、庄屋

源助方江寄兼々申渡置候貯穀蔵取立

方之儀等相尋、天王寺村・両平野町

役人共とも呼出心得方申諭、夕七ツ時過

帰宅

播州光立寺村^(世)

百姓

増次郎

外式人

同州新喜多新田

百姓

治兵衛

外拾壹人

右博奕一件口書取之、手鎖村預申付ル

同州鳴野村

百姓

吉兵衛

外拾人

同州三番村

百姓

新助

外三人

同州南濱村

百姓

佐兵衛

外六人

一 右博突一件前同断口書取之、手鎖村預申付ル

一 摂州東成郡村々貯穀為見分今朝

五ツ時過出立、宮部潤八郎・六嶋清二郎

召連ル、廻村如左○森村庄屋宅郷藏ニ
三人小石數

○中道村夫食藏ニ有之玉造村寄藏

○本庄郷藏内仕切
有之 ○大今里郷藏ニ
入有之

今般新キ
取立之積 ○本庄村藤左衛門宅休足、弁当

見分濟、村々呼寄、心得方申論

○木野去辰
新藏 ○小橋夫食藏今般
掛ニいたし候積

庄屋嘉兵衛宅休、右両村
心得方申論 ○東高津庄屋源助宅ニ休、此処江

天王寺村・東高津・南北平野町役人共

呼寄心得方申論、帰途小雨、夕七ツ半時過

帰宅

同十九日 晴

一朝五ツ時過如左

○東成郡天王寺村

百姓重兵衛

外貳拾五人

○同郡南平野町

百姓由兵衛

外貳人

○同郡中道村

百姓音吉

外壹人

右博突口書申付、女貳人者村預、其余者

手鎖村預申付ル

一 地方堤方兼廻村懸両人召連、朝五ツ時過

谷町濱分乗船、淀川通御普請所見廻

同廿四日 晴時々曇

一 御改正筋相弛候筋ニ付、無之段觸書

支配所村々江出ス

一今日迄ニ而春詰稽古卅日相済候ニ付

自分も出席、成瀬傳二郎出席

初而逢、五分試合又者打抜等為致候

且皆出席之もの江如左褒美遣ス

水入沓ツ

比留間熊之助

兎毫水筆一對ツ、

同 邦之助

墨耄挺

竹垣龍太郎

筆一對宛

比留間鎌輔

錐一本

近山篤太郎

西井乙二郎

但、金市郎者一日忌ニ而欠席

いたし候得共、右者無據訳故、今年者

右忌一日ニ限り皆出席ニ准し候積

を以、褒美遣候事

右遣し、一同江白玉菓子遣ス、昼

九ツ時比稽古相済

一北平野町嘉兵衛盗いたし候風聞

有之候處、一通申口相分候ニ付、手鎖

村預差免ス

一同町庄屋庄左衛門座敷江呼出

逢、心学夜講之事承ル、当月廿二日夕

京都之儒柴田一作相願、同廿六日迄

講席相催候よし、庄左衛門江六諭

衍義一冊遣ス

一夜ニ入坂本夕書通有之、及返書

一平市所持之よし定家卿小倉

色紙高砂のうた一枚、横屋村与左衛門

持參為見候よし泰蔵見ニ出ル、一覽

真偽難決品与被存候

一北平野町役人江心学之儀、町中

出精聴聞可致旨、達書為差遣候

同廿五日 晴

一安食善之丞入來、一昨日出勤之よし

昼飯振舞九ツ時過帰ル

一尾張屋惣左衛門届

御本丸勤 戸田山城守殿

西丸御老中 松平和泉守殿

大坂御城代 松平伊賀守殿

御小性組番頭 跡部山城守能登

町奉行 遠山左衛門尉

御先手 浅野中務少輔

寺社奉行 阿部能登守

一右御役替之儀坂本江申遣ス、返書来ル

同廿六日 晴

一貯穀増方之儀ニ付心得方之儀、東成・

茨田郡村々之廻状出ス

一八ツ半時比ヶ坂本妻入来、夜五ツ時過

帰ル

一嶋屋新田海口堤見分与して懸

兩人差遣ス

一石屋村過造一件之内、頭司伊兵衛儀

手鎖之俣酒手入方ニ付、一旦帰村申付ル

同廿七日 晴

一釵術居合稽古有之、小弥太欠席

城州上加茂社人

中小路河内娘

中山昇三郎江

右縁組相願聞濟、潤八郎江申達ス

一八ツ半時比米津越中守殿用人ヶ

家来江切紙到来、自分共内卷人

今日中可罷出旨申越、七ツ時比ヶ

御城入、越中守殿江罷出候、地役共も

壱役卷人出ル、小書院ニおゐて一同江

越中守殿書取一通直達如左

去十八日於

御前戸田山城守殿事御懇之以

御詫

御本丸ニ而可被相勤旨被 仰出之

松平和泉守殿事御懇之以

上意連判之列被 仰付

右大將様江被為附松平伊賀守事

於

御前大坂御城代被 仰付、其上

被叙四品候旨被仰下候之事

三月

右相濟立歸り珍重申述、京橋江罷越

同様申置、夕七ツ半時過帰宅

但、平服

一右之趣設楽江申遣ス

一当月十六日出御用状到来

同廿八日 晴

一朝五ツ半時比

一御城入、足袋相用候儀ニ付、書付巻通ツ、

左之通出ス

京橋 川上猛次郎

玉造 小原作左衛門

右相濟玉造分退出、途中麻上下ニ

着替いたし、設楽同道ニ而和泉守殿

赤門中屋敷江罷越、今般(西丸)御老中

被 仰付候歎申置、昼九ツ時比帰宅

一当月十六日附御用状江戸分到来

一道中八日限御用状差立ル

○おたの江お喜久分之壹封

一尾張屋惣左衛門届

大目付 土岐丹波守

甲府勤番支配 中坊駿河守

御勘定奉行 牧野駿河守

堺奉行 柴田日向守

一坂本分奥江使、自分分鉉之助江壹封

御沙汰書貸遣ス

一中山昇三郎儀、昨日妻を迎候ニ付、為歎

黒縹子帯地遣ス

同廿九日 晴

一朝釵術稽古出席、小弥太今日も

御用有之由ニ而欠席

撰州天王寺村

百姓

源助

右施ニいたし候積申儀米錢乞故遣捨

博突いたし候始末口書申付、出牢

手鎖村預申付ル

同州御影

百姓

帰牢

庄兵衛

外式人

同州神戸

百姓傳吉

出牢
村預

同州二ツ茶や

百姓

文助

右不正物取扱候一件、書面之通申渡

一設楽江差文通、明日川浚堤方兼

廻村ニ付出札不致段申遣ス、返書来ル

一御儉約筋之儀ニ付、御書付地役分廻シ

設楽分写差越ス

四月朔日 晴

一朝六ツ半時過谷丁濱分乗船、川浚

見廻、安治川海口臨時浚定式浚

両場所見廻、東与力荻野勘左衛門・

田坂源左衛門談合罷在途、勘左衛門江

蘭船圖貸遣ス、おゐち共も及挨拶

出役六嶋清二郎四ツ時過南新田江

罷越、是より川浚船者返ス、会所江

立寄替野服ニ成、堤方廻村懸両人

此處江罷越居召連ル

○南新田○四貫嶋○西野新田

○春日出新田

右当春定例出来栄見分致ス、西野者

新規水刎も皆出来及見分、夫分

神崎川通福村領ニ有之、同村外

廿三ヶ村立會悪水樋伏込見分

中嶋新田も今日伏込候段場所届

出候ニ付、此處分懸両人者為見廻遣ス

自分者乗船先ニ帰帆、夕七ツ時過

帰宅

一今般御買上^米上^米式万五千石積廻し

方之儀、奉行衆吟味役印状為替

組分到来、一覽之上孫八郎江渡ス

同日 晴

一尾張屋惣右衛門届

江戸出火

去月廿七日晝寅中刻、神田久右衛門町分

出火風強、橋本町不残、豊嶋町

壺丁目・式丁目不残、四ツ角少々富松町

不残、一口者馬喰町壺丁目・式丁目

横山町壺丁目、片側通、塩町、元

濱町、河岸通油町、大門通大傳馬町

不残、大丸同所町片側杉之森邊

堀留町不残、新材木町、新乗物町

人形町不残、長谷川町半町余、江川町

不残、西村松町不残、紺屋町三丁目

隣り迄、大和町代地南新町片側

小傳馬町壺丁目・式丁目・三丁目不残

附木店町、大傳馬町、清町、鉄炮丁

不残、丸太河岸町不残焼失、午刻

鎮火

○江戸屋平右衛門逐届

前之續

小傳馬町三丁目、大傳馬町裏通

壺丁目分通油町田所町堀留

弁慶橋龜井町、元岩井町

新土手通人形町通、長谷川町通

同未刻鎮火

同三日 雨

一朝四ツ時過出宅、懸兩人召連吹田屋

藤助木場江罷越、堤方諸色丸太

見分、今日ニ而当春御普請諸色皆納ニ

相成候、懸り兩人者西野新田塚樋

伏込ニ付為見廻途中差遣、自分者

九ツ半時頃帰宅

一設楽江潤八郎差遣、平市納金

竹原屋与兵衛・平野屋彦兵衛江

取替納之儀申遣ス、夕方帰ル

同四日 雨風烈

一北平野町松之助身持不宜品々不宜

所業も有之段、庄屋庄右衛門及内訴ニ付

一通吟味之上、入牢申付ル

一昼後設楽入来逢、夕飯振舞遣ス

七ツ時過帰ル

一朝池田庄太夫入来逢

一釵術稽古有之、山本善之助初而出ル

成瀬傳二郎も出ル、自分御用多ニ付欠席

同五日 晴又風雨

一朝五ツ半時過出宅、谷町濱分乗船

堤方廻村懸兩人召連ル

○神崎川通申村外七ヶ村立會

悪水塚樋、一昨夜之風波ニ而地中江

落込大破および候場所見分、何れ

皆伏替之積堤ニ見合長過候ニ付

拾間半之處前後九尺を詰候積

○申村庄屋宅ニ而弁当

右相濟、夕七ツ時頃帰宅

一近山分文通、菓子到来

一杉浦分酒之事申来ル、不及返書

同六日 晴

一 森田慎平罷越ス、逢遣ス

山口作助

森田舜助

右者今般臨時御買上米大坂町奉行

自分共江受取、江戸船積被 仰付候ニ付

廻船方増懸申付ル、其段設楽江達ス

菊池庫次郎

小原喜一郎

右前同断、設楽ニ而懸申付候よしニ而

罷越逢遣ス、同人分達も差越ス

一 近山江昨日之返書遣ス

同七日 朝陰午晴

一朝劍術稽古有之、昼後居合出席

摂州兎原郡石屋村

百姓

宿預差免村預

喜兵衛

支配人

手鎖宿預差免

伊兵衛

村預

酒造行司

伊兵衛

右酒過造いたし候一件、吟味之上

御書取之書面之通申付ル

一 池田庄太夫人来逢

一柳土佐守家来

松原忠司

稻垣因幡守家来分

天神真陽流柔術(楊カ)

河合順次

浪人

野木次郎

右嶋林与八郎申込柔術一覽、劔術

稽古場ニおゐて稽古致ス、(八ツ時比合)夕刻ニ到リ

相濟、右ニ付忠司江扇三本・酒吞猪口一

門人式人江扇五本ツ、遣ス

同八日 晴

一平野市郎兵衛不納金之儀ニ付、林泰蔵・

森田慎平東奉行所江差遣、成瀬九郎右衛門ニ

為引合候事

一中山昇三郎妻初而罷越、逢遣ス

庄屋

小兵衛

南濱村

庄屋

安兵衛

下三番村

年寄

喜右衛門

同九日 晴朝曇

一朝五ツ時比出宅、難波御蔵出役

奉行池田庄太夫・三浦彦左衛門

出役、中沢斎助納渡有之立會

八ッ半時比帰宅

一池田庄太夫御蔵ニ而逢候砌、不快ニ付

夕刻為見舞治平次差遣尋候處

快方之よし申越ス

光立寺村

年寄

佐右衛門

北野村

庄屋

源左衛門

同十日 晴

一 撰州南中嶋

国分寺村

右村々惣代

江口村

善左衛門

右之もの共今日出合居候ニ付呼出、貯穀

増石等之儀及教諭

一夜ニ入坂本分鱈藏差越、明日

玉造江中間差出方之儀申越、承知之旨

申遣ス

同十一日 晴

一朝六ツ半時出立宅、谷丁濱分乗船

木津川口海口浚所見廻、出役森田

舜助・東与力中嶋豹三郎談合

逢、其外同心共詰居逢、四ツ半時過

木津川御船手屋敷前江罷越、此處江

堤方懸兩人船ニ而罷越居、右船江

乗替川浚役船者直ニ帰ス、堤方

廻村神崎川通小嶋村外式拾三ヶ村

以樋伏込見廻、夕七ツ時過帰宅

一池田孫龜太郎江文通、庄太夫

不快見舞手製之品遣ス、返書差越ス

一設楽江孫八郎差遣、明日水野江

同道可致間、昼後罷越候様申遣ス

承知之旨申越ス

同十二日

一設楽九ツ時過罷越ス、九ツ半時過

同道ニ而水野江罷越若狭守ニ逢

平野屋市郎兵衛不納金預

同人親類共分納方之儀ニ付夫々及

談判、成瀬九郎左衛門江も面会申

込候處、外御用ニ付出役留守之由

春見又右衛門申聞候ニ付、明日手代共

可差出旨申置、八ツ時過帰宅

一杉浦重郎兵衛入来逢

一同人分文通、醬油取ニ来ル、使江

一樽渡遣ス

同十三日 晴

一朝五ツ半時頃出宅、中津川通

成小路村堤通御普請所仕立中

為見廻罷越、懸与八郎老人連ル

土方者七、八分通出来、杭出者廿間

三十間与も杭木打立不残出来

櫃入方之儀及差圖、八ツ時頃帰宅

○今日者馬ニ而罷越候、参懸北野村

大融寺門前通行いたし候ニ付

立寄、東福寺開帳什物品々

一覽致ス

一夜ニ入並河復一入来、夜講論語

為政之篇を講ス、五ツ時過相濟

○良雄之文巻幅貸遣ス

同十四日 晴

一平市一条ニ付水野江泰蔵・慎平

差遣ス、成瀬九郎右衛門江引合之趣申聞ル

一設楽入来逢

一龍太郎・金市郎・篤太郎同道ニ而

大融寺開帳江罷越ス、供権ノ進

申差遣ス

一設楽分表文通、明日廻船見分ニ付

出札断之儀申越ス、及返書

同十五日 晴

一朝六ツ半時過

御城入、丹後守殿・越中守殿共逢

有之、設楽断申述ル、四ツ時過

帰宅

一江戸表江六日限御用状出ス

○竹内清二郎・岡田利喜二郎之

書状巻封

但、播州太郎太夫村仁右衛門外式人

上金一条

○松村忠四郎江巻封

但、前同断

○久須美順三郎江壹封

但、先般之返書内用状

壹封ニ入

○坂本之壹封

○豊田藤之進壹封

○祖母死去之悔靈前江

菓子并香一贈遣ス

ノ

一池田庄太夫入来逢

一水野若狭守之書通、風聞書一冊

差越ス、及返書

一設楽之書通、及返書

同十六日 半晴少雨

一撰州光立寺村皮多博奕一件

口書申付ル

一嶋林与八郎儀、鵜殿村御普請所

為見廻遣ス、夜ニ入帰ル

同十七日晴

一朝五ツ時比設楽入来、同伴いたし

建国寺

御宮拜礼例之通熨斗目麻

金百疋献備拜礼相濟、建国寺江

立寄地役共逢、水野若狭守も

罷越逢、五ツ半時頃退散○平服

途中ニ而着替設楽同道、水野江

罷越用人春見又右衛門ニ面会、此程

平市一条取扱之挨拶申置

四ツ時過帰宅

○水野之昨日差越候風聞書

封し候而用人江渡返ス

同十八日 曇夕之雨

一河州茨田郡濱村出作百姓四拾七人

惣代五左衛門外式人今同郡世木村庄屋

太兵衛外式人江懸候勘定出入、大枝村

藤兵衛一同一通糺之上世木村役人

呼出、差紙差遣ス

一同州同郡五ヶ庄村々囲繩手差障

一件訴答呼出、一通糺方いたす

一撰州東成郡北平野町松之助并

房次郎儀、手鎖村預差免受證文

申付ル

同十九日 半晴

一坂本江之文通、且此間借覽

いたし書簡壺通返ス、分封入小弥太江

頼遣ス

一八ッ時過

御城入、明日出立届如左出ス

○丹後守殿 川上猛次郎

○越中守殿 関 徹

○御目付耆人

右差出直ニ帰宅

一近山藤四郎江文通、酒代申遣ス

返書来ル

一〔茨田郡〕世木村出作百姓共今同村役人江

懸候勘定出入、今津村弥十郎・

守口町六兵衛江取扱申付ル

一同州同郡五ヶ庄村々囲繩手

差障一件、本庄村藤左衛門・江口村

善左衛門江取扱申付、訴答江も申渡

證文取之

同廿日 半晴夕曇

一撰播州村々麦作見分并新開場

見分、堤方見分兼今朝五ッ時出立

手代宮部潤八郎・山口作助・岡田

銚助・石井益太郎・堤方寫林

与八郎・里村保助召連ル○中津川通

成小路村御普請所見廻夫々及

留守二付松三郎代
兼ル

善兵衛

差圖、是より堤方懸者兩人共返ス

文次郎

○今津村常源寺江昼九ツ時少し

前同断文次郎
代兼ル

三九郎

過着弁当、庄屋仁左衛門江心得方

鳴尾村

申諭ス

半右衛門

武庫郡

代弟

今津村

寅藏

両組

半四郎

鳴尾村

右窮民救出穀之儀、及理解

両組

八ッ時比今津引拂

越水村

○深江村海岸新開場見分

上ヶ原新田

取調可申置旨村役人江申聞ル

越木岩新田

○夕七ッ時過住吉村百姓善左衛門

守具村

宅江着泊

右村役人共江作増之儀并壺人立

○武庫・兔原両郡住吉村邊迄

出穀在来貯穀圍増之儀、及理解

之村々、作助・銚助差遣貯穀見分

今津村

為致、受印取之

松三郎

兔原郡

○打出○芦屋○深江○青木

○東青木○横屋○東明

○岩屋○脇濱○小野新田

○徳井○河原○水車新田

○稗田○畑原○味泥

○篠原○鍛冶屋○熊内

○中尾○生田○筒井

○魚崎○住吉○中野

○田中○西青木

右村々役人共呼出、作増出穀別段

出穀困蔵主法等之儀、及教諭

同廿一日 朝曇晴

一朝五ツ時過出立○住吉村吉田

喜平次預粉蔵見分、直封印いたす

○住吉村貯夫食見分、有穀江

手代封印為附ル○喜平宅江

立寄休足○御影村両組貯穀

見分、手代封印申付ル、庄屋

茂十郎宅江立寄村々如左呼出

御影村役人

右凶年手当之儀、外村同様心得方

申諭

御影村両組

嘉納屋

治兵衛

次郎右衛門

治作

甚吉

治三郎

治三兵衛代兼

長兵衛

勝三郎

三平

保次郎

弥兵衛

治八郎
薩摩屋
弥兵衛
庄兵衛
いせや
七右衛門
嘉右衛門
材木屋
利助
沢田屋
十兵衛
代弟
十三郎
東組
網屋
仁兵衛
いせや
長太夫

石屋村
木屋
喜八郎
若林屋
茂左衛門代
弟
栄蔵
東明村
柴屋
又左衛門
代倅
作五郎
右窮民救出穀之儀申諭
東青木村
松田屋
治左衛門
右治左衛門代兼
寺田屋

市郎兵衛

魚崎村

赤穂屋——

市郎右衛門

右代兼

荒牧屋

喜太郎

右前同断申論○大石村貯穀

見分、村役人立會封印申付ル

年寄太兵衛宅江立寄弁当

大石村

役人

石屋村

役人

新在家村

役人

右前村同様心得方申論

大石村

松屋

甚右衛門

木屋

平左衛門

松屋

儀左衛門

又左衛門

徳右衛門

伊右衛門

兵左衛門代

定右衛門

丸屋

新兵衛代

常太

安兵衛

右窮民救申論

神戸村

二ツ茶屋村

右前村同様申諭

走水村

役人

右窮民救之儀申諭

一横屋村与左衛門逢、平市一条も

申聞遣ス

一兔原・八部郡村々貯穀手分為

見分、作助・益太郎差遣シ、夕刻

神戸村

松屋

五郎兵衛

神戸泊江引取

幼少ニ付代

八部郡

五三郎

○東小部○上谷上○下谷上

五兵衛

○原野 ○中 ○東下

四郎太夫

○坂本 ○小河 ○北野

二ツ茶屋村

○中宮 ○花熊 ○奥平野

橋本藤左衛門

○石井 ○鳶原 ○荒田

代

○夢野 ○白川 ○車

豊太郎

○口妙法寺○奥妙法寺○東尻池

井筒屋

○西尻池○駒ヶ林○西代

七郎右衛門

○板宿 ○大手 ○東須磨

但馬屋

○西須磨○今和田新田

善右衛門

右村々役人共呼出、前村同様及教諭

津山無宿

平三郎

卯吉

儀八

右町奉行今風聞書差越候もの召捕

瀬右衛門

入牢申付ル

河原村

右之もの儀馬飼置駄賃稼いたし
農業江怠候段為聞候ニ付心得方

新助

申諭、已來右躰之義相止メ候様申渡
受書取之置

右者無宿卯吉を差置候ものニ付、村預

申付候段村役人江申渡、預證文取之

一 神戸村大工長右衛門宅今昨夜中

卯吉者村役人差添、大坂表江差送り

及出火、類焼家有之段訴出ニ付

入牢證文差遣ス

為見分銃助差遣ス

熊内村

一 右出火之儀、同村吉兵衛女房ゆき

百姓

付火いたし候風聞有之ニ付、大石村

六兵衛

番非人文四郎江再應風聞糺

重左衛門

申付、夜中作助・銃助度々罷出

作兵衛

申聞ル

市左衛門

同廿二日晴

吉兵衛

神戸村

兵次郎

百姓

吉兵衛女房

ゆき

四十七

百姓

長右衛門悴

儀助

三十式

右ゆき義、儀助与及密通候處、儀助

近年女房を貰受、五、六日已前

出産いたし、右をゆき憤り儀助宅江

一昨夜中火を付候よし之風聞有之

ニ付、今晚六ツ時比作助・銃助差遣

召捕来、出立懸一同入牢申付、足輕

幸助差添大坂表江差送ル

一朝六ツ半時過神戸村出立、兵庫江

出ヒヨトリ越峠江懸ル、道順如左

○神戸より兵庫江廿町

○兵庫より明石郡明石領木津江

四里、此間峠

○木津より押部江壹里、同村

農家ニ而弁当、木津者明石

陣屋有之人家多し

○押部より三木江弍里、三木者

明石陣屋有之人家多し、宜

町場なり

○三木より太郎太夫村江弍里

○太郎太夫村江夕七ツ時比着

百姓仁右衛門屋敷内新規

取建候囲蔵見分、出来囲穀

詰入有之、未夕皆出来ニ者不到候間

封印者不付

右相済、夕七ツ時過太郎太夫村六蔵甥

借家久吉宅江着泊○百姓龜蔵

罷出逢遣ス○作助・銃助・益太郎

手分見分相済、逐々ニ泊江罷越ス

加西郡

○田原 ○西笠原 ○尾崎

○吉野 ○小山

神東郡

○南山田 ○北山田

加古郡

○東二見 ○上西二見 ○下西二見

○福里 ○二子

加東加西郡

○青野原新田

加東郡

○太郎太夫 ○粟生 ○新畑

○上鴨川 ○浮坂皮多

是三者外村役人為達ル

美囊郡

○桃坂 ○行力 ○高篠新田

○脇川 ○東中 ○蓮華寺

○志殿 ○西山 ○長谷

○宮 ○武士山新田 ○野呂谷

○沖村新田 ○奈良井

神谷山

持明院

吉祥寺

宝寿院

小屋寺

地藏院

右泊江呼出、前村同様心得方申論

受書逐而差出候積

同廿三日 半晴

一朝六ツ半時過久吉宅出立 ○同村

仁右衛門宅江立寄同人并親六藏

逢、分家之もの共一同呼出

仁右衛門

右分家

久吉

栄次

利兵衛

平七

養助

市之助

治助

長助

三之助

茂助

五助

はま

孫兵衛

善助

佐助

右凶年手当（翁長）救方之儀、及教諭
五ツ時過当村出立、村継如左

一柳土佐守在所
門前江家來罷出ル

小野江半道
社江式り半

姫路領滝野川流
女滝因而村名ニ呼歟

滝野江五拾丁

立寄一覽、和州大滝ニ類ス

西脇江五拾丁

中村町江式里

右廻村、夕七ツ時比中村町江着

医師奥村賢斎宅江泊

一作助・銃助・益太郎者手分見分ニ

差遣し、何れも泊江罷越ス

多可郡中村町

外六拾五ヶ村

神西郡森垣村

外四ヶ村

宍粟郡皆河村

外六ヶ村

右村々役人共泊江呼出、凶年手当
心得方及教諭

一夜ニ入足輕幸助大坂の戻宅状

持参、平安之旨承り安意

同廿三日 曇途中少雨

一朝六ツ半時過中村町出立、道程

如左

中村町

式里半

富田仲間

西脇

和布新田

壹里半

丹羽若狭守陣屋
有之

三草村

式里

天神町

式里

村内問屋宅ニ而
弁当

行原

式里半

下宅原村

右道法拾里半之處丁延等有之

中村町ハ竹原迄六里、竹原ハ下

宅原迄七里、凡拾三里程も有之よし

夕七ツ半時比庄屋卯兵衛宅江着

泊、往還ハ三丁斗入込小高キ所也

○今朝ハ足輕幸助召連ル、潤八郎・

益太郎者荒地并困穀見分、作助者

困穀并青野原新田宗門帳為

取調差遣、銃助老人召連廻村

○夜ニ入村々呼出如左

有馬郡

唐櫃村

外六ヶ村

右村役人共一同呼出、凶年手当之

心得方及教諭、受書案為相渡

逐而為差出候積

○今日和布新田ハ三草村迄之

往還、多可郡又エノ村内ニ寺院

有、門前ニ源頼政之墓碑

有之よし、記有之ニ付立寄參詣

往還より式丁斗登りて寺あり

高松山長命寺といふ本堂

又壺丁余登りて、山頭ニ墓碑

あり、左ニ記ス

右

治承四年五月廿六日

表

頼圓

源三位頼政建法澤山

大居士

左

斬骨白刀 本来阿字寶釵

所斷赤肉 無性迷妄繫縛

裏

元禄拾三庚辰年

五月廿六日

柔建之

右參詣、下山出拔ニ往還江出ル

一夜九ツ時過銚助罷出大坂の御用状

到来差出ス、宅状来平安々意

○江戸御用状到来

○築山の壺封、奉行衆御談書一通入

○漣平の壺封

おたの新藏身分之儀申越ス

メ

同廿四日 雨時々大雨雷鳴

一朝五ツ時比下宅原泊出立、同村

貯穀見分蔵取立之儀及利害

○〔川辺郡〕小中嶋村百姓清八宅休、川辺郡

村々一同呼出、貯穀取締并圍増

之儀及教諭、此處の銚助者相残し

自分者帰坂、黄昏帰宅

○下宅原の小中嶋之間

小濱茶店ニ而昼食

同廿五日 晴

一 在宿

川辺郡

田中村

百姓

清兵衛

右納庄屋代与して江戸表江罷越候

帰路途中不埒之及所業候ニ付

吟味中入牢申付ル

同廿六日 曇少雨

一中沢齋助水野江差遣逐々川浚

見分、立會之儀断申遣ス

一 池田庄太夫入来逢

一

同廿七日 曇

一無記事

同廿八日 雨

一朝五ツ時過出宅、貯穀見分与して

廻村、昇三郎・齋助召連、堤方懸

兩人も連ル、廻村如左○北野

○南濱○光立寺国分寺一同
開有之

○下三番 右不殘見分下三番

年寄喜右衛門宅ニ而弁当、江口村

善左衛門其外村々呼出、貯方其外之儀

及教諭○成小路村御普請所見廻

右場所水行突当之場所江水刻杭出

壺ヶ所目論見致ス○国分寺村江

廻り庄屋宅ニ而休息、八ツ半時過帰宅

同廿九日 時々雨

一無記事

同晦日 半晴

一 明朝日水野若狭守六ツ半時出宅

安治川口臨時大浚出来立并

一 六軒屋新田浅瀬之場所・木津川口

水刳杭出来立場所共見分いたし候段

手代呼出申越ス

一 八ッ半時過

御城入、当月廿日出立之處、今晦日

帰坂之積、届書左之通出ス

京橋 戸田吾八郎

玉造 小原作左衛門

御目付 取次

右相濟、七ッ時比帰宅

五月朔日 半晴

一朝六ッ半時出宅、谷丁濱へ乗船

水野若狭守立會川浚出来立

見分として罷越ス、安治川筋

逆川手前ニ而待合、若狭守罷越

及挨拶、一同川口江罷越、天保山下

臨時浚之場所見分、若狭守乗船

相移一同見分致ス、夫へ木津川口江

沖廻りいたし、水刳杭并川内

浚場所見分相濟、自分者道頓堀へ

東横堀筋帰船、七ッ時比帰宅

一 成小路村刳出并南西嶋諸色

為見分、樋屋市二郎木場江罷越

夕七ッ半時過帰宅

同二日 曇午過雨

一朝設楽入来、八ッ時過帰ル

一 平市一条ニ付泰蔵・慎平

水野江遣し、九郎右衛門出勤

無之ニ付、明日尚罷越候積之由

同三日 晴

一 坂本へ書通、柏餅到来、御沙汰書

返ス、及返書、跡御沙汰書貸遣ス

一山本江文通、右到来之相餅

遣ス

一並河復市入来、論語夜講

為政之篇今日ニ而相濟、五ツ時過

帰ル、良雄之書返し良雄之書

貸し呉ル、留入置

一夕刻近山藤四郎入来逢

同四日 晴

一役所半引

一坂本々御さた書戻ル、夏菊到来

一釵術稽古有之欠席

端午 半晴

一朝六ツ半時役所一同家来共禮受

一右相濟

御城入、丹後守殿・越中守殿出札

有之、例之通加番四軒・番頭式軒

端午祝義申置、四ツ時比帰宅

一役所休日

一昨四日松平伊賀守殿家来江

及書通、御役知受取渡之儀相達

平沢一左衛門々返書差越ス

同四日 雨

一松平伊賀守殿家来呼出差遣候處

代官伊藤監物罷越候ニ付逢

受取日限取極可申越段談遣ス

一今日者役所早引ニ可致旨潤八郎江

申遣ス

一米津越中守殿用人々書通、明日中

罷越候様申越候ニ付、及返書候處、又者

間違ニ而設楽呼出候儀之旨、尚又

書通有之ニ付及返書

一米倉丹後守殿用人江文通、摂州

兔原郡新在家村庄屋喜兵衛妹

組与力万年増次郎江縁組願之儀

喜兵衛願出ニ付承届ル、心得之旨

申遣ス、返書来ル

右盜可致与光立寺村源助宅江忍入

差押訴出候ニ付、入牢申付ル

一杉浦江権ノ進差遣、重郎兵衛

病氣見舞菓子遣し、大二郎江逢

様子為承ル

同七日 晴夕過雨輕雷

一有馬郡船坂村庄屋忠兵衛

呼出、貯穀取締向之儀及理解

一鍛術稽古有之居合之方者出席

同九日 曇夕少雨

八部郡二ツ茶や

八郎右衛門

右呼出、貯夫食心得方申諭、郷藏取建方

取極可申立旨申渡遣ス

一昼後杉浦江罷越、重郎兵衛不快

見舞遣ス、昨日少々快方之よし臥居逢

八ッ半時過歸宅

同八日 半晴少し過雨

一朝五ッ時過出宅、堤方懸兩人召連（谷丁濱々）

乗船、神崎川通南西嶋新田

新規悪水拔堀割場所見分、北中嶋

物代共罷出ル、見分相濟、八ッ時過歸宅

北村

同十日 雨

無宿

松平和泉守殿家来

寅吉

阿部官七郎

津川團次

今村三左衛門

右元御役知郷村諸書物為引渡

罷越一同逢、受取目録渡遣ス、郷村

受取之段者官七郎・團次江於評席

申渡

御役知廿壹ヶ村物代

摂州東成郡

野田村

庄屋

兵藏

野江村

同

治兵衛

東今里村

同

権左衛門

右和泉守殿受取、即日伊賀守殿江

引渡之段申渡請文申付ル、懸り

潤八郎・泰藏・徳藏申付ル

○官七郎者別段逢遣ス

一右郷村諸書物為引渡松平伊賀守殿

中屋敷江林泰藏・増山正作差遣

八ッ時過帰ル

一右郷村受取渡并明日堤方出立

届与して

御城入、届書両通知左出ス

京橋 川上猛次郎

玉造 小原作左衛門

御目付壺人取次

右相濟、八ッ半時比帰宅

一設楽(ツ)新湊奉行組頭江之書状

差越、認メ直し調印直書添

遣ス

同十一日 昨夜大雨朝同様昼後

収曇

一朝五ツ半時過出立、大和川・石川

堤方廻村、懸兩人侍連吉・次平太

召連ル、自分駕籠鎗草履斗

○天王寺村南門通往還屋敷

新開願場所見分、間敷等取調尚

可申置旨申渡、庄屋与三左衛門・丈三郎・

後見孫三郎罷出ル○平野郷一

茶屋ニ而弁当○堤筋出来栄

見分如左

大和川

土岐伊豫守領分

杭出武ヶ所

河州志紀郡

冢樋巻ヶ所

沼村

石川

渡辺丹後守領分

冢樋巻ヶ所

同州同郡

冢樋巻ヶ所

国府村

同川

大久保加賀守領分

同州安宿部郡

冢樋巻ヶ所

圓明村

右見分致ス、沼村庄屋実太郎宅

小休、同村へ船渡し、是へ泊迄歩行

○大久保加賀守領分河州石川郡

一須賀村庄屋格北村武助宅江夕七ツ時過

着泊、住居向手廣く、殊之外宜

宅也

同十二日 半晴

一朝六ツ半時過一須賀出立

都筑金三郎御代官所

河州石川郡

冢樋巻ヶ所

北大伴村

同断

同州同郡

堤込土 新堂村

根籠 籠出 塚樋

右出来栄見分相濟帰途○東

瓜破村弁当○

摂州住吉社領

住吉郡

堤上置 七道領

右前同断○天王寺村往還新開

願場所及見、間数取調寺領江引合

可申達旨村役人共江申渡、夕七ツ半時比

帰宅

兔原郡河原村

百姓

助左衛門養子

清吉

曾根崎村

無宿

とく

同人娘

はる

右隠賣女一件、吟味中入牢申付ル

同郡御影村

百姓

長五郎

河原村

無宿

岩藏

右盗賊、吟味入牢申付ル

東成郡南平野町

百姓

やす

右博奕、過怠牢日数相立候ニ付

出牢申付ル

同十三日 半晴

東成郡天王寺村

東成郡天王寺村

百姓太助女房

つる

右博奕、過怠牢日数相立、出牢

申付ル

一彦市郎倅藤方政太郎、先達而中々

出役、内々大坂屋定次郎方江罷在候由

右者去年中落馬ニ而怪我いたし

為療養内々罷越居候よしニ付、為

見舞夜分権ノ進差遣、菓子并

錦画相遣ス

同十四日 晴

一藤方政太郎江附添罷越居候倉敷

陣屋立入医師

与申もの
々々々々

昨夜尋遣ス、為礼罷越候ニ付逢遣

様子相尋ル、今日出立一旦帰国いたし候由

一池田庄太夫入来逢

御影村

百姓

庄兵衛

大石村

百姓

吉右衛門

外壱人

右不正之品積送り始末、口書申付

出牢村預申付ル

同十五日 曇

一朝六ツ半時過

御城入、京橋・玉造共出礼有之相濟

四ツ時過帰宅

一平野屋市郎兵衛親類代之もの共

罷越、勘定調潤八郎宅ニおゐて

地方・廻船方共為致候

川辺郡田中村

百姓

清兵衛

右納庄屋代与して江戸表江罷越
歸路道中不埒之及所業、吟味中
之處差免出牢申付ル

差遣夕刻帰ル

一 播州多可郡鍛冶屋庄屋清右衛門
呼出貯穀取締心得方申諭遣ス
一 釵術居合稽古有之欠席
一 おたのよりの封物十日限ニ而届

同十六日 曇時々雨

一朝四ツ時過出宅○松平伊賀守殿

中屋敷江罷越、先般御役知

同十八日 雨時々曇

一 神崎川通申村外八ヶ村悪水

引渡相済候ニ付、去十一日御使者

銀式枚被相贈候、札申述ル○設楽逢

御城繪圖其外貸遣ス、昼飯振舞

一 九ツ時過合樋屋市二郎木場江

九ツ半時比退散○銅坐河改久保

又助并御普請役兩人申置

罷越、右坊樋壱艘見分相済
懸兩人召連ル○杉浦江罷越
病氣尋ル追々快方之よし

○坂本江罷越逢、夕飯被振舞

暮六ツ時比帰宅

土屋四郎二郎参り合逢、去ル十五日

越中守殿ニ而地役一同江心得方

之儀談有之候段云々咄有之

同十七日 朝晴昼後大雨夕収

一 淀川通鵜殿村杭出為見廻与八郎

八ツ半時比帰宅

一 坂本江文通、飛脚屋届方

遣ス、返書来ル

一夜ニ入並河復市入来、夜講

論語八佾篇今日初ル、夜

五ツ時過帰ル

同十九日 晴陰又時々大雨

一永井能登守着坂ニ付守口宿江

嶋林梶三郎、八軒屋濱江六嶋

清二郎差遣

一八ツ時過能登守着いたし候段、若狭合

設楽連名ニ而申越、及返書

一右能登守着坂之儀ニ付設楽江

文通、返書差越ス

一藤方彦市郎家来(侍のよし)加藤平助

今般悴為附添上坂いたし候由

罷越逢、絵本五冊政太郎江貸遣ス

一夕刻淡路町式丁目高田八左衛門

旅宿江罷越逢、有馬細工三三品

遣ス、七ツ半時過帰宅

一夜ニ入設楽合文通、明日永井江

同歩之儀申越、及返書

一出水ニ付内川浚止め候旨若狭守合

申越、及返書

同廿一日 雨

一永井能登守江着欲与して潤八郎

差遣、干鯛一折相贈、家来共江例之通

遣し物致ス

一高田八左衛門今夜船ニ而出立、帰府いたし

候由ニ而罷越逢、煎茶椀十・清朝人

花崑田之画一枚贈ル

一江府江御用状出ス

○堀伊賀守 壺封

○佐々木脩輔 壺封

同廿日 曇時々雨

○鈴木太二郎 壺封

○おたの江壺封

○漣平江壺封

右六日限ニ而遣ス

○豊田藤之進江壺封

鞆卷さや革一・小桜下緒一懸

○岸本辰之丞様江壺封

白扇十本

右十日限ニ而遣ス

同廿二日 朝雨止曇夕半晴

一昨夕夕逐々出水、淀川天満橋水丈

今明六ッ時迄八尺五寸ニ至り、四ッ時比

八尺七寸迄ニ成、夫夕逐々減水

一右ニ付昨夜鳶林棍三郎大和橋

淀川東縁石井益太郎、西縁

岡田銑助遣し、逐々帰着

一朝五ッ時前出宅、本町筋ニ而待合し

設楽同伴、正服ニ而永井能登守方江

罷越、出水ニ而水防出立いたし候積

を以一寸通り取次ニ逢、今般着坂有之候

歎申述口上申置、五ッ半時比帰宅

一江戸御用状到来

一龍太郎設楽江罷越、金市郎少々

不快之よしニ付為見舞參候也

一設楽江文通、水防出立届之振合

心得方をも申遣

同廿三日 曇昼後雨

一松下古助夕久須美順三郎夕之届物差越

伊庭江頼候短尺七枚出来差越ス

一同人方江権ノ進差遣着歎申遣、且

奈良上布一反遣ス、永井江罷越候儀

内問合為致候處、能登守江承り候上

今日夕罷越候方之旨申越ス

一設楽文通、明日永井江罷越候儀

申遣、返書来ル

庄屋

一夕七ツ時比、永井能登守方江罷越

次郎太夫

松下古助ニ逢口上申遣、無程御用詰所ニ而

右仁右衛門分家之もの共、初八百五拾石

逢暫時物語致ス、七ツ半時過歸宅

出穀いたし、出方可致義論遣ス

一嘉納屋次作罷越ス、明朝可罷越旨申遣ス

一玉造公用人共、設楽連名之切紙

一並河復市夜ニ入来、平市親類

差越、学問・武術之儀書上明朝迄

納金之儀ニ而用向有之間、断之儀逢申遣ス

差出候様申越、受取遣ス

一設楽今文通差置候よし

一夕七ツ時比

御城入、越中守殿江罷越、関轍ニ逢

同廿四日 少雨曇

学問・武術之儀書上、壱通出ス、設楽者

一朝釵術稽古有之出席

差出方相延候儀申談置、帰途――

一設楽入来逢、昼飯振舞

善作ニ逢設楽江口上申遣ス、七ツ半時比

一嘉納屋次作入来逢、次五郎心得方

帰宅

之儀論遣ス

一設楽江文通、関轍江申談置候趣

播州加東郡

申遣ス、夜ニ入返書差越ス

太郎太夫村

一江戸拾三番御用状到来

仁右衛門代

○支配所之もの共

弥右衛門

御本丸御普請上金願之通

相濟候申渡書到来

一 泰蔵西江遣し、平市一条

成瀬九郎右衛門江引合、夕刻帰之由

談之趣承り候事

同廿五日 朝曇新晴

一 東川方分手代呼出、荻野勘左衛門分

六軒屋新田臨時浚場所出来立見分

来月四日之由申聞ル

一 杉浦大二郎江文通、重郎兵衛病氣

見舞手製之重話遣ス、段々快之旨返書

差越ス

一 安田玄筑入来、不逢

一 昨廿四日御定番廻状、御城代来月七日

江戸出立、無滞候得者同廿日着坂之旨申越候

写設楽分差越ス

同廿六日 晴

一 都筑分返書到来

一 藤方悴政太郎旅宿江権ノ進差遣

尋向菓子・錦画等遣ス

一 夕刻設楽分廻船方廻しもの差越ス

受取書為差遣ル

同廿七日 晴

一 昨夜中御定番廻状到来のよし

設楽分写差越、今朝一覽如左

前畧

然者中宮寺宮去ル十二日薨去候

右大将様御機嫌被為替御儀無之候

右大将様御母方御叔母御定式之

御忌服ニ而残日数去ル廿一日迄

御忌被為請

精姫君様ニ者御実父方御叔母

御定式之残日数来月朔日迄御忌

被為請候、且

右大將様御忌被為解候様

公方様〆被 仰進候ニ付、去ル十七日〆

御忌被為解候、下署

五月廿六日 米倉越丹後守

米津越中守

惣廻状

一右御機嫌伺之儀、設楽〆問合差越

★之旨申遣ス

一右ニ付釵術稽古休、居合斗ニ致ス

一朝五ツ半時過染帷子麻ニ而

御城入、御定番式軒・御目付江罷越

御機嫌伺申置○山本新左衛門御小屋江

立寄逢、四ツ時過帰宅

一夕刻侍使ニ而設楽江昨日之返書遣シ

書類相返ス

一水野若狭守〆文通、明日堂嶋川浚

取懸候段申越ス、及返書

同廿八日 雨折々止又雨

一藤方政太郎方〆家来加藤平助差越

使遣候礼申越申置

一平市納金之儀ニ付、西〆手代呼ニ参候

泰蔵・孫八郎遣ス、(古印)★改等之儀ニ付

成瀬九郎右衛門〆談有之

一右納金五百兩余之分、親類共〆納方

いたし、明朝受取遣候積

一水野若狭守〆文通、上丁場明日〆浚方

始候よし申越、及返書

同廿九日 時々雨

一精姫君様御忌中ニ付、釵術稽古

為相休候事

一尼又〆書通、御城代去十五日御暇

来月七日出立、同廿日着坂之積

家来名前書相添申越ス

同晦日 時々雨

一六嶋清二郎・岡田銚助御貸附懸

当分助申付候段、兩人江達ス

一鳴尾村半右衛門ハ尼崎領濱新田

平左衛門外七人江懸、小作滯出入

一通及吟味、明日中納方可申立旨

申渡ス

六月朔日 雨昼後止夕晴昼迄冷氣

一朝六ツ半時過

御城入、両御定番出札有之、四ツ時過

帰宅

一水野若狭守ハ直文通、用人ハ手代宛ニ而

差越ス、撰州北平野町・御影村風聞書

二冊差越ス、及返書、風聞書者写いたし直ニ

返却

一丹後殿宅ニ而設樂ニ逢、御用達差配料

申上書之趣意申聞、廻し物取調直し之儀

申談、且佃屋勘左衛門平市借入金之儀

及内談

同二日 晴夕曇雨

一江戸拾貳番御用状到来

○松村忠四郎ハ壹封、先般

御本丸上納金之義ニ付、存寄

申遣候返書也

一大坂拾三番御用状八日限出ス

○播州的場村忠兵衛外四人初合

五百式拾石上納初伺書、組頭江書状

相添壹封ニいたし遣ス

一御貸附年番代為引渡多久官藏・

山下五四郎入来、受取渡相濟逢遣ス

同三日 半晴

一朝御影村役人茂十郎・清兵衛・七兵衛

呼出、貯穀之儀ニ付心得方申論、出穀
取調可申立旨申聞遣

一朝五ツ半時比出宅、宮部潤八郎・

中沢齋助召連、西成郡光立寺村

上々田之場所并取下場共見分致ス、枝郷

字城村庄屋傳兵衛宅弁当、一

村役人共呼出、江口村庄屋善左衛門をも

為立合心得方申論、九ツ時過場所引

拂、天満十軒丁々自分者川崎ニ廻

杉浦江罷越病氣尋伺逢、夕七ツ時比

帰宅

一池田庄太夫入来之よし

一藤方彦市郎之書状到来

同四日 晴四ツ時比少し過雨又陰晴

一朝六ツ半時出宅、町奉行立會六軒屋川

棹ヶ鼻川浚場所出来立見分

谷丁濱ヶ乗船、棹ヶ鼻迄罷越待居

四ツ時過水野若狭・永井能登同船

ニ而瑞軒山巡見相仕舞、罷越船中

及挨拶浚所出来立見分致ス、与力

荻野勘左衛門・田坂源左衛門其外同心共

罷出ル、自分手代増山正作罷出ル、昼

九ツ時比帰宅

但、町奉行者川口巡見致よし

一夕刻設楽江書通差配料廻し物

加除いたし遣ス、返書来ル

同五日 晴雲立有之

一西成郡光立寺村皮多又右衛門外

六人博突落着申渡、皮多惣代江

引渡遣ス

一山本新左衛門江御母様ヶ御使被遣候ニ付

及書通、受取差越候よし

同六日 晴

一山本今千蔭手本差越ス

西成郡三番村

黒田傳右衛門

病氣ニ付代

金三百両

黒田岩三郎

同郡江口村

庄屋

金百両

善左衛門

右

御本丸御普請御用達之内江上金

相願候ニ付相伺候處、伊勢守殿江申上候也

上金被仰付候段奉行被仰渡候ニ付、其段申渡

銘々申渡書一通ツ、渡遣ス

但、銘々麻上下ニ而差出表坐敷ニ而申渡

津山町

無宿

卯吉

右申口相分出牢、門前拂申付ル

一夕刻坂本鉉之助入来寛話、夜

四ツ時過帰ル

同七日 晴

一朝五ツ時過谷丁濱今乗船、忌服白衣

ニ而堤方廻村、懸兩人連ル

淀川通

川除

荒生村

杭出

天王寺庄

杭出

三大道

同

七番

杭出

八番

新規杭出
去辰急破之分

新家村

右当春定例御普請出来栄見分

いたし、八ッ半時比帰宅

八部郡神戸村

作五郎悴

源助

右去辰年中村内ニ而及不法逃去候

始末、吟味之上入牢申付ル

兔原郡御影村

善六 悴

辰五郎

右盜賊風聞有之、一通吟味之上

入牢申付ル

「杭出」 八番村

右相濟、七ツ半時過帰宅

一水野ノ書通、風聞書差越ス

同九日 晴

一水野江昨日之返書遣ス

一当時市中ニ旅宿いたし居候奇童

松平加賀守領分

能州

医師 悴

徳太郎

巳五才

同九日 晴

一明六ツ時過谷丁濱ノ乗船、堤方廻村

懸兩人召連ル

淀川通

土方 柱本村

杭出 三嶋江村

同 唐崎村

新規 鶴殿村 立合
同 梶原村

杭出 磯寫村

「土方」 七番村
杭出

一石川中沢良左衛門入来、逢遣ス

用也、為見物西小弥太・比留間・近山・設楽之
子供呼遣ス、役所之もの共ニも為見ル、夕刻帰ル

右呼寄、八ツ半時比ノ参り書一覽いたす
金式百疋手遊等遣ス、去年
天覽申入候よしニ而 天覽之印章を

同十日 晴昼後過雨

一龍太郎西井悴不快為見舞參り、夕方

歸ル

一堤・廻船方年番交代致ス、設楽

廻村留守ニ付、受取目錄等者帰坂之

上之積

同十一日 晴

一朝五々々

一無記事

同十二日 晴

一朝五ツ時比谷丁濱分乗船、難波御蔵為

立會罷越ス、池田庄太夫・三浦彦左衛門罷出ル

向々御蔵納有之、与力荻野七左衛門ニ初而逢

成瀬九郎右衛門ニも逢、九ツ半時比退散

○甲斐庄喜右衛門方江罷越通初而逢

暫く對談、酒飯差出、夜六ツ半時過退散

五ツ時過歸宅

同十三日 晴

一無記事

同十四日 半晴

一無記事

同十五日 半晴昨夜風雨

一川浚見廻可罷越處、今朝雨天ニ付

相止メ、町奉行江備船断書出ス

一朝五ツ時比谷丁濱分乗船、木津川口沖

廻船見分、懸両人連ル

藝州宇品嶋

宗右衛門船

千七百石余積

仁兵衛乘

右羽州御物成米之積見分濟、御用達休兵衛・

改方新左衛門罷出ル、安治川口江廻、八ツ時過歸宅

一江口村庄屋善左衛門

御本丸御普請ニ付上納金百兩上納、書付

直ニ渡遣ス

直乘

吉五郎

右一ト通吟味之上船屋弥兵衛并御用達江

預申付ル

一坂本入來逢

同十六日 晴

一今日今暑中役所半引ニ致ス

一江戸番外御用状六日限到來

一美濃部鉄之助入來逢、酒之儀頼ニ罷越候也

同十八日 晴八ツ半時比今雷雨

一朝六ツ半時出宅、暑氣見舞如左

○御定番・番頭・加番不殘申置

○本多為助申置○坂本逢○銅坐

○美濃部鉄之助

「組之もの積古定日ニ付
鉄砲一覽

右相濟、四ツ半時過帰宅

一設楽入來逢、堤方御證文渡遣し、受取

目録をも受取置

一甲斐庄の昨日之返書移江道明寺到來

一黒田傳右衛門

御本丸御普請上納金三百兩納候ニ付

書付直ニ渡遣ス

同十七日 晴少し雲立暑強し

一近山藤四郎入來逢茶子贈ル、酒三樽代

金三兩貳分貳朱受取

一甲斐庄喜右衛門江文通、暑中見舞到來也

菓子遣ス

一藤方彦市郎手代廣田清七、今度江戸江

罷越候よしニ而彦市郎口上申述來逢

一佐渡大坂廻船能州沖難船

佐州強清水村

一同人悴岩太郎、袴帯釵上訴差免申渡

一豊田藤之進の書状到来、日記写一覽ニ差越

一位木刀懸到来

一今日之雷氣強く京橋御門外江墮ル

其外遠方者處々江洩候よし

同十九日 曇遠雷

一朝釵術稽古出席、小弥太呼寄

綿縮一反遣ス

一設楽娘たか昨夜着いたし候よしニ付

歎旁使遣し品々送ル、先方も子供江

土産物之様成品差越ス

一同人おおちより之届物、大封二ツ差越ス

同廿日 曇夕輕雷

一池田庄太夫入来逢

一田川熊次郎入来逢

一杉浦の書通、順三郎の之式封・築山の之

壹封届方頼越ス、受取為遣ス

一右返書夕方遣ス

同廿一日 雨曇輕雷冷氣

一朝六ツ半時出宅、坂本江龍太郎同道罷越

鍔砲稽古致ス、自分中拾五間八寸十

皆中星五ツ、廿五間八寸五中一ツ、四半時過

帰宅、但鈴木清左衛門江暑氣見舞申置

一平市一条ニ付西江泰藏遣ス

同廿二日 曇少雨輕雷涼氣

一明ヶ六ツ時過駕籠ニ而出宅、谷丁筋の

設楽同伴、堺奉行江罷越ス、四ツ時過

用達方江着弁当、後着替いたし柴田

日向方江罷越ス、同人江面会着歎申述ル

一寸酒差出ス、尚又用達方江立寄着替

いたし、八ツ時過帰宅

一茨田郡世木村出作（惣代）濱村五左衛門外

式人今右世木村庄屋太兵衛其外江懸候

勘定出入、当四月廿二日訴、守口町

庄屋六兵衛・今津村庄屋弥十郎江立會

勘定申付候處、夫々勘定相立双方無申分

吟味下相願候ニ付、下ケ遣候段申渡

一 右世木村取締方不宜ニ付、庄屋太兵衛

年寄仁平・利右衛門、百姓代惣右衛門義

役義差免、南寺方村庄屋庄左衛門

馬場村年寄源兵衛江世木兼帶庄屋

申付、世木村權助者年寄、五兵衛者百姓代

申付ル

一 加東郡太郎太夫村仁右衛門

御本丸御普請上納金貳千兩納候ニ付

書付下遣、代人ニ付役所ニ而為相渡候

一去ル十三日御定番廻状

松平伊賀(守儀)★、当月七日江戸表

出立可致發足候処、妾腹之女子

去ル六日晝寅刻出生いたし候ニ付、産穢

相成候段、御用番伊勢守殿江御届申達置

依之發足延引之旨申来ル、下畧

右之通申来候處、尚又今日廻状如左

松平伊賀守儀、産穢候ニ付去ル

十五日江戸表發足、来ル廿八日着坂

之旨申(来ル、下)★★畧

六月

同廿三日 晴雲立有之

一 水野若狭守江使、書通暑中見舞

玄向製蓋物江茶碗蒸遣し、短冊

染筆頼大石良雄之書幅貸遣ス

受取差越ス

一 永井能登守江使、書通同断玄向

三ツ組ふた物江茶菓子入遣ス、返書且

養命糖一折差越ス

一夜ニ入並河復市入来、論語講

同廿四日 晴

一水野公昨日之返書且菊露酒一陶

差越ス、夕刻前ニ及返書

一杉浦今日出勤いたし候由ニ而來ル、逢

一当地御用状差立ル

○太郎太夫村仁右衛門分家之もの共

差出初伺一件差立ル

同廿五日 晴

一天満祭ニ付役所休日

一水野公大石書幅返ス、及返書

一杉浦公文通、受^(取為)★遣ル

一夕刻公おかよ・おもち天満祭見物与

して遣ス、五ッ時過帰ル

○昨廿四日御用状便諸向書状、如左

差立ル

○遠藤但馬守殿家来宛

○堀伊賀守 ○跡部能登守

○堀伊勢守殿家来宛

○河野七太郎

是者
母君御文

○杉浦 頼帖 三封

○小弥太同断 壱封

右十日限之方

○豊田江壱封、日記一冊返ス

右六日限之方

同廿六日 晴

一朝六ッ半時過出宅、難波御蔵為立會

出役、仮役飯室次郎兵衛罷出、豊田

藤之進納有之、四ッ半時比退散○川口

一橋殿用達之宅借受弁当○清水

一橋代官暑中見舞申置○甲斐庄

喜右衛門方江同断罷越ス、逢暫く物語

いたし、八ッ半時比帰宅

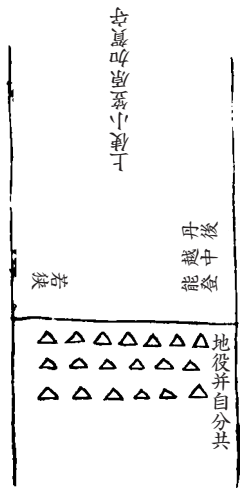
同廿七日 晴

一朝五ツ半時過米倉丹後守殿江相越

地役一同罷越居、九ツ時比迄待合、夫分

出礼席ニおゐて

上使申渡有之



御老中方被仰聞

公方様 右大將様益御機嫌能

被遊弥入念令 勤仕へし

右申渡相済

上使者直ニ退散之様子也、自分共者申合

自役《晒》染帷子横麻上下着用、地役者區々ニ

九ツ時過一同退散取而返し丹後殿江恐悦

申置、其外玉造・御目付式軒共同様申置

外地役者直ニ天満江廻候様子、炎熱ニ付

設楽・坂本者同道宅江為立寄昼飯

振舞、休足着替いたし、八ツ半時比今天満

惣会所加賀守旅宿江罷越、恐悦并暇乞

申置、設楽・坂本同道天満天神江立寄

参詣いたし、夕七ツ時過帰宅

同廿八日 晴

一生玉社祭祀ニ付役所休日

一柴田善之丞分書状、町奉行江之

連名書状届方頼越ス、即日梶三郎を以

若狭守江遣ス

一御定番廻状、設楽分写来ル

松平伊賀守義、道中無滞且

明廿八日着坂可致旨申出置候処、去

廿三日參州岡崎駅迄相越候處

中暑、其上腹瀉ニ付難致旅行

同駅ニ致逗留日待候處、快方ニ付同廿四日

同駅出立いたし、此上無滞候而明後

廿九日着坂之旨申來候、下略

六月廿七日

兩名

同廿九日 晴

一 昼八ツ半時過御城代着坂有之候由ニ付

七ツ時比今出宅、為歡中屋敷江罷越

申置○近山江立寄通逢、伊丹切手三枚

相渡ス、母妻亦も逢、夕刻帰宅

一 土屋江文通、酒代申遣ス

十九

從弘化二乙巳年春

正月至夏六月

廿

從弘化二乙巳年

七月至十二月

日記

七月朔日 晴朝通雨雲立有之

一朝六ツ半時過谷町濱分乘船、市中

川浚見廻、難波橋下手より木津川

番所前見廻、場所々々ニおゐて与力同心共ニ逢

出役森田舜助、四ツ時過帰宅

一六嶋清二郎・岡田銃助・石井益太郎儀

出精ニ付、金壺兩ツ、加給遣し候段申渡

書附渡遣ス

一土屋分文通、酒式樽代金式兩式朱差越ス
及返書

一夕刻設楽分文通、暑中見舞・鰻

壺重・茶壺箱到来、侍使ニ而明日

御城入之儀問合有之侍ニ逢、返辭

申遣、返書者不遣

一夜中設楽分文通、御定番廻状写

差越ス

明二日松平伊賀守逢可被申由

ニ付、明日五ツ時比追手上屋敷江御越

可有之候、以上

七月朔日

兩名

追手御門札改稽古為致候ニ付、三

四日之内他之通行差留度由ニ候間

当分京橋口・玉造口御門通行

有之候、下畧

七月朔日

兩名

明二日松平伊賀守御城入之筈候

下畧

七月朔日

兩名

右ニ付明朝之手筈心得方申遣、及

返書

右相濟無程退散、取而返し初而

御逢之御礼申置、夫々玉造・京橋江

御城入濟珍重之旨申置、四ツ時過

帰宅

一 右御城代江罷出候節諸書物如左

持參差出ス

一 野服断書付

式通

但、忝通者川浚ニ付一名、忝通者連名

一出火之節追手江不詰断書付 忝通

但、連名

一出火之節出張断書付 忝通

一 纏其外合印 忝通

一 追手御門鑑札 三枚

一 杖足袋断書付 式通

右用人江逢可出處、取込ニ付尼崎又右衛門江

相渡出ス、地役も同様ニいたす

一 御城代公用人宛文通ニ而干鯛一折

侍使ニ而中屋敷江為持遣ス

同二日 晴

一朝六ツ半時過設樂入來、五ツ時比御城代

御城入相濟候由ニ付、同人同道

御城入、伊賀守殿上屋敷江相越ス、地役

両三輩罷越居、自分共白紋晒帷子

横麻上下を用ユ、五ツ半時過伊賀守殿

逢有之、出礼之如く次之間ニ而銘々名前

申述、一役限席江入口上

益御勇徳ニ

御城入被為濟、目出度被存候

右之通筆頭之もの申述、御挨拶有之

退座

御城入歛申述仕来也

一灘目酒到来ニ付、土屋江申遣人差越

式樽遣ス、右ニ付文通、返書差越ス

一六月廿二日附已拾四番御用状到来

○森誠一義病氣之処、去月十七日

未上刻病死いたし候ニ付、御掛り

松平河内守殿江御届差出、翌十八日

用人藤城銀藏為檢使罷越、仮

片付申渡、跡取斗之儀者引受、築山

茂左衛門之其筋江問合呉候積之旨申越

一件書物差越ス

○廻船方已拾四番御用状も差越ス

一林泰藏妻義、今申中刻出產

女子出生之よし、届書出ス

同三日 晴折雲立有之

一竹尾清右衛門之差出候難船一件

越前国三国湊

木屋甚右衛門船

沖船頭

七三郎

外七人

豊田藤之進元支配所

越前国今立郡

西谷村

百姓

上乘 三郎右衛門

右筑前国宗像郡大嶋浦ニおゐて

及破船一件、一ト通吟味之上御用達并

船宿江預申付ル

一安食善之丞之紙、島田江順達

近山藤四郎四男権次郎儀、今朝

五ツ半時病死、今三日之五日迄遠慮

善之丞自番いたし、六日之藤四郎

自番いたし候旨申越

右宮寺江順達

一 破損奉行の一紙到来

御本丸御普請高掛上納金の儀、高

姓名書付取調、来十日迄ニ越中守殿江

可差出旨申越スニ付、左之通承知付いたし

比留間江順達

致承知候、然ル處拙者共者

自分
宛 江戸納ニ而先達而上納相済候間
設楽 其段申置候様可致候

一 設楽江暑氣見舞及書通、砂糖漬

一 折・土瓶一遣ス、返書差越ス

一 松平伊賀守殿令使者

御城入相済候ニ付定例之通銀三枚・

干鯛一折被相贈候

一夜ニ入並河復市入来、論語講今日ニ而

為政之篇相済

同四日 晴

一朝杉浦入来、酒・醬油代差越ス

一 四ツ時比令出宅、伊賀守殿江罷越、昨日之

御礼玄闕江申置、平服也、夫令暑中

返礼如左○尼崎又右衛門○朝岡助之丞

○内山彦次郎○松井与五右衛門○浅羽太膳

○小川甚五右衛門○

右仕舞、杉浦江罷越通一同逢、昼飯被

振舞八ツ時比帰宅

一 自分儀今朝令少し風邪氣之処為差

事ニ者無之外出もいたし候處、帰宅後

熱氣も有之候間平臥いたし、夕刻令

夜ニ入余程發熱、葛根湯相用ユ

同五日 曇昼後雨

一 自分今朝者熱氣も解決方ニ者候得共、平臥

一 安田春庵呼寄罷越診察為致ル、同人

薬申受ル

一 近山藤四郎江侍使ニ而悔申遣ス

同六日 雨昨夜大雨

一自分逐々快方ニ者候得共、平臥

一安田春庵罷越診察為致ル

一明日

御城入不致候ニ付、森田慎平呼寄

口上ニ而設樂江断方申遣、且上納金

之儀ニ付、越中守殿江差出ス書付下

小印いたし廻し遣ス

一土屋江酒之事申遣ス、今一樽取入候様

申越ス

一江戸番外御用状到来

○久須美正一郎ハ壱封

内

杉浦江壱封、坂本江壱封差越ス

一設樂ハ書通、過刻真平者を以廻し遣ス

書付下小印いたし差越、及返書

同七日 曇

一自分逐々快方ニ者候得共、未夕微熱有之

一右ニ付

御城入相断、役所之もの共祝義不受

潤八郎・泰藏斗奥江礼ニ出逢

一安田春庵罷越診察為致ル

一西井乙次郎・比留間鎌輔、龍太郎方江

遊ニ来ル

一池田庄太夫不快見舞ニ罷越逢

同八日 曇夕雨

一自分快氣今日ハ起居

一八部郡東須磨村百姓甚兵衛儀、如何之代人

差出候始末及吟味、手鎖宿預申付ル

一茨田郡大枝村百姓弥四郎呼出、守口宿

宿助金御貸附利金相渡候通、稗寫村

ひさ外壱人申合金百両可貸遣旨及

理解

一比留間兵三郎ハ文通、不快見舞・葛・

饅頭到来、及返書

一泰蔵娘もと七夜ニ付、金三百疋祝遣ス

同九日 曇夜雨

撰州御影村

百姓

入墨重敲

長五郎

河原村無宿

同罪

岩蔵

右盗いたし候一件落着申渡、御仕置

相濟

河州八番村

嘉七

同村為七回家

せん

右嘉七取落候金銀渡遣、せん江者

相應礼可致旨申渡

石田村無宿

瀧蔵

右盗いたし候始末口書申付ル

撰州住吉村

出牢

直次郎

右心得違之始末之宥免取締向

申渡ス

同十日 半晴朝雨

一昼飯後直ニ出宅、設楽江罷越逢

永井江可差遣御備船内談書廻し物

相渡、云々及演舌、九ツ半時比退散

○永井能登守江罷越逢

○御備船継年季伺差出候ニ付、内談

書設楽連名ニいたし書取一通

相渡一鉢之証物一通申聞置

○取締向并其外内話筋有之

右相濟、七ツ時比帰宅

一永井能登守の文通、出水ニ付内川浚

相止メ候旨申越、返書遣候よし

八日限差立ル

同十二日 二■一 晴

○おみち江お喜久兮之壹封

○久須美正一郎江壹封

一 八部郡東須磨村甚兵衛、手鎖宿預

比留間兮頼状壹封ニ入

差免ス

○酒井家来宛壹封

一 学校其外江中元祝儀遣ス

暑中見舞之例也

一 坂本江権ノ進差遣、中元祝儀金

三百疋且今般角場取建候ニ付、右普請

一 杉浦兮文通煮物到来、及返書茶

入用之内江白銀拾枚差遣、一同為持遣ス

一 箱遣ス、大二郎兮も文通柏到来、返書

鉉之助面會挨拶申越ス

猪口一遣ス

同十二日 晴

同十三日 晴夕曇夜半晴

一 鍛術稽古有之出席、子供江心得方

一 御影村百姓長五郎御仕置相濟

申教遣ス

村役人江引渡遣ス

一 近山篤太郎江酒切手二枚并直段書共

一 村田嘉言江中元祝儀遣、且短冊

相渡、藤四郎傳言申遣ス

六枚頼遣ス、別段金百疋遣ス

一 江戸已拾五番御用状到来

一 昨十二日附杉浦重郎兵衛廻状写

一 当地已拾五番御用状并廻船方御用状

設楽兮差越ス、差物雛形其外差出方達ス

同十四日 曇時々小雨

一役所休日之事

一杉浦公文通、返書不遣

一設楽公文通、小蒿紙拾帖到来、且

貸置候書物返入、及返書

同十五日 曇時々小雨夕遠雷

一役所休日

一設楽公浅井周次郎ニ差越指物雛形

差出方之儀問合申越候ニ付、明日差出候積

申遣差出候書付振合貸遣ス

一本田路之助入来逢、先般為助江申談

置候坂本角場取立候ニ付、門人内出銀之儀

玉造組与力共式拾式人程ニ而、未夕名前者

治定不致候得共、出銀いたし候よしニ而銀

拾枚之包持参、自分江相渡候心得之由

申聞候ニ付、右者为助より直ニ鉦之助方江

差出、相当ニ可有之旨申聞、路之助江渡遣ス

同十六日 曇少々通雨暑氣強

一役所休日ニ致ス

一朝四ツ時比

御城入、御城代江罷越用人鈴木定右衛門ニ

逢、指物雛形三枚別紙相添差出入、且

自分共者直ニ通御勘定奉行公達有之

差出来、今般も定而同様達有之可差出義

書付為心得斷置候段をも申聞置○退散懸

門前ニ而永井能登守江逢、御備船之儀ニ付

過日差遣置候内談之儀、談話有之候間

御城代江立戻坐敷ニ而逢、尚承候處

當時調中ニ者候得共差支も無之、見込ニ而

取斗候様申聞ル、若狭守も罷越居逢

石川杉浦ニも落合逢、四ツ半時比退散

○紀州殿蔵屋敷江罷越江戸表江御使者

且被下物之御札申置帰宅

一設楽公文通、指物雛形差出候儀申越、及返書

同十七日 曇今朝の涼氣

一 近山の文通、篤太郎持参繩代金

貳両壹分式朱差越ス

一 釵術稽古有之

一 古金銀之儀ニ付西江泰蔵遣し、成七

九郎右衛門江引合為及候

一 今宵当月ニ入初而月明

同十八日 晴曇立有之涼氣

一 坂本江文通今夕呼ニ遣ス、返書來ル

一 永井能登守の廻船方手代呼出し

差越、孫八郎差遣候處、組与力内山

彦次郎面會、先達而能登守江及

示談差遣ス、御備船継年季之儀相談書江

附札いたし、差支者勿論存寄も無之旨ニ而

相渡差越ス、且右之通差支も無之上者

御勘定奉行の懸合等にも不及義之旨をも申越ス

一夕七時半時過る坂本入來、夕飯振舞

夜四ツ時迄談話帰ル

同十九日 晴曇立有之

一 先達而到來いたし候柴田善之丞江之書状

返書相認め、昨十八日泰蔵江相渡為取立候

同廿日 晴

一 水野若狭守の手代呼出有之、去辰年

十二月中伺有之候、上丁場定浚之儀伺之通

当巳年へ來ル酉年迄五ヶ年間、定浚

申付候様御下知之趣御城代へ達書写相達

候段、荻野勘左衛門申聞候由写受取來ル

一 右ニ付請取人共江明日可申渡候間、昼

九ツ半時永井能登守御役宅江為立合

罷越候様町奉行連名ニ而申越、承知之旨

返書遣ス

一 江戸拾六番御用状到來

○おたの壺封

○木原又左衛門壱封

○佐藤清作ハ權進江書狀

一御備船繼年季伺調物設楽江廻し遣ス

慎平呼寄逢渡遣ス

一地役廻状写設楽ハ到来、御城代達

御書付如左

鏡姫君様御病氣之処、御養生不

被為叶、去ル七日被遊御逝去候ニ付

公方様ニ者御定式之通三日

御遠慮

右大將様ニ者同七日一日被遊御遠慮候

右ニ付御機嫌伺ニ不及、普請

鳴物御構無之事

同廿一日 晴

一昼九ツ時過出宅、永并能登守御役宅江

相越、水野若狭守も罷越居一同逢、夫ハ

右兩人一同評席江出席、左之通

若狭守申渡

上中之嶋町

津国屋

忠兵衛

其方儀上丁場与唱候川筋、当巴ハ

来ル酉年迄五ヶ年之間定浚

請負申付候、浚方嚴重ニ出精可致候

堂嶋新地北町

雜賀屋

七之助

其方儀前書忠兵衛請負年季中

請人相立上ハ同人如何之儀有之候ハ、

其方引受、浚方差支不相成様

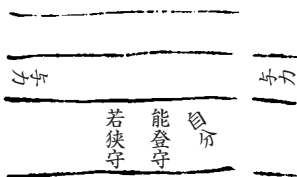
可致候

右之通申渡候条、所之もの共一同

承知致可候

右申渡之節席合如左

御目



右相濟自分者直ニ退散、九ツ半時過帰宅

一金公事評席有之

一当地拾六番御用状六日限差立ル

○古金銀通用金銀ニ引替上納
伺書

○右ニ付御取ケ組頭江書状一封

○木原又左衛門江返書

一廻船方御用状六日差立ル
(限差)

○御備船継年季伺 一封

同廿二日 晴

一永井能登守今文通、上丁場定渡

綿畑邊江明廿三日今為取懸候段申越

及返書

一釵術稽古有之出席

一近山江之文通并灘酒切手五枚直段

相添、篤太郎江渡遣ス

一美濃部鉄之助江文通、灘酒切手四枚

遣ス、返書来ル

一土屋江文通、酒代之儀申遣ス、留守之由

同廿三日 晴

一町奉行今文通、川浚拂證文差越、調印

差遣及返書

一茨田郡今津村庄屋弥十郎・守口町

庄屋六兵衛、世木村勘定出入取納ニ付

骨折取締も相立候ニ付、於書院逢

譽遣ス

一 鈴木清左衛門入来逢

一夜ニ入復市入来、夜講今日ノ論語

里仁之篇相始メル、五ツ時過帰ル

同廿四日 晴

一 美濃部鉄之助入来逢、酒四樽代持参入手

一 土屋ノ文通、酒三樽代差越及返書

同廿五日 晴

一天満砂原屋敷ニおゐて勸進相撲有之

ニ付、龍太郎為見物遣し、今朝六ツ半時比

参ル、供權進・次平太・力・中間藤太遣ス

夕七ツ時過帰ル、今日七日目之よし昼斗者

殊之外相撲当り入も多きよし

同廿六日 曇時々漸雨

一 河州茨田郡濱村出作百姓四拾九人

惣代庄左衛門外三人ノ同郡大枝村庄屋

藤兵衛外三人ノ懸諸勘定出入

訴出★呼出一ト通吟味之上、諸帳面

取揃いたし可差出旨申渡

一 越前国御廻米積受候防州上ノ関

直乗船頭徳右衛門船、水子孫七外

廿人岩田鍛三郎手先之もの差遣

場所吟味之上銀山役人見習——

——為差出昨日着今朝乗組召連

罷越候ニ付承評席受取、右乗組者

一通吟味之上例之通宿預申付ル

一 右出役して別段表ニ而懸遣し候事

一 龍太郎坂本江鉄砲稽古ニ参ル

当月廿三日之落

一 水野若狭守用人ノ奉札、去十三日

若狭守為名代一色数馬登

城いたし候處

御本丸御普請ニ付大坂表ニおゐて

銅瓦延立方其外御用骨折相勤候ニ付

時服三、右同断御用格別骨折相勤候

ニ付、別段金式枚拝領被 仰付候旨

於美容(寄カ)ノ間下野守殿被仰渡候段

昨廿二日承知いたし候段吹聴申越ス

一右ニ付今朝為歡罷越、玄関ニ而申置

同廿七日 曇折々漸雨

一御母様両三日前々時候之御中ニ而

御不快おか代輕き痢之氣味ニ而

不相勝候

一安田春庵入來逢

一今日釵術稽古ニ付、西小弥太罷越候御

同人親飼立候よし鶏毫羽持參

為見候、此鳥種類之中珍敷上品

のよし、價金八兩位いたし候もの、由

皆々一覽致ス

一近山藤四郎ハ篤太郎を以文通

酒代金五兩式朱ヨ差越、及返書

一夜九ツ半時過生玉社内尼町与唱候場所

料理屋ハ出火、右茶や一軒焼之よし

支配所最寄ニ付壱番手之もの共差出

七ツ時比鎮火

同廿八日 今曉雨曇

一杉浦ハ書通、醬油之事申越差置帰ル

一松平伊賀守殿ハ先般

御城入、歡贈物之挨拶状到來

一三瓶貞藏書扇王持參不逢

同廿九日 晴

一松平釣之助家來ハ家來宛之書状

本間二郎右衛門外老人ハ之自分ニ書状

差越、飛脚屋ハ直ニ相送ル

同晦日 晴夕曇夜ニ入少雨

二百十日平穩

一御城代分自分共御藏奉行連名之

廻状到來如左

尾張大納言殿逝去之旨達也

右例之通御藏奉行江廻達、設樂江者

写遣ス

一御城代分呼出之儀公用人共分書通申越

八ッ時比

御城入、飯塚権左衛門を以御書付御渡

尾張大納言殿病氣之処養生

不被相叶、去廿一日逝去ニ付諸事

穩便いたし、普請者今晦日分來月

二日迄、鳴物者同六日迄停止候付、火之元

入念候様可被致候

七月晦日

右受取杉浦も同様之儀ニ付罷出居

逢、同道退散帰宅

一右例之通御藏奉行江達、設樂江

写遣ス

一杉浦分文通、明朝日御機嫌伺朝

五ッ時揃、文政十三寅八月朔日之例

白帷子麻ニ一同共染帷子用意之旨

申越ス

一設樂分右之儀家來并浅井周次郎を以

問合有之、夫々及答、杉浦も文通

之趣を以書取申遣ス

一安田春庵入來逢、診察申付大躰

快愉

一夜ニ入三瓶貞藏來ル、逢断

金百疋遣ス

一夜四ッ時過設樂分文通、破損奉行

廻状写差越及返書、右廻状端書

如左

停止中ニ付、八朔御札者不被受候得共

御逢^有無之候ニ付、同日五時揃当日

服ニ而罷出、御機嫌相伺候様被仰渡候

一已拾七番御用状到来

○牧野大和守殿ハ印封もの巻封

是者御影村辰五郎御仕置

御下知済伺書本紙ニ而、是迄者

江戸出役受取江御渡有之候處

今般御改革ニ而御印封ニ相成候

事之よし、是迄ニ無之取斗也

○おたの養女願書差出置候處、去月

廿九日石河土佐守殿御聞届相済

其段内藤茂之助ハ川上金吾助江

相達、同人役所ハ漣平江申達候よし申越

八月朔日 昨夜ハ雨風無之靜

一朝六ツ半時過出宅、白帷子諸麻上下

着用

御城入、地役共一同御城代江罷出ル、御逢

有之出礼之通出席、御機嫌奉

伺候段申上、御機嫌不被為替段被

仰聞候、夫ハ京橋・玉造共罷出候処

京橋者不快之よしニ而逢無之、玉造者

留守ニ而同断、両御目付例之通申置

番頭・加番暇乞者今日者不罷越、他日

罷越候積○設楽江堤方廻し之もの相渡

及演舌、四ツ時過帰宅

今日着服之儀、本文之通ニ而相当ニ而も

難申越候得共、地役共仕来之よしニ付

右ニ准し候通之心得也

一安田春庵入来逢為見ル、愈快氣
のよし申聞ル

一八朔礼無之候間者勿論ニ候得共、役所者

休日ニ致ス

同日 曇少し雨

一 太田權進今根本太兵衛江書状

道中八日限を以飛脚屋江為差出候

同三日 晴曇立有之

一 設楽今文通、及返書

一 西小弥太入來逢

一 昼後出宅

御城入、暇乞如左申置

○水野日向守 ○松平備中守

○内藤因幡守

但、松平中務小輔者今朝出立済

○本多對馬守 ○稻垣安藝守

○山本新左衛門江罷越逢、暇乞為錢別

三品遣ス、且内藤・河野・細田江之届物

頼、浦野二男江も錢別紙入老ッ遣ス

右相済、八ッ半時過帰宅

夜ニ入並河復一より文通、不快之由

★(二時也)★夜講断、五日夜可罷越旨申越、及

返書

同四日 曇時々漸雨

一 廻船方御用状出ス、地方御用状も右便

一同出ス

○おたの江自分お喜久今文通、今度

養女願相済候ニ付、為祝儀金

三百疋、中元之祝儀金貳百疋共

遣ス

○漣平江文通、金貳百疋遣ス

昨日三日之落

一 廻船御用達苦屋休兵衛・佃屋勘左衛門・

廣嶋屋平四郎呼出、大坂越後臨時

御買上米初差配料御廻米初之通

八分被下候段、御下知済申渡

○一同心得方之儀申諭、勘左衛門者

別ニ逢、同人心得方之義及教諭

一 青山下野守殿家來岸与惣右衛門外老人

入来、泰蔵面会、領武庫郡川西村

支配所見佐村江引合候武庫川川除

普請一条ニ付内問合有之、夫々為及内談遣ス

一今日地方御用状便之方江播磨屋證文

為差立ル

同五日 朝夕夜迄雨

一美濃部鉄之助江文通、如左遣ス

○久須美順三郎壹封

○居合刀一振箱ニ入、莖包ニ致ス

右届方頼遣ス、且鉄之助江風呂敷壹ツ

扇五本贈ル、留守ニ而受取来ル

一設楽江文通、白檀之枝貫ニ遣ス、差越ス

一山本江文通右枝遣ス、返書来ル

同六日 半晴

一昼後出宅、役所江暇乞ニ参ル○美濃部

鉄之助○鈴木清左衛門○三浦彦左衛門

○飯室二郎兵衛、右何れも留守故申置

○土屋四郎太郎江立寄通逢、帰宅

夕刻並河復一入来、夜講聴聞

夜五ツ時過帰宅

一夜中大風雨

一今日迄鳴物停止

同七日 曇朝風昼後止

一鍛術稽古有之、居合も同断、御用多

欠席

一江戸御用状到来

○おたの壹封

○漣平の壹封

ノ

一兔原郡御影村辰五郎盗いたし候一件

落着申渡

一茨田郡善照寺義門帰住落着

申渡

一昨夜之大雨ニ而淀川出水如左

後 子中刻水丈六尺五寸

前 申下刻水丈六尺

同八日 曇

一今曉子中刻水丈七尺

一右ニ付水防与して如左手代出ス

中津川 石井益太郎

神崎川 森田舜助

右八ツ時過帰ル、逐々引口ニ成候よし

一北国買積船雇付_ル船宿共ニ御手当

相渡之段申渡ス

一庭前之萩盛ニ付夕七ツ半時比_ル

潤八郎・又太郎・泰蔵・与八郎・

孫八郎・作助呼遣し、酒肴振舞

潤八郎・又太郎・作助_{孫八郎}江短冊懸_{孫八郎}壺ツツ、

泰蔵・与八郎・作助_{孫八郎}江有馬肴籠

壺ツツ、鬮ニ而遣ス、五ツ時過一同帰ル

同九日 半晴

一八朔停止中ニ付礼受不致候間、支配所

村々礼ニ出度旨申置、町奉行承合候處

今日礼ニ出候よしニ付、右ニ准し今日

玄闕通勝手次第可罷出、逢之儀者断

候旨為申達ル

一右ニ付支配所村々并出入町人共一同礼ニ

出、玄闕ニ而申置

一御金奉行仮役花井惣九郎・西山

喜六郎罷越申置

一庭前之萩盛ニ付寛一郎・昇三郎・

銑助・清二郎・益太郎・舜助・善作

庭_ニ呼寄、花為見菓子茶遣し、且

百囊之画仙紙一枚ツツ、烟草入壺ツツ、鬮ニ而

遣ス

一今日八朔之礼有之ニ付、役所早引ニ致ス

一家族一同萩花一覽、且權進・連吉・

次平太・力呼寄、坐敷ニ而酒肴振舞遣し

遣し物等致ス

同日 半晴

一設楽江文通、庭前之萩盛々ニ付

今日可參、且坂本江も申遣候段申遣ス

留守ニ而昼後返書来、可參旨申越

且坂本江之文通者設楽分を為持遣し

返書来ル

一昼後出宅、道修町石川定之丞

旅宿江罷越ス、留守申置明日出立

長崎江罷越候様子

一夕七ツ時過分設楽・坂本同伴入来

萩花為見閑話、夕飯振舞、夜

五ツ半時比帰ル

一今日昼行之節、森田慎平

呼寄萩花為見、菓子遣ス

同十一日 半晴

一西成郡北野村貯夫食主法立

之儀ニ付、同村役人并町人共支配人

呼出、及理解

一昼後仮役如左罷越、着歛申置

花井惣九郎 西山喜六郎

伏山兵左衛門 鈴木兵左衛門

右之外西井源次郎方江罷越通逢

七ツ時過帰宅

一設楽分文通、昨日之礼申越

同十二日 半晴

一釵術稽古有之出席

一西小弥太・比留間熊之助呼寄、庭前之

萩為見、茶菓子振舞

一青山下野守殿家来岸与三左衛門・

舟津甚蔵罷越、此間中分領分

武庫郡川面村支配所同郡

見佐村引合ル、川除普請之儀ニ付

西奉行ニ而取調相成候儀ニ付、出役差立候處

夫々相弁し、明日帰国いたし候由ニ付

兩人共逢遣ス

一設楽江昨日之返書并亀の〔玉〕子一ツ

金市郎江為持送ル

一杉浦江醬油之儀申遣、取ニ差越

壹樽為差遣ル

一諸人用米拂方致ス

同十三日 半晴夜月明

一明後十五日御城代市中初度巡見

之よし、尼又今為知來ル

一水野若狭守今設楽連名文通

当地

御城御本丸御殿向其外年割

惣御修復之儀、永井能登守同様

右御用取扱候様、此度從江戸表被

仰渡候段、昨日松平伊賀守殿御達

有之候よし為知來、及返書

一昼後永井能登守入來通逢

暫く談話、夕刻帰ル、家來釵術

入門之儀頼有之、名前如左

普右衛門悴

松本鋏之助 神山又次郎

石谷房次郎 望月才次郎

小林松次郎 山田友藏

一復市江使遣し庭前之萩盛々

ニ付早メ罷越候様申遣ス

一夕刻同人入來、飯振舞、夜ニ入

論語講聽聞

一西井今文通、看到來、及返書

同十四日 半晴五ツ時比月明

一釵術稽古有之出席、小弥太

欠席ニ付形斗ニ為致ル

一土屋今文通、織部石燈籠写

差越、夕刻参候様申越、及返書

一夕七ツ半時比、土屋江参ル、通逢

宮寺罷越居一同酒飯被振舞

大津絵・徳利・猪口一ツツ、土産ニ遣ス

夜六ツ半時過帰宅

一御城代明日巡見ニ付、出札逢断之旨

破損奉行分之一紙写、設楽分

差越ス

一竹尾清右衛門分書状、縁組願懸合来ル

清右衛門手代

初縁

高工勇七娘

六嶋清次郎江

右返書遣し聞済為申達ル

一同人手代小林宗八郎并斎藤清蔵

身分之儀ニ付、清右衛門方分懸合越候趣

行違之始末、両人之もの江云々心得方

申聞ル

同十五日 晴月清明

一朝六ツ半時過

御城入、御城代江月並札申置○京橋

不快ニ付逢断○玉造出札有之○加番

四軒着歛申置○永井能登守江

罷越、一昨日罷越候挨拶申置

松本晋右衛門逢度よしニ付逢、悴

稽古之事、心得方申聞置、四ツ半時過

帰宅

一終夜月明清明

一今朝御城代門前通行有之、先格之通

権之進門前江出ス

同十六日 半晴

一朝池田庄太夫入来逢

一江戸御用状到来

一西井源次郎入来逢

一西小弥太江文通、明日早メ出席之儀

申遣ス、承知之旨權進返申越ス

一与八郎鯉一尾呉ル

同十七日 晴月清明

一朝小弥太・熊之助・邦之助呼寄、稽古

心得方申諭ス

一朝五ツ時過出宅、難波御蔵江罷越

比留間兵三郎・伏屋兵左衛門罷出逢

兵左衛門者初而逢、笹本彦次郎・

小笠原新助納有之立會○参り懸

途中及見候處、御蔵東手桑名屋与

唱候茶店先ニ米三俵相撲取ニ

遣候躰ニ而積有之、維府之如キものニ

御蔵米三俵与記有之、不相当

之儀ニ付兵三郎江申談、呼出為相糺候處

何之心付も無之、右躰限の事ニ而

正入候よし申立候趣ニ付、早々削取

有米右躰之儀、致間敷旨為申渡承り置

右相濟、八ツ時比帰宅

一右御蔵出役途中難波新地内

毘沙門鳥居之側ニ而博奕いたし居

候ニ付、設楽江内文通および取締方

心得遣ス

一今日鍛術稽古有之、能登守家来門入

有之候よし如左

鍬之助 才次郎 房次郎

相次郎 又次郎

一香川一郎稽古江来一寸逢、庭之

菽為見遣ス

同十八日 晴月清明

一朝六ツ半時過出宅、谷町濱より

乗船、市中川浚見廻、出役岡田

銃助上丁場綿畑邊見廻、与力

工藤左之助・同心共詰居逢、夫令

堂嶋川筋船津橋下見廻、同役

与力・同心共詰居逢、四ツ半時比帰宅

一同州茨田郡三ツ嶋村左右衛門儀

行状不宜、取締受度旨、村役人共

願出候ニ付呼出、嚴敷及教諭、入牢

申付ル

一 設楽今昨日之返書差越ス

一 昼後出宅

御城内交代済、珍重廻三手江

廻勤、西大番頭江

御城入歛申置帰宅

同十九日 晴月明

一 釵術稽古有之、能登守家来

山田友藏門入いたし候よし

一 永井能登守松本普右衛門文通

家来門入之挨拶申越、交着

到来、為及返書ル

一手代共懸替申渡、且御取箇掛

左之通申渡

宮部潤八郎 林泰藏

山口作助 岡田寛一郎

中沢斎助 岡田銃助

嶋林梶三郎

一 土屋四郎二郎入来通逢

一 尾惣届江戸出火

当月十二日子中刻、本材木町六丁目

河岸通り中程今出火、少々東北風有之

南側六、七軒、同町横町三、四軒

物置材木少し焼、丑中刻火鎮ル

同廿日 晴

一 両町奉行今文通、来ル廿二日御城代

両川口巡見三付、堂嶋川江廻船いたし

川浚之様子懸り伺候段申越、及返書

一 尼又江文通、来ル廿二日御城代両

川口巡見、正六ッ時前之供揃、着服

羽織野袴之由申越

同廿一日 半晴夕曇

一 江戸御用状到来、廻船方便也

一 当地御用状出ス

一 龍太郎、坂本江參ル鉄砲稽古ニ參ル

同廿二日 昨夜夕雨、四ツ時過分収

昼後晴

一 御城代松平伊賀守殿両川口巡見

尔付、明六ツ時比設楽罷越待合

六ツ時過同伴、谷丁濱分乗船

出役、自分共羽織野袴侍兩人

並供懸与八郎・保助召連

堤方懸
是迄者

股引半天ニ而召連來候處、始終日舟故

相当ニも無之間、此度分改メ野羽織野

袴ニいたす
申合也

無程御城代も出船、八軒屋分

出候躰及見、先江罷越、南新田

会所前ニ而上陸、立寄休足、四ツ時過

御城代通船有之、右会所分下手

川中江船進メ御挨拶致ス、其外

町奉行永井能登守・御船手甲斐庄喜右衛門

及挨拶、通船相濟自分共者又

南新田会所ニ而休足いたし居

四ツ半時比御城代天保山巡見相濟

無程登船を見懸、直ニ木津川江

相廻り津守新田江上陸、堤下

百姓利右衛門宅ニ而休足、逐々逆川

相成候ニ付夕飯申付一同支度いたす

七ツ半時過迄待居候處沙汰無之間

懸兩人川上之方江差遣様子為

見候處刻限移候間、木津川御船藏

限ニ而遠見ニ相成候よし、町奉行分

申越候もの江途中出立いたし候趣

罷歸申聞候間即刻帰帆、道頓堀分

西横堀筋東横堀久宝寺橋分

設樂者上陸、自分者谷丁濱江帰着

六ッ半時比帰宅

昨廿一日之落

一設樂今御定番廻状写来

松平伊賀守先達而願置候通

娘江戸表今今日着坂

御城入相濟候、前後下畧

八月廿一日

米津越中守

米倉丹後守

惣宛

廿一日分

一吉辰ニ付廻船方御用始いたし、廻船

御用達四人改方一同代兼、大坂屋

新左衛門江心得方取締筋申渡、懸り

之もの江も同様申渡ス、畢而酒飯

振舞地方者泰蔵出ス

但本来飯斗之處、素より祝儀

之ものニ付、態与酒をも差出候也

其段設樂江申遣置

同廿三日 半晴

一融通貸附町人進退申渡ニ付

如左

西与力

小川甚五左衛門

大森信之助

同心

本間小馬作

右昼後入来逢、設樂入来逢、同人方

出役、多久官蔵同断、一同立會

如左申渡

長濱屋

次右衛門

其方儀、願之通御貸附御用達差免

差出元銀六百貫目貸附先無利足

年賦證文ニ書替、御用銀名目者

是迄之通居置滞利銀とも当已

年ノ式拾五ヶ年ニ取立不納相立候銀

八拾九貫六百七拾六匁、右年限中年賦

上納いたし、元銀者自分共御役所江

相納、其度ニ下戻遣し、尤年限明ニ

到り猶豫等申立候与も、其節者相對

證文ニ書替ル積相心得へし

右者阿伊勢守殿江伺之上、石河土佐守

達ニ付申渡

千草屋

宗十郎

其方儀、願之通当已年ノ濱地

冥加銀拾五貫式拾三匁余被下

銀六百貫目上ケ銀いたし、直ニ

拜借被 仰付候間、鴻池屋善右衛門

外九人同様諸向江貸附、五未之

御立候銀三拾貫目宛年々上納いたすへし

右者阿伊勢守殿江伺之上、石河土佐守

達ニ付申渡

右相濟、与力・同心鈴木丁手代江菓子

差出ス是迄饅頭・羊羹之處、好ましくも
無之哉之品ニ付、此度者干菓子ニ致ス

設楽一同逢遣ス

右相濟、設楽同伴ニ而

御城入いたし、御城代娘着坂之歎

玄関ニ而申置、勿論平服大手ニ而設楽ニ者

相別れ、自分者比留間江罷越逢

○自分共手代御藏懸進退之儀、御藏江

達書是迄之振合大平紙通之ものニ而

調印いたし差出候義之處、右躰之達

脇ニ見合相当も可致候間、今般ノ平助

無印之達書いたし、一昨日差出候處

御藏手代大谷某ノ六嶋清二郎江

談有之、達書差返候間、一躰之訳合

申談、明日当差出候旨談置也

右相濟、茶飯被振舞、夕七ツ半時過帰宅

一夜並河復一入來、夜講論語公冶長

之篇初ル、五ッ時比帰ル

同廿四日 曇

一 釵術稽古有之出席、能登守

家来歛之助・又次郎・房次郎

才次郎初而逢

一 灘目江申遣酒八樽到来、内二樽者

取寄、六樽者土屋江為差遣ル

一 右ニ付土屋ハ文通、及返書

一 廻船方御用状出ス

同廿五日 半晴秋暑夕ハ夜ニ入

雷雨

一 杉浦兄弟江文通、《卷》復千坐短冊

九枚頼遣し、酒一樽遣ス

同廿六日 曇朝雨

一 明六ッ半時谷丁濱ハ出船、市中川浚

見廻、江戸堀浚所見分、東与方

工藤左之助并同心老人詰居逢、出役

森田舜助、四ッ時過帰宅

但、今朝安治川口見廻之積候處

昨夜ハ之天氣合ニ而止メ、市中川筋

見分致ス

一 永井能登守用人ハ奉札、去十六日

一 色数馬名代登

城 御本丸御普請御用銅瓦、於堺

延立方取扱ニ付、時服ニ拝領被

仰付候段、為知来ル

一 水野若狭守ハ奉札、同人儀去辰

十月已来久々壺人ニ而相勤候ニ付、拝領物

松平伊賀守殿被申渡、時服三被下候旨

為知来ル

一 潤八郎・作助河州茨田郡南・北寺方村溝樋

為見分差遣、夕刻帰ル

一 尼又ハ文通、来ル廿八日御城代町方

式度目巡見之よし、尤刻限着服等

初日之通之旨、為知来ル

同廿七日 曇

一 釵術居合稽古有之欠席

一 両町奉行分文通、木津川口沖浚明後

廿九日分取懸、五合舟百式拾艘江戸堀川

三 拾艘を以為取懸候段申越ス、及返書

一 杉浦文通、千坐短返し来ル、又直ニ頼

遣し及返書

一 江戸御用状到来○比留間江采石分書状

差越、即刻熊之助江渡遣ス

同廿八日 昨夜分大風雨終日夜ニ入

候而も風雨不止

一 朝杉浦分文通、及返書

昨廿七日之落

一 昼後両町奉行江罷越、拝領物歛

玄関江申置

同廿九日 朝曇半晴風

一朝六ツ時過与八郎罷出、出水之儀申聞ル

廿九日卯下刻

天満水丈 八尺

右ニ付出役如左

中津川 岡田寛一郎

神崎川 中沢齋助

築面江 鳴林与八郎

右差出何れも夕刻帰着○中津川

海老江村以樋損所有之、手当いたし

洩水止候よし

同日辰上刻

天満水丈 八尺五寸

同断辰中刻

同断 九尺

右ニ付即刻仕度いたし出張

森田舜助召連ル、例之通歩行

天満橋筋分罷越○国分寺村

天満水丈九尺六、七寸

川縁江立寄出水之躰及見、惣年寄共

以樋防与して詰合居逢○国分寺

高札損し居候ニ付、墨入并高札場

取建之儀庄屋江及沙汰○北名柄ニ而

西与力寺西兵八郎ニ逢、及挨拶

名柄船渡しを渡、淀川西縁及見

○柴嶋村庄屋利兵衛宅小休弁当

当村水丈（午刻）壹丈壹尺八寸、平水五尺之

極之よし○中津川江廻り、川口

新家川中ニ流木相見へ取上方申付

逐而堤方役所江可届出旨、村役人江

申渡、十三船渡し両縁堤及見

成小路村庄屋寿二郎宅小休、当村水丈午刻

九尺六寸ニ到り、未中刻九尺三、四寸ニ成

逐々減水之様子ニ付、八ツ半時過是分

引取、西国往還筋帰途○北野村

新建之酒居出来、不相当之躰ニ付

明日右之もの村役人差添可罷出旨為

申渡ル、七ツ半時比帰宅

一留守中水丈届

同日辰下刻

同断水丈 九尺五寸

同日午中刻

同断水丈 壹丈

一夜ニ入里村保助を以設薬分明朝之

届振合問合有之逢、夫々及挨拶

一夜四ツ時過官寺廻状、坂本分来留

明日御城代出札風邪ニ付断のよし

九月朔日 半晴

一朝六ツ半時過

御城入、御城代江罷越、当日札申置

通昨廿九日朝水防出立、同夜中

栄次

帰着之届書取次江申談出公用人

三之助

鈴木定右衛門受取候由申聞ル、設楽

平七

参り合居同伴○安部式部帰着

代兼

届取次江出し、暇乞申置

利兵衛

○京橋不快逢無之、帰着届戸田

吾八郎江出ス○安藤空之助式部

右仁右衛門者去辰今午迄粗百俵ツ、差出之儀、当年中不残差出度旨願候ニ付

同様申置○玉造不快逢無之、帰着届

誉置受書申付ル

渡辺金四郎江出ス

一市助外四人者粗六百石上納いたし

右相仕廻、四ッ時過帰宅

仁右衛門困蔵江貯置度段願候ニ付、一同

一淀川水丈八尺余ニ付、中津川江

誉置書下渡遣ス

嶋林梶三郎差遣、夕刻帰ル

右書院江申渡、其余太郎太夫村

一廻船方御用状出ス

貯穀取斗之儀者、庄屋次郎太夫江役所ニ而申渡ス

播州加東郡

一石川通切所出来候段訴出ル

太郎太夫村

都築金三郎支配所

百姓

河州石川郡

仁右衛門

中野村

市助

堤切所

同州同郡

同 喜志村

右ニ付即日設楽出立いたし、右届出

自分

御城入いたし差出ス

御城代 飯塚権左衛門

取次山田忠左衛門江渡ス

京橋川上猛次郎

玉造小原作左衛門

御目付兩人取次

右相仕廻、七ッ半時過帰宅

同二日 曇漸雨

一播州多可郡福田新田定免年季

中之處、当年不順之季候ニ而出来

劣破免検見入相願候旨、書付を以申立

庄屋忝人罷出候間、得与及利害

右願書者下遣ス

一池田廻状宮寺ノ到来出シ、設楽ノ

到来、御城代被相渡候御書付差越ス

但、江戸三拾間堀二丁目国次郎店

権四郎外式人及殺害候惣七

人相書

同三日 晴雲立有之昼後風

一廻船方便地方御用状共到来

一安治・木津兩川口海御浚、明四日ノ

為取懸候段兩町奉行ノ申来、及返書

摂州天王寺村

重助借家

中追放 源助

右家主

重助

急度叱

庄屋 与三左衛門

年寄見習

叱 治三郎

右博奕其外不屈之取斗いたし候一件

落着申渡

石田村

無宿

浅吉事

入墨重敲

瀧蔵

撰州東尻池村

百性

被質物渡遣ス

辰蔵

外老人

右盗いたし候一件、落着申渡

一石川通中野・喜志両村切所為

見分与八郎・保助差遣、昼後出立

右ニ付設楽江与八郎を以心得方申遣

一設楽分夜ニ入文通、及返書

一並河復一入來、夜講聴聞

一水野若狭江文通、陸景双鉤貸遣し

萩摺短冊贈候巡見留守受取來ル

同四日 晴

一 釵術稽古有之

一 杉浦重郎兵衛來逢、昼飯振廻

同五日

一 正六ツ時發足、龍太郎同道生駒山行

供權之進・連吉・治平太、駕老挺用意

上下都合拾貳人也、御弓丁より番場江出

追手前より玉造町江懸ル、中道村へ入

夜明ル、本庄・大今里・深江村撰河国境

なり、河州高井田村、此村者元支配所ニ而

去ル卯年迄年々検見ニ参たる村なり

村外立場小休、三倉新田建場小休

松原駅小休、豊浦小休、神並建場カマキ

茶屋山口や卯兵衛宅弁当、駕其外不用

之もの者此家へ預ル、四ツ時過分登山、神並者

山寄なれとも村柄宜、石灰・胡粉を

製し蠣殻山をなす、家ニ水車あり

山路登り一丁こと尔標の石あり、一枚を

記ス、六丁斗登りて左方ニ農家有

立寄休足、生駒石産香煎を賣り、十

八丁尔して石坂あり、寺門を入ル、鷺

尾山興法寺也、本堂南西ニ観音を

祀る、西の方崖尔て田野数里を望

眺望よし、裏門の方より山路江出、又登る

八丁半余登り口より者廿六丁ヨ尔して山

頂尔到る、往還より左方江壹丁ヨ頂尔

経塚有、碑面佛像を刻ス、安永の年

号見ゆ、側尔忝一樹を種る、此処鷺尾

伊駒生の山頭なり、西は撰河泉の海面

阿淡紀州の浦々、北は城丹の山川、東は

和州の田野・南都春日三笠の山々目前尔

あり、遠眼鏡を以て望む、淀川大城を

繞りて三大橋、土佐・堂嶋の両川、中の嶋の

人家眼下尔浮む、暫時休足、是より次第尔

下ル、急なり、九丁ヨ登り口よりは廿六丁ニして

平地尔出ル、左方江行て生駒山般若囀

宝山寺門前なり、石坂を登り本堂ニ出ル

本尊不動を拜し、此堂を廻りて後尔

歡喜天の堂あり、壮麗なり、撰河和州

其余国々の講中寄進の燈籠多し

左の方へ石坂を登り、本堂今坤の方尔

観音堂有、是より向ひて登り弥勒佛

弁天の宮有、此邊岩山尔て繞りて登る

四、五丁右方尔十三段の石塔婆有、又二、三

丁登り是今元の道尔戻る、観音堂

前尔左の方江登り、二丁斗奥の院尔到ル

幽静の地なり、堂後尔清泉有啜ル――

明月堂の額を掲たる小堂有、東南尔

向ひて山月を宿る徳ならん元の寺門尔

下りて帰路尔赴く、登り九丁ヨ、下り廿六丁尔

して神並の茶店へ帰り休足、夕七ツ時

比弁当、元の道を帰ル、菱屋新田邊

亦て灯燈トトトトトトを燈ス薄暮、高井田村

亦到り灯燈トトトトトトを燈ス、帰途玉造稻

荷縁日賑ひ候ニ付立寄参詣、暮六ッ

半時過帰宅

同六日 曇

一小林奈八郎昨日着いたし候由ニ付、今日逢

貰受之儀并心得方申論遣ス

同七四日 曇

一朝池田入来逢

一尼又々文通、明日御城代天王寺拜礼

十一日町方巡見、十八日長興寺巡見有之

候よし申越ス

一御用状出ス○勝○おたの右一封ッ、遣ス

一並河復一江文通、龍泉烟草遣し、絹地

并短冊頼遣ス、返事来ル

同八日 雨

一役所半引

同九日 半晴

一朝六ッ半時役所礼受ル

一御城入三手出礼、御城代・玉造者

逢有之、京橋者不快断、加番々頭

祝儀申置、御目付兩人着欲申述ル、四ッ時過

帰宅

一家族嘉礼如例

同十日 半晴

一杉浦大二郎江及文通、返書来ル

同十一日 曇漸雨

一昼後

御城入、明日河州石川通中野村・

貴志村◎江堤方出立届如左出ス

御城代 波多与太夫

京 橋 今倉熊藏

玉 造 小原作左衛門

御目付兩人 取次

右相濟、八ッ時比帰宅

一杉浦令文通、八景巻物差越ス、及返書

一松下古助方江権之進遣ス、哥之事申遣ス

同十二日 暁雨明方止四ッ時過分晴

月明

一明六ッ時出立、堤方廻村、駕籠懸兩人

侍連吉・力○東高津より天王寺・

平野郷、喜連村の河野辺渡川

葛井寺、同村寺門前茶店ニ而小休

弁当、此時四ッ半時比也、夫分石川通

石川郡中野村江九ッ半時比着

直ニ御普請所見分、丁張ニ取懸ル

字宮島

一堤切所長九拾貳間

改八拾五間

一同水中四拾八間

改三拾七間半

一同欠所八間 改同断

右再々應見分、黄昏迄ニ不残

相濟、暮合ニなり中野村庄屋此右衛門

宅江着泊、夜四ッ半時過寝ル

同十三日 晴

一暁七ッ半時過起出支度致ス○中野

村役人共呼出、御普請所取縮方

心得方之儀共申渡、六ッ時過出立

○貴志村見分

字ダリ

○欠所拾貳間

改同断

字出之下

○切所五拾五間

改同斷

同所

○同水中五拾五間

改同斷

同所川前

○瀬違堀割長三拾二間

改廿四間

同所川前

○川表メ切長三拾間

改廿五間

右見分相濟、五ッ半時比ニ同村庄屋

八郎兵衛宅江罷越休足、四ッ時比昼飯

支度致ス、村役人共呼出、中野同様心得方

申渡ス、四ッ時過出立、昨日之道筋帰途

七ッ半時過市中迄罷越ス、札之辻迄

荷物其外者と八郎江為持宅江歸し

自分者坂本江立寄逢、普請一見致ス

妻娘ニも逢、七ッ半時過帰宅

一 水野ハ文通、到来いたし居松茸

一 籠・團扇・菓子到来

一夜ニ入石川江文通、松茸遣ス、返書

来ル

同十四日 曇

一四ッ半時過

御城入、昨日帰着届如左出ス

○追手 山本市右衛門

火事具雛形直し之廉有之趣

を以借受、明日差出之積

○玉造 関 轍

○京橋 今藏熊藏

○御目付取次老人者不在

右相濟、九ッ時過帰宅

一 水野江昨日之返書遣し、瀬田鰻老尾

為移メ遣ス

同十五日 晴

一朝六ツ半時過

御城入、三手出礼、京橋斗逢

無之、昨日御城代分借来候火事具

雛形書付之内纏籠金を銀与直し

用人波多與太夫江差出ス、四ツ時過

帰宅

一黄昏出宅、龍太郎同道ニ而淀川之

月を見る、天満橋分望、初生之月

御城之東北ニありて清光、橋上之

眺望よし、西岸川崎分閑歩

源八渡ルテ暫時眺望、国分寺村

樋之口茶店江休足、苦茗を啜

暫時逍遙、此邊之眺望殊清

月浮清明見之道堤筋帰歩

天満河岸通分十軒町江入、市中

見物、又河岸江出、難波橋向鍋島

肥前守蔵屋敷前橋頭分眺望

又絶景、夫分難波橋を渡高麗

橋筋より帰途ニ赴く、夜五ツ時

帰宅

一権之進義、弟方江罷越度よしニ而

一夜泊之儀願出ニ付聞濟遣ス

同十六日 半晴夕より曇

摂州免原郡石屋村

百姓

造込酒取上急度叱 喜兵衛

同入下男

支配人

伊兵衛

同人酒造杜氏

伊兵衛

酒造惣代

急度叱

喜一郎

年寄

権兵衛門代兼
平右衛門

叱り

茂十郎

右酒過過造一件、落着申渡

同州同郡御影村

百姓

庄兵衛

敲

大石村

吉右衛門

庄七

右不正品船積いたし候一件、落着申渡

同州武庫郡今津村

市藏

右酒狂之上乱妨およひ候始末、及吟味

入牢申付ル

一権之進義夜ニ入帰ル、土産箕面山之

松茸呉ル

同十七日 雨

一撰州免原郡住吉村安左衛門女房

かつ義、弟辰藏ニ疵被為負候一件、疵所

見届、右両人口書申付ル

一御城代長興寺邊巡見之處、雨天ニ付

延ル

同十八日 晴

一斎藤徳藏、竹尾清右衛門方遣候ニ付

今日出立、逢遣ス

一坂本江文通

○同人随筆 一冊

○鎧着用傳書一冊

○藤衣のかきり一冊

右兼而借用分返し、團扇・

扇子兼一ツ遣ス、返書来ル

一

同十九日 雨

一 早朝設楽入来逢 ○撰州今在家村

堤（御手当）御普請所之儀ニ付、取調書下持參、自分者

一 覽いたし呉候様相願候ニ付受取逢

四ツ時比帰ル

一 伊丹中村良信江色紙短尺、権之進令

文通ニ而為遣、承知之旨返書差越候由

一 京都穗井田官忠友江同様頼遣し

飛脚便を以差立ル

同廿日 朝迄雨収曇

一朝五ツ半時比出宅、東成郡天王寺村

一 田方検見相越ス、潤八郎・寛一郎・

銚助召連ル、聖天山弁当、坪刈

相濟、八ツ半時比会所江着、春法

致ス ○設楽江立寄逢、昨日差越候

今在家村伺書案返し、存寄申遣ス

夜六ツ半時過帰宅

一 江戸御用状当月十一日出到来

一 廻船方江戸御用状も到来

○御備船伺御下知済来ル

一 米津越中守殿用人令連名文通

安治川江組之もの船打、来ル廿三日之積

雨天為送（運）之旨申来ル、及返書候由

一 明廿一日伊賀守殿長興寺辺巡見

のよし、貞二郎届出ル

一 尼又文通、御同人来ル、廿四日曉

七ツ半時出宅、住吉天王寺辺巡廻

之よし申来ル

一 紀伊殿御簾中鶴樹院殿

遺骸、当月廿九日当地通棺

津村本願寺昼休之旨、留守居

戸井甚右衛門令申来、及返書候よし

一 海防調絵圖面設楽令 ★★来ル

同廿一日 晴

一 御城代長興寺邊巡見ニ付、地方・堤方

出役出ス

一 武庫郡今津村市蔵出牢手鎖

一 村預申付ル○庄屋仁左衛門表ニ而逢

一 村内取締方之儀申聞遣ス

同廿二日 半晴

一 朝稽古中ニ付、出席之もの共ニ團子

振舞遣ス

一 藤方手代廣田清吉罷越不逢

一 江口村庄屋善左衛門坐敷江呼出逢

一 北野村貯穀之儀ニ付及内意

一 右貯穀之儀ニ付、庄屋共其外江心得方

申渡

一 坂本入来逢、夕刻迄夜九ツ時比帰ル

一 藤方政太郎尋遣し團子遣ス

一 永井江罷越逢

同廿三日 雨折々収夕少し晴

一 地役廻状設楽分写来ル、指物雛形

御定番江可差出旨申越ス

一 御備船当已今未迄三ヶ年継年季

御下知済之趣、廻船御用達★新左衛門

取締役市中船宿共一同呼出申渡

一 昼後

御城入、明日出立届

○伊賀殿 山本市右衛門取次江渡

○丹後殿 今蔵熊蔵

指物雛形之儀及示談、差出ニ

不及旨、同人申聞ル

○越中殿、小原作左衛門

右同断

○御目付兩人取次

右相済、七ツ時比帰宅

一 設楽右指物差出ニ不及旨申遣ス

且伺書をも遣ス、返書来ル

一御用状取調明日留守ニ差立之積

同廿四日 晴

一撰播州村々為検見今明六ツ時過

出立、供立具足駕籠侍兩人

西木田連吉 鑓 市助
杉田治平太 長柄 藤吉
草履 伊助

足輕柳原幸助、合羽籠竹馬兩懸

各一荷明荷一駄手代林泰藏
岡田寛一郎

中沢齋助
嶋林梶三郎右召連ル○神崎の伊丹

伊丹町酒造人大和田屋善兵衛宅小休

此時四ツ時早メニ者候得共、態与酒など出ス

尔付弁当ニいたす、彼是世話いたし候ニ付

為挨拶届十式本一包遣ス

伊丹町惣支配年寄

與一

同町惣支配庄屋

清右衛門

右為機嫌聞罷出候ニ付逢遣ス○小濱

○生瀬村是より船坂江五十丁うたて川
河原通路跡頗るあしく、兩岸

都而山ニ而鍛山と呼ふ、山形ニより名付ル与

途中兩岸都而巖石ニ而、切建たる如キ

處あり○屏風岩与唱、又形ニよりに

名付るなるへし

○船坂○湯山町荒地場所及見

夕七ツ半時過着、字北野町本陣江泊

○夜五ツ時比温泉場見廻与して

罷越、一ノ湯・二ノ湯共見分、夫分御所坊

二階・兵衛三階一覽、二階・三階共

七間ニいたし、旅店之躰奇成もの也

五ツ半時比帰ル○有馬籠・筆等買

九ツ時過引ル

○御所坊者二階、兵衛者三階迄ニ而何れも

土足之俣上下いたし、土間傳ニ坐敷々々江

入ル、間毎糸竈を設ケ、数日召連下向の

便利なる仕方ニ兵衛の二階ニ而

尤も二ツ宿し居ル、皆一笑を發ス

同廿六日 半晴

一明六ツ半時比有馬湯山町出立

上山口江沓り、此邊歩行、道場河原江

沓り、上津江沓り、毘沙門江沓り半

撰播の界也、竹原江十丁、あや敷

旅店ニ而弁当、九ツ時過ニ着替いたし

股引ニ成ル、志殿江沓り、七ツ時比同村江

着、是今検見、検見如左

○志殿○東中○桃坂(桃坂准合)○行力

右相濟、七ツ半時過庄屋惣兵衛宅江着

泊、春法いたす、一鉢ニ昨年今出来廣く

併皆無著何れ二も無之、先安意之作方也

同廿六日 曇

一曉七ツ時桃坂出立、沓里半程行て

夜明ル、社村江三リ、又和布江拾丁

下戸田村江四ツ半時比着、検見致ス

西脇村庄屋利兵衛宅ニ而春法相濟、弁当

同郡大伏村田高村当作方不宜由を以

破免之儀願出ル、村役人共江及理解

九ツ時過西脇出立、検見如左

枕屋准合 同

○寺内 ○西仙寺 ○羽山

○安坂 ○森本 ○枕屋

○茂利 ○奥中 枕屋准合 同 ○中村町

右相濟、夕七ツ半時過中村町百姓

匡久五郎宅江着泊、春法致ス

○暮六ツ半時比山口作助六粟郡

西有賀手分須賀山方入札調相濟

泊江罷越ス、逢○觀藏寺服部

觀三郎儀生野最寄ニ付為様躰間

罷越候よし、夜ニ入參ル、逢、暫く

物語致ス、先常躰ニ見受ル、菓子

一折相贈到來ニ付、有合之扇子二本遣ス

○田高村破免願出候處、利害之上

願止致ス○福田新田同様願出、内見
帳迄をも差出候處、逐々及理害、願
止致ス、右相續方之為メ銀壺メ目
年賦貸遣候積○右之外清水村其外
最寄村々破免願出候處、利解之上
何れも願止メ致ス○夜九ツ時過寝ル

同廿七日 晴

一朝五ツ時比出立、服部親三郎途中

暇乞ニ出逢○檢見如左

○間子辨○田野上口同村春法

○高岸皮多○天田○鍛冶屋

同村百姓忠兵衛宅春法、弁当

○牧野新町○田野口同村春法

○東山皮多○安楽田町 安楽田准郷 ○門前

安楽田町百姓九兵衛宅春法

右相濟、右九兵衛宅泊、夕七ツ半時過着

同廿八日 朝晴午比曇漸雨

一朝六ツ半時過出立、檢見如左

西脇准合
○山野邊 ○西脇 ○寺内

同村庄屋空右衛門宅春法

○奥荒田同村庄屋安右衛門宅春法

○多田同村庄屋連兵衛宅春法

弁当○豊部○觀音寺

豊部准合
○市原 ○丹治 ○山口 ○西山

右相濟、豊部村百姓空右衛門宅江夕

七ツ半時比着泊、春法致ス

同廿九日 快晴

一多可郡作畑・越知兩村者廻村順甚タ

不都合ニ付手分檢見ニいたし、山口作助・

嶋林梶三郎差遣候積、今曉先江出立

一明六ツ時過豊部出立、天船坂本江

式り、是々檢見如左

○天船坂本庄屋 宅春法

門田准合

○門田 ○赤坂 ○俵田庄屋

百姓家ニ而春法 下三原江五十丁

佐右衛門宅春法弁当 ○下三原

庄屋十太夫宅ニ而春法泊、夕

七ツ時前着致ス、四ツ時比一旦寝ル

作畑村越知村為手分差遣ス、作助・

梶三郎儀夜九ツ時比泊江帰ル、九ツ半時過

兩村之分春法致ス、八ツ時過寝ル

同晦日 暁七ツ時比雷雨直ニ収ル、晴風

一暁七ツ時過下三原出立、青野原江三リ

○青野原江五ツ半時比罷越、直ニ検見

同村寺院（萬壽寺）ニ而春法、五郎兵衛受者喜一郎

藤五郎受准合、三枝五郎兵衛罷越逢

○粟生村青野原（式）リ、太郎太夫江

巻リ○太郎太夫村百姓伊右衛門宅弁当

六藏逢遣ス、此時九ツ時過也、加子新田江

式リ、加子（福）里江巻リ、同村江夕七ツ半時過

罷越ス、直ニ検見取懸同村斗濟

東二見村江暮六ツ時比着、庄屋

孫右衛門宅江泊ル、福里春法致ス

○此宅海岸ニ而一通先石垣を築

直ニ浪打際なり、今日者朝（分）風強ク

暮ルなりて少し風なきたれとも

海面浪立て濤聲高く、夜ニ入又

風吹出、波濤の音愈高し、灘目邊杯

是迄度々泊たれとも、かく海岸の

浪打際は泊りたるをはなく、殊尔珍敷覚ゆ

天氣晴渡りて星明

海一尔浮ひたれとも、晴夜なれば

眺望なしかたく、月夜ならば殊尔

風景佳ならん、此村は高千石余（石）の

村ニ而家居も多く、又村柄もよく、泊の

宅も手廣く家造もよし、当廻村中

第一の泊なり、自分居間の椽額より庭先

土塀を越て海面を望むなり、床尔は

應挙の画、孔雀・鶏子の双幅を懸たり

随分見事なるものニ而多く者真蹟

なるへし、居間狩野探索墨画

山水の金屏風一双を建、次の間交せ

張の屏風あり、其中尔

たかなし

角田川の 入相のかねさへいとふ花のもと尔

花見尔 けふも一日々々を打けり

加保茶
元成

まかりて

同右

雪 さむからて見るものならハ山河の

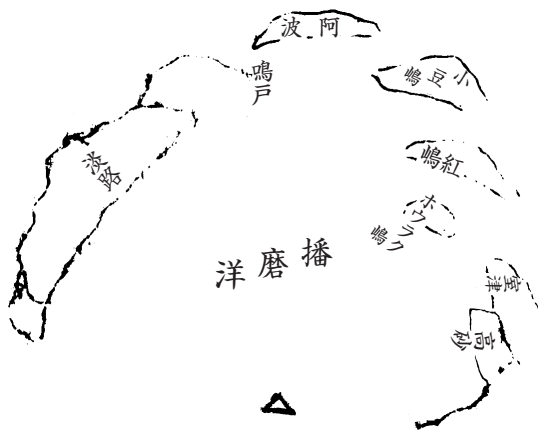
雪のけしき尔な尔かしくへき 隆正

此程より成丈尔操をいたし廻村も

揃取、明日者兵庫泊り、三日尔は帰坂の積

の處、今日者暁七ツ時過出立、終日道も

急たれとも里数張りて着遅く、当郡の



検見明朝尔なりたれハ、兵庫迄ニ而者又

道も張り、侍已下のものとも太義故、明日夕

明石泊尔いたし、廻村日数一日延ル、夜

四ツ時過涛聲を聞て寝ル

○孫左衛門庭上ハ海面を望む、方角如左

十月朔日 快晴

一明六ツ半時比起出ル、昨夜中ノ風止、天氣
能、今朝者波静ルテ濤聲穩也

五ツ時比今檢見取懸

○東二見村耕地見分、同村内肥地

ニ而春法○上西二見・下西二見者

一村同様、耕地入交ニ付打込檢見

○二子村耕地見分、同村庄屋

久兵衛宅ニ而春法、昼飯相濟、四ツ半時過ニ

同村出立、下西二見村江相越、濱邊江出

海面之様子及見候處、風波格別事ニも

無之候間、弥出帆之積取極候、船支度等

致候ニ付、同村百姓家宅江立寄、船裝等

為致、九ツ時過比下西二見村海濱ノ乗船

出、自分乗船之方、泰藏・寛一郎・

斎輔・連吉・治平太・藤吉・小もの庄助

上西二見年寄角右衛門・船頭・水主廿四人也

作助・梶三郎・幸助者陸路參り度由故

勝手ニ為致、下西休所ノ直ニ陸路へ遣ス

乗船之外兩艘江荷物并中間小もの等

乘、逐々出帆致ス、追手ニ而又格別之

風ニも無之、海面穩ニして天氣弥

清実ニトし得たり与いふへし、一鉢

今日者明石泊之積、取極一日延日之積

昨夜中逐觸を為出候處、今朝

耕地檢見中海面を望候得者、登り之

船々順風ニ而帆影海上ニ連り候間

地船差支も無之者、船ニ而直ニ兵庫江

參りて御用弁ニ而且供方之ものも休足も

為致、可然与自分心付泰藏ニ申聞候處、同人も

可然存候由故為承候處、小船ニ者候得共

三艘ニ而無差支出来候儀故、右之通

船ニいたし候處、海上も平穩ニ而且追手

よく、皆々妙算を申會候、陸路者

是迄數度往復もいたし候得共、此播磨

灘乗船者初而故、眺望殊更珍敷覺

海上之風景いわん方なく、就中

明石浦之鉢明石川の長橋、市中の

家々を越て、松林の中、明石城見ゆ

大蔵谷より舞子の松林、海面を

望む、又よし、垂水を汐谷の間

厓の半腹往還旅人、又者牛馬を

率歩行さま如画、撰播堺川を

鉢伏山テツカイケ峯山頭を海濱迄

松樹の外余木を見ず、山水の方向殊ニ

奇看絶妙、三ノ谷・二ノ谷・一ノ谷の

谷々内変跡の邊眺望又よし

須磨駒ケ林の遠望奇絶、此時

夕陽斜ニして駒ケ林夕暉ニ懸ル

漁夫の喧雜又可笑、和田ヶ崎ニ而

黄昏、兵庫湊江暮六ツ時比着致ス

寫ノ上町河岸を上陸、例之通庄屋

網屋新九郎惣代共、年寄等大勢出迎

旅籠町本陣井筒や又兵衛方江着

泊ル、新九郎惣代共機嫌聞ニ来り

逢、髮月代致ス○作助・梶三郎其外者

六ツ半時過泊江着逢、夜九ツ時過寢ル

役所之もの共中間小もの迄酒肴

申付差遣ス

同二日 快晴

一朝六ツ半時過本陣出立、兵庫津

検見、夫を同處濱手当巳御高入

場所検地致し、楠公墓碑境内ニ而

春法○二ツ茶屋村貯穀新規取建候

蔵見分受度段、年寄八郎右衛門申立ニ付

罷越、及見分○熊内村布引瀧奥

家吹通水車場一ヶ所検地、布引瀧

茶屋ニ而弁当○同村家^字芋川谷

水車場壱ヶ所検地、同所々一ヶ所御高入願

見分○脇濱村検見○岩屋村同断

右両村春法、河原村之損作助・

斎輔遣し、自分者泰蔵外式人

召連、畑原村字一官新開畑檢地

致ス、右相済河原村江罷越、百姓儀兵衛

宅ニ而春法、是夕乘輿○横屋村

檢見、庄屋与左衛門宅ニ而春法、右相済

七ツ半時過ニ是夕乘輿、芦屋村ニて

挑灯、暮六ツ半時比西宮着、本陣

松村義左衛門方江泊、明日帰坂ニ付今晚者

入湯致ス、西宮町濱庄屋・年寄共儀

先例之通逢度旨申出ニ付、一同逢遣ス

且打出村庄屋喜一郎、今津村庄屋

仁左衛門・源左衛門、鳴尾村庄屋市郎兵衛・

藤右衛門、機嫌聞与して罷越ニ付逢

遣ス

○昨朔日尼崎藩之もの共、武庫川ニ而

丁打有之ニ付、出懸前承り置候通

龍太郎・金市郎・孫八郎附添

為見物相越、夜四ツ時過船ニ而帰坂

いたし候よし、今津仁左衛門申聞候ニ付

両村之もの共ニ挨拶いたし遣ス

○今日布曳瀧（茶屋）弁当所ニ相成、久々ニ而

瀧一覽いたしなから弁当を遣ふ

茶屋の邊リニ建る碑左の如し

たち縫ぬ絹にしあれと

旅人のまつ来て見や

布曳の瀧

賀茂季鷹

涼しさや

布引坊

島へかたふく

夕日かけ

右茶家の奥小高キ處ル建ル

分入し生田の 賀茂季鷹

小墅の柄もこ、に

くちしやはてむ

布曳瀧

右茶屋の前

自然石ニ刻ス

嘉兵衛

同三日 晴昼後夕曇

一朝五ツ時比夕西宮本陣出立、同所

検見、五ツ半時過相濟、西宮横道町

深江屋宇左衛門方ニ而小休、春法致ス

○谷津^今村字六石建場茶屋小休

今津村

善吉

同人母

すを

右善吉儀身持不宣、去辰九月中

及教諭候處、其已来身持宣家業

出精いたし候由ニ付、尚申諭誉遣ス

同村

佐五郎悴

喜助

同人親類

右喜助儀大工職いたし、行状宣由ニ付

誉遣ス○村役人共江も心得方申聞遣ス

是今尼崎・神崎ニ到ル、同宿今入

川辺郡小中嶋村江罷越検見、同村

庄屋忠藏宅ニ而弁当、春法、八ツ半時

比同村出立、十三今北野筋帰還、暮

六ツ時比帰宅

同四日 今暁今雨夕収晴

一在宿

同五日 晴風

一在宿

同六日 晴又陰

一在宿

一夕刻今坂本入来逢、夜四ツ時過帰ル

養子の事相談有之

安次郎

同七日 晴

一在宿

一夜六ツ半時比南久宝寺町四丁目

合羽屋五兵衛かしや淡路屋

忠兵衛納屋出火、直ニ鎮ル

一同時瓢箪町槌屋利市郎

出火、無程鎮ル

同八日 晴風

廻船御用達代兼

苦屋久兵衛

廣嶋屋平四郎

御備船取締役代兼

嘉納屋弥兵衛

御備船役惣代

大和屋

右御備船市中船ニ等分積之儀、当巳分

未迄三ヶ年季之積申渡、證文申付ル

一鈴木清左衛門江之返書老封、侍使を以

西山喜六郎江頼遣ス

一河州下嶋村年寄友右衛門・百姓慶次郎

庄屋役申渡ス

一永井能登守ノ文通、明日市中川々

見廻罷越候旨申越ス、及返書

一明日者東成検見ニ付不罷越段、与力江

可申遣旨、昇三郎江申付ル

同九日 半晴時々漸雨

一朝五ツ時比出宅、東成村々検見

○中道田畑○森村田畑

○鳴野田方検見、同村庄屋

九兵衛宅弁当後春法、此時

八ツ半時比相濟、七ツ時過帰宅

○召連手代潤八郎・作助・銑助・

梶三郎也

同十日 晴

一在宿

一長崎帰支配勘定八木岡大蔵、今日着坂之よし

罷越申置

一中村良信夕色紙短冊出来来ル

一八部郡神戸村拾物碇下渡方落着申渡

一木村惣（^茶）左衛門江書状・玉椿一折遣し、本願寺

門跡目録之事申遣、飛脚便を以差立ル

同十一日 晴玄猪

一松平伊賀守殿箕面・池田邊巡見

有之、地方・堤方共出役出ス

一八木岡大蔵江文通、廻村中不采儀

申遣、出来合之牡丹餅遣ス

一坂本・池田江文通、牡丹餅遣ス、坂本者

返書来ル

一炭屋安兵衛江廻船方掛屋一手持

申渡

同十二日 半晴

一朝六ツ半時過出宅、西成郡検見

○北野○下三番 右相済、光立寺村

庄屋八兵衛宅春法、弁当、江口村

庄屋善左衛門罷越逢○光立寺

検見、当年者上々田之分、上田已下之分与

坪刈両様ニ致ス○南濱田畑検見

庄屋傳左衛門宅春法、夕七ツ半時過

帰宅

○検見も早々相済候ニ付、北野村内

市中町人共下屋敷見物如左

平野屋

孫兵衛

鴻池屋

手廣く庭・家作共近來
手入いたし候躰築の
田野を望む

同断家作至而直

市兵衛

高池屋

小鉢大ニ劣ル
三階あり

三郎兵衛

鴻池屋

右ニ類シ今少シ
宜

庄兵衛

鴻池屋善五郎持

名前人

別家

伴七

右見物、何も風流之鉢也

庭・家作共手廣く
一鉢二手厚く第一也

一今朝内藤茂之助・卯木武十郎・星野

市郎兵衛夜船ニ而着、泰蔵遣ス

一八木岡大蔵之昨日之返書差越移リニ

備中矢懸駅の産物やかけ土産与云物

差越ス、袖べしニ似たる物也

一木村惣左衛門之返書封到來

同十三日 快晴天氣麗

一正六ツ時出立、河州茨田郡村々検見、手代

潤八郎・作助・銚助・梶三郎召連ル、東海道

往還筋内代村ニ而灯燈引、是迄卅丁斗

有之、茨田郡北寺方村江六ツ半時過罷越

庄屋次兵衛宅ニ而休、是之検見取懸

○北寺方村平植・溝植共○南寺方村同断

耕地入交、南・北方村庄屋庄左衛門宅休

春法○守口宿田畑検見、会所ニ而春法

弁当、西縁西成郡最寄ニ付村々為様鉢

聞罷出、一同逢遣ス○八番村○下嶋村

○南十番村○北十番村 右四ヶ村者耕地

入交出來方も同様ニ付、打込検見之儀

相願候ニ付承届打込ニ刈様○大庭七番村者

耕地交り有之ニ付、一村検見○八番村見取

検見、淀川縁外嶋也○大庭壱番村流作

同四番村流作最寄違少取別ニ付、潤八郎

手分申付差遣ス○右村々一同七番村庄屋

利右衛門宅ニ而春法相濟、七ツ時過同村渡場之

乗船、暮六ツ時過谷丁濱江着船、帰宅

○今日者別而天氣克、淀川帰帆之

眺望よく、初生之月清明

一留守江池田庄太夫入来之よし

一江戸御用状到来、廻船方も来ル

一林泰藏伯父林直吉病死届出し

明日忌引之届出ス

一小林宗八郎儀、宇治親類江立帰暇

相願承届ル

同十四日 快晴

一在宿

一木村惣左衛門分過日之返書差越、泰藏

江之沓書頼来ル

同十五日 朝曇晴夜ニ入時雨

一朝五ツ時比出宅、東成郡天王寺村検見

潤八郎・寛一郎・斎輔・銚助召連ル、梅屋敷

小休、夫より耕地江懸畑方綿作検見

聖天山弁当会所ニ而春法致ス

貯夫食藏手入方出来、夫食米藏詰

出来候ニ付見分致ス、七ツ時比同村引拂

自分者内藤茂之助・星野一郎兵衛・

卯木武十郎旅宿江罷越、何レも逢

暮合比帰宅

但潤八郎其外之もの共者途中分

先江返ス

一三瓶貞藏頼候書出来、持参申置候よし

同十六日 曇

一在宿

一卯木武十郎・星野市郎兵衛罷越

申置

一内藤茂之助入来、為土産海苔二箱

到来、且石尾妻分

御母様江書通品々到来、茂之助江夕飯

振舞遣ス

一早朝設楽江文通、返書差越ス

同十七日 晴

一朝五ツ時比谷丁濱へ乗船、廻船

見分懸兩人召連ル、木津川内ニ而

見分、御用達久兵衛・改方新左衛門

罷出ル

紀州鶴殿

直乗船頭

初八百石

久吉船

賣落百五拾石積之積

右御買上指之積○道頓堀帰帆鳥之内

畳屋町裏藤方政太郎内旅宿江

罷越尋遣ス、同人并乳母ニも逢、様子

相尋ル、八ツ半時比帰宅

一夜中設楽へ文通、及返書

同十八日 晴

一朝五ツ時過谷丁濱乗船、堤方目論見

相越、懸兩人召連ル、如左

中津川通

○成小路村

○塚本村

○野里村

○海老江村

右相濟芦分橋上手へ乗船、夕

七ツ半時過帰宅

一長崎帰御目付遠山半左衛門・御徒目付・

御小人目付共、西宮泊ニ而着坂之様子

途中ニ而見懸ル

同十九日 朝雨晴又時雨

一自分少々風邪之氣味

同廿日 晴

一在宿、漸邪快方

同廿一日 晴

一在宿

一夕刻水入令使、自書・菊花一瓶

短冊相贈り、隆景短冊写返ス、受取為遣ル

同廿二日 曇

一銀術稽古有之出席、先月十六日令

晦日迄秋詰稽古皆出席之もの江

褒美遣ス、如左

(小刀一
唐ハサミ一

竹垣龍太郎

(小刀一
手札入一ツ、

比留間熊之助
同 邦之助

(小刀一
唐ハサミ一ツ、

同 謙
近山篤太郎
設楽金市郎
宮寺松之丞
同 伊三郎
西井乙次郎

右遣ス、何れも大悦之躰

一水野江昨夕之返書為遣ル

一朝四ツ時過

御城入、昨廿一日帰坂之積届書出ス

伊賀守殿 鈴木定右衛門

丹後守殿 川上猛次郎

越中守殿 関 轍

御目付 取次

右之通差出ス、九ツ時過帰宅

一五街道道橋見分之御勘定原田敬右衛門

今日着坂ニ付益太郎差遣ス、明日出立

守口泊之よし、御普請役兩人江も遣ス

一御用状出ス、巳廿壹番

○漣平江壺封

○おろち江壺封、同人おたの江之文

お喜久令遣ス、短冊二遣ス

ノ

同廿三日 晴

一在宿

一 御勘定原田敬右衛門大坂出立、守口宿

泊之由ニ付作助差遣、昼後ハ罷越ス

一 江戸御用状到来

同廿四日 晴

一朝六ツ半時過出宅、難波御藏為立合

相越ス、出役嶋林梶三郎、加番御合力米

并牢扶持渡旁有之、奉行池田庄太夫・

仮役鈴木兵左衛門・町方与力西田千之助・

内山逸之助罷出ル、八ツ時過退散○心齋橋

すし順慶町経師江立寄短冊調へ

短冊帖二冊申付ル○淡路町式丁目木村

甚兵衛・佐藤祥藏旅宿江立寄申置

○平野町壺丁目新井茂作・桑山右源次・

柳川勇左衛門旅宿江立寄申置、夕七ツ半時

過歸宅

一次之間模様替過半出来

同廿五日 晴雲立有之

一朝六ツ半時谷丁濱ハ乗船、市中川浚

見廻罷越、難波橋上手浚所見廻与力

—— 其外同心共詰合逢、堂嶋川

筋今木津川江出、長堀筋ハ久宝寺橋詰

ニ而上陸、役船者相返し自分者設楽江

罷越逢、当巳御取箇之儀及内談

昼飯被振舞八ツ時過退散、設楽者今日

帰坂御届いたし候ニ付、同道ニ而出宅

追手ニ而相分れ、自分者帰宅

一 坂本ハ文通、船廻しもの之儀申越ス

同廿六日 曇少し小雨

一小堀屋新兵衛代罷越、坂本江之返書

為持遣ス

酒井与四郎領分

播州高砂浦——

小間物屋

義兵衛

病氣代

常三郎

右播州村々御廻米藏元申付ル

一七時半時比内藤茂之助方江罷越、暮

六時半時過帰宅

支配所当已御取箇取締之儀、及内談

同廿七日 時々雨風又晴

一朝六時半時廻船方出役之積之處、風

雨ニ付見合、昼飯後九時過分川内斗

見分之積相越、懸兩人連ル

木津川内 紀州鵜殿

喜十郎船

千八拾石積 万藏乗

右見分、御用達平四郎・改方新左衛門出ル

夕七時半時過帰宅

一朝六時半時比内藤茂之助分文通、昨夜

内談之儀申越、別紙表向文通差越

明廿八日朝重立候手代可差出旨申越、此

返書者孫八郎ニ為認メ、内返書も一同遣シ

且認メ置候文通并最寄支配訳書付、国圖

二冊・撰州圖一冊貸遣ス

一江戸番外御用状到来

自分設楽連名、竹内清二郎外

壱人分御用状壱封

○撰州猪名川流末神崎川取合之

川中修復之儀、同州加葛山村

外三ヶ村分相願候ニ付、水尾筋堀替

御入用之儀、大坂町奉行分御城代江申置候

一件書類一冊・繪圖一枚

右差越見込調之儀申越ス

同廿八日 晴風

一朝六時半時谷丁濱分乗船、廻船見分懸

兩人連ル

安治川口沖 撰州御影

大和屋 嘉左衛門 船徳藏

新造

沖船頭

千四百石ヨ

権次郎乘

右見分極印打渡ス、御用達 久平四郎 改方

昼九ツ時過帰宅

一 今朝林泰藏義、内藤茂之助方江罷越

逢有之、支配所作方之様子郡限

可申聞、且高槻御預所も内々取調可

申聞旨談有之候よし

摂州天王寺村

入牢

文四郎

外九人

四天王寺鎮

宿 預

とみ

右昨夜博奕いたし居候ニ付、石井益太郎

差遣、召捕来、吟味之上書面之通申付ル

一夕刻分内藤茂之助方江罷越逢

作方之儀夫々及示談

同廿九日 半晴

一 早朝設楽江文通、内藤江内話之儀

申遣ス、返書来ル

一 昼前同人罷越逢、昼飯振舞、昼後

帰ル○内藤内話之事、泉州北庄村堤

之事、談遣ス

四天王寺鎮

とみ

右申合分宿預免ス

天王寺村

百姓

入牢

源兵衛

右博奕吟味ニ付書面之通申渡ス

一 設楽者明日堤方廻村之よし過刻

申聞、自分者明朝廻船見分ニ付、出礼

断之儀石川江頼遣ス、返書来ル

十一月朔日 半晴

一朝五ツ時過谷丁濱分乗船、廻船見分

孫八郎者御買上初積立ニ付、代岡田銚助・

森田慎平召連ル、御用達平四郎罷出ル

安治川口沖

自分兵庫老番

摂州御影

直乗

弥太夫船

右見分嘉納屋弥兵衛船之よし、銚助者

兵庫積立与して直ニ元船江乗罷越ス

夕七ツ時比帰宅

一卯木武十郎江文通、求肥饅頭并干物

遣ス、返書移り差越ス

一星野一郎兵衛江文通、手製味噌并干物

遣ス、同断

同二日 曇雨霰降

一内藤茂之助江御さた書貸、小屋場江遣ス

同三日 晴

一御普請役新井茂作・桑山右源次・柳川

勇右衛門江文通、鯛三尾・鯺鮓二重二入遣ス、受取

書差越ス

一同木村甚兵衛・佐藤祥蔵江も前同様

遣ス、留守之よし受取来ル

一設楽分文通、内藤江良左衛門義一昨朔日差出候由

申越、返書遣ス○定良短冊出来差越ス

同四日 晴

一西小弥太稽古済分参逢、居合刀貸遣ス

一池田庄太夫入来逢

一新井茂作外式人昨日之礼ニ来申置

一里村保助罷越逢、泉州北庄村廻し物

持参一覽、直ニ加筆いたし相渡遣ス

一十月廿四日出江戸御用状到来

播州多可郡

的場村

百姓

忠兵衛

代伴

為次

清水村

吉五郎

熊野部村

百姓

李右衛門代兼

俵田村

百姓

利兵衛

右四人合初四百七拾石差出之儀、相願相伺候處

願之通申渡、厚く誉置候様御下知ニ付、右之趣

申渡書、下渡遣ス

一右四人義、奇特之取斗いたし候儀ニ付、李右衛門

外式人義、袴帶釵上訴差免

同五日 昨夜曉迄風雨朝晴又曇晴風

一朝五ツ時前谷丁濱今乗船、懸兩人連ル

廻船見分罷越候處、西風立廻船逃去

沖手波立難罷越候旨、御用達苦屋久兵衛

申聞候ニ付天保山手前今帰帆、九ツ時過帰毛

一宮寺今地役一紙廻ル

御本丸上納金之儀、御定番月番相納、可然旨

米津用人今杉浦江之文通廻し来ル、自分共者

訳違候事ニ候得共、差支も無之事故、只承知付

いたし、設楽之分も同様ニ取斗坂本江廻し遣ス

一右廻便坂本江文通、借置候国圖一卷三本

返ス

摂州兎原郡

深江村

幸八

右之もの儀、魚崎村増次郎与及争論

同人相果候ニ付、為檢使昇三郎差遣、夜中

藤次郎乘

同人罷帰、幸八召捕来ニ付、吟味中入牢

右見分例之通相濟、傳法川ノ逆川

申付ル

堂橋
安治川筋帰帆、夕七ツ時比帰宅

同六日 半晴

同八日 曇

一昼後出宅、設樂江相越○御取箇之儀

一朝土屋江一昨日之返書遣ス

及内談、夕飯被振舞、夕七ツ半時過帰宅

一昼後設樂入来逢、御取ケ之儀内談有之

一土屋ノ文通、酒六樽代金六兩老分

昨七日之落

錢六百元差越ス、留守受取遣候よし

一難波御蔵初納東成郡米六百石ヨ納

同七日 曇

可罷越處、廻船見分ニ付不出、出役宗八郎江
申付、御蔵奉行江断申遣ス、且池田江

一明六ツ時過谷丁濱ノ乗船、廻船見分、孫八郎者

内状遣ス、例之通御蔵奉行并手代江饅頭

東奉行所江呼出有之ニ付、真平斗連ル、御用達

遣ス

勘左衛門出ル

防州上ノ関直乗船頭

安治川沖

徳右衛門船

摂州御影

水主

西田屋弥平次船

孫七

沖船頭

佐助

八二郎

蔵吉

右難船一件口書例之通申付ル

同九日 晴

一朝六ツ半時摂州天王寺村博奕一件口書

申付、直ニ敲御仕置申付ル

一右相濟直ニ出宅、谷丁濱兮乗船、廻船見分

懸兩人連ル、御用達平四郎罷出ル

摂州神戸

安治川沖

右相濟、八ツ時比帰宅

一設楽江文通、当已御取ケ之儀内書遣ス

同十日 半晴

一設楽江文通、同人兮も行違ニ書通有之

内藤江可差出作柄書付廻し来ル、且密柑(密カ)

一籠贈ル、夜ニ入前書之返書差越、右再報

旁右之返書も遣ス

同十一日 半晴

一無記事

同十二日 晴昼後曇

一難波御蔵納ニ付出役、朝六ツ半時過

出宅如左

拾壹番御蔵

廿壹ノ目
五斗貳升八合

摂州兎原郡

納廻し
廿壹ノ四百目
五斗貳升六合

一米三百四拾九石五斗

廿壹ノ八百目
五斗四升壹合

此俵六百九拾九俵

右鈴木兵左衛門手ニ而納相濟、比留間兵三郎

罷出、御城代家来町与力出ル、出役小林宗八郎

九ツ半時比退散○夕七ツ時過内藤茂之助

旅宿江罷越ス、逢、兼而内談有之候支配所

作柄之様子、并永井遠江守御預所同断一冊ツ、

出ス、夕七ツ半時過帰宅

一 早朝設楽江文通、作方書付返し

自分方之分も見合ニ貸遣ス

同十三日 晴

一 里村保助罷越逢、印物渡夕刻又罷越

猪名川一件書物渡遣ス

一 都筑手代大木森蔵川口積立与して

罷越候よし金三郎伺書壺封持參

同十四日 半晴

一 設楽合書通、及返書

一 池田合書通、薩摩芋少々到来、及返書

移り干物遣ス、キコクの実壺ツ贈ル

一 西江出役いたし候石井江益太郎ニ松下

士助合諸筆短冊懷紙等差越ス

一 御取箇仮仕出今日ニ而調皆済

一 江戸江八日限御用状出ス

一 岡田完一郎二條納出役、今夜船ニ而

出立、右便野々口隆正・直兄江色紙

短尺頼遣ス、金百疋・菓子一折ツ、遣ス

同十五日 晴

一朝六ツ半時

御城入、三手出礼、伊賀守殿・越中守殿者

御逢有之、丹後守殿者逢無之、四ツ時過

帰宅

一定例之通濱地冥加銀永并能登守合

引渡有之、与力小川甚五右衛門・同心本間

小馬作罷越逢、并同心生田岩蔵・小野

母衣助・惣年寄中村左源太相越別ニ逢

例之通申渡

御貸附方

町人共

拾壺人

例年之通其方共江濱納屋地代銀

被下候

右相濟、与力同心江逢菓子出ス、鈴木一手代

山下五四郎罷越逢、同様菓子遣ス、七ツ時過

一同帰ル

一坂本鉉之助家作皆出来いたし、今日

引移候ニ付、為歡侍使口上ニ而歡申遣

鰯節十本入壺箱・大手饅頭五十入壺箱

遣ス、右使之もの江祝儀銀錢呉候よし

一山口作助悴友助五日之祝いたし候由ニ而

參ル、土産物等呉、昨日も赤飯等呉候ニ付、金

貳百疋目錄与助江為持遣ス

一江戸御用状来ル

○おるち今文来ル

同十六日 晴

一播州青野原新田小前之もの合願主

喜一郎外壺人江懸、取斗向不審諸勘定

糺出入、村内了徳寺外拾壺ヶ寺取扱

いたし度旨願出ニ付、願主并小前惣代

呼出願之趣承届候間、和談可致旨双方ニ申渡

撰州東成郡

天王寺村

外三ヶ村

同州西成郡

北野村

外三ヶ村

河州守口町

外九ヶ村

右当已（御取箇） 仮免状相渡

同十七日 晴風

一昼前設楽入来、昼飯振舞遣ス、八ツ時比

帰ル○稲川堀割一件内話有之

○御蔵差配人諸入用之儀、談話有之

夫々取斗方談遣ス

一播州美囊郡桃坂村外三ヶ村、当已

仮免状庄屋惣右衛門江渡ス

一 おみちの紙封物一並便ニ而到来

一朝池田庄太夫入来、朝飯振舞遣ス

同十八日 晴烈風

一 明ヶ六時谷丁濱へ乗船、堤方廻村

懸兩人連ル、淀川筋西縁村々堤

御普請丁張をもいたし候積之処、烈風

尔而見分不都合ニ付止メル、三番村黒田

傳右衛門宅江立寄休足、同人逢、昼飯出ス

夫へ乗船、神崎川江廻り稲川落口

町奉行水尾替之場所一通及見、此所ニ而

日暮ル、是へ歩行、船者帰帆差支神崎川ニ

一宿いたし候よし、十三渡船例之道筋

帰歩、夜五ツ時比帰宅

同十九日 晴風

一 撰州武庫・兎原・八部郡播州青野原

新田、当已御取箇仮免状渡ス

一 内藤茂之助江御沙汰書貸遣ス

一 江戸御用状到来

一 野々口隆正江頼遣候色紙短尺出来

完一郎へ差越ス

同廿日 晴夜雨

一 昼後設楽入来、稲川一条及評義

懸兩人江見込之趣申聞、調方申付ル

夕飯振舞六ツ時帰ル

一 水野若狭へ自書差越、住吉紀行

一 冊貸、山寺年賀之短冊一枚差越ス、及返書

同廿一日 晴雲立有之

一 播州多可郡・加古郡村々、当已御取箇

仮免状相渡ス

一 御具足奉行祖父江孫輔儀、近々参府

いたし候よしニ付為暇乞罷越ス、饞別

有馬細工・硯箱一・烟草入一・草履一足

遣ス、不快之よしニ而不逢、悻弟等一々
逢、直ニ帰宅

書類共差立ル

同廿二日 半晴

一完一郎今直兄短冊出来差越ス

一設楽今文通、撰州水場村々悪水路

同廿五日 今暁今雪、終日降、夕今収ル

模様替大坂町奉行伺下り物写書類

七、八寸積ル

御取箇組頭今差越候一件書物老封

一祖父江孫輔参府いたし、明日出立之由

差越、受取遣ス

為暇乞入来申置

一早朝池田庄太夫入来、朝飯振舞遣ス

同廿三日 晴

一昨日御取箇帳差立相済、役所之もの共

一水野江文通、有馬籠一ツ遣し

一同骨折候ニ付、夕刻酒肴申付、一同江

色紙三枚頼遣ス

振舞遣ス、都合拾貳人也

同廿四日 晴

同廿六日 晴

一兵庫表江廻船調方与して宮部

一江戸廿七番御用状到来

孫八郎差遣、今朝出立いたす

○勝田・大草・岩田・森・高木、場所替之よし

一当地廿三番御用状八日限ニ而差立ル

申来ル

○当已御取箇帳三冊、其外定例之

一祖父江孫輔今日出立之旨、石川一紙到来

一木柴屋平右衛門江千種染筆物頼遣ス

同廿七日 晴折々雲立有之

一永井能登守高木作右衛門手代齊藤

五郎名代石井益太郎呼出有之、岡田

銚助差添罷出候處、御目付大塚太郎右衛門

立會、落着申渡候よし

一内藤分使、絵圖類・御沙汰書返ス

同廿八日 晴

一設楽入来逢、昼飯振舞遣ス

一内藤江御さた書貸遣し、小屋場江為持遣ス

同廿九日 晴

一早朝池田庄太夫入来逢、朝飯振舞

同晦日 半晴

一今日二而三十日詰稽古無滞相濟

候二付出席、試合一覽、一同江如左遣ス

野羽織地一反 西小弥太

巾着一扇二本

比留間熊之助
同 邦之助

竹垣龍太郎

比留間鎌輔

近山篤太郎

設楽金市郎

松下歙之助

右皆出席二付遣、一同江小豆粥

振舞遣ス

播州宍粟郡須賀村

山方地役人仁助代兼

杉尾慎一郎

右仁助病氣二付、御暇明跡江悴慎一郎

御抱入被 仰付取来、御給米被下候段

申渡

十二月朔日 曇風

一堤方廻村ニ付出札不致

一朝五半時比出宅、西成郡加葛村堤為

見分罷越、懸兩人召連ル、四ツ半時比右村江

罷越、堤見分之上川向洲到止村・庄本村

役人呼出、稻川筋落口之様子承り、場所も

罷越巨細見分、町奉行ニおゐて川中普請

目論見之様子をも夫々承ル、夕刻迄右場所

見分、暮合帰宅致ス

一当地廿四番御用状出ス、六日限

○石河土佐守殿松平河内守殿江自書

沓封○支配所取扱向之儀ニ付御談之趣申上候書付
○右江添候書状 沓通

是者合封ニいたし、築山江差出方

可頼旨、漣平江為申遣ル

○漣平江沓封

○築山江沓封、姫路下緒沓懸箱入遣ス

○おたの江沓封

同二日 晴風

一金公事日限濟方申渡

一播州宍粟郡下河野村庄屋義藏・

齋木村庄屋次左衛門為物代罷出、当年

違作ニ付、御廻米四分通り黒米敷安石代

被 仰付度旨、歎願書差出ニ付、右兩人呼出

得与及教諭、右願書者下遣ス

同三日 晴

一早朝池田入来逢、朝飯振舞遣ス

一設楽合鯖江川小移一件書物

慎平ニ為持差越ス

同四日 晴風静

一朝明六ツ時過谷丁濱合乗船、廻船見分

懸慎平沓人連ル、御用達平四郎・

改方佶左衛門罷出ル

安治川沖

藝州船

式艘

同州

右両艘見分、夕七ツ半時比帰宅

一 設楽江文通、今日堤方廻村ニ而与八郎江

為持遣ス

一 杉浦今文通、千坐短尺出来来ル

一 尾張屋惣右衛門届

国替

濱奈江

井上河内守

館林江

秋元但馬守

山形江

水野金五郎

同五日 漸雨

一 御用状来ル、江戸巳廿八番

○ 太郎太夫村仁右衛門古金銀取斗方

伺相済来ル

一 漣平今重衡短冊出来到来

同六日 晴

一 夕刻今永井能登守方罷越ス、稲川

水尾立替御普請之儀、及内談

川方与力大須賀元輔呼出示談

いたす、夕七ツ半時過帰宅

○ 松下古助ニ逢、短冊七枚遣ス

一 右稲川一件、自分存寄之趣を以

調直し、設楽今差越候調書并一件

書類共相返し、与八郎江為持遣ス

同六日 晴

一 昼後設楽江罷越○猪名川流末御普請

取調書付之内廉々加除いたし、清書取調方

及示談○廻船御用達江式分通手当渡方之儀

及示談○昼飯被振舞、夕七ツ半時過帰宅

一 増田雄右衛門今日着いたし、泰蔵方江止宿

いたし候よし三而、土産物差越ス、何れ逢候積

一金公事定例済方申渡有之

同八日 晴

一夜ニ入里村保助罷越、猪名川流末

御普請大坂町奉行伺之趣取調候書上絵圖共

一 清書出来持参、尚一覽之上心付候廉々

申遣、組頭の之返書調印いたし渡遣ス

一 孫八郎兵庫の今朝帰ル

○京橋ニ而通候様申間候ニ付、相通候處

今藏熊藏面会、設楽手代小原

喜一郎名前之玉造納御門改之儀ニ付

談有之、右書付相渡し、受取来ル

一 西小弥太寒氣見舞、鷹の為贈ル

一 卯木武十郎其外寒氣見舞入来

同九日 晴今曉九ツ時三分寒ノ入

一 小田手代附増田雄右衛門、泰藏方江逗留

罷在、昼後呼ニ遣し逢、姫路下緒一・烟草入一

遣ス

一 坂本入来逢、昼飯振舞

一 昼後出宅、寒氣見舞如左申置

○水野若狭守

御城内三手・加番四軒・番頭式軒

○永井能登守○内藤茂之助

○星野市郎兵衛○卯木武十郎

右相仕舞、七ツ時比帰宅

同十日 晴

一 昼後出宅、明日石川大和川堤方廻村届

如左出ス

伊賀守殿 鈴木定右衛門

丹後守殿 戸田吾八郎

越中守殿 渡辺金四郎

御目付上の人 取次

右相濟、八ツ時過帰宅

一 融通御貸附御用ニ付、与力小川甚五右衛門・

鈴木町懸多久官藏、八ツ時過の罷越

如左申渡

千草屋

宗十郎

其方儀、先般御貸附御用被 仰付、上銀

致スニ付、受取書相渡

巳十二月

鳴尾屋

善右衛門

外拾人

代之もの共

其方共儀、御益銀上納致ニ付、受取書

相渡

巳十二月

長濱屋

次右衛門代

平兵衛

当巳年分年賦銀上納致ニ付、受取書

相渡

巳十二月

右相濟、甚右衛門者居間江通し、別段逢遣

七ツ半時過帰ル

取締役

嘉納屋弥兵衛

右之もの義、去月中御備船登船有之候處

不相当之取斗いたし候ニ付、及察当候處

苦屋久兵衛侘ニ相越候得共難及沙汰、然ル處

明日出立ニ付、一ト先帰村申付ル

一寒氣見舞、星野市郎兵衛其外相越ス

一二条出役岡田完一郎儀、納方之儀ニ付品々

差繼候筋有之立帰之積、昨夜相越、始末

承り、心得方申論遣ス、明夕出立之積

同十一日 時々雪昼後風

一朝六ツ時出立、懸向人召連、堤方廻村

例之通平野郷筋罷越、如左葛井寺村

葛井寺門前茶店ニ而弁当、八ツ時比

喜志村江着

河州石川字出之下

一堤惣長五拾五間片杵

喜志村

字ダリ

一堤欠所長拾貳間

同村

是者出来方不宜候所有之、手直し申付ル

同川字中寫

一堤惣長八拾五間片杵

中野村

同所

一堤欠所長八間同断

同村

右切所跡御普請出来栄見分、村役人者

見分濟申渡

同川碓井村領

河州志紀郡

一用水樋壺ヶ所

山上村

外七ヶ村立合

同川字戸崎

河州安宿郡

一悪水樋同断

片山村

大和川通安堂寺村領

同州大縣郡

一用水樋同断

安堂村

外壺ヶ村立合

右見分、いづれも可成保方可相成候ニ付

理解之上御普請差延ル○夕七ツ半時

過柏原村青地組会所江着泊

同十二日 晴風昼後漸雪

一朝五ツ時比出立

大和川通柏原村領

一用水坎樋

青地組

右見分、大破ニ付伏替之積申渡

同川通川際

一根杭

沼村

右見分、目論見致ス

同川通

一用水坎樋

城連寺村

外壺ヶ村

右見分、大破ニ付伏替之積申渡

○寸志村役人宅ニ而弁当、八ツ半時比

帰宅

同十三日 晴天氣清

一役所其外不残煤拂致スニ付、役所休日

一寒氣見舞、來客有之

同十四日 朝晴曇風

一朝五ツ時出宅、難波御藏為立會罷越

比留間兵三郎・鈴木兵左衛門罷出ル、諸向

渡米口々有之、与力内山逸之助面会

八ツ時過退散○兩本願寺江寒氣

見舞申置、七ツ時比帰宅

一内藤茂之助・星野一郎兵衛・卯木

武十郎江文通、引延饅飴煮鮒一重ツ、

遣ス、返書移到來

一西与力成瀬九郎右衛門・服部勇五郎江平市

一条彼是世話ニ相成候挨拶申遣、九郎右衛門江

金千疋外ニ半堤、勇五郎江金五百疋

外ニ一厘泰藏ニ為持遣ス、表向贈物者設楽
連名、外者一名ニ而遣ス

同十五日 晴

一朝六ツ半時

御城入、三手共御逢有之、四ツ時過

帰宅

一御備船取締役嘉納屋弥兵衛義

心得違之取斗いたし候ニ付、及沙汰候義

昨日当人并大和屋万二郎詫ニ出坂

いたし、御用達共一同相詫ニ付、心得方

得与申論、今般之義者勘弁を以差免

一同帰村申付ル

一水野若狭守・永井能登守ハ文通

安治川浚、今日限ニ而為差止候旨申越

及返書

一奈良奉行池田播磨守ハ文通、今般

被為 召、五、六日之支度道中不及

差急旨之御奉書到来、来ル十六日

出立いたし候旨為知来ル、今日及返書

一今日劔術稽古納ニ付、一寸出席いたす

靈劔傳授 近山篤太郎

硯石老ツ 竹垣龍太郎

一染革一 比留間熊之助

扇二 同 鎌輔

右三人者老ケ年都而皆出席ニ付

為褒美銘々江遣ス

八部郡二ツ茶屋村

津屋

所右衛門

右所持船石徳丸半十郎乗之儀ニ付

心得違之取斗いたし候ニ付、及理解

候處屈伏いたし候ニ付、帰村申付ル

同十六日 晴漸風

一明六ツ時過谷町濱合乗船、廻船見分相越

孫八郎者御買上米積立有之 出役為致候

尔付、真平老人連ル、御用達苦屋久兵衛

〔改方〕大坂屋新左衛門罷出ル

安治川口沖

藝州木谷

元屋万助船

沖船頭

千四百五拾石ヨ積 百松乗

筑前残寫

加一郎船

沖船頭

千六百六拾石ヨ積 惣助

右見分相濟極印打渡、外ニ御備船

壺艘極印打渡有之見分、鑑札渡ス

尻無川筋合帰帆○甲斐庄喜右衛門江

寒氣見舞申置、七ツ半時比帰宅

一杉浦江文通、醬油一樽為持遣ス、大二郎合

返書差越ス

一兵庫表江廻船数艘入津いたし候ニ付

今夜船ニ而孫八郎差遣ス

○漣平・宗蔵江自書・酒壺樽遣ス

○漣平其外之もの共加繪書付

遣ス

同十七日 晴

一昨日帰帆懸少々風邪ニ而今朝者

熱氣有之、悪寒頭痛いたし候ニ付引込居

安田春庵呼ニ遣し、診察薬申受ル

昨十六日之落

一友山勝ニ罷越申置候よし

一成瀬九郎右衛門贈物之礼ニ来、通し逢

同十八日 晴

一今日も引込居、服薬

一朝内藤茂之助入来、通平臥中途

一江戸表江御用状出ス

○おたの・おち江老封ツ、お喜久文

歳暮等遣ス

同十九日 雨

一自分風邪快方ニ付、床者上引込居

服薬

一池田庄太夫之使、葱到来、及返書

高野豆ふ遣ス

一杉浦之文通、酒断差越ス

一藤方彦市郎手代中川戸三郎

入来、彦市郎之口上ニ而やかけ土産ニ

到来

同廿日 曇風

一自分風邪逐々快氣起居

一水野江文通、寒氣見舞煮鮎一折

短冊七拾枚秤板とも遣ス、移り品々到来

一同人今寒中見舞、素麵尅折・

鱈到来、及返書、頼候色紙并潤八郎今之
短冊到来

一廻船御用達苦屋久兵衛・網屋勘左衛門

呼出し、式分通之内御用達届付之

船々江懸候分者丑年有舟之分并巳年舟共
渡方いたし可遣旨申達、心得方申聞遣ス

同廿一日 晴雲立有之

一明六ツ時少し過出立、兵庫表廻船

見分相越、森田慎平者御買上米

積立も有之候ニ付相残し、兵庫積立兼

山口作助召連ル、侍次平太・力・中間

三人駕籠○西宮本陣弁当、此時

九ツ時比也、町濱役人共罷出逢遣ス○住吉

小休、年寄吉右衛門逢○兵庫津江

夕七ツ半時過着、本陣泊、御用達平四郎

取締役万二郎逢、網屋新九郎

其外惣代共一同逢○廻船方御用状差立

候ニ付、宅状尅封孫八郎江渡し差立ル

同廿二日 朝晴午比今曇

一朝六ツ半時過本陣出立、廻船見分

孫八郎召連ル、次平太者留守居ニ差置

御用達平四郎・改方新左衛門・万二郎・

弥兵衛罷出ル、兵庫神戸両湊ニ而

見分、神戸ニ而船中弁当

御備船 廿五艘^六

大坂廻船 五艘

御備船賣荷積

廿三艘^{拾六}

右賣荷積者逐而御廻米積受候積

為手操見分いたし置

右相濟、兵庫積御廻米船方受取渡

斗立、途中ニ而及見、暮合本陣江

帰ル

一二ツ茶屋村八郎右衛門罷越逢

一大坂屋新左衛門罷越逢

同廿三日 昨夜風雨、朝折々雨、昼後

晴折々風

一今朝取締役兩人帰村逢

一今日者船々末極終日逗留

一今夕御備船登船有之候よし

一玉椿調へ江戸行封物等いたす

一鳥井甲斐義、去月十七日当所昼休ニ

相成、本陣宿いたし候よし

同廿四日 半晴折々雪霰

一昼飯後兵庫神戸沖ニ而廻船見分

御用達平四郎・改方新左衛門・弥兵衛

罷出ル、孫八郎召連ル

御備船 九艘

大坂廻船

外船 式艘

右見分相濟、暮六ツ時過本陣江帰ル

一山口作助罷越、船便江戸届物渡遣ス

○おみち江壺封、玉椿三折入

右紙封ニいたし遣ス

同廿五日 晴昼後曇

一朝六ツ半時比兵庫出立、同沖ニ而廻船

見分、極印打替等いたし、二ツ茶屋村江

上陸、同村濱車屋清右衛門宅ニ而小休、濱先ハ

渡海船ニ乗替ル、此時四ツ時比也、海上

風順吹よく八ツ時比天保山下ニ到ル、安治川

番所下手ハ上陸歩行、七ツ半時比帰宅

荷物者治平太相残し、跡ハ夕刻帰ル

一納御用状出ス

○おたの江壺封與之文

○遠藤・酒井江之寒氣見舞ニ封

ノ

同廿六日 曇夜雨

一 昼前

御城入、昨廿五日帰坂届

○御城代 波多与太夫

○京橋 川上猛二郎

○玉造 渡辺金四郎

○御目付兩人取次

右相濟、帰り懸京橋用人三軒寒氣

見舞答礼申置、帰宅

一 廻船御用達共一同呼出、当已運賃申渡

一 永井能登守江文通、寒氣見舞

玉椿并茶二重折遣ス、受取来ル

一 設楽江文通、甘酒大黒煎餅遣ス

返事来ル

一 比留間江文通、同断玉子五十入沓箱

遣ス、右同断

一 池田文通、甘酒遣ス、返事来ル

一 小林宗四郎手当席順申渡

同廿七日 晴

一 甲斐庄喜右衛門江文通、寒氣見舞

葛沓箱遣ス、受取来ル

一 設楽分文通、成瀬外沓人江遣し物

割合金三分三朱差越ス、及返書

一 兔原郡石屋村喜兵衛・支配人

伊兵衛、百日手鎖限日ニ付差免ス

一 宮寺江文通、寒氣見舞返礼

肴遣ス、受取来ル

一 杉浦江文通、平市證文沓通相返ス

返書来ル

一 土屋江文通、酒代申遣、受取来ル

同廿八日 晴

一 朝役所一統礼受ル、且歳暮祝儀

其外左之通遣ス

羽織

金千疋

宮部潤八郎

歳暮金三百疋

帰宅

一 甲斐庄々過日之返書并白砂糖一折到来

右同断

林 泰蔵

同廿九日 晴

別段金千疋

一 在宅

歳暮金貳百疋

嶋林与八郎

一 潤八郎・泰蔵罷出、兩人々白縮緬壹疋

金貳百疋

外拾貳人

呉ル

右銘々江遣ス

一 設楽々文通、小菊拾帖・子供江手遊到来

一 五ッ半時比

御城入、三手・番頭・加番不残歳暮

夕刻返書兼使遣し、養老酒一瓶・子供江手遊等遣ス、再答差越ス

祝儀申置○水野若狭守通用人ニ逢

一 山口作助・石井益太郎公事方懸出精

申置○永井能登守玄関ニ而申置

相勤候ニ付、作助江金五百疋、益太郎江

四ッ半時過帰宅

金三百疋遣ス

一 土屋々文通、酒代拾貳両壹分式朱銭廿文

一 太田権進儀、是迄給扶持之外、金

一 差越、及返書

式両并三合扶持三人扶持、勝手ニ而

一 杉浦々文通、平市書付三通・仮證文

渡方いたし遣候處、逐々精勤いたす

一 老通返ス、留守中不及返書

尔付、右三合扶持之分本扶持ニ相直し

一 昼後龍太郎同道、市中見物ニ参り、暮合

来午正月々は迄之通勝手ニ而渡方

いたし遣候積申渡、左之書付遣ス

〔手当〕 手当老人扶持 太田権進

一金井伊太夫之寒氣見舞、書状壺封

近山今到来

廿

從弘化二乙巳年秋

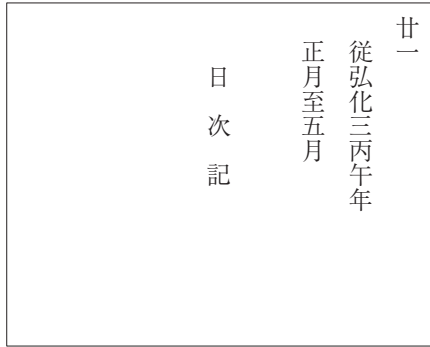
七月至冬十二月

廿一

從弘化三丙午年

正月至五月

日記



正月元日 快晴

一 明六ツ時過正服着替

關東遙拝致ス

一 役所之もの共一同礼受ル

一 六ツ半時比

御城入、例之通地役一統参会、五ツ時過

伊賀守殿御逢有之、丹後守殿・越中守殿

同様御逢有之、番頭式軒・加番四軒

御目付式軒年礼申置、四ツ時過

御城出、其余如左年礼相廻ル

○設樂八三郎 ○河久保丈助御普請役
西人

○坂本鉉之助通妻ニ逢、新宅歓をも申述ル

○西山喜六郎 ○西井源次郎不快ニ付引込
居候間、見舞をも
申置

○池田庄太夫 ○近山藤四郎

○花井惣九郎 ○鈴木兵左衛門

○伏屋兵左衛門 ○安食善之丞

○比留間兵三郎 ○永井能登守

○内藤茂之助 ○星野一郎兵衛

○今倉熊藏 ○卯木武十郎御普請役
五人

○今倉熊藏 ○水野若狭守

右相仕舞、九ツ時比帰宅

一 家族一同年賀、嘉例之通相済

一 長屋之もの共妻一同年礼ニ出ル

一 坂本鉉之助年礼入来通候よし

一年賀来人九拾四人

同二日 雪昼後収

一今日建國寺拝礼之處、設樂今天氣合

尔付問合有之、石川江承合候處、今日者

相延明日罷出候旨申越ニ付、旁自分共も

明日之積、設樂江及挨拶

一年賀來人廿人

同三日 朝霧深し昼後曇半晴

一朝六ツ半時過設樂罷越、暫く及談話

五ツ時比夕同伴、出宅如左

○杉浦重郎兵衛○宮寺五平次

右年礼申置

天満

御宮拝礼、例之通金百疋献備相濟

建國寺江立寄、石川・寫田參り居逢

院主老僧七十四ニ成候よし、及談話無程

坂本罷越逢、庭上一覽、茶室をも

一見、織田有樂齋建候旧室者去ル酉年

大塩平八郎乱妨之節消失いたし

右旧室の写之よし、好事成もの也

院主書齋等一覽、又松平下総守江松平

陸奥守正宗の書翰織田有樂之

文等什物のよし、老僧出し見セル

設樂・坂本同伴退散○専念寺

御靈屋拝礼、金貳朱献備相濟

坐敷江通院主ニ逢、茶菓子等振舞

茶室を見ル、是者さつとしたるもの也

坂本二者別れ、設樂同伴、年礼如左

○内山彦次郎 ○朝岡助之丞

○吉田覚之丞 ○磯矢頼母

○松井与五左衛門 ○浅羽太膳

右頼与力 留守ニ付不參

○田坂源左衛門 ○近藤左衛門

○荻野勘左衛門 ○中嶋豹三郎

○工藤左之助

右川方

○松井金次郎

○小川甚五右衛門

○大森信之助

右融通方

○成瀬九郎左衛門旧冬之挨拶
申置

○尼崎又右衛門
参り懸返礼申置

右相濟、尼崎蔵屋敷申置、紀州殿

蔵屋敷同様申置、谷町ニ而設楽ニ別れ

九ツ時比帰宅

○池田庄太夫年礼入来逢

一年賀来人廿四人

一明日天王寺拝礼之儀、小池圓松宅江

健太遣し為承ル、差支無之よし申越ス

同四日 曇四ツ時比夕雨夕晴

一朝五ツ時比出宅

○石川良左衛門

○山村与助

○島田鉄太郎

○土屋四郎二郎

○戸田吾八郎

○川上猛次郎

右年礼申置、設楽江誘引同道

○天王寺

御靈屋拝礼、献備金五拾疋右相濟

休息いたし、小池圓秀ニ逢○坂本江

立寄、池田参り合面会いたす、坂本

新宅ニ成初而ニ付、家廻与して同人ニ

白木綿壹反、短冊懸江詠草短冊相添

遣し、妻江奉書袖一反、染料金貳百疋

相添遣ス、昼飯并夕蕎麦被振舞、暮

六ツ半時過帰宅

同五日 半晴

一旧冬出江戸御用状到来

○正一郎書状来ル

一撰州東・西成、河州茨田郡村々役人共

年礼ニ出、一同逢遣ス

一七ツ時過夕設楽江参ル、坂本参り居

酒食被振舞閑話、夜八ッ時比一同

退散帰宅

一年賀来人有之

同六日 晴

一明六ッ半時比谷丁濱分乗船、廻船見分

初出懸兩人連ル

安治川沖

○御備船壹艘見分

同川内

初而

藝州大嶋浦

五百石ヨ積

神通丸直乘佐吉

初而

防州大嶋郡秋村

三百八拾石ヨ積

神力丸直乘七郎右衛門

右見分、御用達久兵衛・改方吉左衛門

八ッ時過川口迄帰帆上陸、年賀如左

○甲斐庄喜右衛門

○友山勝次

○両本願寺

○酒井圓五郎

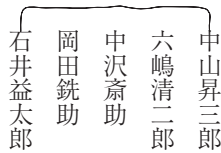
右相廻り、夕七ッ半時過帰宅

一年賀、両町奉行・内藤茂之助其外来ル

同七日 半晴

一設楽江文通、廻船方廻し物遣ス、返書来ル

老人扶持ツ、増



長屋持格

森田舜助

手当遣し
役所詰し

森田善作

右申渡

一当地初番御用状八日限出ス

○池田久須美順三郎江之壹封、同人江

遣ス

一廻船御用達・同改方五人、年賀礼受ル

一御用始ニ付、役所一統江酒飯振舞

吉田源三郎、七合入益ニ而忒盃吞候ニ付

金貳百疋遣ス

一 武庫郡村々役人年礼ニ出、礼受ル

同八日 晴節分

一朝六ツ半時出宅、谷丁濱へ乗船、廻船

見分懸慎平召連ル

安治川沖

播州神戸

千三百石ヨ積

直乗龜兵衛船

同川内

防州秋村

三百五拾石ヨ積

直乗榮太船

右相濟、八ツ半時比帰宅

一 坂本・杉浦江文通、正一郎書状届遣ス

返書来ル

一 伊賀守殿御鷹之鷹拜領被致候旨

御定番廻状写、設楽へ来ル

同九日 晴

一朝六ツ半時過谷丁濱へ乗船、懸真平

召連、廻船見分、御用達平四郎出ル

安治川沖

御備船次作

千五百石ヨ積

御影

直乗安太郎船

右見分相濟○今夜船ニ而孫八郎儀、兵庫表江

差遣候二付、御買上糶積立先江真平為代合、川口へ

上陸為致、平四郎江御用達之内耆人可罷越旨

申渡遣ス○樋屋市二郎宅江立寄服沙

麻ニ着替いたし京橋口へ

御城入松平伊賀守殿江罷越御鷹之

〔^御〕拜領之歛申置、夕七ツ時過帰宅

一 中沢齋助今夜船ニ而二条納出役

いたすニ付逢○京都婦人之哥五人分渡遣ス

一 内藤茂之助へ文通、及返書、御沙汰書并

撰津名所圖繪貸遣ス

一 孫八郎明暁出立ニ為致ル

同十日 昨夜へ雨

一 在宿

一 雨天ニ付孫八郎今朝陸路出立

兵庫江遣ス

一 坂本江文通、珍書相返し詩箋

短冊頼遣ス、返書来ル

一 御城代分廻状、江府三日之御規式

如恒例無御滞被為濟候旨、申来ル

設楽江写遣し、廻状者御藏奉行

比留間江廻達いたす

同十一日 晴

一朝五ツ時過出宅、御城代用人四軒年賀返礼申置

御城入三手・御目付江江府三ヶ日御規式

濟、其段申置、設楽ニ逢同道、年賀

答礼如左申置○山本善之助○弓削卯八郎

○大須賀元輔○八田伴右衛門○吉田百輔

○片岡駒左衛門 右相濟、九ツ時比掃宅

一 撰州兎原郡・播州郡々村役人共年礼ニ出

逢遣ス

一 東海道舞坂宿那須田又七江詠草哥

頼為遣、今日差立ル

同十二日 半晴

一 在宿

一

同十三日 晴

一 設楽分文通、不快ニ而今日欠席之事、申来ル

一 立會御貸附御用始ニ付、如左罷越

西組与力

松井金次郎

小川甚五右衛門

同心

本間小馬作

鈴木丁懸

田川熊次郎

山下吾四郎

御貸附町人共代

拾壹人

右罷越一同逢、与力其外者酒飯并菓子、町人共者酒斗
振舞、九ツ半時比参り、夕七ツ時過一同退散

一池田庄太夫入来逢

一設楽江文通、焼物其外料理之品遣ス

返書来ル

同十四日 曇

一設楽江文通、不快ニ付明日出札断申来ル

花到来、及返書

一廻船見分申出、即刻支度いたし谷丁

濱合乗船、真平壹人連ル、御用達平四郎

改方吉左衛門

木津川内

江戸深川源八船

巳年造

九百拾石ヲ積

庄左衛門乗

右見分極印打渡ス、夜六ツ半時比帰宅

一廻船方御用状出ス

○去巳十二月ニ限届期同役御届等遣ス

一西井江文通、不快見舞菓子・なまもの遣ス
返書来ル

一池田江文通、柿遣ス、留守受取

一直養江直ニ哥頼遣ス、留守之よし

一水野・永井連名文通、来ル十七日東

横堀川上之口・西横堀川上之口

并上丁場安治川海口浚為取懸候旨

申越、及返書

同十五日 晴

一朝六ツ半時出宅、石川江立寄并通同伴

島田一同同歩ニ而

御城入、三手共御逢有之、出札例之通

四ツ時比帰宅

一鉄山役小針忠太左衛門年礼ニ出、礼受ル

一 釵術居合稽古初有之、西小弥太

其外一同出席、相濟雜煮并ワさと

酒出し、昼前一同退散

一 坂本今文通、下総守家来江之沓書差越

及返書

一 設楽今文通、来ル十八日堺同歩之儀申来ル

及返書

同十六日 晴

一 伊州五郎江權進今書通、染筆もの頼

遣し、三羽織木綿一反・玉椿二重折沓ッ

為遣候、明日差立候積

一 河州今津弥十郎江大綱染筆もの為

頼遣候、葛沓箱贈ル

一 下総守藩西山源二郎江坂かぢや之

沓封添、短冊為持遣ス、受取候旨申越ス

一 瓦屋藤左衛門江治平太遣ス、年礼并

不快見舞申遣ス

同十七日 晴

一 六日限御用状出ス

○ 久須美六郎左衛門殿江沓封

順三郎父子 豊田 書状入

○ 連平宛ニ而沓封

○ 堀伊賀○中野

○ 遠藤酒井両封

×

一 西山源二郎今短冊出来来ル、受取遣ス

一 坂本今文通、久須美順三郎父子宛書状

差越、及返書

一 設楽今文通、明日堺行之義申来ル

明後十九日之積申遣ス

同十八日 晴

一 御用日ニ付日限濟方申渡

一 西成郡橋寺村惣助今二番村治左衛門江

懸候金公事、一通吟味致ス

一 下総守家来西山源二郎江初而文通、同藩

のもの哥頼遣し、茶箱一相贈ル

留守之よし

同十九日 朝晴昼後曇

一朝六ツ半時過出宅、堺奉行江為年賀

參ル、駕籠侍兩人長柄なし、谷丁

筋分設樂同伴、四ツ半時過堺紀国や

与助方江着、弁当後着替いたし

柴田江罷越日向守逢、酒出暫く

物語いたし、八ツ時過退散○帰途

設樂同伴、住吉明神江參詣

天王寺村ニ而日暮、六ツ半時比帰宅

同廿日 半晴

一 西山源二郎分過日之返書差越、同庵

翁満之哥染筆出来、不残差越

及返書

一 永井能登守分文通、設樂連名

水野若狭守甥、西丸御小納戸

黒川豊後守三男巳之助、当月八日

死去、今廿日一日遠慮之旨、為知来ル

及返書

同廿一日 半晴

一朝六ツ半時谷丁濱分乗船、市中

川浚見廻、初出安治川口式番浚所

見廻、東西同心共話居逢、夫より

廻船見分、乗船乗替ル○御用達雇

他国船式艘松平阿波守地船代船

三艘之内壹艘船（船カ）怛不良刻ル、御用達

久兵衛・改方吉左衛門罷出ル、八ツ半時過

帰宅

一 内藤茂之助江文通、手製牡丹餅

并油揚もの遣ス、御沙汰書貸遣ス

返書来ル

一 星野一郎兵衛・卯木武十郎江文通

前同様之品遣ス、返書来ル

一夜ニ入設楽江文通、御城代当月

十五、六日之出火ニ而江戸屋敷類焼ニ付

明日為見舞一同参候旨、石川之

廻状写差越ス

同廿二日 朝半晴時々風雪

一朝五ツ時比之出宅、堤方廻村懸兩人

召連、谷町濱之乗船

○淀川通三大道村・守口同町庄屋
六兵衛宅
弁当

土居・上辻

右丁張致ス、夕七ツ半時過帰宅

同廿三日 晴

一朝六ツ半時谷丁濱之乗船、廻船見分孫八郎

老人連ル、御用達勘左衛門・改方善左衛門

安治川沖市中船老艘見分、昼

九ツ時過高麗橋迄帰帆、是之上陸

○永井能登守江罷越逢一条、廿七日之處

廿九日ニ相成候旨、其余品々内談有之

石川某之願書貸遣ス○

御城入、松平伊賀守殿当月十五日

江戸屋敷類焼ニ付、見舞玄関ニ而

申置、八ツ半時比帰宅

一 設楽江文通、明日可参旨申遣置、返書

来ル

同廿四日 半晴

一 四ツ時過之設楽江参ル、明日水野江参候義

其余及内談、昼飯差出八ツ時過帰宅

同廿五日 半晴

一 昼後之設楽罷越、内談之上水野江

罷越一条、廿九日も延引、来月二日ニ

成候よし、其余云々内談之趣申聞ル

五ッ時比帰ル

廿四日之落

一六日限便御用状出ス

○河嶋才右衛門江御役替歎状

○松村忠四郎・矢部木弥一右衛門江

御勘定ニ成候歎状・帯地沓ツツ、遣ス

○木原又左衛門江返書沓封

同廿六日 半晴雪

一設楽文通往復

一永井能登守ハ文通、石川某之願書写

返ス、及返書

同廿七日 半晴

一朝設楽人来逢、昼前水野江罷越

又帰ニ立寄逢、昼飯振舞ハッ時比帰ル

一八軒屋紀州殿蔵屋敷江罷越、当春

江戸留守宅江御使者、去秋鶴樹院殿

遺骸支配所通行之為御會訣紗綾

式卷被下候御礼申置帰宅

一江戸江六日限御用便差出ス

○黒田傳右衛門外式人御称誉之儀

願書書状添、御取ケ組頭江之沓封

○金井伊太夫江年始返書

一七ッ半時過ハ坂本人来逢、夜四ッ時過

帰ル

一伴信友之哥出来差越ス

同廿八日 快晴夕刻ハ雨

一設楽ハ文通、及返書處潤八郎遣候ニ付

不差遣候

一八ッ時過水野若狭守・永井能登守ハ

文通、相達義有之候間、明廿九日四ッ半時

若狭守役所江可罷越、病氣差合等ニ候ハ、

名代可差出旨申越、及返書

此義、明日天王寺村一件落着申渡

二付、自分江奉行衆之御印状可渡候

取斗与相聞、然ル上者右御印状、両町奉行分

取次相渡候迄之義ニ候得者、手代呼出

相渡候歟、文通相添差越候とも可然

哉与申諭候儀ニ候ハハ、猶更之儀殊ニ

相達義等之文段都而之文格、且名代

等之申分、悉く相当不致取斗与

相見候得共、右等之引合致候も不隠

都而当地之引合者右ニ限り候事ニも無之旨

只承知之旨一通ニ受候文段ニ而及返書

一前兩人分格通之文通ニ而杉浦又三郎江

申渡義有之候間、明廿九日四ツ時差添人

一同若狭守御役所江可差出旨申来

承知之旨及返書

一右ニ付、夕刻分設楽江潤八郎差遣

文通本紙為見、其余取調置候書類共遣ス

夜ニ入歸ル

一坂本江文通、明日之事申遣、返書差越ス

一伴信友江受取之旨為申遣ル

同廿九日 晴

一早朝土屋江文通、返書来ル

一設楽江到来之蕎麦一組遣ス

一四ツ時比分杉浦又三郎江山口瀬左衛門

差添、水野若狭守方江差出ス

一五ツ半時比分設楽入来、暫く談話

九ツ時比分若狭守方江相越、九ツ半時

比又々罷越、御勘定奉行衆物連名之

御印状巻封、若狭守相渡候よし受取来

候旨ニ而相達、受取拜見いたし候處、自分義

手附森誠一江申付方并役所取締筋

不念ニ付、差扣被

仰付候段、戸山城守殿被仰渡候旨、御頭衆

御印状を以被仰渡候義ニ而、奉恐入候義ニ付

正服ニ相改、右之趣設楽江及吹聴、潤八郎・

茂久左衛門呼出、表ニ而申達、諸向御届其外

取調方申付ル

一右ニ付御役宅門限、其外取締筋巖敷

申付ル

一八ッ時過杉浦又三郎若狭守へ方引取

一支配所撰州天王寺村之もの共、不筋之

願相企、同村庄屋五郎兵衛方打毀候一件

水野若狭守方ニ而落着申渡候趣、如左

撰州東成郡

天王寺村

百姓

存命ニ候ハ、死罪 病死 藤左衛門

宮町

百姓

忠右衛門

北竹屋町

同

孫四郎

竹屋町

同

藤兵衛

土塔町

同

弥左衛門

同町

同

新兵衛

南竹屋町

同

久左衛門

油屋町

同

和助

小川町

同

久兵衛

重追放

御構場所

武蔵 相模 上野 下野

安房 上総 下総 常陸

山城 撰津^{生國} 和泉 紀伊

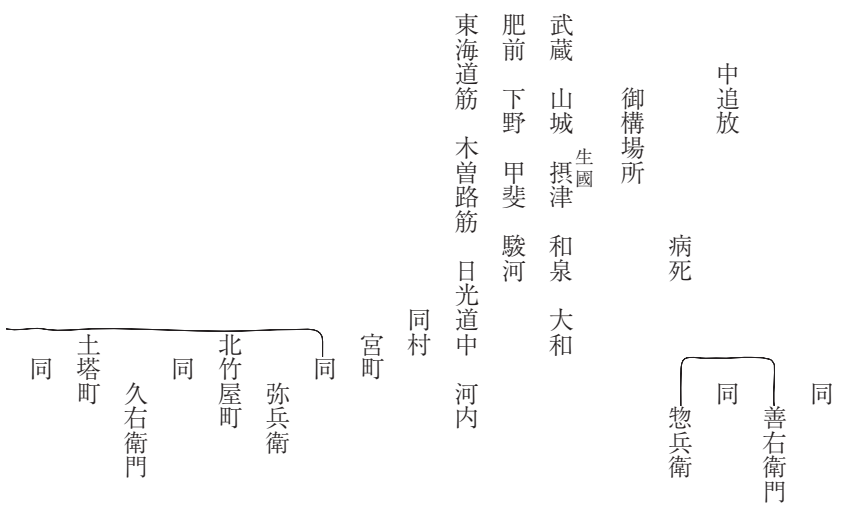
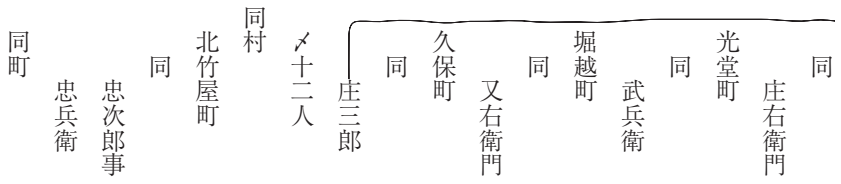
大和 肥前 甲斐 駿河

東海道筋 木曾路筋

河内

同町

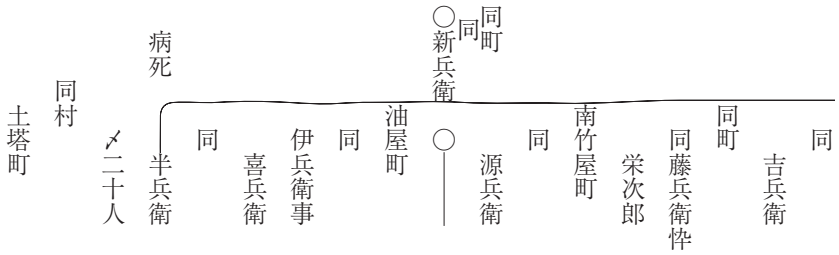
重追放



堀越町 三郎兵衛
同 伊兵衛事
同町 勘兵衛
同 清兵衛
同町 又兵衛
同 佐兵衛
同町 藤兵衛
同町

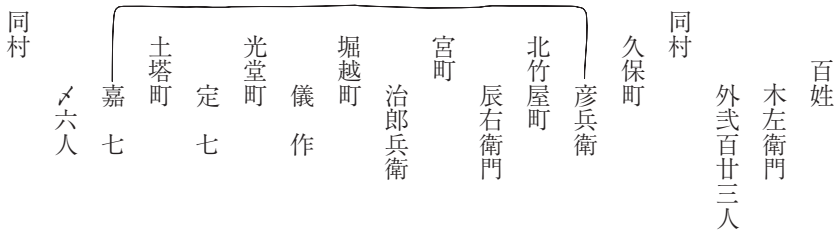
手鎖

同 九右衛門
久保町
同 与兵衛
同町
同 作右衛門
同町
同 長兵衛
同町
同 藤兵衛
同町
同 六兵衛
同町



手鎖

村高二應し過料
錢百拾四貫文



過料五貫文

過料五貫文

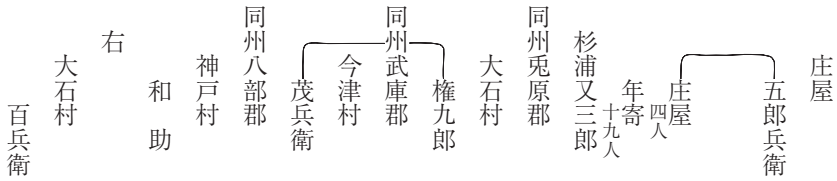
大坂三郷拂

居村構

急度叱

急度叱

過料三貫文ツ、



急度叱
同村
甚右衛門

急度叱
大石村
今津村

急度叱
庄屋
年寄
老
人

叱
中追放
病死
森
誠一
三人

都合人数三百式人
内四人病死

外
差添人五人

右之趣又三郎差添瀬左衛門罷歸申聞、村方々も
夫々届出ル

一御城代其外届書并諸向為知書類

一清書いたし、設楽江相渡、八ツ半時比退散

直二

御城入いたし差出候積

一差扣中取斗場者江戸年番引受、齊藤嘉兵衛

名前を以相伺候積、伺中者右伺書之趣を以

取斗置候旨、設楽今若狭守并御城代

用人江申談置候様、設楽江申談

一 門番之儀、中間藤吉を供番人申付、侍

一人宛半日代ニ詰切申付ル

一 火之見之儀、長屋内者長屋持、隔番役所者

役所詰隔番ニ見廻り、奥并勝手者権進

毎夜廻り候積申付ル、其外取締筋夫々

取極申付ル

同晦日

一夜ニ入田川熊二郎・中沢良左衛門内々罷越

逢遣ス

一 都筑金三郎今書状廿七日附昨日到来、昨夜附ニ而

今日及返書〇去ル廿六日京地

御違例之さた内々申越ス

一 設楽江為挨拶潤八郎遣ス、又及文通、返書来ル

二月朔日

一 江戸表江御用状出ス、一昨日・昨日飛脚休日

ニ而、無據今日ニいたし、仕立便五日限江差込

差立ル

〇奉行衆四人宛印状壹封正月廿九日附

同日到来之御印状可受ル

〇差扣中取斗伺其外書類遣ス

〇おたの江壹封、勝安兵衛江壹封

メ

一夜中設楽人来逢、五ツ時過帰ル

同二日

一 木茶屋平右衛門今兩人江書状、京地

御違例之事、云々申来ル

一 右ニ付此書状差遣設楽江文通、夜分返書差越ス

同三日 昼前晴曇

一 江戸御用状到来

○久須美六郎左衛門殿壹封、杉浦江之壹封

○築山分 外届状七封 壹封

○石川良左衛門江忠四郎分之壹封

○忠四郎分 壹封

○三岡兵助 壹封

×

一設楽幸便有之、築山分之壹封外届状

一六封寛一郎江渡遣ス

一夜分石川江松村忠四郎届状為持遣ス

一夜分設楽入来逢○長屋向簾之儀

一水野分噂有之候よし申聞、夫々及談判

○京地御凶事懸之儀、内話有之

同四日 雨

一朝潤八郎・高橋真兵衛江罷越、簾之儀及

内談、其段設楽江も罷越申聞候よし、申聞ル

一夜ニ入設楽分文通、今日水野江罷越逢

簾之事申談候趣申越ス、及返書

五日分

一杉浦大二郎分文通、手製之すし到来

及返書

同五日 晴

一朝潤八郎・真兵衛方江罷越よし

一夜ニ入坂本入来、菓子到来、順三郎分之壹封

届方頼受取、五ッ半時過帰ル

一江戸十日限便到来、おろち分之届物受取

同六日 曇余寒有之

一高橋真兵衛分潤八郎呼ニ差越、瀬左衛門遣候處

窓簾之儀不斗心付候ま、設楽江申聞候義ニ而

素分急度談候事ニも無之上者、問合等無之積ニ

相心得候よし、若狭守申聞候旨、真兵衛分

申談候趣、不取留談也

一夜ニ入杉浦大二郎江龍太郎名前ニ而書通

久須美先生之沓封相届、美濃部鉄之助江

龍太郎名前ニ而過日之返書、酒切手二枚封入

届方頼遣ス

同七日 晴

一朝設楽江山口瀬左衛門差遣、窓簾

之儀ニ付、隣家分真兵衛を以申聞候趣

申遣、自書をも遣候處、御城代分呼出

有之、出懸之よしニ而昼後返書差越

一昼後設楽役所より使を以申越候者、今朝

八三郎御城代より呼出有之、即刻罷出候處

左之書取并停止觸之儀、書取被相渡候よしニ而

写差越、如左

主上去月下旬分

御不豫之處

御勝不被遊、段々御差重御養生

不被為叶、昨六日寅ノ刻被遊

崩御候段、酒井若狭守分申越候、依之

於當地鳴物音曲普請停止、火之元

別而入念候様相觸候間、比段申達候

二月七日

達儀有之候間、只今自宅江可

被相越候、以上

二月七日 松伊賀守

設楽八三郎殿

於京都御代官江御用懸申渡候儀

有之候処、彼地御代官老人不足ニ付

此地御代官之内老人早々上京候様

可達旨、酒井若狭守分申越候間

其旨被心得御自分早々可有上京候

二月七日

右ニ付鳴物停止之儀、支配所村々并江

觸書刻附を以差出、出役手代共江も

夫々為申達候

一設楽江潤八郎差遣逢候よし、罷帰申聞ル

一中澤良左衛門罷越、設楽分之口上申越、明日

上京ニ付、当地御用筋之儀其外申越ス、逢

夫々挨拶申遣ス

一夜ニ入自書并為餞別小納戸此壹疋

風呂敷ニ遣し、權進差遣、返書差越

且權進江逢口上申越ス

一口瀬左衛門差遣、此節柄ニ付明日送り候もの等

不差遣積、口上申遣ス、逢候よし挨拶申越ス

一藤方彦市郎ハ書状、兼瀬遣候備中

吉備宮神主色紙短冊出来差越、且短冊

染筆物頼差越ス

同八日 晴風

一設楽今朝出立、上京致ス

同九日 曇

一岩田鋏三郎昨夜西宮泊ニ而、昼比

大坂屋定次郎方迄着いたし候よし

手代差越ス、侍耆人貸呉候様申来ル

一同人方江潤八郎差遣ス、逢、傳言申来ル

一昼後ハ鋏三郎江連吉貸遣し、廻勤

相濟候よし、夕刻同人帰ル

一夜ニ入尼崎又右衛門罷越、此節之見舞ニ

参候也、長崎製カステイラ一折呉ル、暫く

物語いたし、五ツ時比帰ル

一設楽留守宅ハ使、すし一重・煮メ

一重到来

同十日 晴

一岩田鋏三郎手代大熊渡三郎罷越

鋏三郎為土産備後鞆産銘酒九品

一箱・毛氈一枚・鯖子一到来、且元メ共

三人江金百疋ツ、侍連吉江金貳式

相贈ル、挨拶申遣ス

一暮六ツ半時比ハ岩田鋏三郎入来逢

お喜久も逢、暫く談話、夜五ツ半時過帰ル

同十一日 晴

一岩田鋏三郎方江茂久左衛門罷越候ニ付

自書遣し、且為餞別手筆筒一箱・

小倉野三十入一折、家内并子供江品々

相贈ル、夜ニ入手代差越、挨拶申越ス

一設楽今書状、昨日附ニ而今昼後

到来、七日夜四ツ時京着、九日朝

着届、昼比御奉書到来、七ツ半時比

御用懸申渡有之候よし申越、申渡

左之通

設楽八三郎

此度

主上崩御ニ付、般舟院御賄方

被 仰付之

右者一鉢大坂御代官者御掃除役懸

相勤先例ニ付、設楽者其心得ニ而支度等

いたし罷越候義之處、御賄方ニ成、別而

混雜之よし、自書ニも申越ス

一夜ニ入鈴木★^(次)左衛門今文通、御城代今之

御書取、宮寺今一紙ニ而到来之よし、写

壺通差越ス、写取、右写者相返し、及返書

先達而申達候普請停(止)之儀

明十二日今差免、鳴物之儀者追而可

差免之旨、於当地相觸候間、此段申達候

二月十一日

右ニ付書写いたし、設楽留守役所江

通達可致旨、寛一郎江申付ル

同十二日 曇

一支配所村々江普請者今日今差免候段、廻状

出ス

一中澤良左衛門入来逢、京地御用人少ニ付

森田鎗三郎・寫林梶三郎儀、当分借受

度旨、八三郎今申越候よし、頼候ニ付承届、其段

潤八郎江申付ル

一設楽江明日到来之書状、返書可相達旨

為申遣、書状壹封良左衛門江遣ス

一江戸江御用状出ス、六日限

○順三郎江坂本之書状壹封遣ス

一孫三郎兵庫之夕刻帰ル

同十三日 晴

一堤方懸与八郎・保助兩人呼寄、自分差扣中

一設楽上京ニ付、一躰之心得方、申論遣ス

一丁張其外御用可取懸旨、申付ル

一保助様子相尋菓子送ル、移り遣ス

一当月八日出、江戸御用状到来

○差扣中取斗伺之通御下知相濟来ル

但、年番引受岩田歙三郎出府迄

一齊藤加兵衛ニ付、同人名前ニ而取斗候

一積り之処、組合之廉ニ而築山茂左衛門

一名前ニ而伺相濟来ル

○久須美六郎左衛門殿之壹封、杉浦江之

壹封も頼来ル

同十四日 晴

一廻船方御用状出ス、去月中廻船月限届

遣ス

○地方内御用状為差遣候

一廻船改有之、孫八郎遣ス

一堤方諸色見分、懸兩人遣ス

同十五日 昨夜之大風雨半晴

一明方道修町出火、無程鎮ル

一右ニ付、内藤茂之助・星野一郎兵衛・卯木

一武十郎江出火見舞、手代共江人足差添

一遣ス、卯木者別而近火非常之義ニ付、別格

一尔付見舞遣候也

一廻船御用達共之時候見舞、菓子・すし

一折到来

一堤方懸兩人新田向丁帳遣ス

一夜分杉浦太郎江久須美六郎左衛門殿書狀

届ル

上聞候處、驚被

思召御哀傷之御事候旨被仰下候、比段

申達候、以上

二月十七日

松伊賀守

御代官兩人御藏奉行四人宛

右添手紙いたし、侍使ニ而比留間江

順達、返書来ル○右承り付之儀、差扣中ニ付

遠慮いたし不認メ、設楽上京中ニ付

是又承り付無之候間、右之訳用人迄

断之儀山口瀬左衛門遣し、比留間江可

申聞候間申付遣候處、留守ニ付池田江

罷越逢候上、申聞候よし

一夕刻池田文通、承り付之儀、飯塚

権左衛門江面会申通候よし、申来ル

一設楽十五日附書狀到来之よし、差越

一夜ニ入杉浦太郎文通、草餅到来

醬油之事申来ル、八升遣ス

一今日地役即日御機嫌伺、三手廻勤申達候

同十六日 晴

一朝中沢良左衛門到来逢、八三郎傳言申聞ル

一夜ニ入坂本文通、すし三重到来

及返書

同十七日 曇(夕夕)夜ニ入雨

一江戸御用狀到来、当月七日出

○松村忠四郎返書壹封

メ

一御城代々廻狀到来、如左

主上御不豫不被為叶御養生、去

六日被遊

崩御之旨、從酒井若狭守注進候

右之趣及

様子也

同十八日 曇夜雨

一藤方彦市郎家来罷越、自分引籠中為

様寐聞、菓子一折相贈候ニ付、政太郎江移り之

品差遣、挨拶申遣ス

一夜分坂本罷越寛話、四ッ時比帰ル

一御城代今宮寺五平次江用人鈴木定右衛門

を以書取被相渡候よし、御藏奉行

差越候旨、鈴木丁今写来ル

先達而申達候鳴物停止之儀

明十九日今差免候旨、於当地相觸候間

比段申達候

二月十八日

一比留間熊之助為見舞罷越逢、菓子到来

同十九日 曇時々雨雪

一支配所村々江今日今停止差免、廻状出ス

同廿日 曇 丙午曆ノ下段
大火地火

一今日者支千丙午ニ当候間、市在共

火之元心付候よし相聞、別而入念取締

可致旨、一同江申付ル

一大坂屋新左衛門罷越時候見舞、菓子

到来、移りニ鯉節遣ス

同廿一日 雨

一設楽江書状入、手製萬年味噌一箱

相添壺封、留守役所江為差遣候

同廿二日 曇

一中沢斎輔義、二條御藏納相濟、昨夜

帰坂いたし候よし、今朝逢、設楽今

傳言申越ス

一山口瀬左衛門儀、播州船坐運上銀

納方之儀ニ付、川筋出荷物内糺与して

今朝出立為致、中村町江向罷越ス

同廿三日 曇時々風雪

一朝池田庄太夫人来逢

一里村保助明日地方・御用方江出立いたし度

罷越逢

ミ一

同廿四日 晴

一大草太郎左衛門今日着坂候よし、大坂や

定次郎為出迎罷越候趣ニ而着坂之上

廻勤等之儀為申遣候

一同人義、昼比着坂之よしニ付、侍

次平太・定次郎宅江差遣、處々廻勤

相濟候よし、次平太夕刻帰ル、金百疋

相贈候趣申聞ル、太郎左衛門傳言も申来ル

一両川口舟見分有之、孫八郎遣ス

夕刻帰ル、瀬戸内北国共七艘見分

相濟候よし

同廿五日 晴

一当月十六日出御用状到来

○漣平内状、轉地之儀申越ス

○川嶋東八郎内書状差越ス

×

一漣平江潤八郎・茂久左衛門内返書、今日

差立候よし、一覽いたし置

一比留間兵三郎罷越逢、及寛話、昼飯

振舞遣ス

一夜ニ入大草太郎左衛門入来逢、夜五ッ時過

帰ル

同廿六日 曇

一無記事

同廿七日 半晴

一久須美順三郎江内状并江戸当地

元ノ共往復書通写老冊相添上書

龍太郎名前ニいたし、六日限便を以

差立ル

一 右書状坂本江及文通、同人上封ニ

いたし貫、其俣漣平方江為差遣候

一 大行天皇崩御ニ付、京都般舟院

御賄御用懸設楽被 仰付、人少ニ付

自分手代借受度段兼而申越、森田

鎗三郎・嶋林梶三郎貸遣し、今夕

夜船三而出立いたす、今日金貳百疋ツ、手当遣ス

同廿八日 曇夜雨

一去ル廿五日附設楽書状到来、半切

相贈ル

同廿九日

一 尼崎又右衛門文通、明日御城代巡見

天氣候付延引之旨、申来ル

三月朔日 曇

一 尼崎又右衛門文通、明二日御城代

八尾久宝寺邊巡見之旨申越ス

一 右ニ付中道・大今里江向小林宗八郎・

森田善作出役申付、今夕ハ罷越ス

同二日 晴風

一 西小弥太入来、菓子一折贈ル、逢

一夜分坂本文通、手製之菓子并

白酒到来、及返書

一 役所半引

同三日 晴

一 林茂久左衛門儀、実父病氣ニ付

淀表迄罷越度相願承届、今昼

出立罷越候よし

一 川嶋東八郎ハ頼越候御普請役

兩人江之書状式封届遣ス

同四日 晴薄曇靜

一手附鈴木庄三郎、昨夜着いたし候由

諸向届物潤八郎持参出ス

一内藤茂之助宅之之壺封、即日善作ニ

為持遣ス

一大行天皇御送葬、今夜被為濟候由

一市在之もの共上京多人數之よし

同五日 曇昼後雨

一中間市助・倉藏、願之通暇遣し

其余男女共不殘重年致ス

一山口作助、播州表今夕帰坂逢

一廻船見分有之、孫八郎遣ス、今日ニ而

瀬戸内不殘皆済ニ成ル

同六日 曇

一暮比坂本入来寛話、鯖相贈ル

夜四ツ時帰ル

一林茂久左衛門、夜ニ入帰坂逢

同七日 晴夕夕雨

一納庄屋帰便おるち之両封届

又三郎改

杉浦為三郎

庄三郎改

鈴木尚太郎

右改名相願、願之通承届ル

同八日 晴

一青地樋組惣代・柏原村七郎兵衛・大井村

九左衛門罷越、自分江菓子切手拾枚相贈

候よし、取次粟田連吉申聞候ニ付、訳柄

為承札候處、前々青地組以樋伏替

御普請相願、願之通出来候節者堤奉行江

右之品贈来候由之書留有之、其通相贈候

事之よし申聞候趣ニ付、右者仕来ニ候得共

相当之節も不相聞、素より御普請所之儀者

願立ニ而懸拘り被 仰付候訳ニて無之、事実次第

之義ニ而、右ニ付堤奉行江贈物等いたし候者

不相当之訳ニ付、旧記ニ有之候上者、今般

自分より右之通沙汰有之候旨を、右

旧記江認め置候様可致旨、申聞遣し

品物者为差返候事

同九日 半晴

一夜ニ入坂本分使、庭前之つくし贈ル

且自詠短冊添差越ス、及返書、到来之蔵

壺籠遣ス

同十日 雨

一設楽御用先江書状差遣、手製之

胡麻味噌・辛漬并坂本分到来之

つくし煮候而相詰ニいたし、書状入

壺封、留守宅江為持為遣ル

同十一日 昨夜分朝迄大雨曇時々雨
朝軽雷

一当月朔日出御用状到来

一尼崎又右衛門分文通、来十五日御城代

宰相山左専道辺巡見之旨、申越ス

一廻船方去月ニ限届差立ル、地方

御用状夫々差立ル

同十二日 快晴

一穂井田縹助分権進江書状差越ス

一村田七郎方江権進遣ス

同十三日 晴雲立

一無記事

同十四日 晴又陰

一八日限便御用状出ス

○おみち江金子入壺封、お喜久分之文

ノ

一 池田庄太夫入来逢、暫く談話

一 国分寺村小兵衛、彼岸桜両、三枝

呉ル、満開可愛

同十五日 曇

一 当月六日出御用状到来

○ 堀伊賀守今年礼、返書壱封

ノ

一 黄昏杉浦文通、饅頭到来、及

返書

同十六日 晴夕曇夜雨

一 加納諸平今夜潤八郎方江一宿

明朝帰国いたし候よしニ付、餞別

袴地壱反遣ス、懐紙相贈ル

同十七日 半晴

一 灘目清酒改与して林茂久左衛門・

鈴木尚太郎・中山昇三郎・小林宗四郎

差遣、一同今朝出立

同十八日 半晴

一 無記事

同十九日 半晴

一 尼崎又右衛門文通、御城代来ル

廿二日鷺尾山闇峠邊巡見

雨天等ニ候ハ、廿八日之積之由、為知来ル

一夕刻坂本文通、采石より之書状

到来之よし為持差越ス、右者去月

廿七日差立ル、内状之返書当月

九日附六日限、延着也

同廿日 雨

一 当月十一日出御用状到来

一 采石江之返書認メ壹封、坂本江

及書通、上封いたし差越候様頼遣ス

直ニ封候而差越、返書来ル

一 清酒改相濟、林茂久左衛門外

三人、今日一同帰坂致ス

一 大幾認メ物出来差越ス

同廿一日半晴

一 林茂久左衛門実父病氣ニ付、今廿一日出立

罷越度候間、来ル廿五日迄暇相願候ニ付

承届差遣ス

一 尼崎又右衛門公文通、明日御城代巡見延引

之旨申来ル

同廿二日 晴

一 夜分設樂公使、菓子・酢等差越、庭之

桜花贈ル

同廿三日 雨

一 設樂御用先公書状差越、菓子一折

相贈ル

同廿四日 雨

一 無記事

同廿五日 雨昼後収

一 設樂明後廿七日帰坂之旨、役所公

為知来ル

一 夕刻公坂本入来寛話、夜四ツ時比

帰ル

一 林茂久左衛門淀公帰坂、夜分逢

同廿六日 雨昼後少し止

一 無記事

同廿七日 晴

一 設楽京地御用相濟、今昼船ニ而

八ッ時比帰坂いたし候よしニ付、潤八郎

差遣逢、傳言申越ス

一夕刻設楽江茂久左衛門差遣、差扣

御免之節之取斗向之儀申遣ス、逢

申聞承知之よし申越ス

一夜ニ入中澤良左衛門罷越逢、設楽

傳言申來ル、逢遣ス

同廿八日 晴

一夜ニ入設楽入來、五ッ時過帰ル、久々ニ而

面会致し、京都土産之品々呉ル

○自分江道八作染付急須

千種・景樹短冊各一枚・菓子

并茶、龍太郎江宇治人形・根付一

其外子供江品々贈ル

同廿九日 快晴

一 無記事

同三十日 雨夜五ッ時比初雷一彈

一 茂久左衛門一昨日今不快、頼合引込候由ニ付

梶三郎遣し、尋遣ス

一夜ニ入設楽今文通、当地同役差扣

被 仰付候節之例、再伺届有無

御城代并町奉行所取調候處、先例届斗

ニ而再伺等無之義与相見候

御免届之外無之旨、水野今之來書尋

申越來書者留メ置、及返書

一 穂井田縹助今認メ物出来、書状差越ス

四月朔日 晴

一 役所一統并門番人共江饅頭并茶遣ス

一 設楽今文通、大秀短冊出来差越ス

一 同人今

同二日 朝雷鳴雨風

一 設楽セツラク今奥イマウラ口上クウジョウニ而ニ八三郎ハチサンロウ帰坂キザカ歛ウツ申遣

一 到来之菓子一折遣候よし之處、八三郎逢

傳言申越ス

一 御用状出ス

○ 漣平江シズノヘ巻封、轉地心得方之儀

申遣ス

一 夜六ヤムッ半時過潤八郎・茂久左衛門

罷出、去月廿日出仕立六日限御用状

到来、御頭衆ミツカシ今之御来状来ル、拜見

いたし候處、自分義差扣被成

御免候旨、去月廿日戸山城守殿御書付を以

被仰渡候段、御印状を以被仰付候ニ付、御受

印状取調候、先以難有仕合一同江右之趣

申達ス

一 即刻右御受印状取調、道中六日限

を以差立ル、番外御用状出ス

○ 御頭衆江御受印状巻封

○ おたの江お喜久タノエノキキク右吹聴状出ス

一 役所之もの一同歛ニ出逢

一 右

御免ニ付（明朝可差出）届書、其外書物取調自書をも遣

設楽潤八郎遣し逢、口上申越ス

一 池田江連吉遣し、吹聴申遣ス

一 坂本江書通吹聴申遣、返書来ル

同三日 晴

一 早朝尼崎又右衛門江漣吉差遣し

差扣御免之義、吹聴申遣ス

一 朝四アサヨッ時過設楽罷越、差扣

御免御届、三手江差出為相濟候よし

申聞ル、昼飯振舞

一 昼比安食善之丞

御免歛与して罷越候よし逢、是又

昼飯振舞、九ユッ半時過設楽同道

帰ル

摂州北野村

百姓

富右衛門

卯之助

同州今津村

百姓

市蔵

右吟味之筋ニ付、入牢申付ル

一八ッ時比出宅

御城入如左

○伊賀守殿

差扣

御免之旨吹聴并夏足袋書付出ス

用人鈴木定右衛門

○丹後守殿越中守殿

右同断用人今蔵熊蔵・小原作右衛門

○御目付兩人共留守

右相濟、玉造今退出

○坂本鉉之助通甲斐庄喜右衛門方ニ

参候よし不在、妻ニ逢

○西井源二郎申置

○池田庄太夫逢

○設楽逢 ○比留間兵三郎ニ逢

○安食善之丞留守申置

○永井能登守申置

○水野若狭守申置

右相濟、七ッ時比帰宅

一潤八郎・茂久左衛門江酒肴料金三百疋申

遣ス

一出入町人共祝儀ニ出、交肴等所々今到来

同四日 晴

一嶋林梶三郎手代取立、加給申渡

一昼後出宅○内藤茂之助申置

○尼崎又右衛門留守申置、菓子一折遣ス

○杉浦大二郎ニ逢

右相仕舞、夕刻帰宅

一設楽江潤八郎差遣し、先般

差扣ニ付而者彼是世話ニ相成候ニ付

一設楽初、手代・家来・小遣迄、一同江

夫々送り物致ス、同人逢礼申越ス

一中澤良左衛門・里村保助江交肴・

鯉節壹箱、使ニ而遣ス

同五日 晴

一坂本・杉浦・池田・小弥太江文通

又者使遣し、引込中尋為挨拶

夫々送り物致ス

同六日 晴

一江戸御用便到来

一比留間江文通、引込中尋之挨拶

菓子一折遣ス、返書来ル

一夕刻設楽入来逢○市中入之儀

示談致ス

同七日 雨

一内藤茂之助江文通、到来之

鯛一尾遣ス、留守受取来ル

一設楽金市郎参り、終日遊

夕刻帰ル

一石井益太郎、播州積立相済

今日帰坂致ス

同八日 晴

一市中入調与して林茂久左衛門・

山口瀬左衛門差遣、東成郡中道村・

東高津村・北平野町、今日見分

いたし候旨、夕刻罷帰申聞ル

一昼後水野江罷越逢帰りを急候而、

杉浦ニ出會夕刻帰宅

同九日 快晴

一 廻船見分与して朝五ツ時前出宅

懸兩人召連ル

木津川内

廻船

安治川沖

廻船

右町奉行御買上糶積之積見分いたし

極印打渡ス、御用達平四郎・改方

新左衛門罷出ル○夕七ツ時過永井能登守

方江罷越、留守ニ而用人江逢申置

七ツ半時比帰宅

一 市中入調与して茂久左衛門・瀬左衛門

差遣、北平野町・南平野町・天王寺村

見分、今日ニ而東成之分皆済、夕刻

帰り見分之趣承ル

一 勿木玉十郎江文通、到来之菓子一折・

煉酒一陶遣ス返書来ル

一 安食善之丞一紙、西山喜六郎

弟門奈鉄次郎病死ニ付、今日九日之

忌受候よし、為知来ル

同十日 曇時々雨

一 永井能登守之表状、明日市中

川廻いたし候旨申越ス、及返書

一 市中入調茂久左衛門・瀬左衛門

北野村江遣ス、八ツ時過帰ル

一 御城代来十三日堺公事聴与して

被相越候旨、又右衛門之申来ル

一 高橋良助方江力遣し伴雄

色紙短冊出来来ル

一 六嶋清二郎不束之取斗いたし

候ニ付、役所出勤止申付ル

同十一日 雨

一 夕八ツ半時比役所一統其外江

酒肴振舞遣ス、人数左之通

○役所一統 拾七人

但、尚三郎者留守也

○御用達久兵衛・平四郎・勘左衛門

○改方新左衛門○用達貞二郎

○炭安代壺人 ○竹原屋与兵衛

○里村保助 ○森田慎平

外平福駅新左衛門参り合ニ付通

酒肴振舞遣ス

メ人数廿八人

右一同逢、夕七ツ半時過相濟、退散

同十二日 半晴

一七ツ時比ヶ坂本入来逢、四ツ時比帰ル

夕飯振舞

同十三日 雨

一無記事

一家来共并役所小遣江酒肴振舞

遣ス、夕刻ヶ夜五ツ時過相濟

同十四日 晴

一朝六ツ半時比出宅、廻船見分安治川沖

孫八郎壺人連ル

右相濟、八ツ半時比帰宅

一明日廻船見分申出候ニ付、明朝出礼断之儀

設楽江申遣ス

同十五日 晴

一朝五ツ時比出宅、廻船見分孫八郎

壺人連ル、木津川沖

廻船

右見分相濟、木津川海口川滾

場所見廻致し、組与力・同心共ニ逢

安治川口之方江相廻、帰帆○難波橋

上手ヶ上陸、卯木旅宿江立寄、御勘定方

其外旅宿承ル○御普請役兩人申置

○笹本茂三郎申置○石川長次郎申置

○柳道太郎逢○銅坐御普請役兩人申置

○坂本江參ル、此時八ツ時過也、逢

夕飯被振舞、夜五ツ時比帰宅

一杉浦大二郎分文通、采石より之巻封來ル

当月朔日附也、別紙内状壹封差越ス

同十六日 晴

一朝六ツ半時過出宅、廻船見分慎平

一壹人連ル、御用達平四郎・改方新左衛門

安治川沖

右見分いたし候處、年造も古く處々

破損等有之ニ付勿ル○雜魚場の上陸

歩行、八ツ半時比帰宅

一設樂分明日拝礼之儀申越、夕刻

侍遣し、口上ニ而返事申遣ス

同十七日 快晴

一朝六ツ半時比設樂入來、暫く談話

五ツ時比同伴出宅建国寺

御宮拝礼、例之通獻備金百疋

拝礼相済、宿坊ニ而休足、住持ニ逢

米津越中守殿・永井能登守參り合

何れも逢、五ツ半時比帰宅

一坂本江文通、輿地圖識代遣し

其余哥合本等遣ス、返書來ル

一近山藤四郎罷越、申置候よし

一杉浦為三郎讚州金毘羅參詣

之儀承届、今夜船ニ而出立之由、逢

一水野分文通、楠公手向之色紙也

差越及返書

同十八日 晴

一坂本江文通、詠草差越ス

一夕刻内藤江相越逢、六ツ半時比

帰宅

一嘉言吟詠草直し差越ス

一笹本茂三郎入来申置

同廿九日 雨昼後曇

一水野江文通、潤八郎其外之短冊為持遣ス

受取之旨申来ル

一今日鯉江川見分之處、雨天ニ付

延引致ス

一嘉言江坂本詠草遣し、夕刻

直し来ル、菌生短冊頼遣ス

一今日夕靱術稽古相始、出席致ス

同十九日 快晴

一朝五ツ時過出宅、廻船見分懸

真平老人連ル、御用達久兵衛・改方

新左衛門罷出ル、木津川内老艘

船症不宜ニ付刻ル、四ツ半時過見分

相濟○甲斐庄喜右衛門方江罷越

逢、昼飯被振舞寛話、八ツ半時比

帰宅

一坂本分色紙染筆差越ス

一水野江文通、楠公手向之色紙

一枚染筆、坂本之分とも為持遣ス

受取来ル

一

同廿一日 快晴

一朝六ツ半時過出宅、京橋手前ニ而

設楽ニ落合、堤方岩邸懸兩人

召連ル、摂州東成・河州茨田郡

水場村々廻村見分致ス、今市村

庄屋三郎兵衛・橋波村庄屋五郎兵衛

案内申付ル、濱村弁当、八ツ時過

守口宿小休、是分船ニ而淀川筋

帰帆、夕七ツ半時過帰宅

同廿二日 朝雨曇

一 笹本茂三郎江文通、重法一草

遣ス、留守ニ受取来ル

一夕刻出宅、石川長次郎方江罷越

逢、醬并銘酒ニ陶遣ス○笹本

茂三郎方江相越逢、夕七ツ半時過

帰宅

一 鍛術稽古有之

同廿三日 晴

一朝五ツ時出宅、難波御蔵立合出役

御蔵奉行庄太夫・仮役鈴木兵左衛門・

小野朝右衛門・松平越前守納米有之

其外粉拔有之、立會見届ル

九ツ半時過退散○藤方政太郎

旅宿江立寄逢、家来乳母ニも逢

様子相尋ル、来ル廿八日出立、一旦

帰郷之よし、八ツ半時比帰宅

同廿四日 晴

一 設楽江文通、今日昼後水野江可参旨

申遣、返書来ル

一 富永順兵衛、今朝着いたし候よし

罷越ス

一 菊田啓蔵、今日着いたし候よし罷越

逢遣ス

一 昼後設楽入来、八ツ時過同道いたし

水野若狭守方江罷越逢、鯰江川

悪水拔之儀及内談置、一同退散

○ 近山江罷越逢、先般祖母病死

いたし候悔申述、菓子一折遣ス

○ 西井江罷越、先日罷越候挨拶申述

暫く談話○池田江立寄、今日者

老人上牧邊江遠足いたし候由

孫ニ逢、有馬山椒遣ス、七ツ半時過

帰宅

同廿五日 晴

一午六番御用状出し、別段十日限

如左出ス

○築山江壺封并白龍門一反

先般差扣ニ付世話ニ相成候挨拶

○後藤一兵衛壺封并龍門壺反

尚正月類焼見舞

○小野銑藏江壺封、姫路下緒一

御免印状持参之挨拶

ノ

同廿六日 雨

一藤方政太郎義、手附小野鉦太郎

附添罷越ス、政太郎者奥江通し

庭など見七遣ス

一宗對馬守家来橋本徳三郎

昼八ツ時比罷越ス、昨夜船ニ而今朝着

天満合船場邊一見之上罷越候よし

逢、奥江も通ス、順三郎が三月廿四日附

書状壺封持参致ス、稽古場江呼

龍太郎稽古致ス、指刀形二遍・仕合五遍

稽古致ス、夕刻飯振舞遣し、暮

六ツ時過帰ル、采石江之返書認メ

徳三郎江渡ス、成九郎江夜船申付

四人分取遣ス、一鉢此もの義、当分

滞坂之積ニ候處、母病氣之由申来

急ニ帰府いたし候事ニ成、采石之

書状も有之、立帰りニ上坂いたし候事也

同廿六日 雨

一朝藤方政太郎旅宿大坂や貞二郎方江

権進差遣し、如左遣ス

○彦市郎江壺封并玄向作

茶入ル菊形菓子入一○短冊并色紙

○政太郎江錢別之品、乳母江も

品物遣ス

同廿七日 半晴

一 朝坂本鉉之助入來逢

一 昼八時半時比設樂罷越、同伴いたし

一 堤方懸兩人召連、鯉江川悪水抜

一 目論見場所見分致ス、松之下今京橋邊

一 渡場前邊今船ニ而東横堀迄下り

一 高麗橋下手今上陸、七時半時過帰宅

同廿八日 雨

一 岡田銃助妻、今日引移候よし

一 石井益太郎妻、縁組願聞届ニ付

一 今日奥江出、初而逢

同廿九日 晴

一 設樂今文通、風邪ニ付明日出礼断

一 申越使ニ逢、不及返書

五月朔日 曇

一 朝六時半時比

一 御城入、伊賀守殿・丹後守殿

一 出礼有之、越中守殿者風邪ニ而

一 逢断○坂本同道ニ而山木

一 数馬方江立寄、暫く談話、四時半時過

一 帰宅

一 八郡板宿村外四ヶ村貯穀見分

一 并麦作出來形見分与して宮部

一 潤八郎差遣、今朝出立

一 岡田銃助妻初而罷越逢、銃助江

一 金三百疋遣し、右妻者設樂ニ而

一 奉公いたし候歟、自分折々逢候与之旨

一 お喜久取持之帶壱筋差遣ス

二日 晴

一 朝五時時過出宅、懸兩人召連

一 廻船見分、御用達勘左衛門・改方

倍左衛門罷出ル

安治川沖壹艘川内

両艘

右相済、帰途学校江立寄、修治ニ

逢、八ツ時過帰宅

一並河復市不快ニ付、到来之菓子・

銘酒一陶遣ス

竹尾清左衛門手代

押込

富永順兵衛

草田啓藏

右差添中沢斎輔差遣、落着

申渡相済

一右用人方江茂久左衛門遣ス

三日 晴

一朝五ツ時出宅、堤方廻村懸、兩人

召連、谷町濱分乗船、出来栄見分

淀川通

南長柄村 北長柄村 柴嶋村

三番村 上辻村 八番村

南西 大道村

右廻村夕七ツ時過帰帆○杉浦江

立寄、主人平臥中逢、夕刻帰宅

同四日 晴

一無記事

同五日 晴

一朝六ツ半時比役所一統、例之通

礼受ル、夫分

御城入、三手共御逢有之、番頭・

加番例之通廻勤

一瞽女涛江呼寄、琴聴聞いたす

六日 晴

一杉浦江文通、不快見舞羊羹・

葛等遣ス

一甲斐庄喜右衛門江書通、菓子一折遣し

足穂短冊遣、哥人之書貸遣、昼後返書

差越、葛道明寺など贈ル、又及再答

同七日 朝雨昼比今晴

一今朝廻船見分之積之處、天氣

相ニ付延引いたす

一水野今文通、夕陽庵什物品々

短冊等為見ニ差越、贈物も有之

及返書

一同人今又書通、生玉藏・契沖

両場為見ニ差越、一覽及返書品共

潤八郎方江差遣置、明朝為返候積

一釵術稽古有之、出席致ス

一勝田次郎、昨夜船ニ而今朝着

昼後罷越逢、為土産駿河細工・

江戸絵到来

一杉浦今昨日之返書差越、手製之品到来

及返書

一鈴木尚太郎母・妻初而出ル、不逢

同八日 晴

一朝五ツ時谷丁濱今乗船、懸両人

召連、廻船見分、御用達平四郎・

改方佶左衛門川内并沖共三艘

改濟、木津川江廻久保寺橋村詰今

八ッ半時過上陸○勝田次郎旅宿江

罷越逢、明日出立之よし、為饞別

菓子其外遣ス○設楽江罷越逢

夕飯被振舞、七ッ半時過帰宅

同九日 晴

一釵術稽古有之

一西井江文通、元雄短冊頼遣ス

一比留間今文通、桜餅到来、及返書

一勝田次郎今朝出立ニ付、為見立

一 中沢斎輔十三渡迄遣ス

同日 晴

一朝五ツ時比出宅、谷町濱へ乗船

廻船見分懸兩人連ル、御用達久兵衛

罷出ル、安治川沖御備船壹艘見分

木津川江廻帰帆○永井能登守江

罷越逢、勝部与一郎江逢、富永

順兵衛外唄人帰郷之義申談、難

相整由申聞ル、夕七ツ半時過帰宅

撰州今津村

市蔵

右行状之儀及教諭、出牢申付ル

一撰州板宿村外四ヶ村、去月二日電

降、作物相荒候ニ付、同郡最寄村々

呼出、助郷之儀及理解

同十一日 晴

一六寫清二郎舅竹尾手代高上

勇七銀納出役ニ付、出坂いたし候よし

為元聞罷越、海鼠煎壹箱・

椎茸壹箱贈ル、逢遣し為移

扇其外遣ス

同十二日 晴

一 釵術稽古有之、朝出席

一 山木数馬江文通、煮肴遣ス

返書来ル

一 中沢良左衛門へ看到来

一 夕刻坂本入来逢、夜五ツ時過

歸ル

一 今暁七ツ時過関代町出火有之、直ニ

鎮火

廿一

從弘化三丙午年

至正月五至六十二日

廿二

從弘化三丙午年

五月至十二月

日記

五月十三日 晴

一水野若狭江文通、短冊其外返ス

撰州橋寺村

相手 宗助

同州三番村

入牢 願人 治左衛門

右賣懸出入、願人申口紛敷候ニ付

(右之通) 申付ル

同十四日 晴

一無記事

同十五日 晴昼後雨

一朝六ツ半時

御城入、三手共御逢有之、坂本

同歩ニ而山木数馬方江立寄

逢、尚又同人同道宅江罷越

設楽も約東ニ而昼後参り、一同

寛話、自分義、一昨辰年者五月

十六日采石同歩ニ而寛話、昨年

同日者自分斗ニ而談話、当年者

一日違ニ而今日又祭会(マツ)いたし、いつも

雨降、桃谷之新緑風光同しく

懐旧いたす、夜四ツ時過帰宅

同十六日 晴

一 居間向普請取繕ニ懸ル

同十七日 晴

一 尼又今文通、御城代今日今縮帷子

着用之旨、申越

一 江戸七番御用状来ル

○ 采石今巻封、佐州老人今

杉浦・内藤江之両封、届方頼来ル

○ おたの今巻封

ノ

一 内藤江文通、久須美巻封届、さし鯖・

土瓶遣ス、返書来ル

一 杉浦江文通、同断巻封遣ス、返書来ル

一 山木数馬江文通、小林元雄江

色紙短冊頼、更紗風呂敷添遣し

為持遣ス、返書来ル

一 廻船御用達代越前江出立申付ル

同十八日 晴

一 坂本今文通、返書遣ス

同十九日 晴

一 朝五ツ半時過出宅、谷丁濱今乗船

廻船見分、安治川口迄相越、八ツ半時過

帰宅

一夜ニ入坂本人来逢、四ツ時過帰ル

同廿日 晴

一 朝六ツ半時谷丁濱今乗船、市中

川浚見廻、曾根川崎川今木津川

等之口見廻○甲斐庄喜右衛門方江

立寄逢、九ツ時過帰宅

同廿一日 曇夜雨

一 甲斐庄江文通、楠公手向之

詠哥色紙為持遣ス、返書来ル

一 鈴木尚太郎・石井益太郎、灘目

出役先より御用状差越、博奕并

不正之品賣買いたし候もの合拾九人

召捕差越ス、一通吟味之上二同

入牢申付ル

一 山口瀬左衛門・岡田寛一郎、播州村々

貯穀見分相濟、帰坂逢

同廿二日 雨昼後曇

一 久須美順三郎江耄封、六日限便を以

差立ル、内藤茂之助・杉浦重郎兵衛

佐州老人江之返書式封ニ入

一 設楽江明日間瀬同伴之義、与八郎を以
申遣ス

一 坂本江文通、右之事申遣、返書来ル

一 水野分文通、哥題差越、及返書

同廿三日 晴

一 昼後坂へ来、八ッ時過設楽も入来

一同談話、八ッ半時比今両士同行

中ノ嶋大江はし秋元藏屋敷内

戸田山城守殿家へ来、間瀬信之助方江

初而罷越逢、鍛冶直胤初而逢

刀鍛地鉄金鉄調和之法一覽

夕刻相濟、信之助宅ニ而酒飯出し

馳走ニ成、自分者先江退散、六ッ半時比

帰宅

摂州東明御影村

弥三郎

外廿六人

右不正之取斗いたし、又者所行不宣
之もの共ニ付、吟味中入牢申付ル

同廿四日 曇夜雨

一 昼後水野江罷越逢、同人義

来廿七日出立、兵庫西宮巡見

之積ニ候處、差支出来今日延引ニ成候よし

一物語有之

一杉浦為三郎、来廿六日ニ出立ニ付

逢、上下并刀懸一箱遣ス

同廿五日 晴

一鈴木尚太郎・石井益太郎帰坂

逢、召捕人如左

撰州御影村

鏡藏

外拾五人

右不正之取斗いたし、又者所行不宜

ニ付、一同吟味中入牢申付ル

一設楽江文通、返書来ル

一為三郎母・妻暇乞ニ出ル、逢

一間瀬信之助江文通、過日之挨拶

申遣、駿河細工盆一枚・葛一箱遣ス

返書来ル、短冊二到来

同廿六日 曇

一杉浦為三郎早朝出逢、今朝五条

表江出立致ス

一設楽江文通、明後日夕市中入

見分之積申遣、返書来ル

同廿七日 曇

一竹内清太郎外老入江書状

天王寺村利兵衛上納糊伺書入

壺封、為替便を頼差立ル

一茂久左衛門・尚太郎牢屋敷江遣

詮義申付ル

一江戸御用状到来

一茂久左衛門実父大病ニ付、罷越度願

承届ル

一坂本台文通、及返書

同廿八日 朝雨昼後晴

一雨天ニ付市中入見分、延引

一坂本江文通、撫子遣ス、返書来ル

一尚太郎・益太郎牢屋敷遣シ

詮義申付ル

同廿九日 曇時々雨

一朝五ツ時比出宅、潤八郎・瀬左衛門・

昇三郎召連市中入、為見分相越

○中道村○東高津村

○北平野町庄屋庄左衛門宅ニ而弁当

右見分相濟、八ツ半時過帰宅

同晦日 晴

一朝六ツ半時過出宅、堤方廻村懸

兩人連ル、谷丁濱乗船、淀川通

前嶋村廻、處々兩岸共当春

定例御普請出来栄見分相濟

一夜五ツ時過帰宅

一明日出札断、保助江口上ニ而設楽江

申遣ス

閏五月朔日 晴

一朝五ツ時過出宅、市中入見分懸三人

召連ル○天王寺村生玉社前

尼寺・長町堺筋御藏跡最寄

不残見分、尼寺近休別荘小休

福屋弁当、夕七ツ時比帰宅

同二日 晴

一朝五ツ時過出宅、懸兩人連、廻船見分

谷丁濱乗船、安治・木津両川口

三艘見分、御用達平四郎・新左衛門

罷出ル、八ツ半時比帰宅

一設楽江文通、能登江談、市中入調之儀

申越、返書遣ス

同三日 晴

一朝五ツ時過出宅、懸三人召連、市中入

見分○北野村堀川最奇分才田

新地本村不殘見分相濟、天王寺屋

五兵衛別莊弁当、法光寺小休、八ツ時過

帰宅

同四日

一役所半引

同五日 半晴

一水野分文通、稻俵之圖差越、及返書

一役所休日

同六日 半晴

一無記事

同七日

一水野江文通、稻俵圖返、海草一枝

遣ス

一美濃部鉄之助分之届状壹封、杉浦分

差越、受取遣ス

同八日 晴陰不定雨

一廻船方御用状出ス○岩田鍬三郎江壹封

幸便ニ付遣ス

一地方御用状出ス

同九日 曇時々雨

一八ツ時過分西井源次郎入來逢

夕刻帰ル

同十日 曇

一水野分文通、及返書

一坂本江文通、九鬼短冊頼遣ス、返書来ル

撰州新在家

百姓

伊作

右坂口書申付、出牢申渡

一茂久左衛門娘初七日待夜ニ付、山口

瀬左衛門遣、香奠金貳百疋遣ス

同十一日 雨

一堤方廻村、雨天ニ付延引

摂州駒ヶ林

百姓

四郎兵衛

右身持不宜、其上不当之所行有之

尔付、吟味之上入牢申付ル

同十二日 朝雨曇

一朝五ツ時出宅、堤方廻村懸兩人

召連ル

大和川通

用水塚樋

柏原村

外甘ヶ村立合

根杭并杭出場所替 沼 村

用水塚樋

城連寺村

外善ヶ村立合

右出来栄見分、沼村根杭者仕様不宜、直し方

申付ル○柏原村会所ニ而弁当、暮

六ツ時過帰宅

摂州奥妙法寺

百姓

仙左衛門

右悴縊死を病死之体ニ仕成し

葬候一件、水野若狭守江差出申渡

宿預差免ス

同十三日 晴

一明日永并能登守川々見廻之旨

川方懸る川浚懸江申越、御用多

尔付自分者不参旨、為申遣候

播州多可郡安楽田町

庄屋

権兵衛

俵田村

庄屋

佐右衛門

山野部村

百姓

喜兵衛

富田仲間村

百姓

亀三郎

右初五拾石宛差出、急難救ニ

いたし度段相願、伺之上願之通

申渡誉置、書下壺通ツ、渡遣ス

一右佐右衛門外式人義、袴帯釵差免

申渡

御備船取締役

大和屋嘉左衛門

右廻船改方申渡、夫々取締筋

心得方をも申付ル

一夕刻宮寺五平次入来逢

一夜ニ入並河復市入来、論語

講訳(聽)聞、五ッ時過帰ル

同十四日 晴夜月明

一朝五ッ時比出宅、難波御藏

為立會相越、御藏奉行比留間

兵三郎・仮(後)伏屋兵左衛門・東(西)与力

出ル、納渡米有之、石井勝之進

出羽初納之處、米怔悪敷受痛

甚しく、御藏納難相成、尚撰立

納之積出役之もの江も夫々申付ル

八ッ時比帰宅

同十五日 晴

一朝六ッ半時過出礼

御城入、伊賀守殿・丹後守殿者逢

有之、越中守殿者不快ニ付、逢断

四ツ時比帰宅

同十六日 曇

一 江戸御用状到来

播州神西郡

森垣村

百姓

初百石上納

伊兵衛

摂州東成郡

天王寺村

百姓

初貳百石上納

孫右衛門

代悴

辰五郎

右伊兵衛者困穀蔵屋敷内江取建

支配所一躰救、孫右衛門者村内困蔵江

困置、村内救伺之上願之通申渡、寄特之段(命カ)

誉置書下渡遣、伊兵衛者袴帯銀

差免ス

一 御城代呼出、用人今文通ニ付、九ツ半時過

御城入、伊賀守殿御宅江相越、用人

波多与太夫逢、御書付一通相渡受取

紀伊大納言殿病氣之處、養生

不被相叶、去八日逝去ニ付諸事

穩便ニいたし、普請者今十六(日)迄明後

十八日迄、唱物者来ル廿二日迄停止候付

火之元入念候様可被致候

閏五月十六日

右即刻帰宅之上設楽江写遣し

御蔵奉行江者例之通本紙相廻し

支配所不残停止觸為差出ル

一 御城代々廻状

去八日清水中納言殿御事、伊紀伊

大納言殿御養子被 仰出、大納言殿

遣領無相違相續可被在之旨、被

仰出候段被仰下候、下畧

閏五月十六日

追而清水中納言殿御事、紀伊殿

〔御〕養子御相續被 仰出候得共

思召も有之ニ付、且今迄清水江被遣置候

御領知其俣清水領与成置、御附人・

御抱入之者共も清水附与可被成置旨

被仰出候段被仰下候、下畧

右写設楽江遣し、廻状者御蔵方江

相廻ス○右逝去ニ付御機嫌被為替候御儀

無之段廻状も来ル、留畧ス

一中沢良左衛門明後日出立之由、暇乞

罷越逢

同十七日 曇漸雨

一朝五ツ半時比

御城入、三手并御目付江

御機嫌伺申置、服晒帷子横麻

四ツ時過帰宅

一廻船方御用状出ス、地方御用状も幸便ニ而

差立ル

一中沢良左衛門明日出立ニ付、侍使ニ而

餞別葛菘箱・風呂敷三遣し

おたの・おみち江之両封届方頼遣ス

同十八日 雨

一金公事日限済申渡有之

撰州深原村

百姓

清吉

右不正品買取之始末相尋、奉行所

吟味中之ものニ付手鎖免、逐而可及

沙汰旨申渡

一森田慎平廻船改与して兵庫江

差遣、今朝出立

一明日川浚始之旨町奉行ノ申越、及返書

同十九日 晴

一林茂久左衛門、昨日迄ニ而実父忌廿一日

相立候ニ付忌差免、今日ノ出勤申付逢

一昼後ノ設楽江相越逢、鯨江川

一惡水拔書上、自分存寄之趣取調

持参いたし、一躰ニ趣意及演舌

尚取調方之儀申談一件書物相渡ス

夕飯被振舞、夕七ツ半時過帰宅

一戸井甚右衛門ノ文通、紀伊殿所勞

之處養生不被叶、当月八日逝去

被致、遺躰江戸表当月廿日出棺

道中十九日振東海道本坂越

美濃路通、国許江被相越候旨申参

無滞旅行被致候ハ、来月六日此表

津村御坊昼休被致候筈、下畧、及返書

一茂久左衛門尋遣し重詰もの遣ス

同廿日 晴

一昨夜戌ノ刻、京都四条寺町道場

見七物小屋ノ出火、南江焼祇園

御旅所不残、寺町四条上ル御幸町

尻迄焼、亥之刻末鎮、注進飛脚

今朝届ル

同廿一日 曇折々雨

一朝六ツ半時谷丁濱ノ乗船、市中

川浚見廻相越、淀川上丁場中屋敷前

西横堀船町橋下手木津川捨場

堂嶋川難波橋下手、夫々見廻

組与力同心共ニ逢、出役森田鎗三郎

四ツ半時比帰宅

撰州権堂村

茂兵衛

同人弟

善助

入牢

市郎兵衛

卯兵衛

同人弟

良助

手鎖宿預

藤助

右村内為及惑乱候始末、及吟味

書面之通申付ル

一 竹内清太郎外老人江之御用書状

壹封、十人組江頼差立ル

但黒田傳右衛門外式人御賞誉之儀

申遣

一 池田庄太夫入来逢

一 鯰江川悪水抜調物、年番今今日江戸江差立ル

同廿二日 晴夕遠雷

一 無記事

同廿三日 晴雲立有遠雷

一 藤方彦市郎之壹封、大坂屋に

届■翁染筆物出来差越ス

同廿四日 晴暑氣強

一朝五ツ時比谷丁濱へ乗船、難波

御藏為立會相越、池田庄太夫

鈴木兵左衛門罷出ル、納渡有之立會

九ツ半時過退散○道頓堀川筋

瓦町五丁目二ツ井戸、初而一覽

○八ツ時比帰宅

同廿五日 晴

一 杉浦江文通、返書来ル

同廿六日 晴

一 水野江文通、潤八・尚太詠哥遣ス

一 杉浦江文通、醬油壺樽使江渡遣ス

摂州御影村

久太郎

右博奕いたし候ニ付、敲御仕置申付ル

摂州脇濱村

出牢之上

若次郎

手鎖村預

外九人

同州神戸村

出牢之上村預 源藏

右仮口書取申^之、書面之通申付ル

同廿七日 半晴夕雨、今曉七ツ時

三分土用ニ入

一明六ツ時過出宅、暑氣見舞如左

○水野若狭守

御城内三手・加番・番頭例之通

○石川長次郎 ○卯木武十郎

○星野市郎兵衛 ○内藤茂之助

○永井能登守 ○笹本茂三郎

右申置、五ツ半時比帰宅

一坂本鉉之助入来逢

一卯木・星野・石川入来申置

一御用状出ス

一西小弥太入来逢

同廿八日 半晴

一無記事

同廿九日 晴

一設楽入来逢 ○傳馬(御扶持方) 御證文式通

手廻シニ持参、受取

六月朔日 曇

一朝六ツ半時過

御城入、三手共御逢有之、四ツ時過

帰宅

一八ツ半時過出宅、上本町筋迄設楽

同伴いたし、永井能登守宅江相越

逢、市中入之儀并古金銀引替

取斗向之儀申談ス、夕刻帰ル

一堤・廻船方年番替受取渡相濟

同二日 半晴

一宮部潤八郎孫、今日病死いたし候由

届出ル

一中山昇三郎去月廿六日男子出生、名付

呉候様相願候ニ付、繁太郎与撰遣し、金

百疋遣ス

同三日 曇

一内藤茂之助入来申置

一近山藤四郎妻〔昨夜〕出産、男子出生之由

安食一紙写設楽合来ル

一江戸御用状到来

同四日 曇

一無記事

同五日 半晴

一間瀬信之助入来逢、直胤作小刀一

贈ル

一設楽合文通、暑氣見舞鯨到来

受取為遣候

一夜ニ入並河復一入来、論語講

聴聞、五ツ時過帰ル

同六日 半晴漸雨輕雷

一設楽江昨日之返書移遣ス

一石川養母願濟、一紙寫田合

到来、比留間江廻達

播州中村町

弥七郎

右不届之取斗いたし候始末

口書申付、出牢村預申付ル

同七日 晴

一水野江文通、暑氣見舞鯨遣ス

海松一枝贈ル、返書移り来ル

一内藤・笹本・星野・卯木・石川江

侍使、口上ニ而暑氣見舞、品物

遣し移差越

一甲斐庄喜右衛門々文通、暑氣

見舞、道明寺楠到来、及返書

一足代弘訓家来出坂之よしニ而

染筆もの出来差越ス

一潤八郎孫初七日ニ付、香奠金

貳百疋遣ス

同八日 半晴小雨軽雷

一朝六ツ半時谷丁濱合乗船、川浚見廻

安治川口・海口浚見分、両組同心共

詰合逢○帰途暑氣見舞、甲斐庄

喜右衛門江立寄申置、品物遣ス○清水

一橋代官江申置、九ツ半時比帰宅

一水野合暑氣見舞、菓子到来

及返書

一設楽江書通、暑氣見舞菓子

品物遣ス、返書移来ル

一藤方手代中川戸三郎、昨日着いたし

候よしニ而書状并團扇三持参、不逢

同九日 晴夜雷氣

一潤八郎・茂久左衛門・与八郎・孫八郎江

薄羽織遣ス

一永井江文通、暑氣見舞菓子・團扇

遣ス、返書移来ル

一池田入来逢

一藤方江之返書并金・米糖一折

戸三郎方江為持遣ス、明日出立のよし

同十日 晴

撰州天王寺村

利兵衛

右初百石差出、村方非常手当ニいたし度段

願之通申渡、誉置候段書下渡遣ス

一池田・西井江文通、暑氣見舞品物

遣ス、返書移来ル

同十一日 晴

一午拾番御用状出ス

○久須美先生・順三郎江壹封ツ、

杉浦・坂本之両封ニ入

○勝恒兵衛江壹封

○松村忠四郎江壹封

ノ

同十二日 晴月明

一昼前設楽入来逢

一柴田日向守江文通、暑氣見舞

菓子・茶遣ス、返書移来ル

一潤八郎・茂久左衛門分鱈到来

一八田知紀江哥頼遣ス

同十三日 晴月明

一朝六ツ半時過出宅、暑氣見舞如左

○京橋用人三人返礼○山村与助同断

○銅坐三軒○坂本通逢、四ツ時過帰宅

撰州板宿村

三郎右左衛門

右能登守江差出ニ付、出牢申付ル

一夜ニ入並河復一入来、論（護）講聽聞

五ツ時過帰ル

一夜五ツ時過（漸）漸服賤行、追手前（分）

備前嶋渡し場松ノ下通天満橋

を渡、市場天神橋を渡、八軒や

谷丁筋江出、九ツ時比帰宅

同十四日 半晴

一明日川浚見廻ニ付、出札断之儀

一設楽江申遣、返書来ル

一比留間江文通、暑氣見舞品物

遣ス、返書来ル

一池田入来逢

同十五日 晴

一朝六ツ半時谷丁濱乗船、川浚見廻

上丁場并堂嶋川筋五ツ時過

上陸○暑氣見舞挨拶如左

○尼崎又右衛門○内山彦次郎○近藤

左衛門○小川甚右衛門申置、五ツ半時過

帰宅

一松平伊賀守殿中暑ニ付、出札断之

一紙写、設楽合来ル

同十七日 半晴小雨今朝立秋

一 撰州中道村

醫師

元朝

右帯刀いたし役所江罷出候ニ付、一通

及吟味、手鎖村預申付ル

一夕刻合坂本入来逢、四ツ時比帰ル

一設楽合文通、縁談断申越、及返書

同十八日 曇雨涼氣

一池田江設楽文通為持遣ス、返書来ル

一久須美順三郎江壱封、六日限を以

直ニ差立ル、右者佐州不快之よし、池田合

談有之ニ付、見舞状也

同十六日 晴 遠雷

一嘉祥ニ付役所休日

一天王寺村毘沙門祭ニ付出役并

足輕差遣ス

同十九日 曇時々雨昨夜大雨

一設楽江文通、明日參候義申遣、返書来ル

同廿日 時々雨

一朝五ツ半時比出宅○米津用人三人

暑氣見舞罷越候、為挨拶玉造

下屋敷江罷越申置○設楽ニ參ル

市中入調出来候分、書類不殘貸遣

夫々及談判、熊三郎をも呼出、調方

申含ル、昼飯被振舞、八ツ時過帰宅

同廿一日 朝雷雨昼後晴

一竹内清太郎・岡田利喜二郎之

老封、為替組を頼差立ル、当年

作方之様子、申上書江書状添遣ス

一出水ニ付、引落候迄川浚見合之旨

町奉行之申越、及返書

一星野一郎兵衛義

御城惣御修覆中、破損奉行

助勤被 仰付候、吹聴罷越申置

同廿二日 晴

一星野一郎兵衛破損奉行当分助

吹聴一昏写、設楽之到来

一御城代之連名呼出有之、設楽

罷出候處、停止觸書取達有之候由

同人之写差越ス

女院御違例之処、御養生

不被為叶、一昨廿日

崩御之旨、從酒井若狭守

申越候、依之今廿二日之廿四日迄

鳴物停止、普請者不苦候

六月廿二日

右鈴木左太右衛門を以御渡之旨、申来ル

一右停止觸支配所江觸書出ス

一嘉言江詠草遣ス、返書差越ス

同廿三日 晴雲立有之

一 設楽江文通、及返書、保助便

一 杉浦江文通、正一郎書状届ル

一 坂本江文通、正一郎書状届、鉄炮

の事申遣ス

一 町奉行江文通、川浚拂證文

差越、調印遣ス

同廿四日 半晴少々通雨

一 水野江文通、自詠并外短冊数葉遣ス

同廿五日 曇昼後半晴

一 杉浦江文通、正一郎江之沓封頼来ル

受取為遣ル

一 鏡石助六昨日着坂いたし候よしニ而

昼比来ル、勝之之届物持参致ス、通し逢

酒振舞遣ス

一天満祭ニ付・役所休日

同廿六日 晴夕大雨雷氣

一夜ニ入並河復一入来、論語講聽聞

五ツ時過帰ル

同廿七日 晴

一朝五ツ時比出宅、星野市郎兵衛方江

罷越、破損奉行当分助被 仰付候歎

申置○内藤茂之助江立寄、逢

五ツ半時過帰宅

一 昼後設楽入来逢、市中入書物

調出来持参、受取置

同廿八日

一 生玉祭礼ニ付、役所休日

一 内藤江文通、赤飯・尔しめ遣ス、

返書来ル

一 設楽江文通、市中入書物一昏

返ス、返書来ル

同廿九日 晴風

一八ッ半時比設樂入來、同伴いたし

永井能登守方江相越、表ニ而逢

市中入取調書壹冊、其外繪圖并

去冬中同人方々相渡候返却物

一昏をも直ニ差出ス、七ッ時過歸宅

一星野一郎兵衛江歛結狀ニ而鱈節

一箱遣ス

同晦日 晴

一小谷古蔭并治堅江挨拶状、權進分

為差立ル

一潤八郎妻奥江出逢

有之、両御定番者不快ニ付逢

無之、四ッ時過歸宅

一能登守方手代呼出有之、潤八郎

差遣候處、下屎一条村々奉行所江

差出候様、内山彦次郎申談候よし

一尼又江使遣し、借用本三通り

相返し、團扇五本遣ス

一西山源二郎江使ニ而本一冊返ス

一本多為助江使、逸史一部

返し、木綿縮一反遣ス

同二日 半晴少々雨烈風

一江戸御用状來ル○高橋近江風聞

書差越ス、松井助左衛門達し候よし

○順三郎分壹封○小弥太奉納

額之事申來ル○佐州分宮寺・

西井江之式封頼越ス

○関分壹封

七月朔日 晴

一朝六ッ半時過

御城入出札、伊賀守殿者御逢

メ

一河州溝植見分与して茂久左衛門

遣し、昼後帰ル

一今朝竹原屋与兵衛同家京住

一竹原屋弥兵衛与申もの、潤八郎方江

罷越、与兵衛義身上向不如意ニ相成

候ニ付而者、御用金之儀、差当上納方取斗候者

勿論之儀尔付、尚金千九百拾兩相納

候旨申立、昼後右金相納、尚又銀百

式拾六メ目納方いたし候旨、受取書遣

先炭安江相願置、夫々及沙汰遣ス

一昼前西小弥太呼ニ遣し、即刻来

奉納額ニ事、供遣ス

同三日 雨折々半晴

一内藤江文通、実母病死ニ付様子

相尋、茶一斤遣ス、関届状壱封も

遣ス、留守受取来ル

一美郷江染筆もの権進分頼為遣ル

同五日 半晴

一河州茨田郡大枝村村方勘定

向取締之儀、村役人并惣代共江申渡

受證文申付ル

同五日 晴夜烈風

一江戸江御用状八日限ニ而出ス

○新井鎌吉壱封

是者家草之儀返書

○馬場小太郎江壱封

是者先方家嶋調之事申遣

○久須美正一郎江壱封

杉浦壱封ニ入

○勝安兵衛壱封

お喜久文也

メ

一坂本鉉之助養子ニ可相成、大御番

之二男高橋空三郎与申もの、客分ニ而

今日鉉之助方江引取候よしニ付、内祝

の積ニ而すし壺重・饅頭壺重、書通

を以遣ス、返書来ル

一西井江久須美之書状届ル、返書来ル

同六日 半晴

一茂久左衛門義、五条ニ罷在候実弟

病氣ニ付、取始末与して参度旨

願書、承届遣ス

一撰州魚崎村増次郎死骸取

片付申渡一件、證文申付ル

同七日 朝晴四ッ半時比夕雨風

昼後弥烈敷暴風雨

夜四ッ半時過鎮ル

一朝六ッ半時比役所一統礼受ル

一右相濟直ニ

御城入出礼、伊賀守殿・越中守殿者

逢有之、丹後守殿者不快ニ付逢無之

番頭式軒・加番四軒廻勤、五ッ半時

過帰宅

一風雨ニ而御役宅内處々破損所出来

仮手当申付ル

一水野台文通、哥人名前之儀聞ニ来ル

蘭草一鉢到来、及返書

一坂本台文通、安平到来、及返書

同八日 半晴残暑強し

一今暁台川々逐々出水、四ッ時過天満

はし水丈九尺ニ相成候段、例之通

樋屋市二郎届出ル、即刻水防

出立届之儀、町奉行若狭守江達書

為持遣ス

一右已前淀川東縁中沢斎輔

西縁森田善作差遣ス

一自分者懸りと八郎召連、淀川

東縁江出役、四ツ半時比出宅

野田村・中野村の堤通上辻村江

九ツ時比罷越、同村ニ而弁当

○河州八番村大川縁堤裏溝

防又者田畑中江五ヶ所程吹水いたし

多分之事ニ者無之候得共、夫々手当

申付ル、村役人共人足召連詰居、手当

いたし居候○守口宿會所ニ而

休足中、大坂の御用状到来、里村

保助の文通ニ而与八郎江申越、神崎川

通秀野新田・南西嶋新田切所

其外欠崩所處々出来いたし候由

届書相添申越ス、夕刻申付支度

いたし、暮六ツ時比守口宿出立

東海道筋帰途、六ツ半時過帰宅

一坂本鉦之助義、今般養子之心当ニ而

去ル五日引取候大御番平馬悴

高橋左三郎歳十八才召連、夕刻の参

居候よし一同逢、土産ニ画扇一・烟管一

相贈ル、暫く話し夜五ツ半時過

帰ル

一留守中鏡石助六来ル、風雨ニ而

相撲小屋損し、七日限ニ而止メニ

成候よし

同九日 曇折々雨

一朝六ツ半時出宅、水防廻村懸り

与八郎・保助召連ル○鳶町筋の

船津橋を渡、福寫江出ル、此邊

往還迄出水、逆川縁六軒屋

新田江罷越、同所垠樋防吹水いたし

村役人共出居手当いたし居

○四貫嶋堤吹水いたし、村々出居

水防手当いたし、設楽手代共

召連、此邊江附居逢、夫々防方

及差圖○秀野新田堤長

四間昨夜中及切所、仮メ切

いたし有之、町奉行川方与力・同心

見廻罷在候ニ付、与八郎遣し

参談為及、小破ニ付大欠所之積

取斗候故、及引合置○西嶋新田

農家ニ而弁当○南西嶋新田

堤長拾四間昨夜中及切所

仮メ切出来有之○西嶋新田

欠所見分、設楽江逢、同人二者

自普請所見分与して罷越候也

○中嶋新田欠所長五百六十間

斗見分、其外ニも欠所有之

同所會所ニ而暫く休足、是合

乗船○四メ嶋堤吹水之場所ニ

設楽罷在与八郎遣、自分者淀川

最寄江罷越候儀申遣、野田新家

渡場合上陸、步行、中津川筋

西縁見廻、夜五ツ時前光立寺村江

相越、庄屋八兵衛宅江泊○村々泊江

罷出ル、何れも別条なし

同十日 半晴

一朝五ツ半時比光立寺村出立、中津

西縁見廻、北長柄村江相越小休

村々様子承札候處、何レも無難ニ付

同村合引取、天満水丈杭及見候処

九尺七寸余ニ減水、昨夕壹丈九寸

迄ニ至候よし、九ツ時比帰宅

同十一日 半晴

一今朝昨日帰坂届可罷越處、昨日合

腹合不宜ニ付、設楽江頼遣し

同人

御城入序一同出ス、右ニ付与八郎

差遣、及挨拶

同十二日 晴

一八ッ半時比ハ鏡岩濱之助・鏡石

助六弟子薬師嶽一二三川召連

来ル、濱之助者初而逢、一同酒振舞

遣し、夜五ッ時過帰ル

一並河復一江夜講断申遣

同十三日 晴

一金公事日限済申渡有之

一昼後水野若狭守方江罷越逢

昨日川方八田伴右衛門ハ与八郎江談

有之候、去ル七日川筋水防場所調

書付之儀申談、無程帰宅

一右国役堤ヶ所附彗通、保助を以

若狭守方江遣ス

一茂久左衛門弟又七郎手代病死いたし

昨十二日ハ忌服受候段、届書五条ハ

差越候段、潤八郎申聞ル

同十四日 半晴夜月明

一水野ハ文通、北平の町風聞書

一冊差越、外ニ自詠見セニ来、及

返書、啓茂短冊為持遣ス

同十五日 晴

鈴木尚太郎 岡田寛一郎

中山昇三郎 六嶋清次郎

中沢斎助 岡田銃助

石井益太郎 森田鎗三郎

嶋林梶三郎 森田善作

右麻上下一具ツ、遣ス

山口瀬左衛門

右羽織一遣ス

大坂屋

定次郎

右上一具遣ス

一宮寺五平次妻一昨十三日女子出生之

一紙、設楽今写廻し来ル

同十六日 晴月明

一役所休日

一豊嶋屋門藏呼寄逢逢、上下遣ス

一大工勘兵衛義、七ヶ年来実貞ニ

用向相達候ニ付、上下遣ス

一夜分漸服賤引

一水野江文通、一昨日之風聞書

一冊返ス、同人自詠二枚返ス、受取

同十七日 晴

一江戸江御用状出ス

○おたの・おち江沓封金子入遣ス

一茂久左衛門昨夕帰坂のよし

同十八日 半晴雨

四ッ半時比ハ雨

西南風強く

八ッ時比収

撰州天王寺村

庄屋

与三左衛門

見習

猶二郎

庄屋

丈三郎

後見

孫三郎

庄屋

賢二郎

同

藤次郎

北平野町

庄屋

庄左衛門

南平野町

庄屋

伊右衛門代

見習

万三郎

東高津村

庄屋

源兵衛

本庄村

庄屋

藤左衛門

江口村

庄屋

善左衛門

孫右衛門

下新庄村

庄屋

助左衛門

三番村

黒田傳右衛門

右逢候上、上下一具ツ、遣ス

同十九日 晴

一 河州守口町

庄屋

六兵衛

大庭八番村

庄屋

利右衛門

橋波村

庄屋

五郎兵衛

今津村

庄屋

弥十郎

右逢候上、一同上下遣ス

一杉浦大二郎江文通、美濃部分之

壺封遣し、酒醬代書付式通

遣ス、返書来ル

同廿日 曇小雨

一与八郎義設樂江遣、此間水

防届之儀、永井話有之候段、申聞候由

一昨十九日尾張屋惣右衛門届

○川支

○馬入川六月廿日辰中刻分

七月十二日辰刻迄

○大井川七月七日卯刻より

七月十六日辰刻迄

同廿一日 晴 二百十日天気穏

一御城代分廻状到来

今度紀伊殿御養子被

一仰出、誠目出度御儀不可過之旨

被仰下恐悦之御事候、此段申達候、以上

七月廿一日 松 伊賀守

御代官・御藏奉行宛

一右御藏奉行江廻達、設樂江写

遣し、自書ニ而今日廻勤いたし候段

申遣ス、返書来ル

一八ツ時過分

御城入、三手并御目付壺軒

紀州殿御養子御相續恐悦

申置、玉造口分出ル○坂本江

相越ス、高橋奎三郎引移

内歎申述ル、寛話、夜五ツ時過

帰宅

同廿二日 晴

一設楽入来逢、昼前参り飯振舞

九ツ半時比帰ル

○八部郡

二ツ茶屋村

年寄

八郎兵衛

下谷上村

庄屋

平左衛門

神戸村

庄屋

甚右衛門

徳五郎

○河辺郡

椎堂村

庄屋

太郎右衛門

唐櫃村

同

太右衛門

○武庫郡

鳴尾村

庄屋

藤右衛門

市郎兵衛

今津村

庄屋

仁左衛門

源左衛門

○兔原郡

横屋村

庄屋

与左衛門

御影村

同

仁兵衛

東明村

同

善左衛門

○住吉村

吉田喜平次

○兵庫津

山田や与三左衛門

庄屋

誉左衛門

打出村

庄屋

喜一郎

右之もの共逢、上下一具ツ、遣ス

一八ッ時過合出宅、永井能登守方江

罷越、今日者村之外御用多調物中ニ付

逢断、組与力勝部与一郎差出候ニ付

逢、市中入之儀品々申談○七ッ時過

内藤茂之助方江相越逢、暮六ッ時過

帰宅

同廿三日 晴

一朝池田庄太夫人来逢

一夕刻並河復一令使、夜講断来

播州安楽田町

国蔵

八蔵

門前村

善右衛門

同廿四日 晴曇

一朝五ツ時出宅、難波御蔵立合

相越、池田庄太夫・伏屋兵左衛門

罷出納渡有之、九ツ半時比退散

○堺筋筋屋江立寄休足、八ツ時過

帰宅

同廿五日 晴

一宮寺五平次義、常々御用多

相勤候ニ付、勤内式百俵高二御足高

被下候段、一昨廿三日御城代被仰渡候旨

破損奉行為知一紙写、設楽令来ル

一鈴木尚太郎灘目江出役申付

今朝出立

一永井能登令文通、若狭守娘小出

織部妻病死聞忌ニ一日遠慮

同日能登守月番心得候旨、設楽

連名ニ而申来、及返書

同廿六日 半晴

一朝六ツ半時出宅、谷丁濱令乗船

川々浚見廻○上丁場綿畑

前与力・同心詰居逢○淀川

金相場前与力工藤左之助ニ逢、西国はし邊ニ

参候處、浚所外場所ニ替候間

是夕直ニ帰帆、四ツ半時過帰宅

一暮六ツ時過杉浦大二郎入来

酒代持参、五ツ時比帰ル

同廿七日 半晴

一金公事申渡有之

一内藤江文通、明日招候義申遣

承知之返書来ル

一御城代両川口冲手巡見ニ付

両新田江堤方与八郎出ス

一朝釵術稽古有之、小弥大呼寄逢

同廿八日 半晴昨夜雨

一破損奉行一紙昨夜到来之よし

今朝一覽、右昨夜中設楽より

写ニ而来ル

圓照寺宮去月廿二日薨去

右大將様御機嫌被為替御儀

無之旨

右大將様御母方御伯母御定式之

御忌服可被為請候処、日数相立

候ニ付、去ル十九日一日被遊

御遠慮

精姫君様ニ者御実父方御伯母

御定式之御忌服可被為請候処、是又

日数相立候ニ付、同日一日被遊

御遠慮候旨、老衆分申来候間

此段申達候

七月廿七日

一右ニ付、設楽分御機嫌伺之義問合

差越、及返書

一四ツ時過染帷子麻ニ而

御城入、三手并御目付老人御機嫌

伺申置、玉造口分出、四ツ半時過

帰宅

一 御城代々廻状到来、八ツ半時過來

即刻御藏奉行江順達

松平右京太夫病氣候處

養生不相叶、去十九日

卒去

公方様 右大將様御機嫌

被為替候御儀無之

公方様右大將様定式之

御忌服被為 受候旨被仰下候

此段申達候、以上

七月廿八日 松伊賀守

御代官

御藏奉行 宛

一 右写設楽江遣し、明朝

御城入いたし候旨申遣ス

一 七ツ時過分内藤茂之助入来、庭前之

萩盛りニ付相招候也、夕飯振舞

及寛話、夜五ツ時過歸ル、江戸製

烟草入・烟管筒各一到来

一 宮寺五平次一紙到来

女院御所崩御ニ付江戸表ニ

おゐても停止被 仰出候、御城代

御書付忝通廻来、比留間江順達

為致

同廿九日 晴

一朝五ツ半時過

御城入、松平右京太夫卒去ニ付

御機嫌伺、三手御目付江申置

四ツ時比帰宅

播州宍粟郡

皆河村

繁三郎

下野村

親之助

多河郡

安楽田町

撰州下三番村

権兵衛

百姓

中村町

右不孝之訴有之、即刻召捕一通

四郎兵衛

吟味之上、入牢申付ル

下三原村

重太夫

美囊郡

八月朔日 曇曉今朝雷氣

桃坂村

夕刻又雷雨

惣兵衛

一朝六ツ半時比役所一統家来

加東郡

礼受ル

粟生村

一朝六ツ半時過

百姓

御城入、三手共御逢有之○番頭・

八十郎

加番不残八朔祝詞并暇乞申置

右逢、上下壺具ツ、遣ス

○山木数馬江立寄逢、来ル

同晦日 半晴

一家族祝義家例之通

一坂本江文通、醬由遣し、異国船

一撰州播州支配所村役人并

一条写一冊貸遣ス、返書来ル

重立候百姓共礼受ル、都合人数

述而篇聽聞、五ツ半時比帰ル
百八人、其余者申置

一八朔祝義、玄闕来客数人不及細記

同二日 半晴

一昨夜船ニ而森八左衛門、八軒屋着之よし

尔付、揚場江鈴木尚太郎遣ス

一森江為案内侍中田力貸遣ス

一同人四ツ時過來逢

一大坂屋新左衛門罷越逢、居間ニ而

逢、西国・中国風雨之義、調方申付ル

一夕七ツ時過ハ坂本入来、菓子到来

七ツ半時過ハ設楽来、土産もの

品々到来、庭之萩盛ニ付昨日

約束いたし招候也、夕飯振舞

閑話、夜五ツ半時比一同帰ル

同三日 半晴昼前大雨昼後時々雨

一森八左衛門ハ文通、土産として烟草

一箱・伏見羊羹到来、及返書

一八木新平入来逢

一青山下野守殿家来岸与三左衛門・

舟津甚平入来逢、武庫川筋

見楚村論所之儀ニ付、品々心得方

申諭遣ス

一川辺郡椎堂村一件、出牢

申渡

一平野屋市郎兵衛一件、此節不殘

相済候段、西与力成セ九郎右衛門ハ

手代共江達有之

一昼後出宅、森八左衛門方江罷越

逢、茶器并菓子一折遣ス、暫ク

談話○御金方仮役西山喜六郎・

花井惣九郎御、藏方仮役鈴木

兵左衛門・伏屋兵左衛門方江為暇乞

罷越、何れも逢、七ツ時比帰宅

一暮合過並河復一入來、論語講

述而篇聽聞、五ッ時半比婦ル

一今日留守江水野分使、稻俣画

差越、菓子少し・桑茶到来、受取

遣候よし

同四日 終日細雨

一山木数馬江文通、五日出立ニ付為

餞別江戸ミそ一曲・道明寺二昏

遣ス、取込中口上ニ而返事申越ス

一龍太郎稽古婦之節、復一合

義士之書差越ス

同五日 小雨

一山木数馬分昨日之返書差越ス

一水野江一昨日之返書稻俣画

返し、海苔移リニ遣ス、受取

一午拾貳番御用状、八日限ニ而出ス

一大坂や新左衛門罷越逢、風雨之儀

取調書卷冊持參、受取

一花井惣九郎・西山喜六郎為暇乞

罷越、申置

一鈴木兵左衛門・伏屋兵左衛門、同断申置

同六日 雨

一松平左衛門尉分太刀・馬代銀老枚

使者を以相贈ル

同七日 半晴

一朝検見懸其外諸出役、役所

一統江申渡

一朝五ッ時過出宅、堤方急破

御普請願場所為目論見相越

懸両人連、谷丁濱分乗船

淀川通

○三番村欠所長拾卷間

目論見

○八番村洩水場所長六拾間

堤根囲水杭式ヶ所繕同断

右相濟、江口村庄屋孫右衛門宅江

立寄小休、夕七ツ半時過帰宅

一大坂屋新左衛門罷越逢

同八日 半晴冷氣

一高田八左衛門長崎表通行ニ付、罷越候由

申置

一七月廿九日出塚越左傳次ヶ

權進宛書状到来、順三郎ヶ之

壱封来ル、杉浦大二郎江壱封

届方頼来ル

同九日 曇

一朝六ツ半時出宅、堤方廻村懸兩人

召連、谷町濱ヶ乗船

神崎川

○中嶋新田海表大破之

場所川筋欠所共目論見

○矢倉新田欠所見分

○西寫新田欠所目論見

○北西寫新田同断

右相濟、夕七ツ半時過帰宅

同十日 半晴

一朝六ツ半時過出宅、堤方廻村懸

兩人連、谷丁濱ヶ乗船

神崎川

○南西寫新田切所目論見

○秀野新田同断

正蓮寺川

○嶋屋新田欠所見分

○恩貴嶋新田同断

嶋屋新田會所弁当

中津川

○四貫嶋欠所目論見

○六軒屋新田見分

○西野新田同断

淀川

○湊屋新田欠所目論見

右相濟帰帆、船場北濱分上陸

○道修町五丁目高田八左衛門旅宿江

立寄逢、卯木柳参り會逢○内藤江

立寄逢、暮六ッ時過帰宅

一江戸御用状到来

○豊田沓封

○三岡源太郎沓封

ノ

同十一日 半晴

摂州中道村

元朝

右永井能登能登守江差出ニ付、手鎖
村預差免申渡

同十二日 曇漸雨

一星野分文通、内祝鳥子餅到来

受取為遣ル

一石川長次郎江文通、五色羊羹

遣ス、留守受取

一坂本分文通、貸置候書物返ス、町打

之事申來、及返書

一杉浦大二郎江文通、采石沓封

届候返書來ル

一西小弥太門人、奉額今日天満

天神江奉納いたし候よし持参

稽古場ニ而一覽致ス

同十三日 雨

一朝五ッ半時過

御城入、昨日迄ニ而番頭・加番

交代相濟候ニ付、三手江例之通

珍重之旨申置、番頭・加番

御城入歛申置、追手より退散

○御金方御藏方仮役四軒着歛

入来之挨拶申置、四ツ半時比帰宅

同十四日 曇夕漸雨夜ニ入

大雨

一庭前之萩末ニ者成候得共、役所

之もの共一統呼遣し、不残

人数相揃居合拾五人也、夕

七ツ時過分参り酒振舞遣し、夜

五ツ時前退散

同十五日 雨昼比分逐々晴レ

一朝六ツ半時過

御城入、月並出礼、伊賀守殿斗

逢、御定番兩人者不快不逢、四ツ時

過帰宅

一坂本分使、家例之尔しめ・菜飯

到来、自分分鉉之助江礼申遣ス

移り二團子遣ス

一夕刻分曇漸雨、夜九ツ時比分

晴月清明、庭前賞月

同十六日 晴夜月明

一昼後永并能登守江罷越、今日者

御用多ニ而不逢、古助ニ逢申置

○御勘定大竹次郎助去ル十三日

着之よし、旅宿岩町江立寄

申置、八ツ半時過帰宅

一諸入用金今日受取

一今日廻船方御用始いたし、年番

尔て無滞相濟

同十七日 半晴

一西井源次郎入来逢、昼飯振舞

一安食善之丞入来逢、御金蔵

一納札引替之儀ニ付、内問合有之

一存寄及挨拶

一今朝釵術稽古有之

同廿日 雨

一杉浦大二郎文書、美濃部鏡之助

一書状差越ス、受取為遣ル

同十八日 雨夕収

一金公事申渡有之

一夜ニ入杉浦大二郎入来逢、天の部

一酒代持参、権進ノ受取書為差遣ル

同廿一日 曇漸雨

一金公事申渡有之

一内藤茂之助江文通、借置候帯地

一返し、枕時計見セニ遣ス、右

一時計者直ニ返し、返書来ル

同十九日 曇雨

一懸屋可申付平野屋新兵衛引当

一沽券并親類糺之儀、永井

一能登守江瀬左衛門遣、内山彦次郎江

一為示談書取為差出ル

一龍太郎町打細工稽古之ため坂本江

一参ル、朝夕刻迄参り居帰宅

一申越

一近山ノ使、手製カステイラ到来、及返書

同廿二日 晴

一釵術稽古有之

一龍太郎江坂本江稽古出席

夕刻帰ル

源三郎代判

同廿三日 半晴

又兵衛

一朝五ツ時比出宅、堤方懸兩人

右懸屋申付候段申渡、例之通受

召連、八番村国役堤御普請所

證文并引当證文等為差出ル

急破之分為丁張相越、歩行ニ而

一炭安当分懸屋者差免ス

東海道筋差越ス、九ツ時比場所

一右之趣、両町奉行江書取を以相達

見分相濟、同村ニ而弁当、昼

一土井甚右衛門入來、紀伊殿当月

八ッ半時過帰宅

十一日被任叙從二位大納言候旨

同廿四日 曇

一昨廿三日分之落

東本願寺使

本町貳丁目

石川員

平野屋

右御門跡御妹恭姫君、今般幡州

新兵衛

姫路本徳寺江入興、來月朔日

親類惣代兼

京都發興、支配通行之旨、口上書差置

受人

備後町四丁目

同廿五日 雨

平野屋

一融通方町人共江永井能登守

代合ニ付、繼添證文渡ニ付、昼飯後

出宅、能登守方江相越、九ツ時過

罷越暫く待、八ツ時過設楽入来

〔能登守江逢候上、例席江一同

出坐、繼添渡之儀能登守申渡

懸り之もの共如左

西与力

松井金次郎

小川甚五右衛門

近藤保太郎

自分方出役

宮部潤八郎

六嶋清次郎

設楽同断

西田信一郎

山下五四郎

右与力江者一同逢、八ツ半時比帰宅

一土井大炊頭領分西成郡北

大道村ニ而、同人家来召捕候博奕

一件、自分方江差出方之儀、此程

懸合相済、今日昼前家来罷越

引渡有之候ニ付、帰宅後一通及吟味

西成郡

天王寺庄

忠左衛門

甚兵衛

栄助

永井領分

嶋下郡一ツ屋村

伊右衛門

土井領分

西成郡北大道村

周蔵

同郡大道新家

弥兵衛

天王寺庄無宿

入牢

嘉藏	安次郎	守口町無宿
		喜和松

右之通申渡

一龍太郎茨田郡八番村江釣ニ

參ル、朝夕夕帰宅

同廿六日 昨夜夕雨朝五ツ半時比夕止

曇

一朝六ツ半時過出宅、檢見廻村手始

天王寺村江罷越、懸林茂久左衛門・

鈴木尚太郎・岡田銃助・森田

鎗三郎召連ル、天王寺村田畑共檢見

聖天山ニ而弁当、当年作方田方者

出来宜、畑方綿作者不宜方也○庄屋

文三郎宅前往還余地之分檢地

致ス、八ツ半時過惣会所江罷越、春法

七ツ時過引拂○同村牢屋見廻

入牢人自分方拾八人、設樂分四人

有之、牢屋門前普請場所見分

致ス、入牢人一同江鮎式箱ツ、遣ス

夕七ツ半時過帰宅

一西井夕文通、受取遣候よし

同廿七日 曇少雨

一支配所天王寺庄并永井遠江守

御預所・土井大炊頭領分之もの共

引合候博奕一件、一同重敲、庄屋者

急度叱、年寄者叱、夫々御仕置申渡

例之通檢使手代差遣ス

一朝五ツ半時過出宅、堤方懸兩人召連

九條村江罷越、関板見分致ス、昼

九ツ半時過帰宅

一西井江昨日之返書遣し、中田

藤右衛門江之短冊為持遣ス

入墨無宿

正之助

年廿才

右口書取之悪事も無之ニ付、門前拂

申付、及教諭遣候上、手当として

錢壹メ文遣ス

一 兎原郡岩屋村義左衛門分畑原村

平右衛門其外之もの江懸候家明

出入訴答、一同及吟味

同廿八日 朝雨昼前分止夕晴

一朝五ツ半時過

御城入、三手并御目付出立届

御城代 市右衛門

京橋口 今藏熊藏

玉造 小原作左衛門

御目付式人取次

右御城代者設楽江逢、同人も

明日出立之よし同道致ス、御城代并

町奉行式人落合逢、四ツ半時比帰宅

一 撰州畑原村

年寄

平右衛門

百姓

助次

茂三郎

市右衛門

右一通吟味之上、手鎖村預申付ル

同州河原村

次太夫

外九人

右吟味差免、出牢申付ル

同廿九日 半晴

一朝六ツ時過播州筋并撰州灘目

河辺郡為検見出立、手代宮部

潤八郎・鈴木尚太郎・岡田鉄助・

森田鎗三郎・侍松田治平太・

中田力・中間源助・伊助・清助・足輕

青木茂助召連ル、四ツ時比伊丹江

着、酒造人大和田屋善兵衛宅ニ而

小休、伴善右衛門久利久饅頭一折

贈ル、町役人共罷出逢、当年者酒

肴差出候儀断置候得共、手輕ニいたし

差出度旨申聞、最早支度いたし候

由ニ付為差出ル、かミや菊印之酒

切手五枚為取寄、右切手并到来之

菓子一折宅状添、大坂江為差立ル

松原七郎義、伴善右衛門方ニ当

度中ハ罷在候よしニ而罷越、一寸

逢遣ス、四ツ時過伊丹出立、是迄之

道程大坂ハ神崎江式里、伊丹江

五拾町也、昆陽村昆陽の池

眺望秋景よし、小濱江五拾町

同所茶店ニ而弁当、道場河原江

四里八町、同所江黄昏着、旅店

花屋仁兵衛宅泊○夜三田焼

陶器を買、九ツ時過寝ル

同

九月朔日 晴

一曉七ツ半時過道場河原出立、竹原江

三里、天神江式里、同所在家ニ而

弁当、三草江壺里半、西脇江

壺里半余、羽山江近式里、同所江

夕七ツ半時過着、検見、年寄善兵衛

宅泊、春法仕舞暮ル、中山昇三郎者

当村江罷越居、直ニ召連ル

同二日 晴

一朝六ツ半時比羽山出立、終日歩行

検見如左○森本○糶屋中村町准郷

○安坂○茂利○奥中中村町准郷

○中村町例之通家ニ而春法後弁当

○間子○岸上鍛冶屋准郷○高岸皮多岸上同断

○天田岸上同断○鍛冶屋小休春法

○牧野新町田野口准郷○東山皮多

○安楽田町夕七ツ半時過檢見落百姓宅江泊春法

○今朝出立いたし候年寄善兵衛

娘けい九才ニ成候よし、昨夜手元江出

働居候尔付、今朝持参之菓子為取

遣ス、百姓之子供ニいたし候而者人柄

宜敷見ユ

同三日 昨夜夕曇五ツ時比夕雨

一朝六ツ半時比安楽田町出立

○山野部准郷○西脇奥○寺内奥

庄屋宅ニ而○奥安楽田○福田新田両村春法

○越知○作畑右三ヶ村者奥安楽田准郷

○多田庄屋宅ニ而奥安楽田分春法多田者升目不都合三付、弁当後

耕地見直し、壹合毛五勺毛○豊部壹坪ツ、坪刈いたす

○市原○西山○山口○丹治

右四ヶ村者豊部准郷○観音寺夕七ツ半時過場所落

夕七ツ半時過豊部庄屋忠兵衛宅

着泊、村々春法致ス○大坂夕時

二日出之御用状到来、江戸御用状差越

宅状も到来、平安之旨安意○明日

飛脚返候ニ付、右宅状之返書認メ

明朝差立候積

同四日 晴

一朝五ツ時比豊部出立○的場村百姓

忠兵衛宅江立寄休息、同人逢遭

差出初蔵出来及見、早弁当ヲ遣

○天船坂本檢見、庄屋伊八郎宅ニ而

春法○門田檢見、同村百姓家ニ而

春法○赤坂門田○下三原俵田

○俵田検見濟、夕八ツ半時過百姓

利兵衛宅江着泊、春法致ス、同人

差出初詰置候蔵屋敷内江取建候間

及見呉候様申立候ニ付、一覽致ス

式間ニ六間之土蔵三間ツ、仕切

初蔵并日用蔵ニいたし、至極宜

出来致ス○当村者当年初而泊ニ成

居間南向ニ而前面田畑を隔て

山高し、其余も四面都而山なり

暮合比治平太南面之縁頼ニ而山頭

の月奇看なりといふ、立出候望む

前面之山を田之口山与云、西南の山頭

尔月かゝる、成程奇也、山頭樹木の

間尔弓張の月半を

没す、治平太又云、樹間の

月清明樹枝尔かゝる与見ユ

誰屋らんの句尔明月や枝尔



かけたるはつれたり

与いふ句有、真ニ実景と云ふ

へし、など見なし月有山の

端尔入ぬ

○夜ニ入村中拍子木を打て、非常を

いましむ打聲、こたまる響き之

一聲数聲ニ聞るも珍し○門前

水車の音幽静、六ツ半時比此水車を

留メしと見へて、前流一時尔水聲有り

○安楽田町権兵衛・中村町四郎兵衛・

下三草十太夫・天船坂本伊四郎・俵田

作右衛門、一同逢○宿百姓利兵衛同様

逢遣ス

同五日 曇

一暁七ツ時比俵田出立、明松数多を用

青野原江五十丁、又者七十丁取交

三里、五ツ時過同所江着、検見致し

寺院ニ而春法○粟生江一里半

同村手前新畑村庄屋又右衛門宅

弁当、四ツ半時比也○太郎太夫村江

一里半、同村手前小野ニ而一柳

土佐守使者葛山齋宮屋敷前江

出居、駕中ニ而逢、及會釈○太郎太夫村

百姓仁右衛門宅江立寄、同人父子逢

○太郎太夫今加古郡二子村江四里半

夕七ツ半時過同村江着、百姓七右衛門宅江

泊

同六日 曇

一朝六ツ半時過出立、検見如左

○二子○福里○上下西二見打込

○東二見同村者東手濱沼欠所

見分

右相濟、四ツ半時比庄屋孫左衛門宅江

立寄、春法後昼食、九ツ時比場所

引拂、明石江五拾丁三里

○明石今兵庫江並五里、途中江

村々役人共出迎ニ出、夜五ツ時比兵庫

着、本陣江泊○所役人共并村々

役人一同逢

○途中舞子濱茶屋鶴屋

王英与申もの方江立寄小休、兵庫

藏元山田屋与三左衛門明石迄出迎

参り居、同人親類ニ而去年中兵庫今

引越候もの、よし、菓子を出し

薄茶を振舞、式服啜ル、舞子中

歩行、小松両樹を得、舞子焼を買

同七日 快晴

一朝六ツ半時比兵庫本陣出立

川西・川東検見、川東水車

小屋ニ而春法○脇濱○岩屋

検見、同村立場茶屋ニ而春法

弁当○横屋検見、庄屋与左衛門

宅ニ而春法○西宮江夕七ツ半時過

着、本陣江泊○村々役人共罷越

逐々逢遣ス

○途中ニツ茶屋村ニ而小笠原

左京太夫ニ行會○住吉村濱手

御影石一覽、吉田喜平次別荘江

立寄、朝鮮姿并楓樹等見致ス

同八日 快晴

一朝六ツ半時比本陣出立、町濱打込

検見、宿外茶屋ニ而春法、五ツ時過

引拂、尼崎合神崎江出ル○川辺郡

小中嶋村検見、宅ニ而春法

八ツ時過役所引拂、夕七ツ時過帰陣

同九日 晴

一役所一同家来共朝五ツ半時礼受ル

其外家例之通祝義相濟

一内藤江文通、赤飯并土産之品等

遣ス、留守之よし

一江戸午拾六番御用状来ル

同十日 雨

一坂本江龍太郎稽古便文通、土産もの

遣ス、返書不来

一内藤合昨日之返書来、松茸到来

并松山葛二箱差越、一箱式拾壹匁

ツ、之よし、及返書

同十一日 曇

一並河復一江治平太遣し、当分

夜講断并頼有之候河州本庄村

三右衛門身元札書付一通遣ス、逢札申越

一東成郡新喜多新田破免

願出候ニ付、支配人重助江及理解

願書下遣ス

甚蔵

同十二日 半晴

一龍太郎坂本江稽古ニ參ル、頼

越候反古遣ス

同十三日 曇夜月明

一松平伊賀守殿妾腹女子今暁出生

来ル十八日迄産穢之旨廻状、米津

越中守殿今昨十二日到來之よし、設樂今

写来ル

撰州坂本村

百姓

茂兵衛

右威鉄炮被盜取候始末、口書申付ル

同州御影

七右衛門船

冲船頭

右異国船渡來之節、御雇船相成

神妙ニ相勤候ニ付、浦賀奉行ニおゐて

御褒美可申渡候間、入津之節可

申立候様達有之候ニ付呼出申渡、受書

取之置候事

一内藤江書通、月見團子遣ス、返書来ル

一江戸番外御用状到来

同十四日 晴昼比少し曇

一朝六ツ半時過出宅、西成郡檢見

茂久左衛門・尚太郎・昇三郎・銃助・

鎗三郎召連ル○南浜○光立寺

○下三番下三番
寺院ニ而弁当後春法

○北野庄屋源左衛門宅ニ而春法

右相濟、夕七ツ時比帰宅

一増田金五郎外式人江之書状巻封

為替組江渡差立ル

但、黒田傳右衛門外式人御賞譽

追願書入也

同十五日 晴

一 武庫郡見佐村水論之儀ニ付、青山

下野守殿家来其外三手家来共罷越

茂久左衛門を以為及引合ル

一 杉浦為三郎ハ書状、雀酢ハ壺桶到来

一 鍛術秋朝稽古、今日ハ始ル

同十六日 晴

一 御城代ハ廻状到来、留守中ニ付元ハ共ハ

用人江文通ニ而仕来之通返ス

爰許御具足奉行水品権十郎

被 仰付候旨申来ル、下畧

九月十六日 松 伊賀守

自分・設楽宛

一 内藤江文通、来ル廿二日舞楽之事

申遣

一 石川良左衛門ハ一紙、水品権十郎同役

被 仰付候、為知比留間江順達、返書来ル

同十七日 快晴

一朝六ツ半時比出宅、懸五人召連、東成

検見相越ハ鴨野検見、庄屋九兵衛

宅春法ハ森村検見、庄屋嘉兵衛

宅春法、弁当ハ中道村検見、年寄

与三兵衛宅春法、同村戸外ハ葛四町

歩余水腐ニ而皆無也、昼八ツ半時過帰宅

一 内藤ハ昨日之返書差越ス

同十八日 晴

一 暁七ツ時起出、正六ツ時出宅、河州

茨田郡村々検見相越、懸茂久左衛門

外四人召連ル、東海道筋森小路村迄

夫ハ野道江出、撰河馬場村通行

○南寺方村検見、庄屋宅ニ而春法

○守口宿検見、會所ニ而春法後

弁当○八番村○北拾番村

○南拾番村○下嶋村、右四ヶ村者

耕地入會、一村同様ニ付打込検見

○大庭七番村検見、同村庄屋利右衛門

宅ニ而春法、同村河岸ニ乗船、夕七ツ時比

出帆、七ツ半時過帰宅、今日ニ而検見不殘相濟

○帰帆懸八番村急破御普請所

見廻、大半出来致ス

同十九日 雨

一尼崎又右衛門ノ文通、来ル廿二日御城代

五ツ半時之供揃ニ而四天王寺舞樂

見物被参候よし申越

同廿日 晴陰風

一早朝内藤茂之助入来逢、四ツ時過帰ル

同廿一日 雨

一小弥太、坂本傳言ニ而水繩借受度由

申聞、同人呼逢貸遣ス

一龍太郎、坂本江稽古ニ参ル

同廿二日 晴時々通雨

一四天王寺舞樂有之、御城代被相越候

尔付、出役差遣ス

一内藤茂之助見物ニ罷越候間、山口

瀬左衛門差遣、昼後文通、重詰もの

遣ス

一大坂屋新左衛門、石直段積書付持参

逢承ル

一当午御取箇調見込取組小印致

潤八郎・茂久左衛門江下ル

一久貝因州短冊出来来ル

同廿三日 晴

一杉浦大二郎江文通、千坐色紙頼遣、返書来ル

一松田直兄ハ権進江文通、為及返書ル

同廿四日 曇昼後ハ雨

一内藤ハ文通、及返書

一自分兵庫ハ壱番船可積受御備船

川口沖江乗懸、設楽検見留守ニ付

昼比ハ孫八郎召連出船いたし

天保山下迄罷越候處、天氣相ニ而右船

逃候ニ付直ニ帰帆、七ツ半時過歸宅

廿五日 晴

一坂本ハ文通、及返書

一夜分松田直兄初ハ来逢

廿六日 晴

一直兄ハ権進江使差越、懷帯を贈ル

一杉浦大二郎ハ文通、是ハ乍返書使

遣し、重郎兵衛尋、牡丹餅遣ス

一夕刻樋屋市二郎方江参り、菊一覽

潤八郎召連ル、夕方帰ル

同廿七日 晴昼後曇

一江戸御用状来

○大坂町奉行伺、撰河州悪水路模様替

普請立會御用懸（被 仰付候段 阿伊勢守殿被仰渡候旨

土佐守殿・河内守殿印状到来

○馬場小太郎書状来ル

一坂本入来逢、昼飯振舞

同廿八日 晴昼後小雨

一京地江姫君様為御迎参居候、表使

織江家来罷越、おろちハ之封物届

一朝五ツ半時比出宅、步行堤方廻村、寢屋川

筋徳庵堤御普請願場所見分、茨田郡

今津村ニ而弁当、同村屋敷地願場所

をも見分、堤方懸兩人地方者瀬左衛門をも

召連ル、今津の船ニ而帰ル、八ツ半時比帰宅

一廻船方御用状出ス、調印もの年番江廻ス

一松田直兄方江権進使ニ遣ス、直兄江

金貳百疋遣し、認メ物禮

同廿九日 晴折々曇

一直兄弟子字盈入来不逢、直兄染筆

もの出来差越ス

同晦日 快晴

一暁七ツ時谷町濱の乗船、堤方廻村

懸与八郎連ル、保助者昨日の不快ニ而

代山下五四郎罷出一同連ル、淀川通

堤方目論見廻村、侍松田治平太・

中田力連ル、毛馬ニ而焼灯引、三番村ニ而

生駒山頭江旭出ル、鵜殿邊ニ而船中

昼弁当、九ツ半時過楠葉村江到ル

以樋并堤筋見分、淀家来岡

柳之助罷出逢、黄昏前嶋村庄屋

喜右衛門宅江着泊

○楠葉村場所見分済、九ツ半時過ニ

村内東海道往還年寄伊助

宅小休、是ニ而草鞋ニ成ル、村内

中程ニ道しるへの石あり、南江入

是より八幡宮迄廿三町のよし

石標より野道江入、七、八丁尔して

山道少し登る、此邊河・城

の国境なり、少しツ、登りて

社内尔到ル、大塔の前江出少し

登りて社前なり、東西両側尔

石燈籠数多あり、門を入れて社ニ到ル

門内鳩多し、麦を賣る買て鳩ニ

与ふ、よく人尔馴て持ながら餌候

一興なり、石階を登り本社尔到ル

社人出て案内ス、階楼を廻りて

東の口より入内陣ニ而三社拝礼

銀子奉納神札を受ル、夫より社人

案内いたし金櫃一覽、又東の

口より出東の道石階を下ル、一町斗

薬師堂前茶店あり休足、此處

東南を望て城州都而一望、淀城

大池眼下ニありて、京都を初め

伏見・宇治等の地、目前ニ浮む

暫時眺望、遠眼鏡^ルて處々

遠望ス、又坂を下ル、壹丁斗石清水

あり、清泉を啜ル、此泉の向瀧本・水

坊なり、坊中江請て昭乗の旧跡

茶室一覽、坊より又下ル、壹丁斗也

是より又元の道江返り社内を廻りて

大塔の元江出ル、楓樹あり紅葉を採る

元の道を下りて淀川邊江出、乗船

黄昏前嶋江到ル

十月朔日 快晴

一朝六ツ半時過前寫出立、同村御普請所

見分○大塚町・大塚村同斷

淀家来者はより引取候ニ付、及挨拶

○三嶋江見分、同村在家ニ而昼食

此時八ツ時過也、是より直ニ帰帆、残ル村々者

明後三日舟行の積也、暮六ツ半時比帰宅

同二日 晴

一朝四ツ時過

御城入、三手届

御城代 鈴木定右衛門

京橋 川上猛次郎

玉造 関 轍

御目付壹軒取次

右昨朔日帰坂届并撰河州悪水路

模様替普請立會被 仰付候、届書を以

一同出ス、御城代ニ而設楽江逢、同伴

○水野江罷越、出懸故不逢、用人ニ逢

申置、悪水路普請懸与力荻野

勘左衛門・中嶋豹三郎呼出逢、九ツ時過

帰宅

一 悪水路模様替普請立會（懸） 手附

鈴木尚太郎・中山昇三郎江申渡

一 摂州灘目筋川辺郡、播州多可・

加東・加西・（加吉）・神西郡、摂州灘目筋村々

御取箇仮免状相渡

一 下三番村百姓清七出牢申付ル

同三日 晴陰

一 明六ツ時過（出毛）、堤方廻村、谷丁濱（乗船）

与八郎・五四郎召連ル

淀川通

○柱本○點野○大塚村

○三嶋江○西ノ○下ノ

右目論見

○八番村

右急破出来栄

右相濟、暮六ツ時過八軒屋江罷越候處

天満六丁目出火候ニ付、取急帰宅

一 右出火ニ付（暮六ツ半時過） 天満

御宮江出馬、下総守留守居小川

藤兵衛ニ逢申置○専念寺

御位牌所江罷越、取次江申置

五ツ半時比帰宅、最早鎮火ニ成ル

一 夜ニ入茂久左衛門見佐村（帰坂）

同四日 曇風雨

一 朝六ツ半時比坂本江罷越、来ル七日

堺自分稽古申合致ス○永井江

罷越（用人ニ逢） 申置、昼前帰宅

一 当地御用状出ス

一 池田庄太夫入来逢

一

同五日 曇風初雪

一下野守殿家来岸与三左衛門入来

逢

一來ル六日・七日堺七堂領ニおゐて、坂本

町打有之候ニ付、今曉七ツ時龍太郎

出宅、坂本江罷越、是夕一同出立之積

權進供兼遣ス

一潤八郎・茂久左衛門江烟草盆一ツツ、遣ス

同六日 晴

一摂州東成・西成・川辺郡、河州茨田郡

御取箇仮免状相渡ス

同七日 晴夕夕雨

一曉七ツ時出宅、堺七堂領江為町打罷越

住吉社領安立町坂本旅宿竹屋

作兵衛方江明六ツ時過罷越、坂本并

玉造組与力共罷在一同逢、龍太郎并

權進も同所ニ泊居逢、無程坂本始

龍太郎も場所江參ル、自分者上下共朝

飯支度いたし、六ツ半時比場所江罷越

昨日打残候御筒様相濟、銘々自分

稽古いたす

番

五百目玉御筒

大天炮烙

自分

番

同御筒同

龍太郎

番

百目玉御筒

早打十發

同人

手傳、佐々木左三郎・西小弥太・

山本鯉蔵

外銘々町打別記ニ有之畧ス

○甲斐庄喜右衛門見物ニ參逢、暮

六ツ時過不殘相濟、自分者龍太郎召連

直ニ退散、先江引拂竹作江立寄

一寸支度いたし六ッ半時比出立、途中

雨降、夜五ッ半時比帰宅

一水野今留守江文通、北平の町風聞書

差越ス

同十日 晴

先手之もの出ス、無程鎮火

一杉浦大二郎今文通、及返書、味淋遣ス

一水野より昨日之返書・菊花到来、及

再答

一坂本江龍太郎遣し、町打相済候

為挨拶鯉節一箱遣ス

一西井江文通、返書来ル

同八日 曇

一江戸番外御用状来

一水野江昨日之返書遣ス

一百囊一昨日今参居候よし罷越、夜分

逢遣ス

同十一日 晴玄猪

一畑原村平右衛門外三人、手鎖村預差免ス

一川辺郡潮江村重太郎入牢申付ル

一朝六ッ半時過川浚見廻、谷丁濱今乗船

上丁場見廻、中嶋豹三郎ニ逢、夫今

高麗橋上之口見廻、与力・同心ニ逢

出役梶三郎天神橋下手今上陸

如左(今朝)着坂歛申置

同九日 晴

一水野江文通、不快見舞、手製茶碗

蒸并蛸壺一遣ス

近江丁

成瀬又太郎

一暮六ッ半時比天満堀川出火、北野村江

石丁

渡辺三十郎

梶山鉄六
京橋四丁目
市橋勘兵衛

釣鐘丁
坂登四郎

右申置、四ツ半時比帰宅

○釣鐘町通行ニ付申込鐘一覽

一夫火之見江登ル、階子三段登りて

上江出ル、方六尺計ニ火ノ見番彦人

詰居、昼夜式時代リニ而五人ニ而番いたし候由

東方

御城を始、大坂市中都而眼下ニありて

眺望十分成場所なり、此所之家守様之者ヲ

見て式軒あり、太田利兵衛・瀧野吉兵衛ト云

一坂本江文通、玄猪之牡丹餅遣ス、先方ルも

又使ニ而同品到来

一内藤・石川江文通、牡丹餅遣ス、何れも

受取来ル

一美囊郡武士山新田外兵衛入墨敲

落着申渡、右検使并牢屋見分、北平野丁

捕ものヲして茂久左衛門・斎助遣ス

同十二日 半晴

一宮部潤八郎・中沢斎助牢屋江遣

北平野町一件為及穿議ル

一夕刻ハ内藤旅宿江罷越逢、夜

五ツ時過帰宅

一先般秋稽古皆出席いたし候ものニ

今朝稽古ニ而褒美遣ス

○比留間邦之助 ○同鎌輔

○近山篤太郎 ○西井乙二郎

○設楽金市郎

同十三日 半晴

一朝内藤ハ文通、今夕可参旨申越、不及

返書

一朝鏡石助六中国筋ハ着坂候よしニ而

罷越逢遣、おろち江遣候湖月抄其外

届方申付頼遣ス、潤八郎・茂久左衛門方江も遣ス

一夕七ツ時過分内藤茂之助入来、酒飯

振舞寛話、夜五ツ半時過帰ル

同十四日 半晴

一夕刻内藤江文通、昨夜料理之品遣ス

一坂本江権進遣し、生絹之事申遣

一卯木武十郎逐々出立、暇乞ニ来申置

一林茂久左衛門・中沢斎助窄屋ニ遣し

北平野町一件為及穿議ル

一大坂屋新左衛門罷越、越前土産塩引鮭

到来、移リニ鯉節遣ス

同十五日 快晴

一朝六ツ半時過谷丁濱分乗船、堤方廻村

与八郎・五四郎召連ル

淀川通

○江口村○壺番村○七番村

○八番村

右目論見相濟、夕七ツ半時過帰宅

一成セ又太郎入来申置候よし

一渡辺三十郎入来、関保右衛門書状壺封

持参通申置候よし

同十六日 晴夕雨

一設楽入来、昼飯振舞、昼後帰ル

一

同十七日 曇

一夕刻出宅○卯木武十郎江為暇乞

罷越、留守ニ付口上書認メ置、玉椿一折

錢別ニ遣ス○内藤茂之助旅宿江罷越

逢、錢別之品々遣し、且土澤・石尾迄

贈り物頼遣ス、海野通翁認メ物其外

画頼遣ス、備後町年寄錢屋惣兵衛

参り合、初而逢遣ス、夜四ツ半時比帰宅

内藤明後日出立之積ニ而、明十八日夜

五ツ時比乗船のよし

同十八日 雨

一夕刻内藤江手代遣ス

一同人江文通、おみち江之届物式封

頼遣ス

一江戸江御用状道中八日限ニ而差立ル

○当午御取箇帳其外共

摂州新喜多新田御賞誉願書

御取箇組頭江書状添差立ル

ノ

同十九日 昨夜ハ晴昼曇

一藤方手代〔銀〕納出役、井口錠助罷越逢度旨

申聞逢遣ス、政太郎ハ玉子到来

二ツ枝短冊出来差越

同廿日 晴昼半晴

一暁七ツ半時出宅、駕籠与八郎・五四郎

召連、堤方廻村

大和川通

○築留三番樋見分年延申付ル

○安堂村込樋伏替之積

石川通

○片山村込樋同断

右見分、青地組会所ニ而弁当、夕

七ツ半時過帰宅

○傳馬方孝七心〔傳〕違之取斗いたし

及沙汰

同廿一日 半晴

一西井源二郎入来逢、顯五短冊出来

持参

一水野ハ手代呼出、悪水路普請模様替

之義、相談申越、出役鈴木尚太郎

同廿二日 半晴

一水野江尚太郎遣し、模様替存寄

無之旨、申遣ス

一設楽江文通、木綿代百疋差越銀壺分

釣遣し此間借置候、築山江都筑分

文通写返ス

同廿三日 半晴

一朝六ツ半時過出宅、堤方廻村歩行与八郎・

五四郎召連ル

木津川

○今木新田

○津守新田

会所ニ而弁当

十三間川大和川

○加賀屋新田

地主甚兵衛方ニ而小休

同人江初而逢

右相濟、夕七ツ半時過帰宅

同廿四日 半晴

一八ツ半時比市中高津新地出火ニ而

先手之もの共差出、引續出馬、難波

御蔵江相詰候仮役罷出居逢、其外

御蔵手代共相詰居逢、七ツ半時比鎮火ニ付

引取、明六ツ時過帰宅

一夕七ツ時比分堤方懸兩人召連、将棊嶋江

罷越、悪水路模様替ニ付、堤取直之儀

見分いたす、夕刻帰宅

一夜ニ入坂本入来、空三郎同道、夜

五ツ半時過帰宅ル

一藤方手代井口錠助明日出立之よしニ付

権進遣し、政太郎江品物遣ス

同廿五日 朝雨半晴

一悪水路模様替普請明廿六日分

取懸候段、若狭守組与力共々懸りもの江
申聞ル

一夕七ツ時比今若狭守方江罷越逢、夜二人

帰宅

一杉浦今文通、赤飯到来、及返書

一水野家来今權進江文通ニ而看到来

同廿六日 晴風

一水野江文通、贈物之挨拶申遣ス

一昼九ツ半時比出宅、悪水路模様替普請

取懸ニ付為見廻相越、出役尚太郎・

昇三郎初藏内今将棊嶋江相越

東与力荻野勘左衛門・西与力田坂源左衛門・

近藤左衛門・同心平山覚助外三人詰居

逢、将棊嶋上手今自普請場所取懸

一通見廻、八ツ時比帰宅

一夕七ツ時過出宅、永井能登守方江

相越用人ニ逢、御用多ニ而不逢申置

○成瀬又太郎方江罷越逢、夜五ツ時比
帰宅

同廿七日 半晴

一将棊寫普請当時者自普請之儀ニ而

東西組も忝人ツ、出役之よしニ付

自分方出役も忝人ニいたし候積、昇三郎

忝人罷越候よし

一昼後設楽江罷越、古金銀引替之儀

尔付、金銀坐懸組頭江之文通下

持参、及演説貸置、八ツ時過同道ニ而

設楽者明日兵庫出立届

御城入、自分者七ツ時比帰宅

同廿八日 快晴

一朝六ツ半時過出宅、将棊寫普請所

為見分相越、出役兩人も出ル、東西

与力同心共罷出居逢、五ツ時比水野

若狭守相越、初蔵會所ニ而逢、五ッ半時比

永井能登守相越同様逢、夫々一同

将基嶋見分、若狭守者同所ノ乗船

川廻リニ參ル、能登守者佃寫御給

御修復所見廻相越、引續目分も

引取、四ッ時比帰宅

一河州茨田郡帰宅申渡有之

同廿九日 半晴

一明朔日出札不罷出旨、御蔵奉行江

断申遣ス、返書来ル

十一月朔日 半晴

一明六ッ半時出宅、堤方廻村懸兩人

一召連、谷町濱ノ乗船

神崎川

○上下新庄村○三大道村

淀川

○十番村下嶋村

右相濟、七ッ時過帰帆○渡辺三三郎方江

罷越逢、夕刻帰宅

同二日 曇小雨雪烈風夕晴

一朝六ッ半時過出宅、堤方廻村懸兩人

召連、谷町濱ノ乗船

淀川

○三大道村○橋寺村

○天王寺庄

庄屋橘右衛門宅并当

右相濟、九ッ時過ニ候處烈風ニ而乗船

難相成、三番村ノ上陸、歩行ニ而夕

ハッ半
七ッ時ハッ半〈過〉比帰宅

一都筑金三郎ノ文通、下緒壱懸

到来

一河辺郡潮江村重太郎出牢申付ル

同三日 晴烈風

一今曉九ツ時過市中曾根崎新地

壺丁目分出火、西南風強く追々出火

ニ相成、北野村風筋悪敷ニ付、曉八ツ時比

先手之もの共差遣、引續出馬、同村

才田新地江相越、市中老忝町分右才田

才田新地江火移候ニ付、人足共を以

消防方手当申付ル、同所式丁程焼失

精々手配申付候内夜明ル、六ツ半時比

市中寺町寺院 二而朝飯弁当

早速場所江罷越、天王寺村・南北野町・

光立寺村人足共相懸、消防手当為致

人家式ヶ所引崩消留候、處々火先

見廻候處、支配所内者何れも火鎮り候ニ付、北野村

鴻池屋善五郎別荘ニ而休足、朝五ツ時比

専念寺

御位牌所江立寄、寺僧江申置、建国寺

御宮江相越、風筋少し振差当氣遣候義も

無之候間、下総守家来江申置、人足者相揃

手代附置、四ツ時比一旦帰宅○九ツ時過

又々出馬

御宮江相越、設楽も罷越居逢、風筋

不宜ニ付坐敷江相詰居、水野若狭守・

永井能登守も相越逢、建国寺住持・

下総守家来共ニも逢、八ツ時比設楽一同

引拂、自分者北野村江相越、所々見廻

取締方申付ル、夕七ツ時比帰宅○火先

處々江相移、当地ニ者珍敷大火ニ付

夜四ツ半時過鎮火、天満郷大半焼失

○龍太郎北野村弁当所江相越

火事場見物いたし、忝度目出馬之節も

跡分參ル

一坂本入来、昼前一旦帰宅之節逢

一右出火ニ付所々分見舞之もの罷越、近在

村々多人數為見舞罷越ス

一杉浦家内舟ニ而立退、谷町濱迄相越候由

ニ付、見舞遣し食物等贈ル

一夜九ツ時過寝ル

同四日 半晴夜風雨

一昨曉今之出火ニ而一同勞居候間、今日者

役所休日ニ准し、休足為致候

同五日 晴烈風

一朝五ツ半時過出宅、堤方廻村風烈ニ付

歩行廻村

淀川通

○三番村黒田傳右衛門宅
弁当 ○柴嶋

右目論見○帰途天満焼場通行

天満天神社者四方共焼失ニ而西手土塀

門際迄焼、其余者不残無難也、夕七ツ半時過帰宅

一朝出懸落着物申渡致ス

一江戸江御用状出ス○出火届書差出、且

焼場繪圖差遣ス

一足代弘訓哥認メ物出来届

一夜九ツ時過松屋町筋淡路町出火

無程鎮ル

一夜八ツ時比東成郡関目村出火、無程

鎮ル

同六日 晴風夜静

一朝五ツ半時比出宅、堤方歩行

淀川通

○川崎○南北長柄北長柄
弁当

○毛馬○赤川

右目論見○帰途荻野勘左衛門宅江立寄

此程参候挨拶申置○杉浦江立寄留守

家内ニ逢、七ツ時過帰宅

一龍太郎能見物ニ參ル

同七日 半晴

一番外御用状出ス、手本初差立ル

同八日 雨

一 将棊嶋普請休日

同九日 半晴折々時雨

一 設楽今文通、及返書

一 昼後出宅、将棊嶋普請見廻ル

昇三郎召連ル、与力・同心共逢、會所ニ而

休足○市中江廻夕刻帰宅

一 西井・安食文通、明後十一日西立會之事

申来ル、連名返書為遣ル

同十日 快晴

一朝六ツ半時谷町濱分乗船、堤方廻村

神崎川通

○杭瀬○神崎○加寫

右目論見、尼崎領者例之通家来共出逢

暮六ツ時過帰宅

同十一日 半晴

一朝六ツ半時過谷町濱乗船、堤方

中津川通

○福嶋○野里○塚本

○古堤○木寺○本庄

○(北)名柄

右目論見、七ツ半時比帰宅

東成郡

天王寺村

入牢

長右衛門

平次郎女房

村預

ぢう

右強姪一件吟味

一 設楽文通、及返書

一番外御用状出ス○古金銀一条御勝手

組頭江之書状、設楽連名ニ而差立ル

同十二日 半時折々時雨

一朝五ツ半時過出宅、堤方步行五四郎

壹人連ル、神崎川通十八条目論見

同村圓宗寺ニ而弁当、八ツ半時比帰宅

一久守哥出来来ル

同十三日 晴風

一朝五ツ時過出宅、難波御蔵初納

西成

米五百三拾石五斗五斗式升五合
五斗三升
五斗三升四合

右池田庄太夫手ニ而納、仮役治田五郎兵衛

逢、例之通御蔵奉行江饅頭五十入一折ツ、

手代江式百二折遣ス、七ツ時比帰宅

○出懸千日寺通行、古墳一望

一池田兮葱到来

同十四日 半晴

一朝坂登八郎入来逢、後藤傳言申聞ル

同十五日 晴

一朝六ツ半時過

御城入、御城代逢有之、御定番式軒者

不快逢無之○坂本同道、山木数馬江

立寄逢、九ツ時過帰宅

同十六日 晴

一曉七ツ時過市中平右衛門町出火、明方鎮火

両門跡江見舞遣ス

一御用状来ル

同十七日 晴

一朝稽古場出席、一同江薩摩芋遣ス

一桑山圭助兮書籍到来

同十八日 快晴

一朝六ツ半時過乗船、川浚見廻

尻無川浚所見分、工藤左之助并同心

逢○立賣堀上陸、九ツ半時過帰宅

一勝田今書状来ル

同十九日 晴暖

一昼後將棊嶋見廻、昇三郎召連ル

豹三郎・左衛門其外逢○市中江相廻

夕七ツ時比帰宅

一勝田江之返書、貞次郎江渡差立ル

同廿日 晴昼今曇明六ツ時寒ノ入

一朝五ツ時出宅、寒氣見舞

御城内、御城代・両御定番・両番頭・加番

○坂本通昼飯被振舞、八ツ時過迄談話

○永井能登守○笹本茂三郎○石川長次郎

○成瀬又太郎、いづれも申置、七ツ時過帰宅

同廿一日 晴昼後曇

一坂本入来逢、昼飯振舞

一杉浦今文通、久須美江之三封頼来ル

一御用状出ス○但馬守殿・右京亮殿

紀伊守殿書状

○右杉浦頼之三封

ノ

同廿二日 半晴時々小雨

一設楽入来、明日出立之よし、昼飯振舞、夕刻同人江

文通、菓子遣ス、返書来ル

一都筑江文通、小服紗二人壺封、定次郎江為相渡ル

同廿三日 昨夜今風雨

一当月渡諸入用金、御金蔵今受取

一成瀬又太郎江文通、到来之カステイラ

一折遣ス、留守受取

一設楽今朝京都江出立

一笹本江文通、寒中見舞到来ル

小鯛遣ス、返書来ル

河州茨田郡

八番村

栄蔵

菓子一折遣ス、返書茶一壺到来
一寒氣見舞、來客有之

右盜一件、入牢申付ル

同廿六日 晴昼後時雨

一寒中見舞、來客有之

一朝五半時比出宅、將碁寫見廻

一池田庄太夫入來逢

淀川通天満はし下手水刳

一自分風氣大方快氣

杭出相願候ニ付、右目論見兼相越

堤方懸兩人召連ル、立會者辨三尚太郎

同廿四日 曇

召連ル、場所見分、長五間三通打目論見

一安食善之丞入來逢、土産到来

川方荻野勘左衛門出合居、直ニ及

移遣ス、夕飯振舞、夕刻帰ル

及談判、古杭出繕之積を以直ニ取懸

一成瀬又太郎今昨日之返書、海苔・小菊

來春定例之内ニ組込差出候積ニ

到来、及再答

いたす、會所江立寄直ニ退散、中嶋

一寒氣見舞、來客有之

豹三郎も逢○尼崎蔵屋敷寒中

申置○並河復一江立寄逢○大竹

同廿五日 半晴

八郎助・渡辺三十郎寒中申置、九ツ時過

一自分風邪快髪、月代致ス

帰宅

一永井能登守江文通、寒氣見舞

同廿七日 晴折々曇

一朝五ツ半時過出宅、將碁嶋杭出

諸色為見分、樋屋市二郎木場江

相越見分濟、懸両人者返し、自分者

寒氣見舞挨拶与して如左

相越○朝岡助之丞・松井与五右衛門

近藤左衛門・同保太郎・内山彦次郎・

小川甚五右衛門・山本善之助

○尼崎又右衛門 右いづれも申置、九ツ時過

帰宅

一設楽八三郎罷越候折柄、帰宅ニ付逢

同人義、昨夜帰坂之よし、一昨廿五日

所司代江罷出候處、当春

仁孝天皇御葬送御用相勤候ニ付

為御褒美金式枚被下置候段、酒井

若狭守殿被仰渡候段、吹聴有之

都筑金三郎・多羅尾久右衛門も同日

同様、中井岡二郎者銀廿枚被下置候由

昼飯振舞、九ツ半時過帰ル

一成瀬又太郎其外寒氣見舞、来客有之

同廿八日 半晴

一朝設楽江文通、今般拝領物

いたし候歎、肩衣地一・下緒一遣ス

返書来ル

一同人今文通、京都之産物到来

受取遣ス

一柴田日向守江文通、寒氣見廻

烟草一箱遣ス、返書茶一折

到来

一藤方今書状到来

一昼後出宅○比留間兵三郎留守ニ付

用人江申置、先般納米取扱之

及挨拶○榊道太郎御普請役

兩人申置○設楽江拝領物歎ニ參ル

酒飯被振舞、夜五ツ時過帰宅

一所司代分定例送物有之

同廿九日 晴風

一朝五ツ半時出宅、難波御蔵為立會

相越、御蔵奉行比留間兵三郎・玉造

西組与力罷出ル、設楽納当番渡米

有之、八ツ時過相濟帰宅退散、本願寺江

定例之通寒氣見舞申置、夕七ツ時比

帰宅

一江戸御用状到来、おたの・おみち分

届物壱封ツ、来ル

同晦日 晴風

一昼後出宅、将棊嶋見廻、昇三郎

召連ル、淀川通新水刳杭取懸、天満

はし杭新規入替、八軒屋仮入切

大半出来、寝屋鯨江瀬割堤南手

根杭取懸ル、源左衛門・勘左衛門・同心共

詰合逢、無程退散、帰途分寒氣

見舞如左相越○梶山鉄六外式人

京橋・玉造用人共六軒○山村与助

七ツ時過帰宅

一明日川浚見廻之積、役船達為召出ル

一右ニ付出礼断之儀、設楽江申置、返書来ル

一御城代風邪ニ而出礼断之旨、夜分

破損奉行一紙到来、比留間江廻達

一里村保助不快快く、今日分出勤逢

一水野江文通、寒氣見舞短尺五十枚

煮鮎楽焼ふた物江入遣ス、受取来ル

一甲斐庄喜右衛門江文通、同断茶一折

遣ス、留守受取来ル

一角倉傳二郎江龍太郎分寒氣見舞

菓子一折差遣ス

十二月朔日 晴

一 明六ツ時過谷丁濱分乗船、川浚

見廻、出役鎗三郎、沖浚者此節

風波ニ付差支、拾番浚場所見廻

同心兩人詰合逢、四ツ時比川口分

上陸、役船者直ニ帰ス○藤山勝次・酒井

象五郎寒氣見廻申置○甲斐庄

喜右衛門通逢、九ツ時過退散○永井江

立寄古助ニ逢申置、御普請旅宿

寒中答札申置、七ツ時過帰宅

一 水野分昨日之返書、画仙紙并陶器

到来

一 甲斐庄分昨日之返書、銘酒到来

一 杉浦重郎兵衛入来通候よし

一 比留間分文通、奈良漬到来

同二日 雨雪少し交ル

一金公事申渡有之

一 水野江昨日之返書遣ス

一 寒三十日釵術詰稽古、今日ニ而相濟

同三日 晴折々曇

一 設楽入来逢、京橋金談之義

近藤左衛門分内頼内話有之

一 河州下嶋村百姓清兵衛・礮右衛門

南都取扱紀州名目銀之儀、不屈之

取斗いたし候一件ニ付、右兩人召捕

吟味之上、夜中入牢申付ル

一 高橋奎三郎入来逢、夕飯振舞

夜ニ入帰ル

一 潤八郎・鎗三郎・梶三郎・善作為酒造

改遣し、今朝出立

一 鳴尾村庄屋共悴明日出立ニ付、如左

渡遣ス

○後藤一兵衛江箱封一

○おたの・おみち江同壺封ツ、

一樋屋市二郎・吹田屋藤助代悴呼出

諸色直段増願書下遣し、心得方

申諭遣ス

一甲斐庄喜右衛門入来申置

同四日 晴折々曇

一河州下嶋村清兵衛・礪右衛門義、(私領引合ニ付)永井

能登守江差出候ニ付出牢申渡、益三郎

を以差出候處、調方之儀ニ付組のもの

談有之召連帰候間、一卜先改而入牢

申付、明日善引合候積

一甲斐庄江再報遣し、借来候哥集

一冊返ス

一寒氣見舞文通知左

○星野 銘酒二 移海苔

○渡辺三十郎 西瓜漬 同奉書十枚

吉野菓子

○石川七次郎

桜餅
粕漬

一中沢齋助紀州袋湊江難船

為吟味遣し、今朝出立

同五日 曇

一朝五ツ半時過出宅、将棊嶋見廻

會所江罷越休足、出役尚太郎

与力豹三郎・左衛門、同心兩人罷出候ヶ所如左

○八軒屋両所メ切出来、水替取懸

今朝中ニ者替干候積

○淀川通新杭出○寝屋川通新キ

根杭

水野若狭守四ツ半時過見廻相越、一同

場所見分、九ツ時比退散

御城入、明日堤方出立届○御城代波多

与太夫○京橋戸田五八郎○玉造小原作左衛門

○御目付壹軒取次、九ッ半時過帰宅

一河州下嶋村清兵衛・礮右衛門飯口書申付ル（帰牢申渡ス）

同六日 曇折々小霰

一明六ッ時出立、堤方廻村、谷丁濱を将基嶋

掘割通船、与八郎・保助・連吉・力召連ル

淀川丁張

○前嶋○大塚町○三嶋江

○柱本

右相済、暮六ッ時過西野村年寄庄屋

善兵衛宅江着泊、川縁也

○淀川役坂巻清左衛門・高槻堤役小見山

登、場所江罷出逢○江口村善左衛門悴

徳三郎罷越逢

同七日 晴

一朝六ッ半時過泊出立、高槻堤役逢

淀川丁張

○下之村○西之村

神崎川同断

○江口村○加寫村 ○佃村

○蒲嶋新田○出来嶋新田○大和田村

○中嶋新田

右相済、黄昏中嶋新田會所江着泊

同八日 半晴

一朝六ッ半時中嶋新田會所出立、如左廻村

神崎川通

○中嶋（新）田未春定例
午秋急破出来栄

○矢倉新田○西嶋新田

○百嶋新田西嶋會所
昼飯

○北西嶋 ○南西島

○秀野

右相済、夕七ッ半時過帰宅

同九日

一 早昼出宅、昨八日帰坂届

御城入

○御城代 波多与太夫

○御定番 京橋戸田吾八郎
玉造渡辺金四郎

○御目付 取次

右相済 ○山木数馬江立寄逢

○将棊嶋御普請所見廻、内川

ノ切場所堀揚方并水替取懸

豹三郎・左衛門・同心共逢、七ツ半時過退散

○杉浦江罷越一同逢、蕎麦馳走

ニ成、夜五ツ時過帰宅

一 比留間江文通、到来之肴遣ス、返書来ル

一 淀川丁張与して設楽罷越ス

一 御城代佐井寺邊巡見有之、地方

堤方出役出ス

同十日 晴風

一 明六ツ半時八軒屋濱分乗船、堤方

廻村懸兩人連ル

正蓮寺川

○恩貴嶋新田 ○嶋屋新田會所
弁当

中津川

○四ノ嶋 ○六軒屋

淀川

○南新田 ○代地場 ○木屋新田

右相済帰帆、難波橋分上陸 ○備後丁二廻

○星野江立寄留守、七ツ半時比帰宅

一 八日限番外御用状到来

一 廣足短冊出来来ル

同十一日 半晴時々雪

一 朝五ツ時比八軒屋濱分乗船、堤方廻村

懸兩人連ル

中津川

○西野 ○六軒屋 ○四ノ嶋

○野田○野里○塚本

但、四ノ嶋會所昼食

右相濟、淀川江出帰帆、暮合帰宅

同十二日 晴

一森田慎平廻船方御用ニ付罷越逢

河州大庭式番村

勘兵衛

外三人

右紀州名目銀之儀ニ付不埒之取斗

有之、手鎖村預申付ル

摂州大石村

安兵衛

右盗いたし候風聞有之、宿預申付ル

摂州神戸村

太兵衛

文礼

橋本藤左衛門女房

りやう

右如何之風聞有之、一ト通吟味之上一同

宿預申付ル

一八日限御用状出し、おたの江可渡金拾両

正金ニ而差立ル

同十三日 晴折々曇

一煤拂ニ付役所休日

同十四日 曇

一朝五ツ半時過出宅、堤方与八郎壹人連ル

寢屋川通徳庵堤上置丁張いたす

今津村ニ而弁当○備前寫粉藏合

将棊嶋御普請所見廻、内川ノ切

場所堀上水替内川漸割堤根杭

取懸ル、勘左衛門・豹三郎・同心共逢、出役

昇三郎、八ツ時過帰宅

摂州天王寺村

長右衛門

平次郎

ぢう

右密通出入、口書申付ル

河州八番村

栄助

右申口相分、出牢申付ル

一金公事申渡有之

一星野市郎兵衛（入来）申置

同十五日 晴

一朝六ツ半時過

御城入出礼、伊賀守殿・越中守殿御逢

有之、丹後守殿者不快断、四ツ時過帰宅

一納庄屋帰便○紀州殿紗綾式卷并

おるちち之菓子一封到来

同十六日 晴

一水野（弁花）書通、柿（弁花）到来、別紙

御宮御立退場茶白山之義申越

夫々及返書、移り豆并花遣ス

一昼後出宅○水品権十郎着坂歎

申置○池田江罷越逢、雁切身并

水豆腐遣ス○設楽江罷越逢

堤方諸色御手当之儀、町奉行江可

差出案廻ス、二条納米一条及内談

夕飯被振舞、夜五ツ時過帰宅

同十七日 晴

一当月八日出御用状、八日限ニ而今日到来

○石原定五郎様御義、甲府勝手

被 仰付御出立相済候よし、申来ル

一龍太郎坂本江遣ス、不快見舞与して

月の零遣ス、最早快候よし

一池田入来逢

一町奉行（文通）、明十八日限ニ而川浚

相止メ候旨申越、及返書

「りやう

同十八日 曇 節分

宿預免帰村 文礼

一朝六ツ半時過八軒屋濱分乗船

神戸村

川浚見廻、難波橋下手川口早雨

帰村 なか

番所北捨場見廻、江戸堀分西横堀ニ而

右一ト通吟味之上申渡

上陸〇八軒屋濱分将碁嶋江罷越

一金公事申渡有之

水路御普請所見廻、伏越樋堀立方

川床分凡壹丈壹尺程堀揚出来

同十九日 (昨夜分朝迄雨) 曇

樋敷板切組方取懸、与力勘左衛門・

一設楽分文通、菓子其外到来、及

豹三郎・源左衛門・同心共詰居逢、九ツ時過

返書、昨日之返書も遣ス

帰宅

一森田鎗三郎町奉行分呼出有之

一設楽分文通、諸色御手当伺下承印

西江遣候處、川浚手当与して金

いたし差越ス

貳百疋・上丁場之方金百疋・筆墨料

摂州神戸村

金貳百疋、例之通相渡候段、若狭守申渡候由

太兵衛

一八ツ時過出宅、為諸色見分樋屋木場江

二ツ茶屋村

相越、懸兩人連ル、丸太貳千六百本余

入牢

橋本藤左衛門女房

杉櫓見分、夕刻帰宅

一 間瀬信之助今文通、画并短冊出来

差越、受取為遣ル

同廿日 曇

一 八日限番外御用状到来

一 間瀬信之助江昨日之返書遣ス

一 九ツ半時過出宅、将棊寫御普請所

見廻、伏越樋両側板出来、砂菱一

仕付ニ取懸ル、勘左衛門・源左衛門・同心共詰居

逢、會所江立寄休、川床今堀候硯一

銅器一覽○堀川吹田屋藤助木場江

為諸色見分相越、与八郎壺人召連ル

丸太式千本余杉櫓等見分、夕七ツ半時

過帰宅

一 藤方手代為銀納罷越候よし、權進方江

參ル、素面并海鼠・高村短冊式枚差越ス

一 前条御用便久須美正一郎今壺封、采石今

杉浦江之壺封、小弥太江之壺封来ル

同廿一日 曇小霰

一番外御用状六日限ニ而出ス

○おたの江壺封

×

一 坂本・杉浦江文通、久須美父子書状届

小弥太江之壺封も遣ス

撰州三番村

庄屋

勘左衛門

河州南寺方村

庄屋

庄左衛門

右袴帶劔上訴差免申渡

撰州今津村

年寄

松三郎

善兵衛

新三郎

文次郎

右上下壺具ツ、遣ス

同廿二日 晴烈風

一並河復一ハ使、明晩講訳可參哉之旨申越

參候様申遣ス

一同人江文通、悪水拔樋銘之儀

申遣、返書并銘案差越ス

一劍術申合〔稽古〕有之

一坂本ハ文通、鯨代之事并自分父子江

砲術目錄傳授之儀申越、受取遣ス

一廣田戸三郎入来逢、明後日出立之由

短冊五枚彦市郎江遣ス、市〔西〕郎ハ

政太郎江之口上書認メ、答礼之品一箱

戸三郎方江為持遣ス

同廿三日 晴

一水野江明日之内打合之儀申遣、林蔵

方江潤八郎遣ス

撰州大石村

定助

右蘭陳物盜取候始末、一同吟味〔之上〕★★★

入牢申付ル

一夜分並河復一入来、論語講、五ツ時過帰ル

撰州西成郡

江口村

外五拾五村

右来未春常例堤方御普請

仕様帳相渡、取締向之儀定例之通

申渡、受證文申付ル

一右村々私領之分地頭役人呼出、定例之通

取締向申達

但、御用多ニ付懸ハ直達之積を以

達方為致ル

一竹尾銀納手代江廣足認メ物、潤八郎ハ

為相頼ル

同廿四日 曇昼後半晴

一 早昼飯ニ而支度いたし、将棊嶋御普請

所江相越、白衣侍兩人外供廻り平日之通

會所江罷越待合、九ツ時比若狭守

相越、會所分同道いたし見物會所江

參ル、九ツ半時比伏越樋乗込無滞相濟

今日懸出役左之通

水野若狭守

西組与力

西組同心

自分

田坂源左衛門

井上十二郎

永井能登守者
当病之よし断

東組同心

自分手附

東組与力

平山覚輔

鈴木尚太郎

荻野勘左衛門

蒔田仲右衛門

手代

中嶋豹三郎

中村四郎五郎

中山昇三郎

三郷惣年寄

薩摩屋仁兵衛

江川庄左衛門

同廿五日 半晴

一 江戸表江御用状出ス

○ おみち壱封

○ 金 井壱封

×

一 御定番・町奉行江定例もの歳暮塩鱈

遣ス、京橋者忌中故見合ス

一 川口積立御廻米有之、清二郎出役

舟廻しもの遣ス

同廿六日 半晴

一 京橋忌之義ニ付、星野之返書

為持設楽江文通いたし候處、玉造

廻状一昨夜到来、昨朝里村保助

持参候處、失念いたし候義之旨申越

廻状写差越ス

前畧

米倉丹後守妾腹之女子、病

氣之處養生不相叶、昨夜亥

下刻致死去候、七歳未滿ニ付

昨廿三日夕明廿五日迄三日致遠慮候

後畧

十二月廿四日

米津越中守

惣廻状

右ニ付九ツ時過出宅、弗問

一九ツ時過

御城入、米倉丹後守殿江相越、川上

猛次郎江逢、悔申置○水路御普請

所見廻、出役尚太郎・与力勘左衛門并

同心共詰合逢、樋埋立出来八軒屋

東手石垣築立ニ取懸○市中通行

○設楽江罷越逢、歳暮ニ参候也

子供江手遊其外遣ス、御城忌為知

両御定番分到来、直ニ一覽

前後畧

松平伊賀守妾腹之娘、病氣之処

養生不相叶、昨廿五日申上刻

致死去候、尤七歳未滿ニ付、昨日夕

明廿七日迄被致遠慮候

十二月廿六日

米津越中守

米倉丹後守

惣廻状

右ニ付設楽退散○上本町町家ニ而

着替平服ニ成

御城入、御城代江罷越山本市右衛門ニ逢

悔申述、七ツ半時過帰宅

一嘉納屋次五郎罷越、八丈寫一反贈ル

唐へ紗移ニ遣ス、不逢

一里村保助詫ニ来逢

同廿七日 半晴夕分雨

一吉辰ニ付龍太郎元服為致ル、九ツ時過

自分前髪採遣し、髪者栗田

連吉ニ為結ル、規式目出度相濟

一潤八郎・茂久左衛門今金千疋、外役所

一統今交肴一折呉ル

一家族一同祝義盃事致ス

一役所一同家来共父子列席ニ而

祝義受ル

一家来一統江祝義目錄遣ス

一夕刻家族打寄、酒飯祝ひ候事

一設楽金市郎老人呼、夕刻參ル

酒飯振舞、夜五ッ半時過帰ル

同廿八日 半晴

一朝五ッ時比役所一同歳末之祝義受

定例之通銘々江目錄遣し、砂糖

一箱・鰯老尾呉ル

一朝五ッ半時比

御城入、三手・両番頭・加番四軒

歳暮祝儀申置、両町奉行同断

通用人江逢申置、四ッ半時過帰宅

但、永井ニ而設楽ニ逢

一留守江設楽入来通候よし

一西井源二郎參り居、帰宅之節逢

一歳暮来客有之、龍太郎元服祝義同断

一夜ニ入高橋左三郎入来逢、五ッ半時過

帰ル

一設楽今廻状写差越ス

前後畧

松平伊賀守今般御宿次御鷹

之鷹被致拜領候

十二月廿八日

米津越中守

米倉丹後守

惣廻状

河州大庭式番村

百姓

勘兵衛

外四人

右紀州名目銀一件差免★⑤段村預

差免ス

同廿九日 晴

一昼後出宅、将棊嶋御普請所見廻

八軒屋樋落口石垣根通出来、右

樋呑口之邊淀川表洩水手当ニ

取懸、与力勘左衛門・豹三郎・左衛門・

同心共詰合逢、八軒屋之方々退散

○市中見物いたし、夕刻帰宅

一設楽を留守江文通、龍太郎元服

歎・奉書紬一反・扇并子供江歳暮

自分江小筆紙一束到来、帰宅後

夜ニ入返書遣ス

廿二

従弘化三丙午年

五月十三日至同

十二月

大坂代官による城米船の調達と事故への対応

吉川 潤

各地の幕領で毎年納められる年貢米は江戸や大坂などへ運ばれたが、その回漕にあたる城米船を用意し円滑な運航を支えるのも大坂代官の役目であった。ここでは『大坂代官竹垣直道日記』（以下『日記』と略す）からそのような城米船に関わる活動の内、廻船見分と難船などの事故への対応についての記事を取り上げる^①。

廻船見分

廻船見分（廻船改）は、安治川・木津川の河口や兵庫湊・神戸浦で城米船に任じるべき廻船を検査するもので、大坂代官の城米船関係の活動でも中心となるものである。まず、『日記』に収録された弘化二（一八四五）年～三年の記事から廻船見分の項をまとめると「表1」のようになる。見分は竹垣自身が赴いて行なう場合が多いが、竹垣に命じられて廻船方懸だけが出向いている場合もみられる。特に「表1」の期間では弘化三年二月十四日・同二十四日・三月五日の見分には竹垣は出向かず、廻船方懸の官部孫八郎だけが派遣されているが、これは五年前の天王寺村一件に関わって竹垣の下僚森誠一が処罰され竹垣自身も差控を仰せ付けられて自ら見分に出向けなかったからである。

「表2」は弘化二年～三年の廻船見分の数を月ごとにまとめ、『日記』から判明する天保十一

表1

弘化2年

日付	場所	廻船方懸	備考
2月29日	木津川口・安治川口	森田慎平・中山昇三郎	「設案堤方廻村いたし候二付右見分自分罷越候也」
6月15日	木津川口沖	懸兩人	
10月17日	木津川内	懸兩人	
10月27日	木津川内	懸兩人	
10月28日	安治川口沖	懸兩人	
11月朔日	安治川口沖	岡田銃助・森田慎平	
11月7日	安治川沖	(森田) 真平	
11月9日	安治川沖	懸兩人	
12月4日	安治川沖	(森田) 慎平	
12月16日	安治川口沖	(森田) 真平	
12月22日	兵庫・神戸	(宮部) 孫八郎	
12月24日	兵庫・神戸沖	(宮部) 孫八郎	
12月25日	兵庫沖	不明	

弘化3年

日付	場所	廻船方懸	備考
正月6日	安治川沖・安治川内	懸兩人	
正月8日	安治川沖・安治川内	(森田) 慎平	
正月9日	安治川沖	(森田) 真平	
正月14日	木津川内	(森田) 真平	
正月21日	安治川口?	不明	
正月23日	安治川沖	(宮部) 孫八郎	
2月14日	不明	宮部孫八郎	宮部孫八郎のみ遣わされ、竹垣は出向かず。
2月24日	両川口	宮部孫八郎	宮部孫八郎のみ遣わされ、竹垣は出向かず。
3月5日	不明	宮部孫八郎	宮部孫八郎のみ遣わされ、竹垣は出向かず。
4月9日	木津川内・安治川沖	懸兩人	
4月14日	安治川沖	(宮部) 孫八郎	
4月15日	木津川沖	(宮部) 孫八郎	
4月16日	安治川沖	(森田) 慎平	
4月20日	木津川内	(森田) 真平	
5月2日	安治川沖・安治川内	懸兩人	
5月8日	川内・沖	懸兩人	
5月10日	安治川沖	懸兩人	
5月19日	安治川口	不明	
閏5月2日	安治川口・木津川口	懸兩人	
閏5月18日	兵庫	森田慎平	森田慎平のみ遣わされ、竹垣は出向かず。 18日は森田慎平が兵庫へ出発した日であり、実際に見分が行なわれた日程は判明しない。

1. 弘化2年～3年の「日記」から、竹垣及び廻船方懸が廻船見分を行なった日の記事をまとめた。
2. 表の日付の他、弘化2年11月24日に「廻船調方」として宮部孫八郎が兵庫へ遣わされているが、この「調方」と廻船見分の関係は不明である。また、弘化2年12月16日にも「廻船数艘入津」したとして、宮部孫八郎が兵庫へ遣わされているが、日記の記述からは、この時、廻船見分が行なわれたのかは判明しない。

表2

天保11年	9月												
	0												
天保12年	正月	閏正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	4	3	4
天保13年	正月	2月	3月	4月	5月	6月							
	3	8	10	6	3	5							
天保14年	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	閏9月	10月	11月	12月
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	(1)	4
天保15年 (弘化元年)	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	8	6	6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	
弘化2年	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	3	5	
弘化3年	正月	2月	3月	4月	5月	閏5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	6	2	1	5	4	1(1)	0	0	0	0	0	0	0

- 『日記』から天保11年～弘化3年の廻船見分について月毎にまとめた。表の数値は、その月に竹垣及び廻船方懸が廻船見分を行なった日数である。見分が中止になった日や、鈴木町代官が見分を行なった日は含まない。
- 『日記』の天保11年の記事は9月分のみ、天保13年の記事は正月～6月分のみである。
- 天保13年5月と6月には、表の日数の他に、廻船の「取調」として八木与兵衛・宮部孫八郎が兵庫・神戸、讃州などに遣わされており（5月26日条、同28日条、6月朔日条）、弘化2年11月にも、表の日数の他に廻船の「調方」として宮部孫八郎が兵庫へ遣わされているが（11月24日条）、この「取調」「調方」と廻船見分との関係は判明しない。また、弘化2年12月には表の日数の他に、「廻船数艘入津」したため宮部孫八郎が兵庫へ遣わされた記事がみえるが（12月16日条）、この時に廻船見分が行なわれたのかは判明しない。
- 『日記』には、兵庫などでの廻船見分に廻船方懸のみが派遣された際、廻船方懸が大坂を出発した日しか記されず、実際に見分が行なわれた日数が判明しない場合があり、表ではその場合の数値を(1)とした。

（一八四〇）年～十五年のそれと合わせて整理したものである。なお大坂代官の廻船方の業務は二人の代官（谷町・鈴木町）のどちらか一方に担われ、もう一方の代官はその間、堤方を担当して年番交代により毎年、それぞれの業務を交換する仕組みがとられたのだが②、この弘化二年～三年については前年の天保十五年（弘化元）年から廻船方を務めていた鈴木町代官設楽八三郎が弘化二年六月まで担当して竹垣と交代し、竹垣は翌弘化三年の六月まで廻船方を務めて再び、設楽に引継いでいる。「表2」で弘化二年の前半と弘化三年の後半に廻船見分がほとんどみられないのは、竹垣が廻船方を担当していないためということになる。

一方で、その竹垣の担当期間中の廻船見分も弘化二年六月～九月にはほとんど

行なわれておらず、十月から翌三年閏五月にかけて行われている。「表2」の天保十一年～十五年をみても同じ傾向が読み取れる。この期間で竹垣が廻船方を担当しているのは天保十二年六月～翌十三年六月と天保十四年六月～翌十五年六月であるが、その間の廻船見分もほとんどが九月～十月から翌年の五月頃までに行なわれているのである。徴収された年貢米の回漕時期に合わせて廻船見分が集中して行なわれる訳だが、それは九月～十月に始まり翌年にかけて本格化して五月頃まで続くというものであった③。「表2」をみると天保十三年は六月になってもまだ五回も廻船見分が行なわれているが、これは、この年の「撰州灘目筋樽廻船御城米御備船主法」の影響で廻船見分が長引いたためと考えられる。

城米船と海難

廻船見分を受けた船は極印を打たれ（『日記』弘化二年十月二十八日条、城米船として年貢米の積出し港へ出帆していったのであるが、中には「船症不宜ニ付勿ル」（『日記』弘化三年四月二十日条）とあるように見分で問題がみつきり城米船から外される船もあった。また廻船見分を受ける船の中には「当年忝度御廻米積請候船々」（『日記』天保十三年三月二十四日条）や「当年三度目積受之船」（『日記』同年四月朔日条）という船もあり、二度三度と城米船となって出帆していった。

この廻船見分については、『日記』の弘化三年九月二十四日条にも「自分兵庫老番船可積受御備船川口沖江乗懸」たため廻船見分に赴いたとの記述がある。この日は設楽が検見で留守にしていたため竹垣が代りに出向いた（結局、天気具合で見分は行なわれなかった）が、この記述から問題の廻船

が竹垣の支配所の米を兵庫で積み受けるはずの「自分兵庫壱番船」だったことがわかる。天保十四年十月十五日の記事にも、この日、兵庫で廻船見分を受けた辰吉丸について「自分兵庫積江差向、即日積立候積」とあって竹垣の支配所の米を回漕する船に当てられていることがわかる。さらにその翌日には「御廻米、昨日見分いたし候為蔵船（辰吉丸）江今日積立候三付、湊廻し為取締見廻ル」（括弧内は筆者）と竹垣自ら積立の様子を見廻っている。竹垣は廻船見分によって各地の幕領のための城米船を調達していたのであるが、その中には竹垣自身の支配所のための城米船も含まれていた。竹垣たち大坂代官は、廻船見分を行なう際は自身の支配所もその中に含めた全国的な幕領の年貢米回漕のために活動するという特徴を帯びていたといえよう。

『日記』には廻船見分の他にも城米船の運輸中に起こった事故に関わる記述がみられるが、その中で多いのは城米船の難船に関わる記事である。弘化二年七月三日条には「竹尾清右衛門を差出候難船一件」とあって、筑前国宗像郡大嶋浦で城米船が破船した一件について沖船頭らと上乘を「一ト通吟味之上御用達并船宿江預申付」たことが記されている。同年七月二十六日条と十一月八日条には「防州上ノ関直乗船頭徳右衛門船」の難船に関する記事がみえるが、七月二十六日条にはこの一件について「岩田鋏三郎手先之もの差遣場所吟味之上銀山役人見習——為差出昨日着」とあってこの日、その銀山役人見習が同行してきた乗組員を受取り、十一月八日条には乗組員らに「口書例之通申付」たとの記述がある。前者の竹尾清右衛門は日田に陣屋を置く西国筋郡代であり、後者の岩田鋏三郎は石見国大森の代官であるが、城米船が遭難した場合、これら遭難地最寄りの幕領の郡代や代官がまず調査を行ない、その上で大坂において大坂代官による乗組員の吟味が行なわれたことがわかる。天保

十一〜十五年の『日記』にも、天保十二年六月二十四日条・同年八月八日条・同年十月二十六日条のように難船となった城米船について竹垣が乗組員の受取や吟味を行なっている記事がみられ、天保十三年四月十八日条には隠州沖合で難船となった城米船について「御下知有之候ニ付落着申渡」とあって、この「御下知」を出したのが誰かは判明しないものの、それを受けて竹垣はこの一件に「落着」を申渡しているのが確認できる。

ところで難船ではないが、『日記』の天保十二年三月九日条には志州安乗浦に入港した城米船が浦役人の改を受けたところ、「上乘両人之内自分支配所播州赤穂郡山野里村百姓吉右衛門儀不罷在」、浦役人の報告を受けた信楽代官多羅尾久右衛門から竹垣のもとへ「懸合越」した一件についての記述がみえる。この船には竹垣支配所の江戸廻米と小堀主税支配所のそれとが積合わされていたが、いなくなつた上乘は竹垣の支配所の者であり、竹垣は山野里村へ「急呼出差紙」を送っている。この一件は竹垣の支配所の年貢米が回漕される途中で起こつた事故といふことができ、多羅尾から知らせを受けた竹垣はすぐに対応しているが、一方で他の難船の事例では、竹垣は自身の支配所とは関わりなく城米船の乗組員の受取や吟味などに携わっている。

竹垣は幕領を担当する一人の代官として自身の支配所の年貢米が運ばれる途中の事故に対応したが、さらに廻船見分で見られたのと同じように全国の幕領のためにも活動する大坂代官として他の幕領のための城米船が起こした事故の処理にも携わっていたのである。

①『日記』については、『大坂代官竹垣直道日記』（一）（なにわ・大阪文化遺産学叢書2（二〇〇七年））に天保十一年から天保十三年、同（二）（なにわ・大阪文化遺産学叢書5（二〇〇八年））に天保十四年から天保十五年、同（三）（なにわ・大阪文化遺産学叢書10（二〇〇九年））に弘化二年から弘化三年の記事が収められている。

②藪田貫「大坂代官の世界―竹垣直道日記について」（『近世大坂地域の史的研究』、清文堂出版、二〇〇五年）。

③阿部善雄「江戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として」（『史学雑誌』第七二編一―号、一九六三年）には「勘定奉行所がその年の直轄地および預所の年貢米に対して、秋中に江戸回送分・大坂回送分を決定して通達すると代官・預所役所から冬回送・春回送の区別や積荷石数仕訳見込書が大坂の廻船交代官に送られ、その書類によって廻船差配人（廻船用達）に空船の調達を行なわせた」とあり、廻船の調達が始まるのは「秋中」の通達と代官・預所役所からの書類によってであることが指摘されている。

（関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程）

大坂代官所の人足寄場

松永友和

竹垣直道が記した『大坂代官竹垣直道日記』（以下『日記』と略す）は、大坂代官の職務や文化的活動、さらには趣味・趣向にいたるまで、一人の武士としての情報を、余すところなく私たちに伝えている。公私におよぶ『日記』の情報は多彩であり、視点によって新たな諸事実を教えてくれる。その一つに、天保改革にともない設置された、大坂代官所の人足寄場があげられる。

寛政二（一七九〇）年、火付盗賊改長谷川平蔵の建議により設置された人足寄場は、天保改革期に大坂・京都・長崎に設置され、文久元（二八六一）年には、箱館に設置される。天保期の大坂に人足寄場が設置されたことは、『牧民金鑑』と『市中取締類集』（遠国伺之部）の史料をもとに、はやくから指摘されていたが^①、その実態については、これまで明らかにされてこなかった。そこで小稿では、『大坂代官竹垣直道日記』（二）（なになわ・大阪文化遺産学叢書5、二〇〇八年発行）を用いることになるが、『日記』から判明する新事実の一つとして、大坂代官所の人足寄場の存在とその実態を明示することで、本叢書の解説にかえることにしたい。

「寄場」設置と無宿・野非人の狩り込み

天保十三（一八四二）年十一月二十一日、幕府は京・大坂の代官所に人足寄場の設置を命じる（石

井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』五、岩波書店、一九九四年、「無宿物もらい非人等之部」(四七六八)。これを受け、翌年一月二十九日に竹垣直道は、撰津国東成郡村々の惣代を呼び出し、「寄場」取り立てについて申し渡しを行う。同月三十日には、代官下僚のなかから「人足寄場懸」を選び、任命している。

二月一日からは、無宿・野非人の狩り込みを開始する。竹垣は下僚の林泰蔵を派遣し、平野町・高津町・天王寺村辺りにおいて、無宿・野非人十七人を捕え、牢屋敷に入れている。二月四日には、下僚六島清二郎が、無宿・野非人十一人を狩り込んでいる。そのうち往来手形を所持していた二人は追いつき、残りの九人を牢屋に送っている。二日後の二月六日には、四日に捕えた無宿たちの取り調べを行い、それが済み次第、直ちに牢内に戻している。さらに同月十一日には、下僚の山口作助を天王寺村周辺に派遣し、無宿・野非人十二人を狩り込んでいる。

狩り込みの対象は、往来手形の所持が基本であった。そのことは、竹垣が、手形の所持者をあとで追いつき、追いつていることから推察できる。また、狩り込みを行った地域には、天王寺村や平野町、高津町などが『日記』にみられることから、都市近接地域に無宿・野非人が滞留していたことが考えられる。竹垣は、わずか十一日間という短期間に、無宿・野非人四十人を狩り込み、そのうち三十八人を牢屋敷に送りこんだことが、『日記』から判明する。

ところで、大坂代官所の牢屋敷については、天王寺村牢屋敷内に谷町・鈴木町両大坂代官が共同で管理する牢屋があり、ここでは、非人が敲仕置を行っていたが、「不相当」を理由に足軽が行うようになったこと②、大坂代官所の牢屋が設置されるのは、安永八(一七七九)年八月であり、設置によ

って一支配限の出入や事件を手限で吟味できるようになったこと^③、などが明らかにされている。大坂町奉行所の人足寄場が、暫定的に高原溜に仮設置されたことと同様に^④、おそらく大坂代官所の人足寄場も、天王寺村牢屋敷内に仮に設置されたものと思われる（後述）。

「寄場人足」の活用

次に、狩り込んだ「寄場人足」について述べることにする。『日記』によれば、竹垣は、天保十四年三月から、「寄場人足」を樋普請や悪水井路浚いに活用している。

三月一日、撰津国本庄村の村役人が、樋普請のため「寄場人足」五人を借りたいと申し立て、それを受けて竹垣は、無宿衆蔵ら五人を牢預けから村預けに切り替え、村役人に引き渡している。このとき竹垣は、衆蔵らが無宿であるため、村役人に「心得方」を申し渡し、注意を促している。また、三月五日には、河内国森河内・高井田両村から、悪水井路浚いのため人足を借り受けたいとの申し立てがあり、嘉次郎以下九人の無宿を、本庄村の場合と同様、牢預けから村預けに切り替え、村役人に引き渡している。その四日後の九日、今度は撰津国天王寺村から九人、木野村から三人の「寄場人足」借り受けの申し立てがあり、教諭を加えた上で、村預けに遣している。

このように、竹垣は、狩り込んだ「寄場人足」を、自身が支配する村々の樋普請や悪水井路浚いに活用していた。ここで注目すべきは、「寄場人足」の借り受けを村側が申し出ていることである。先に述べたように、竹垣は、天保十四年一月二十九日に撰津国東成郡惣代を呼び出している。これについて『日記』には、「寄場取立方之儀云々申渡ス」と記されている。寄場取立方は「云々」とあるの

みで、その詳細は記されていないが、このとき竹垣は、何らかの「寄場人足」の活用方法を村側に示していたのかもしれない。

さらに指摘したいのは、天保改革にもなう人足寄場設置政策は、無宿・野非人の狩り込みによる治安維持のみが目的ではなく、「寄場人足」の活用にこそ、その主眼が置かれたのではなからうか、という点である。大坂代官は、幕府の命を受け、本格的な人足寄場を設置し、「寄場人足」を活用しようとしたのではないだろうか。これにかかわって次に、人足寄場の建設構想について述べたい。

人足寄場の建設構想

天保十四年三月十日、大坂鈴木町代官築山茂左衛門から竹垣のもとへ、「寄場小屋」についての伺書案が届けられる。さらに同月十二日の『日記』には、「安井九兵衛受所人足寄場可取建場所及見」とある。この一節からは、竹垣が人足寄場の建設予定地である「安井九兵衛請所」を見分した、と読み取ることができる。築山から届けられた「寄場小屋」伺書案の具体的な内容は不明だが、人足寄場建設に関わる内容であると推察される。もう一人の大坂代官築山から、人足寄場に関する伺書案が来たことは、大坂代官所の人足寄場が、谷町・鈴木町の両代官共同で管理されていたことを示している。

人足寄場建設予定地としてあがった「安井九兵衛請所」とは、もと下福島・野田村の外島と呼ばれた堤外地を指す。元禄十一（一六九八）年の堀江川開削にもなう道頓堀下流南岸の材木置場収公の代地として、同川開削に尽力した安井九兵衛と平野次郎兵衛に使用権が与えられ、当初は「安井九兵

衛・平野次郎兵衛請所」と呼ばれた。しかし、のちに平野家が断絶したため、「安井九兵衛請所」と称されるようになった。同所は開発以来幕府領で、石高は二十二石余。新田と同じく支配人が置かれた。

このように、大坂代官所の人足寄場については、場所を天王寺村牢屋敷から「安井九兵衛請所」に移す具体的な構想があったものと考えられる。しかし、実際に人足寄場が「安井九兵衛請所」に建設されたか否かは定かではない。天保十四年四月以降の『日記』には、天保十五年五月二十三日条に、「寄場差出金一件書物返す」とあるのみで、人足寄場に関する記事は極端にみられなくなる。

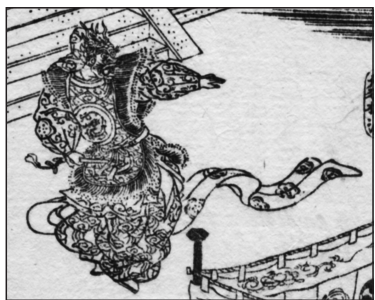
以上、『日記』によつてはじめて明らかとなる新事実の一つとして、大坂代官所の人足寄場に焦点をあて、代官による無宿・野非人の狩り込み、「寄場人足」の活用などの実態を述べてきた。最後に、天保改革期における人足寄場政策の背景について触れておきたい。

天保十二年九月からはじまる人返し令に先立ち、幕府内部では評議が行われる。そのなかで、老中水野忠邦は、全国の代官に都市江戸の過密人口問題の解決策を諮問する。天保十年は四十二名の代官があり、三十四名がこの問題に回答しているが、そのなかに、人足寄場仕法の拡大を提案した者がいる。西国筋郡代寺西蔵太元栄である^⑤。この寺西の上申を受け、人足寄場政策が行われたのではなからうか。もしそうであるならば、天保改革期の大阪地域における人足寄場政策は、人返し令、さらには文政く天保期の「本格的体制危機の時代」^⑥のなかで考察する必要性が生じてくるが、これについては今後の課題としたい。

- ①石井良助『江戸の刑罰』（中央公論社、一九六四年）一九八頁。南和男『江戸の社会構造』（塙書房、一九六九年）一五〇～一五一頁。平松義郎『江戸の罪と罰』（平凡社、一九八八年）二一三頁。
- ②敷田貫『近世大坂地域の史的研究』（清文堂出版、二〇〇五年）三九七・四〇四頁。
- ③小倉宗「近世中期大坂代官の幕領支配―大坂町奉行・勘定奉行との関係を中心に―」（『大阪商業大学商業史博物館紀要』五、二〇〇四年、一八六～一八九頁）。ただし、すでに延宝五（二六七七）年の天王寺村検地帳によると、村内に「籠屋敷」（広さ十七間×七間）があったことを確認することができる（大阪の部落史委員 会編『大阪の部落史』第一巻 史料編 考古／古代・中世／近世Ⅰ、解放出版社、二〇〇五年、三五五頁）。この点をいかにして整合的に理解するかについては、今後の課題である。
- ④前掲、南和男『江戸の社会構造』参照。
- ⑤南和男『幕末江戸社会の研究』（吉川弘文館、一九七八年）一三八頁。
- ⑥藤田覚『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九九年）参照。

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター リサーチ・アシスタント）

【表紙】「四天王寺 聖霊会」〔撰津名所図会〕巻二、関西大学総合図書館所蔵



竹垣直道は、多忙な仕事の合間をぬって、神社仏閣や史跡にしばしば訪れている。そのなかでも、大坂在勤中に何度も足を運んだのが四天王寺。

四天王寺では、毎年二月二十二日の聖徳太子の命日に、聖霊会が行われた。「おしょうらい」ともよばれ、四天王寺でもっとも重要な法会である。壮麗な舞楽と四箇法要が、早朝から夕刻までの長時間をかけて営まれた。現在は、毎年四月二十二日に執り行われており、大阪に春を告げる行事として、多くの人がびとに親しまれている（南谷美保『四天王寺聖霊会の舞楽』、東方出版、二〇〇八年）。

『大坂代官竹垣直道日記』天保十四年二月二十二日条には、直道が息子龍太郎とともに聖霊会に参列し、安摩あまや散手さんじゅのほか、太平楽たいへいらく・陵王りょうおう（童舞）・新鞆しんまが・地久ちきう・蘇莫者そまくしやなどを鑑賞したとある（なになわ・大阪文化遺産学叢書2『大坂代官竹垣直道日記』（二）、二〇〇七年、一八・一九頁）。また、本書の弘化三年九月二十二日条には、「四天王寺舞楽有之、御城代被相越候亦付、出役差遣ス」とあり（二六二頁）、大坂城代とともに直道の下僚が四天王寺で舞楽を参観している。『四天王寺舞楽之記』第十六には、この年一月に仁孝天皇が崩御したため、「當年ハ常楽會、聖霊會ハ難勸御延引与奉存候」とある。本来なら二月に開催される聖霊会が、この年に限り九月二十二日に開催されたのである（『四天王寺舞楽之記』下巻、清文堂出版、一九九三年）。

千年の長きにわたって行われてきた雅やかな四天王寺聖霊会は、直道の目に、どのように映ったのであろうか。

（解説 松永 友和）

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
オープン・リサーチ・センター整備事業（平成十七年度～平成二十一年度）
なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究

なにわ・大阪文化遺産学叢書10

大坂代官 竹垣直道日記（三）

編集 藪田 貫

（関西大学教授・なにわ・大阪文化遺産学研究センター研究員）

校訂 松永 友和

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

リサーチ・アシスタント）

校訂 松本 望

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター非常勤研究員）

発行日 二〇〇九年三月三十一日

発行 関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

〒五六四一八六八〇

大阪府吹田市山手町三一三―三五 関西大学博物館内

（電話）〇六一六三六八一〇〇九五

印刷（株）廣濟堂